

# **デジタル社会の実現に向けた重点計画**

**2025年（令和7年）6月13日**

この計画は、デジタル社会形成基本法に規定する重点計画、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定する情報システム整備計画及び官民データ活用推進基本法に規定する官民データ活用推進基本計画として策定するものであり、官民データ活用推進基本法の規定に基づき、国会に報告するものである。

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組	1
1. 重点計画に基づいた我が国のデジタル化の取組	1
(1) 我が国の強み	1
① デジタルインフラの整備	1
② アナログ規制の見直し	1
③ 信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の推進	1
(2) 利用者視点の取組	1
① マイナンバーカードの普及・利活用とマイナポータルの利便性向上	1
② 事業者向け行政サービスの利用者体験向上に向けた環境整備	2
③ 準公共分野におけるデジタル化の推進	2
(3) 中長期的な政府機能の強化	2
① 地方公共団体情報システムの統一・標準化	2
② 国・地方公共団体等の情報システムのガバメントクラウドへの移行	2
③ ガバメントソリューションサービス（GSS）への移行	3
2. 直面する課題と情勢変化	4
(1) 直面する課題	4
① 人口減少及び労働力不足（リソースの逼迫）	4
② デジタル競争力向上の必要性	4
③ 自然災害や公共インフラ等の持続可能性への脅威への対応	4
④ サイバー空間における質・量両面での脅威の増大	5
⑤ デジタル人材の不足	5
⑥ 「デジタル化」に対する不安やためらい	5
(2) 情勢変化	5
① 生成AIをはじめとするAIの社会実装の進展	5
② デジタルを巡る国際情勢の変化	6
3. 目指す社会の姿	7
4. 取組の方向性と重点的な取組	8
(1) AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進	8
① AIの活用環境の整備と利活用の促進	8
② 地方創生2.0（地域におけるデジタル・新技術の徹底活用）	9
③ AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進	10
(2) AI-フレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ）	15
① デジタル行政改革の推進	15
② AI・デジタル等テクノロジーの徹底活用を阻む制度の見直し	15
③ ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・運用	15
④ オープンデータの推進	16
⑤ 政府・地方公共団体のシステムにおけるデータの相互運用性の確保	16
⑥ デジタルの利用環境・インフラ整備	17
⑦ AI向け計算資源・データセンターの整備の加速	17
(3) 競争・成長のための協調	17

① データ連携・利活用推進 .....	17
② 防災・医療・こども・教育等の準公共分野におけるデジタル化 .....	19
③ 国の情報システムの最適化 .....	23
④ 地方公共団体情報システムの統一・標準化 .....	24
⑤ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化の推進 .....	25
⑥ これからの行政サービスを支えるネットワークや柔軟な情報連携等の実現 .....	25
⑦ 産業全体のモダン化 .....	26
(4) 安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組 .....	26
① デジタルリテラシー（デジタルを正しく理解し活用する力）の向上 .....	26
② アクセシビリティ（誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境）の確保 .....	26
③ 偽・誤情報等対策 .....	27
④ サイバー犯罪対策 .....	27
⑤ サイバーセキュリティの確保 .....	27
(5) 我が国の DX 推進力の強化（デジタル人材の確保・育成と体制整備） .....	29
① 社会におけるデジタル人材の確保・育成 .....	29
② 政府における DX 推進体制の強化 .....	30
③ 社会全体のデジタル化の司令塔機能の強化（デジタル庁の体制強化） .....	30
5. デジタル社会の実現に向けての理念・原則 .....	32
(1) デジタル社会形成のための基本原則 .....	32
(2) 業務改革（BPR）の必要性 .....	32
(3) 構造改革のためのデジタル原則 .....	33
(4) クラウド第一原則（クラウド・バイ・デフォルト原則） .....	33
(5) 個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進 .....	33
<b>第2 重点政策一覧 .....</b>	<b>34</b>
1. AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進 .....	38
2. AI-フレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ） .....	67
3. 競争・成長のための協調 .....	81
4. 安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組 .....	116
5. 我が国の DX 推進力の強化（デジタル人材の確保・育成と体制整備） .....	125

### 第3 工程表

### 第4 オンライン化を実施する行政手続の一覧等

### 第5 データ利活用制度の在り方に関する基本方針

# 第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

## 1. 重点計画に基づいた我が国のデジタル化の取組

2021年9月1日にデジタル庁が創設されて以降、4年弱が経過した。当初の重要かつ深刻な課題であった「新型コロナウイルス感染症対策における行政機関同士の不十分なシステム連携に伴う行政の非効率」等を根本的に解決するため、政府としてはこれまで毎年度重点計画を改定し、デジタルファーストの原則を徹底することにより行政手続及び社会全体の生産性の向上を目指して取組を進めてきた。

以下に、これまでの重点計画の取組により実現してきた、(1) 我が国の強み、(2) 利用者視点の取組、(3) 中長期的な政府機能の強化、について現時点での到達点を要約する。

### (1) 我が国の強み

#### ① デジタルインフラの整備

我が国においては、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法<sup>1</sup>（IT 基本法）の制定以降、社会全体のデジタル化に必要不可欠なデジタルインフラであるインターネット等のネットワーク環境の整備は相当程度進展しており、2023年3月現在で光ファイバ整備率（世帯カバー率）は99.8%<sup>2</sup>、2024年3月現在で5Gの人口カバー率は98.1%<sup>3</sup>となっている。

#### ② アナログ規制の見直し

デジタル技術の実装を阻み、社会のデジタル化の阻害要因となっているアナログ規制について、目視規制、定期検査・点検規制等の代表的な7類型の規制及びFD等記録媒体規制に関する法令等約1万条項を見直し、見直しが必要とされた8,162件について約98%（8,162件のうち7,983件、2025年5月末時点）の見直しが完了している。

#### ③ 信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の推進

信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保を図るため、「信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust : DFFT）」の概念を提唱し、OECDの下で設立したIAP<sup>4</sup>等の国際枠組みを通じて、データの越境移転時に直面する課題の解決につながるプロジェクトを実施するなど、データの越境移転に関する国際的なガバナンスの確立を主導している。

### (2) 利用者視点の取組

#### ① マイナンバーカードの普及・利活用とマイナポータルの利便性向上

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードは、2025年3月末時点で国民の約78.3%が保有しており、確定申告・パスポート・引越し・子育て等のオンライン申請、健康保険証・運転免許証・図書館カード等としての利用、民間事業者のサービス申込等での利用など、官民間わず様々なシーンでの利活用が進んでいる。また、子育てや介護等の行政手続の検索、オンラインでの申請や税・薬剤・医療費など自身の情報の確認等ができる個人向け行政サービスのオンライン窓口であるマイナポータルは、2025年3月末時点で約7,800万人の方に利用登録されており、利用者から寄せられた意見を基に、より利便性の高いサービスを提供できるよう機能拡大や継続的な改善に取り組んでいる。

<sup>1</sup> 平成12年法律第144号。

<sup>2</sup> 総務省「令和6年版情報通信白書」より。

<sup>3</sup> 総務省報道資料「5Gの整備状況（令和5年度末）の公表」より。

<sup>4</sup> Institutional Arrangement for Partnership の略称。

## ② 事業者向け行政サービスの利用者体験向上に向けた環境整備

事業者向けの行政サービスについては、事業者が行政手続を行う際に手続情報の取得や申請準備を円滑に行えるよう支援するポータルサイトの整備を進めている。また、認証機能である G ビズ ID については、2025 年 3 月末時点で約 125 万者が利用している。

## ③ 準公共分野におけるデジタル化の推進

準公共分野<sup>5</sup>については、生活に密接に関連しているため国民から期待が高く、国と民間が協働して支えているもののうち、国による関与が大きく他の民間分野への波及効果が大きいものとして、「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「こども」、「モビリティ」等の 8 分野を指定し、取組を進めてきている。

たとえば、防災分野においては、「防災デジタルプラットフォーム」を構築し、災害対応各機関が迅速に災害情報を集約、共有することができる環境を整備することとしている。また、こども分野においては、就労証明書の様式の標準化を進めるとともに、保活ワンストップサービスの実現に向けて、保護者・施設・地方公共団体等の間でいわゆる「保活」に関する情報を受け渡しするための連携基盤の整備が進められている。このように、準公共分野におけるデジタル化も進みつつある。

## (3) 中長期的な政府機能の強化

### ① 地方公共団体情報システムの統一・標準化

急速に人口減少社会に突入する中、各地方公共団体が個別に情報システムを維持管理し、セキュリティを確保することは人材面・財政面からの限界があるため、住民サービスの向上や行政の効率化、持続可能な行政サービスの確保を目指し、基幹 20 業務の標準化に取り組んでいる。具体的には、2025 年度までの標準準拠システムへの移行を原則とし、標準仕様の作成を行うとともに、地方公共団体の取組状況の丁寧な把握や円滑な移行に向けた環境整備に努めている。

標準化の対象となる全 34,592 システムのうち、2025 年 1 月末時点で、2,989 システム (8.6%) が特定移行支援システム<sup>6</sup>に該当する見込みであり、特定移行支援システムを有する団体数は 1,788 団体のうち 554 団体 (31.0%) であるが、こうしたシステムについても移行期限後、概ね 5 年以内にできるよう積極的に支援することとしている。

### ② 国・地方公共団体等の情報システムのガバメントクラウドへの移行

利便性の高いサービスをスピーディに提供、改善するため、国や地方公共団体、準公共分野等で共通のクラウドサービス利用環境を整えてきており、対象のクラウドサービスを選定し、2021 年度から自治体システム利用検証等でガバメントクラウドの利用を順次開始した。特に、国においては、まず、原則として、政府情報システムは、クラウドに最適化されたシステムをガバメントクラウド上に構築し、クラウドサービス事業者が提供するサービスを活用して効率的に運用することとしている。

<sup>5</sup> 生活に密接に関連していくて、国と民間が協働して支えている準公共サービスのうち、国による関与（予算措置等）が大きく、他の民間分野への波及効果が大きい分野。

<sup>6</sup> 現行システムがメインフレームにより構成され、システムの全容把握からデータ移行をはじめとした標準準拠システムへの移行完了までに他システムと比較し、相対的に時間を要する場合、現行システムを構築・運用する事業者が標準準拠システムの開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたものの代替事業者が見つからない場合及び事業者のリソースひっ迫などの事情により、2026 年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム。

2025 年 2 月時点で、ガバメントクラウドを利用しているのが 2,918 システムと、2024 年 8 月時点（671 システム）と比べて 335% 増加している。

### ③ ガバメントソリューションサービス（GSS）への移行

最新技術を採用しつつ、各府省庁のネットワーク環境の統合を順次進めることにより、政府共通の標準的な業務実施環境（業務用 PC やネットワーク環境）である GSS を導入し、行政機関における生産性とセキュリティの最適化を図っている。

2021 年度（令和 3 年度）のデジタル庁での利用を皮切りに、順次国の行政機関での利用を拡大してきた。2025 年 2 月時点で、GSS の導入府省庁は 13 機関（GSS 接続ユーザー数は 4.2 万人）と、2024 年 2 月時点（10 機関）と比べて 30% 増加している。

コロナ禍を経験し世界に伍していくためには、今こそ成長の源泉としてデジタル化を進めるしかないという認識の下、デジタル庁は設置された。これまでのデジタル・ガバメント（行政のデジタル化）の取組が成果を上げるためには、一層の粘り強いコミットメントが必要であり、さらに、手続のコネクテッド・ワンストップ<sup>7</sup>やプッシュ型支援といった国民一人ひとりに最適なサービスの提供、産業界の情報システムのモダン化<sup>8</sup>やデータ利活用を通じた経済成長の実現に向けては制度面・技術面で取り組むべき課題が山積している。

また、政府・デジタル庁が担うべき任務や期待される役割としては、「行政のデジタル化・デジタルトランスフォーメーション（DX）」だけでなく「社会全体のデジタル化・デジタルトランスフォーメーション（DX）」、それが原点であり、その目的のために施策を遂行しなければならない。

---

<sup>7</sup> 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すること。

<sup>8</sup> 古いハードウェアやソフトウェアを使用しているレガシーシステムについて、「クラウド第一原則」に基づいて、クラウドサービスの利用を行うとともに、マネージドサービスの組合せだけでシステムを構成する、自らサーバを構築せずシステムを構成するなど、クラウドならではの考え方とする、マイクロサービスアーキテクチャの採用や継続的な改善（開発）等を行い、最新の技術トレンドや標準に合わせて最適化し、総合的に生産性・信頼性を向上させること。

## 2. 直面する課題と情勢変化

上記に掲げた取組を政府をあげて推進してきたところだが、我が国が直面する諸課題はさらに深刻化しており、また、技術的・国際的な情勢も多様に変化している。今後は、以下に掲げるような直近の課題や情勢変化を踏まえて、対応策を講じる必要がある。

### (1) 直面する課題

#### ① 人口減少及び労働力不足（リソースの逼迫）

我が国の総人口は 2070 年に現在の約 7 割に減少し、生産年齢人口も、2024 年の約 7,373 万人<sup>9</sup>から 2050 年には、約 5,540 万人と、25% 減少することが見込まれている<sup>10</sup>。また、65 歳以上の人口比率である高齢化率も 2020 年の 28.6% から 2040 年には 34.8% と予測されており、2023 年の出生数は約 73 万人を下回り過去最少を記録する<sup>11</sup>など、少子高齢化がますます進むことが見込まれている。

急激な人口減少・少子高齢化と共に伴う労働力不足は、需給両面から経済成長の制約要因になるとともに、地域の人口密度の低下により公共サービスの生産性の低下をもたらし、最低限必要な公共サービスの維持すらままならなくなることも懸念される。

こうした中でも、産業競争力の強化・経済成長の実現を図るとともに、中長期的な公共サービスの維持・強化を実現するためには、デジタルを最大限活用して社会変革をもたらすことが必要であり、今こそ官民を挙げた果敢な DX 投資が必要であることを我が国全体が認識することが必要である。

#### ② デジタル競争力向上の必要性

我が国のデジタル技術の活用に対しては、「データの蓄積・利活用が進んでいない」、「生成 AI 等の活用が進んでいない」等の課題が指摘されており、例えば、IT 投資の伸びが増加傾向にある欧米と比較しても横ばい傾向である、デジタル競争力ランキングで中位以下にとどまる<sup>12</sup>など、一定の課題も見て取れる。また、国際収支の観点からも、海外のデジタルサービスの利用が増加した結果として、サービス収支におけるデジタル分野の赤字（いわゆる「デジタル赤字<sup>13</sup>」）が拡大傾向にある。

人口減少に伴う構造的な人手不足に対応するためにも、AI を含むデジタル技術を活用することは不可避であり、デジタル技術の実装により社会変革を進め、新ビジネスや付加価値の創出につなげることで、デジタル競争力を強化していく必要がある。

#### ③ 自然災害や公共インフラ等の持続可能性への脅威への対応

気候変動の影響による豪雨の頻発化・激甚化や、南海トラフ地震等の大地震の発生確率の高まりなど、大規模災害の発生リスクが増加している中、デジタルを活用した防災・減災の取組の重要性が増大している。発災時における被災者支援、復旧・復興のみならず、電源や通信の確保、デジタルツインを活用したシミュレーション等、平時・発災時・発災後のあらゆる段階で迅速に情報を把握し、連携・活用できる体制の構築が必要である。

また、上下水道をはじめとする公共インフラは、国民の安心・安全な生活や社会経済活動の基盤である一方で、施設の老朽化の進行や、地方公共団体職員を含む現場の担い手の減少、人口減少に伴う収入の減少などに直面しており、その持続可能性の確保は大きな課題である。このため、目視等に頼りがちな現場業務をデジタル活用により、正確性を増し安全性を確保しながら、現場負担を軽減するなど、デジタル技術の導入を加速化していく必要がある。

<sup>9</sup> 総務省「人口推計（2024 年（令和 6 年）10 月 1 日現在）」より。

<sup>10</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年度推計）」より。

<sup>11</sup> 厚生労働省「令和 5 年（2023）人口動態統計（確定数）」より。

<sup>12</sup> 国際経営開発研究所（IMD）の 2024 年世界デジタル競争力ランキングによれば、日本は 67 か国中 31 位。

<sup>13</sup> デジタル関連収支（コンピューターサービス、著作権等使用料、専門・経営コンサルティングサービス）の赤字のこと。財務省・日本銀行「国際収支統計」によると、2024 年の「デジタル赤字」は 6 兆 6,507 億円となっている。

#### ④ サイバー空間における質・量両面での脅威の増大

社会全体へ浸透する DX や AI・量子技術等の進展により、サイバー空間を巡るリスクが急速に変化する中、国家を背景とする組織による高度なサイバー攻撃が行われ、サイバー攻撃により重要インフラが停止するなど、我が国の経済社会、国民生活及び安全保障に及ぼす影響は深刻さを増している。サイバー攻撃関連の通信数や被害数は増加傾向にあることに加え、生成 AI をはじめとした AI 技術の急速な進展によって、SNS 上での偽・誤情報の拡散や、サイバー犯罪の巧妙化等の新たな脅威にも直面しており、サイバー空間における脅威は質・量両面で増大しているといえる。

このような情勢において安全・安心なデジタル社会を実現するためには、利用者の利便性向上とサイバーセキュリティの確保の両立が不可欠であり、増大する脅威に対する取組を一層強化していくことが必要である。

#### ⑤ デジタル人材の不足

社会全体でデジタル改革やデジタル実装を進めていくにあたってはデジタル人材が不可欠であるが、国、地方、企業などあらゆる場面でデジタル人材不足の課題が顕在化している。特に、国際流動性の高いAI 等の新技術に専門性のある人材、洗練化・巧妙化するサイバー攻撃に対応できる高度セキュリティ人材、AI・テクノロジーの実装に必要な制度的検討や業務改革に対応できる人材、小規模市町村のいわゆる「ひとり情シス問題」に見られるような地方公共団体や地域のデジタル改革・デジタル実装を担う人材など、様々なデジタル人材の確保・育成が急務である。

また、我が国のデジタル人材については、欧米等と比較して、IT 関連企業に従事する割合が高く、ユーザー企業に従事する割合が低いとの調査結果もあり、AI 技術の進展をはじめとして変化の極めて早いデジタル技術を現場で十全に活用していく際の課題となっている。少子高齢化が急速に進む中において、停滞する労働生産性を向上させていくことが急務であり、デジタル人材を育成し、更にそうした人材が DX を推進する現場で適切な就業機会を得て、その能力を余すところなく発揮し、それが結果として労働生産性の向上や賃金上昇の改善につながる好循環を生んでいくことが求められる。

#### ⑥ 「デジタル化」に対する不安やためらい

「社会の『デジタル化』について良いと思わない」、「デジタル化に適応できていない」といった声が一定数ある<sup>14</sup>。また、諸外国と比べて、オンラインサービスに対する満足度が低調であり、デジタルツールを「使ってみる」ことにも消極的であるという調査結果もあることから、デジタル社会を目指すにあたっては、このような状況を念頭に置く必要がある。

このため、引き続き、利用者視点の行政サービスづくりを徹底し、デジタルを活用して様々な課題を具体的に解決し、極力人の手を介さないこと、無駄・不便を発生させないことにより、良質な体験と満足につなげることで、「行政サービスは使いにくい」という既成概念を払拭し、デジタル化について卓越した利便性を実感できる分野を着実に増やしていくことが必要である。

これにより、デジタルを活用できる方には、徹底したデジタルの活用を促し、デジタルサービスに不慣れな方やデジタル機器の利用が困難な方に対しても、デジタル技術を活用することによる行政側の業務効率の向上を丁寧な行政サービス等の提供につなげていくことが必要である。

### (2) 情勢変化

#### ① 生成 AI をはじめとする AI の社会実装の進展

<sup>14</sup> デジタル庁「社会のデジタル化やデジタル行政サービスの意識結果の調査」において、「社会のデジタル化を良いと思わない人」は約 12%、「社会のデジタル化に適応できていないを思っている人」は約 34% となっている。

生成 AI をはじめとする AI の発展は著しく、内外問わず、企業も政府も AI 利活用を前提として、如何にしてリスクを低減しつつ最大限に AI を利活用するか、というステージに入っている。とりわけ、人口減少が加速し、担い手不足が深刻化する我が国においては、官民ともに、AI を最大限に利活用することにより業務の効率化・省力化を図る一方、そこで得られたリソースを付加価値を創出する業務に投入すること等を通じて生産性の向上を図り、サービスの維持・強化に加え、成長に繋げることが喫緊の課題である。生成 AI をはじめとする AI に関する技術は、特定のタスクを処理する「行動する AI」、さらに科学的な課題の解明の加速や、研究の生産性の向上等に活用する、「科学する AI」へと進化しており、とりわけ、AI の出力をシステム操作の実行命令とする「AI エージェント」技術が普及し、AI による代理操作や自律的な情報収集やシステム開発等が一般的になってきている。これとロボット技術とを組み合わせることで、工場等でのオートメーション技術の進化のみならず、物理空間での実験を伴う研究開発への利活用や、電力や計算資源等の AI 技術の普及における物理的制約の解決への貢献など、「AI の AI による AI のための」改善が加速度的に進むことが見込まれる。

このように AI 技術が実装段階に入る中で、我が国が国際的に自らの強みを生かした一定のポジションを確保していくためにも、国と地方、産学官連携の強化による AI の研究開発を加速させるとともに、その阻害要因を取り除くための取組を進め、多種多様な AI サービスを安全・安心に利用するための環境やルールを併せて整備することが必要である。さらには、生成 AI 利用における公平性・透明性を確保しつつ、生成 AI の活用を前提とした業務の進め方の抜本的な見直しが、官民間わず必要である。

## ② デジタルを巡る国際情勢の変化

国際的には、地政学的なリスクの高まりに対し、世界各国が保護主義的な動きを加速させている。このように国際的な不透明感が高まる中で、法の支配等の共通の価値観を有する国や地域において、AI に学習させるデータをはじめ、デジタル社会における生産手段となっているデータを如何にして最大限に利活用し、新たな付加価値の創出に繋げられるかが問われている。こうした観点からも、これまで志を同じくする国々が従来から協力して推進してきた DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の重要性が一層高まっている。

この他、2023 年の G7 日本議長国下で立ち上がった「広島 AI プロセス」の推進や、国連におけるグローバル・ガバナンスを変革するための「未来のための約束」(2024 年 9 月採択) の附属文書「グローバル・デジタル・コンパクト」におけるデジタルに関する様々な具体的な行動へのコミットメントなど、デジタルに関する様々な世界的な枠組みや国際ルール形成に向けた動きが進められており、日本としてもこうした国際的な動きに対し、主導的なポジションを確保していくことが極めて重要である。

### 3. 目指す社会の姿

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日閣議決定）では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、具体的には、場所や時間を問わず、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルにあったサービスが受けられ、働き方ができ、また、自然災害や感染症等の事態に対して強靭<sup>きょうじん</sup>な社会を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。

デジタル社会形成基本法<sup>15</sup>の施行後、最初に策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2021年12月24日閣議決定）において、ビジョンを実現するために、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残さないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFT の推進を始めとする国際戦略の推進を定めている。この6つの目指す社会は、2.で示した直面する課題と情勢変化を踏まえつつ、現在においても、引き続き、政府として追求していくべきものである。

---

<sup>15</sup> 令和3年法律第35号。

#### 4. 取組の方向性と重点的な取組

我が国が直面する人口減少・労働力不足の中で、極力不要な人手を介さない、無駄・不便を生み出さないといった、需要側・供給側の双方にとって便利で良質な体験が得られるようするため、「構造改革のためのデジタル原則」等を徹底し、政策の企画・立案段階から、制度・業務・システムを一体として捉えた検討を行い、「三位一体」で取組を推進することにより、デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やしていく。

このため、我が国が直面する課題やAIが実装段階に入るといった情勢変化を踏まえ、

- (1) 政府や地方、行政手続におけるAI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用
- (2) これらを実現するための制度やデータ、インフラ等の環境整備
- (3) 利用者の利便性向上や経済成長につなげるために必要な関係者の協調による取組
- (4) テクノロジーを安全・安心に活用するための取組
- (5) 社会全体のデジタル化の推進力の強化

に取り組んでいく。その際、各府省庁における取組について、異なる分野や領域に属するもの同士であっても、掛け合わせることによって地域等において新たな価値を創出する可能性があることを念頭に置き、関係省庁や地方公共団体、民間事業者などあらゆる関係者が連携・協力し、総合的に取組を推進する。

##### (1) AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進

AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用により、社会全体のデジタル化を推進していくため、政府や地方公共団体、事業者における安全・安心なAI利活用の促進、AI等テクノロジーの徹底活用による地方創生2.0の実現、マイナンバーカードやマイナポータル、GビズIDやe-Gov等を活用した行政手続のデジタル完結の推進に取り組んでいく。

###### ① AIの活用環境の整備と利活用の促進

社会全体へのAI実装を促進し、生産性の向上やサービスの維持・強化を図るため、今通常国会において成立した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律<sup>16</sup>」に基づき、AIの社会での活用に向けた政府の体制整備を円滑に実施するとともに、政府が率先して安全・安心なAI活用を進める。これまでデジタル庁を中心に実施されてきた生成AIの検証事業や「AIアイデアソン・ハッカソン」等によるユースケースの掘り起こし結果等を踏まえ、同庁の内部開発を更に加速させるための環境を整備した上で、同庁の内部開発により政府等におけるAI基盤（ガバメントAI（仮称））を構築するとともに、AI利活用に資する政府保有データの整備・普及を行う。併せて、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」<sup>17</sup>に基づき、各府省庁へのAI統括責任者（CAIO）を設置するとともに、デジタル社会推進会議に先進的AI利活用アドバイザリーボードを設置する等AIのガバナンス・推進体制の構築に取り組むことで、生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進める。

このような政府による積極的な生成AIの利活用に向けた仕組みの整備と併せ、地方公共団体がAIを活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、政府や地方公共団体と民間事業者との協業を加速させ、地方公共団体が利用しやすいAIサービスの開発を推進する。このため、デジタル庁の体制を整備した上で、地方公共団体や民間事業者が共創して短期でAIサービスを改善・プロダクト化する仕組みを確立することとし、プロダクト化されたサービスを全

<sup>16</sup> 令和7年法律53号。

<sup>17</sup> 令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定。

国の地方公共団体に展開することで、地方公共団体における積極的なAIサービスの実装を目指す。その際、特に小規模な地方公共団体がAI学習用のデータセットや品質ルール等を独自に整備等することは負担が大きいと考えられるため、デジタル庁で今後構築することとしている政府におけるAI基盤の開発・実装とセットで、基本的なデータ等の整備に向けたフローを確立するとともに、安全・安心なAIの利活用環境や内部開発が可能な環境を希望する地方公共団体に提供し、行政事務・サービスの観点から特に効果のあったプロンプトやアプリケーション等については、全国の地方公共団体にも共有する。

以上のような政府や地方公共団体の取組と併せて、生成AIのサービス開発や利用における安全性・公平性・透明性を確保するなど信頼あるAIを実装するため、信頼できるAIの開発・評価の取組を進め、また、2024年に整備されたAI事業者ガイドラインの適切な執行と周知の徹底に努めるとともに、技術の発展や運用の進展等を踏まえた見直しを随時実施することで、信頼あるAIの社会実装を促進する。

## ② 地方創生2.0（地域におけるデジタル・新技術の徹底活用）

「地方創生2.0の「基本的な考え方」」（2024年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定）に基づき、今後10年の「基本構想」（2025年6月13日閣議決定）が策定された。この流れを踏まえ、「基本構想」に沿った施策を着実に実行し、地域の社会課題解決や付加価値創出型の新しい地方経済、生活環境の創出を図っていく。

この際、これまで行ってきた新たなツールの発掘や開発に重点を置いた支援を、ツールの使いこなしと定着に重点を置いた支援へと抜本的に転換していくことが重要である。無駄な重複投資を回避し、様々な地域で積極的にデジタル技術を導入できるよう、デジタルを活用した地方創生を進める際に共通に必要となるデジタル公共財の共同利用・共同調達を促し、暮らしに必要なサービスを地域生活拠点に集約する取組を進めていくなど、デジタル・新技術の徹底活用を地域に促していく。また、デジタル公共財に対する理解促進にも努め、協調領域の範囲の明確化、市場の変化に応じた的確な定義のバージョンアップを進めていくとともに、優れたソフトウェア（SaaS<sup>18</sup>）等を行政機関等が迅速・簡易に調達する仕組みとして、2024年度に運用を開始したカタログサイトを利用した新しいソフトウェア調達手法であるDMP（デジタルマーケットプレイス）とも連携させ、デジタル地方創生サービスカタログを活用することや、モデル仕様書の公表を通じた地域における調達負担の軽減にも取り組んでいく。

また、デジタルを駆使した社会課題解決・横展開を進めるに当たり、引き続き複数サービス間での連携を支えるエリアデータ連携基盤の普及を進めるとともに、無用な重複投資の回避等を目的に複数自治体における共同利用の拡大を推進していく。これに加え、データモデルや連携APIにおける相互運用性の確保にも努め、個人に最適化されたサービス実現のためのデータ利活用を推進していく。

さらに、地域ごとの課題や特徴の把握、目指すべき地域の在り方を検討するため、地域幸福度（Well-Being）指標の活用促進を強化する。分野ごとの公的サービスの充足だけでなく、地域のWell-being向上を目的とした政策の展開と、その局面におけるデジタル活用を推進していくとともに、公開された指標ツールやデータをデジタル公共財として積極的に活用し、官民共同のワークショップの実施などにより、分野に閉じない議論を促していく。また、そのプロセスを通じ、地域における分野横断的な政策立案や住民を巻き込んだまちづくりの取組の活性化に取り組んでいく。

加えて、地域に人の流れを呼び込み成長を促す地方創生を進めるに当たり、NFT<sup>19</sup>等のトークンを活用し、異なる場所の人と人をつなぎ、地理的な制約を超えて、地域の資源の潜在価値を引き出す。トー

<sup>18</sup> Software as a Service の略称。利用者が必要とする業務アプリケーションやコミュニケーション機能等を既に構築・運用されているサービスをインターネット経由で利用することができるもの。システムを個別に構築することなく、デジタル化が可能で、「作る」から「使う」への転換につながる。

<sup>19</sup> Non Fungible Token の略称。非代替性トークンのこと。

クンを格納するウォレット環境の整備をはじめとして、NFT 等 web3<sup>20</sup>を含む技術領域に関して安全・安心な環境整備のための基準の整備等を進めることにより、web3 等の徹底活用による付加価値創出型の新しい地方経済創生を実現することを目指す。

生活必需サービスや機能を維持するにあたっては、自動運転・ドローン等の社会実装を地方でこそ加速すべく、自動運転サービス支援道、ドローン航路、インフラ管理 DX 等のアーリーハーベストプロジェクト<sup>21</sup>の成果も踏まえ、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に関する取組を推進する。

交通の分野では、地域交通の持続可能性、生産性、利便性の向上に向け、MaaS (Mobility as a Service) 等による交通サービスの高度化や EBPM などデータ活用、サービス・業務改革などのベスト・プラクティス創出と標準化及び横展開を進める地域交通 DX を推進する。

### ③ AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進

#### ア 個人向けの行政手続のデジタル完結の推進

##### (ア) マイナンバー制度の推進

マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的としている。各種の行政手続において、「誰の」個人情報であるかを正確に特定し、行政機関同士で情報連携を行うことで、添付書類の省略等が可能となるものであり、マイナンバー制度の推進を図る。

2024 年に実施したマイナンバー制度の利用可能性の悉皆的な調査等を踏まえ、2025 年の法改正においてマイナンバーの利用が可能な事務が追加されることとなった。これを踏まえマイナンバーを正確かつ効率的に収集した上で、添付書類の省略等を徹底するための環境整備や運用改善を進める。また、公金受取口座は、緊急時の給付金をはじめとする公的給付に係る政策推進のインフラとして重要であり、公金受取口座登録や預貯金口座付番等を引き続き推進する。

また、マイナンバーの紐付けや利活用の徹底を図り、給付や負担の公平性の確保に向けた取組を更に推進する。

##### (イ) マイナンバーカードの普及と利活用の推進

マイナンバーカードは官民を問わず、対面に加えオンラインでも確実な本人確認ができる「最高位の身分証」で、各種の手続をオンラインで完結できる安全・安心で利便性の高い「デジタル社会のパスポート」である。引き続き、マイナンバーカードへの理解を促進し、円滑なカード取得のための申請環境及び交付体制の整備を更に進める。

また、個人向け行政サービスのオンライン窓口であるマイナポータルの機能拡大や継続的な改善に取り組むとともに、マイナンバーカードの健康保険証や運転免許証、在留カード等との一体化、救急業務や健康・医療・介護分野、母子保健分野における利用、マイナンバーカードを活用した被災者支援の充実、民間ビジネスにおける利用など、マイナンバーカードの利用シーンを拡大し、スマートフォンからオンラインで様々な行政手続ができる「オンライン市役所サービス」構想の推進、マイナンバーカードを日常生活の様々な局面で利用できるようにする「市民カード化」構想の推進、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及に取り組む。

さらに、スマートフォンへのマイナンバーカード機能（電子証明書及び基本 4 情報等）搭載やデジタル認証アプリサービスの継続的改善と利用拡大、デジタル認証アプリとマイナポータルアプリとの統合により、マイナンバーカードの利便性向上を進める。

<sup>20</sup> web3 とは、インターネット上で、主にブロックチェーン技術を基盤とする「トークン（ブロックチェーン上で発行・管理されるデジタルデータ）」を価値や権利の表象として活用することで、情報や価値のやりとりを個人間で自律分散的に行うことを可能にする新たなインターネットの概念及びそれに基づく潮流を指す。

<sup>21</sup> 「デジタルライフライン全国総合整備計画」（2024 年 6 月 18 日デジタル行政改革会議決定）に基づき、2024 年度から先行地域での取組を開始し、ドローン航路の整備、自動運転サービス支援道の設定、地下埋設物管理の DX、奥能登版デジタルライフラインの社会実装に取り組むもの。

## A オンライン市役所サービス等の推進

国・地方公共団体の様々な行政手続等のオンライン化と一人ひとりのニーズに応じたプッシュ型の公共サービスの提供を実現する「オンライン市役所サービス」をはじめとする行政手続等のデジタル完結が可能となる環境の実現を目指す。

### (a) 国家資格のオンライン・デジタル化の拡大

国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大を図るとともに、国・地方全体での事務の効率化・合理化を図る観点から、都道府県経由事務の廃止を推進する。また、技能士資格情報や技能講習修了証明書、建設キャリアアップカード<sup>22</sup>のオンライン・デジタル化に徹底して取り組む。

### (b) 出生関連手続のオンライン化

出生届について、マイナポータルから戸籍情報連携システムを介したオンライン届出ができる環境を2026年度を目途に整備することを目指す。また、出生証明書について、母子保健情報等の情報連携基盤（PMH<sup>23</sup>）等を介して医療機関から地方公共団体にオンライン提出を可能とすることについて検討を進める。

また、出産後に短期間で様々な行政手続を行わなければならない子育て世代の負担軽減の観点から、出生・子育て分野で多くの国民が申請・届出を行う手続を1つのフォームでオンライン一括申請できる環境の実現を図る。

### (c) 就労証明書のデジタル化

就労証明書について、子育て世帯の希望も踏まえ、子育て世帯を経由して地方公共団体に提出される方法を第一とし、保護者、地方公共団体、企業に最も負担が少なく、合理的な方法を検討し、2025年度中に保活情報連携基盤の中で機能を実装する。

### (d) 在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討

在外選挙人名簿登録申請手続におけるマイナンバーカードの活用について、関係省庁と連携して検討を行う。また、在外選挙におけるネット投票について、課題の整理や調査研究を進めること。

### (e) 引越し手続のオンライン・デジタル化の推進

「引越し手続オンラインサービス」について、国民の利便性向上及び市区町村での業務効率化に向けた取組を行うとともに、確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた方策について検討を行った上で、地方公共団体の標準準拠システムへの移行状況も踏まえつつ、転入時に必要な手続を含めた将来的な完全オンライン化に向けて課題を整理する。

### (f) 死亡・相続手続のオンライン・デジタル化

<sup>22</sup> 建設キャリアアップシステムに登録した技能者に発行されるカード。

<sup>23</sup> Public Medical Hub の略称。医療費助成、予防接種、母子保健等の分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化を実現するための、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム。

死亡に関する手続のオンライン・デジタル化に向けて課題の整理を行うとともに、オンライン・デジタル化実現に向けた具体的なシステム設計・開発に関する検討を進める。また、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、社会実装に向けた論点整理を行い、その実現を支援する。

#### (g) マイナンバーカード・マイナポータルを活用した確定申告の推進

マイナポータルと e-Tax の連携を更に充実させ、「日本版記入済み申告書」(書かない確定申告)の実現を図る。また、その前提となるマイナンバーカードを用いた e-Tax の推進を図るために、近年のマイナンバーカードの普及拡大や e-Tax 利用の拡大といった環境変化等を踏まえ、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な e-Tax 促進策である「ID・パスワードによる申告」について、その廃止を含めた在り方を検討し、2025 年度中に結論を得る。

### B マイナンバーカードの市民カード化の推進

マイナンバーカードを日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができるようにする。

このため、健康保険証や運転免許証、在留カード等との一体化を推進するとともに、救急業務や健康・医療・介護分野、防災分野、就労分野等におけるマイナンバーカードの活用を推進する。

また、書かない窓口・図書館・健康・子育てなど、行政による市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用については、地方公共団体が共同利用できるシステムやアプリの提供を行うと共に、推奨すべきケースやソフト/システムを積極的に特定し、当該サービスの全国への展開を積極的に支援し、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」をはじめとした地方公共団体と住民との接点の多様化・充実化を図るフロントヤード改革<sup>24</sup>とあわせて引き続き推進する。

#### (a) 健康保険証との一体化

多くの地域保険で從来の健康保険証の有効期限を迎える 2025 年 8 月 1 日と、全ての保険者で從来の健康保険証の有効期限を迎える同年 12 月 2 日に向け、マイナ保険証への切り替えや利用促進等を行うとともに、全ての方が安心して保険診療を受けられるよう環境整備に取り組む。また、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載を踏まえ、2025 年 9 月頃を目途に、環境の整った医療機関からスマートフォンでもマイナ保険証の利用を可能とした上で、国民が利用できる環境整備を行う。

#### (b) 医療費助成の受給者証や診察券との一体化

法律にその実施根拠がある公費負担医療や子ども医療費等の地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度の受給者証としてマイナンバーカードを利用可能とする地方公共団体を順次拡大し、2026 年度中に全国規模での導入を目指すとともに、診察券としてマイナンバーカードを利用できる医療機関の拡大を図る。

#### (c) 運転免許証との一体化

2025 年 3 月に運用を開始した運転免許証とマイナンバーカードの一体化、マイナンバーカ

<sup>24</sup> オンライン申請、「書かないワンストップ窓口」等、住民との接点の多様化・充実化やデータ対応の徹底など。

ードとの一体化による住所変更手続のワンストップ化、住所地以外での迅速な経由更新及びオンラインによる更新時講習の円滑な運用を実現する。

#### (d) 在留カードとの一体化

2024 年通常国会において成立した「出入国管理及び難民認定法等一部改正法<sup>25</sup>」に基づき、改正法の公布後 2 年以内の施行に向けて、関係省庁とともに政省令やシステム等を整備する。

#### (e) マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化

2025 年度中に、全国の消防本部において救急隊員専用のシステムを活用した実証事業を行い、マイナ救急の全国展開を推進するとともに、2026 年度以降も、全国どの救急車でもマイナ救急が実施できる環境整備を引き続き推進する。

#### (f) 母子保健分野におけるデジタル化

母子保健情報等の情報連携基盤 (PMH) を活用し、マイナンバーカードを健診の受診券として利用するとともに、マイナポータル等を活用して事前に問診票をスマートフォンで入力できる取組を実施する地方公共団体の拡大を図る。あわせて、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、2025 年度に「電子版母子健康手帳ガイドライン（仮）」を策定する。

#### (g) マイナンバーカードを活用した被災者支援の充実

災害時に被災者一人一人が災害の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、マイナンバーカードの活用促進を図り、避難所等における受付や、薬剤情報をはじめとする健康医療情報の取得、<sup>りき</sup> 罹災証明書のオンライン申請等、被災者の利便性を向上させる取組を促進する。

### C マイナンバーカードの民間ビジネスにおける利用促進

マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及を図るため、手数料の当面無料化、最新の住所情報等の提供、マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載を推進する。また、エンタメ分野のチケット不正転売防止や、酒・たばこ販売時の年齢確認サービス、在学証明などのデジタル資格証明など、新たなユースケースを創出するための実証実験を行う。

また、マイナポータルで提供している自己情報取得 API<sup>26</sup> や医療保険情報取得 API といった各種 API について、ウェブサービス提供者等の声を聞きつつ、関係省庁と必要に応じて連携した上で、審査体制を強化しつつ、審査の効率化等により事業者の開発期間の短縮を図るなど、より利用しやすいサービスとなるための取組を検討し、利便性の向上を目指す。マイナポータル API 仕様公開サイト等を通じて、マイナポータル API に関する情報発信を行う。

### D スマートフォンへの搭載等によるマイナンバーカードの利便性の向上

Android 端末については、2023 年 5 月に開始した電子証明書搭載サービスについて、順次対応サービスと利用者の拡大を図るとともに、2026 年秋頃にマイナンバーカードの基本 4 情報等の搭載実現を目指す。また、iOS 端末については、マイナンバーカード機能（電子証明書及び基本 4 情報

<sup>25</sup> 令和 6 年法律第 59 号。

<sup>26</sup> Application Programming Interface の略称。他システムの情報や機能等を利用することで、アプリケーションの開発やデータの共有・利活用を容易にするための仕組み。

等) の搭載を今春に実現する。

2024 年 8 月に提供を開始したマイナンバーカード対面確認アプリについて、利用の拡大を図るとともに、スマートフォンに搭載された基本 4 情報等を読み取る機能の追加を行う。

2024 年 6 月に提供を開始した官民のマイナンバーカード利用を支援するデジタル認証アプリサービスについて、継続的改善を行うとともに、2026 年夏頃にデジタル認証アプリとマイナポータルアプリとの統合実現を目指す等により、国民及び事業者等の利便性を向上させ、利用促進を図る。

## イ 事業者向け行政手続のデジタル完結の推進

### (ア) 事業者向けの行政手続の利用者体験向上に向けた環境の整備

事業者の目線に立って、事業者の行政手続の体験プロセスを具体的に整理し、事業者がワンストップで様々な行政サービスにアクセスできる環境を整えるため、事業者が手続を行う際のポータルの整備を進め、2026 年度以降に正式版の提供を目指す。

### (イ) 事業者向け行政手続で利用する共通機能の利用拡大

事業者等(法人及び個人事業主)が様々なサービスにログインできる認証機能である G ビズ ID や、行政手続における料金支払い等の決済、事業者向けの通知等について、デジタル公共インフラ (DPI<sup>27</sup>) の 1 つとして位置づけて整備し、その利用拡大を進める。G ビズ ID については、2026 年度中に商業登記電子証明書との連携を進めるとともに、ウラノス・エコシステム<sup>28</sup>のトラストに関する検討も踏まえ、民間での認証機能の利用拡大を検討する。

また、官民取引や企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指し、関係府省庁や事業者との連携を進める。

### (ウ) 事業者向け行政手続・補助金申請等のデジタル化の推進

各府省庁における事業者向け行政手続及び補助金の調査について、生成 AI を活用しながら 2025 年度以降も継続的に実施し、オンライン化が十分に進んでいない行政手続や補助金について、G ビズ ID や e-Gov、J グランツ等を活用し、効率的にオンライン化を推進する。

事業者向け補助金については、2025 年度以降、全ての補助金の電子申請への対応を原則とする方針のもと、J グランツにおいて、代理申請機能を追加したところ、その利用拡大を進める。

---

<sup>27</sup> Digital Public Infrastructure の略称。

<sup>28</sup> 信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT) の実現に向け、運用者や管理者等が異なる複数の情報処理システムを連携させ、企業・業界を横断したデータの利活用を促進するための官民協調の取組の総称（例：データ連携に必要となる仕様や標準等の策定、データ連携システムの開発、必要となる政策・制度の整備等）。

## (2) AI-フレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ）

AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用により、社会全体のデジタル化を推進していくためには、(1)の個人・事業者に向けたデジタル基盤やサービスの整備・普及に加えて、AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用を支え、また、その障壁とならないような規制・データ・インフラ等の整備を通じて、AI-フレンドリーな環境を整備していくことが不可欠である。

このため、デジタル行政改革を推進するとともに、これまで進めてきたアナログ規制一掃に向けた取組を継続し、AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用を阻む制度の見直しの徹底、ベース・レジストリ<sup>29</sup>（公的基礎情報データベース）の整備・運用、政府統計や法令データをはじめとする個別分野を含むデータの整備・オープンデータ化の推進、政府・地方公共団体の保有するデータの相互運用性の確保、通信インフラやAI向け計算資源・データセンター等のインフラの整備を進めていく。

### ① デジタル行政改革の推進

急激な人口減少に対応するため、利用者起点で我が国の行政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービスの維持・強化と地域経済活性化を進め、社会変革を実現するため「デジタル行政改革取りまとめ 2025<sup>30</sup>」に基づき取組を実行する。国民生活に密着し社会・経済的な重要性が高い分野（教育、子育て、医療、介護、モビリティ、インフラ、防災等）について、利用者起点で規制・制度の見直しやデジタル活用を進めるとともに、国・地方の共通基盤の整備を推進する。「データ利活用制度の在り方に関する基本方針<sup>31</sup>」に基づき取組を加速し、データと AI の好循環を確立するとともに、横断的な法制度について官民データ活用推進基本法<sup>32</sup>の抜本的改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す。これを下支えする個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）<sup>33</sup>の改正案についても、早期に結論を得て提出を目指す。

### ② AI・デジタル等テクノロジーの徹底活用を阻む制度の見直し

AI・デジタル等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化を推進するためには、テクノロジーの進展にレギュレーションを適応させる必要がある。これまで、デジタル臨時行政調査会<sup>34</sup>において策定された「構造改革のためのデジタル原則」に基づき、AI・デジタル等のテクノロジーの社会実装を阻むアナログ規制一掃に向けた取組を進め、代表的な7類型のアナログ規制の約98%の見直しが完了している。今後は、関係機関の協力の下、これまでの取組では対応が不十分であった分野、例えば、規制官庁が、AI・デジタル等のテクノロジーの利用に対して従来の考え方に基づき慎重なレギュレーションの解釈や運用を行うおそれのある分野や、ニーズの高まりや問題の顕在化を受けて事後的に対応しようとする分野などについて、先んじてテクノロジーの進展に規制を適応させることを目的に、個別の調査・検討を進める。また、地方公共団体における条例等の見直しの促進や、テクノロジーマップ・技術カタログ等を活用したデジタル技術の実装に向けた情報発信等に取り組む。あわせて、新たな政策立案・制度創設等において、AI・デジタル等のテクノロジーの利活用が妨げられないよう、新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス（デジタル法制審査）の機能等を強化する。

### ③ ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・運用

<sup>29</sup> 住所・所在地、法人の名称など、制度横断的に多数の手続で参照されるデータからなるデータベースであって、整備を行うことで国民の利便性向上や行政運営の効率化等に資するもの。

<sup>30</sup> 2025年6月13日デジタル行政改革会議決定。

<sup>31</sup> 2025年6月13日デジタル行政改革会議決定。

<sup>32</sup> 平成28年法律第103号。

<sup>33</sup> 平成15年法律第57号。

<sup>34</sup> 2023年10月6日廃止。

行政手続におけるワンスオンリー（情報の提出は一度限りとすること）等の実現を通じた国民の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、行政又は民間におけるサービスの共通基盤として利活用すべきデータ群としてベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・運用を引き続き進める。

このため、「公的基礎情報データベース整備改善計画」（2025年6月13日閣議決定）に基づき、ユースケースや利用者、スケジュールを明らかにしつつ、費用対効果を踏まえたシステム整備を推進する。具体的には、法人ベース・レジストリについては、2026年3月リリースを目指してデジタル庁・法務省でシステムを整備し、添付や届出の省略、公用請求の代替等を目指すとともに、民間企業に対する登記情報APIの開放について、利便性向上及び個人情報の適正な取扱いの観点から登記制度の趣旨を踏まえて検討する。また、不動産登記ベース・レジストリ及びアドレス・ベース・レジストリについては、有識者を交えて議論を行い、今後の整備範囲や整備スケジュールを検討する。

#### ④ オープンデータの推進

行政機関等が保有する公共データのオープン化に係る取組について、生成AIなど機械処理による活用も見据えて引き続き強化する観点から、AI学習データとしてのオープンデータのあり方など、従来の取組について再検証を進めるとともに、行政保有データのオープン化に取り組むための負担軽減策の検討や機械可読性向上のための取組を進める。

法令データについては今後、生成AIと組み合わせた一層の利活用が想定されるところ、法制事務の業務フローの見直し、法令編集機能や法令APIの改善等を進め、法令データを利活用したサービスの開発の促進を行うとともに、告示について官報電子化の取組も踏まえ、2026年度中目途で告示のベース・レジストリの提供開始を目指す。

政府統計については、EBPMによる政策立案の高度化・効率化に資する観点も含め、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2023年3月28日閣議決定）も踏まえ、時代の変化に対応した有用な統計の整備や利活用の促進、人材育成等に取り組むとともに、政府統計のポータルサイト「e-Stat」について、多様な利活用ニーズに応えることができるような機能の充実や使いやすさの向上等や、データサイエンスに係る学習機会等の充実等を図る。

また、個別分野におけるオープンデータ推進の観点から、農地の区画情報（筆ポリゴン）による行政や農業団体の業務効率化、ベース・レジストリである電子国土基本図の整備・更新、国土数値情報等の地理空間情報の充実化及び利活用促進、不動産情報ライブラリの充実化・利便性向上、地下や地盤の情報、洪水浸水想定区域（想定最大規模）、高潮、津波や土砂災害警戒区域等のデータや河川情報の公開による災害リスク情報の発信、まちづくりDXの基盤となる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化プロジェクト「PLATEAU」の推進、地域経済分析システム（RESAS）によるデータに基づく地方創生、政治資金収支報告書に係るデータベースの整備による政治資金の透明性向上等に取り組む。

#### ⑤ 政府・地方公共団体のシステムにおけるデータの相互運用性の確保

政府・地方公共団体等の行政機関のシステムが有するデータについては、データ連携の推進やAI活用の推進を念頭に、相互運用性の確保に向けた取組を強化する。

具体的には、政府情報システムの整備に当たって、データモデル策定のための参照ドキュメントとして提供されているGIF<sup>35</sup>（政府相互運用性フレームワーク）について、その実装強化を進めるとともに、地方公共団体の基幹業務システムについては、地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組の中で、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することで、相互運用性を確保する。また、

<sup>35</sup> Government Interoperability Frameworkの略称。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインのもと、データの利活用、連携がスムーズに行える社会を実現するための実践ガイドブックとして、GIFを提供している。この枠組みを利用してデータを整備することで、拡張性が高く、連携が容易なデータを設計することが可能となる。

官民間わずシステム依存性が高く、今後の情報連携の支障となり得る文字については、行政事務標準文字を官民を通じて広く活用するべく、国際標準化を含む取組を推進する。

## ⑥ デジタルの利用環境・インフラ整備

「デジタルインフラ整備計画 2030」（2025 年 6 月策定）に基づき、光ファイバの未整備地域の解消や維持管理の確保、5G の人口カバー率拡大、高周波数帯等における電波監視能力の強化、非居住地域における利用用途に応じた通信環境整備、非地上系ネットワークやデータセンターの整備を推進する等、引き続き利用環境・インフラ整備を進めるとともに、オール光ネットワークを中心とした次世代情報通信基盤（Beyond 5G）や量子暗号通信の研究開発・社会実装、デジタルインフラ整備と一体的な地域課題解決に資するソリューションの創出・展開に取り組む。

また、平時のみならず災害発生時においても安全・安心にデジタルを利用することができるよう、安全・安心で信頼できる通信インフラの構築・運用を推進するとともに、災害発生時における通信確保の体制整備を促進する。

デジタル社会における重要な社会基盤であるクラウドサービスについて、海外に過度に依存することなく我が国が自律的にそのサービス提供能力を確保するためには、我が国に根ざしたクラウドサービス産業を育て、競争力を高めていくことが不可欠である。このため、民間や政府等のユーザー側のニーズとすり合わせながら、クラウド技術の開発を支援していく。

## ⑦ AI 向け計算資源・データセンターの整備の加速

AI の利用進展や通信トラヒックの増加により、データセンターへの需要が急速に拡大している。AI の徹底活用による社会全体のデジタル化の加速や経済成長の実現に向け、電力と通信の連携（ワット・ビット連携）により、オール光ネットワーク技術の実装を進めつつ、GX やレジリエンスも踏まえ、電力と通信基盤を整合的・計画的に整備し、AI 向け計算資源や官民のシステム・データを支えるデータセンターの適地への地方分散を加速させる。

### （3）競争・成長のための協調

AI 等のテクノロジーやデータを徹底活用して新たな価値やサービスを創出し、社会全体の生産性を向上させ、健全な競争や我が国の経済成長を実現するためには、

- ・その基盤である情報システムについて、個別に開発・運用することは極力避け、情報システムの共通化・標準化を基本とし、既成の SaaS を可能な限り活用すること
- ・データについて、行政機関や企業等データを保有する主体内の利活用にとどまらず、データを主体間あるいは社会全体で共有しうる資源として位置付け、信頼性と安全性を確保しながらデータを共有・連携し、利活用していくこと

が必要であり、それぞれの主体が協調し、全体最適な形で進めていくことが重要である。

このため、データ連携・利活用の推進や準公共分野におけるデジタル化の推進、政府情報システムの最適化、地方公共団体情報システムの統一・標準化、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用、これから行政サービスを支えるネットワークや柔軟な情報連携等の実現、産業全体のモダン化に取り組んでいく。

### ① データ連携・利活用推進

人口減少が加速する中で、豊かな生活を維持し、また産業競争力を強化するには、AI の最大限の利活用と併せ、AI に学習させるデータの整備と利活用が必須となる。デジタル社会の生産手段であるデータが事業者や業界の壁を越えて社会全体で広く利活用されるようにするために、AI 時代にふさわしいデータ連携・利活用を「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき推進し、その上で医

療、金融、教育、農業、公共事業、産業などの各分野における取組も実施していく。

そのうえで、特に、データ連携に要する資金や時間等のコスト効率化の観点から、「作るより使う」をキーワードに、データ連携に必要な機能（ID、認証、トラスト、コネクター、トランザクション管理等）を毎回ゼロからフルスクラッチでシステム開発を行う「一品もの」の状態を脱却するため、機能やサービス毎に「モジュール」（ソフトウェアの“部品”）化し、疎結合の下で最適に組み合わせ、再利用可能で拡張可能性を持つ共通基盤としてデータ連携環境を整備する。具体的には、「モジュール」の開発・提供や適切な形での公開・運用・更新、「モジュール」のカタログ化等を進めるとともに、費用分担や利用条件の在り方等の考え方を提示する。産業界からの要請が強いトラストについても、データ連携で必要となるトラストについて体系的に考え方・在り方を整理したフレームワークとしてトラスト基盤を整備して、トラストを確保するための手法の体系化を図るとともに適切に選択して組み合わせられるようにする。公的な法人認証が必要となるケースに対応するためにGビズIDの認証機能の活用を候補の1つとして検討することや、新たな手法を柔軟に取り入れる等、最適な形での制度的技術的な整備を進め、トラスト基盤を更新する。国際的なデータ連携において求められるトラストについては、日EU、日ASEAN等の様々な政府間対話の機会を捉えて国際的にも通用するものにする。

また、Digital Identity Wallet<sup>36</sup>やVerifiable (Digital) Credential<sup>37</sup>等のデジタル・アイデンティティ<sup>38</sup>の新しい仕組みの社会実装に向けたガバナンスの在り方を検討するとともに、例えば行政におけるユースケースの創出に取り組むなど、トラストを確保できる環境を充実させる。

データ連携に参加するメリットを可視化していくため、企業がデータを活用して持続的な企業価値創出に繋げるための「データガバナンス」の在り方等をまとめた経営者向けガイドラインを策定し、広く産業界に周知する。

農業分野におけるWAGRI<sup>39</sup>の下でのデータ連携や建設分野におけるi-Construction2.0の下でのデータ連携等、関係省庁がそれぞれ関与するデータ連携について、システムがフルスクラッチ開発にならざ、かつ、個別の取組が他の取組や全体の方針と整合的に進むよう、デジタル庁は関係省庁に対し支援や助言を行い、「モジュール」の活用等を促すとともに、ユースケースの創出を促進するため、好事例の共有、知見の提供や助言等を行う。このようにデータ連携に係る重複投資を避け、立ち上がりに要する時間的・金銭的コストを低減するため、デジタル庁がデータ戦略の司令塔機能を担い、全体最適な形で取組を進める。また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)をその中核的な実施機関として必要な体制確保を図り、官民連携の枠組みを整備することで、高い経済効果を持つデータ連携の取組を数多く生み出すエコシステムを形成する。

国等の行政事務の各場面においてもAIの利活用を幅広く進めるため、公的統計をはじめとするAIでの利活用に資する行政データの品質向上に資する取組を行い、その徹底を図る。併せて、各府省庁においてデータ整備に必要なリソースの確保や調査等の効率化、相談・調整の体制を整備するとともに、データ分析に長けた人材の確保・育成を進める。各府省庁のデータ利活用を支援するチームを組成し、官民の専門性の高いデータ人材を効果的に配置するとともに、それらを通じて、外部人材が行政内部で分析や企画立案に関与できる実例を創出する。併せて、プライバシーを保護しつつ分野間のデータ連携・解析を進めるための枠組みの構築を目指し、諸外国の先進的な取組等について調査研究を行い、その結果を踏まえ所要の措置を講じる。

<sup>36</sup> 個人・法人が自身の属性情報等を、自ら保存・管理し提示できる仕組み及びアプリ。

<sup>37</sup> デジタル署名による真正性確保・改ざん防止等の機能を実現することができる、属性情報に関する汎用的で機械可読なデータ形式・データ流通形態。

<sup>38</sup> デジタル上における「人、法人、モノ等の身元、資格等」(属性情報、及びその集合)を確立・証明するもの。

<sup>39</sup> 気象や農地、収量予測など農業に役立つデータ、プログラムの連携・共有・提供機能を有する農業データ連携基盤。

国際的なルール・制度作りと信頼性を確保する技術の両面から、DFFTの一層の具体的推進に資する成果の創出に向けて、IAPにおいて、各国のデータ規制に関する透明性向上に資する取組やテクノロジーによるデータ流通推進への取組等、データの越境移転時に直面する課題の解決や将来の規範形成につながるプロジェクトを実施する。また、データの越境移転を前提としたガバナンスとデータセキュリティに関する国際的な議論を主導していくため、我が国におけるデータセキュリティ推進の方向性の検討を進めるとともに、G7会合等とも連動した国際ワークショップの開催や ASEAN をはじめとする地域機関や国際機関との連携等を推進する。

## ② 防災・医療・こども・教育等の準公共分野におけるデジタル化

これまでの「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、準公共分野として、「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「こども」、「モビリティ」、「農林水産業・食関連産業」、「港湾（港湾物流分野）」、「インフラ」の8分野を指定している。引き続き、これらの分野を指定し、必要な取組を進めていく。具体的には、①のデータ利活用環境整備のほか、主に以下の取組を推進する。

### ア 防災 DX

災害発生時に、被災者を命の危機から救い、適切な支援を行うために、国、地方公共団体、指定公共機関等の災害対応機関等において、被害状況の迅速な把握、的確な意思決定、その共有と行動といった一連の行動様式の確立が求められる。そのためには、「情報」が不可欠である。このため、防災 DX を危機管理政策として捉え、災害対応機関等が情報連携共有体制を強化し、一体的な災害対応を実行していくことが重要である。

また、住民等が平時から災害への備えを徹底し、災害時には命を守る行動等がとれるよう、防災アプリ等を通じて個々の住民の状況に応じたきめ細かな支援を提供するとともに、被災者視点で考え、利便性の向上を図っていくことが重要である。

さらに、令和6年能登半島地震の教訓もいかしつつ、更なる官民連携の推進や、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」への考え方の転換等も踏まえながら、防災 DX の前提となる災害関連データの整備、標準化、オープン化等も含め、防災 DX の更なる改善・推進を図っていくとともに、政府情報システム等の冗長性を高めていく必要がある。

これらの観点から、主に以下の取組について進める。

#### （ア）防災デジタルプラットフォームの構築

2024年4月に運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を中心として、各防災情報関係システムのデータを自動連携等で集約し、災害対応機関等で共有する防災デジタルプラットフォームを2025年12月までに構築する。また、同システムについて、連携先や利用者の更なる拡大を図るとともに、意思決定や業務進行の支援など更なる機能強化、防災 IoT システムにおけるリアルタイムの映像共有の実装等を進める。AI や将来予測技術等の研究開発を後押しし、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）との連携等を検討する。

また、災害情報の集約・地図化・共有を支援する災害時情報集約支援チーム（ISUT<sup>40</sup>）について、南海トラフ地震等大規模災害にも対応できるよう更なる体制強化に取り組み、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と国民向けのデータ連携基盤やレアラートとの連携など、防災分野のデータ流通促進に向けた取組を行う。併せて、システム活用を前提とした的確な災害応急対応を行うため、

<sup>40</sup> Information Support Team の略称。

実践的な訓練（机上演習（TTX<sup>41</sup>）等）を普及啓発する。

#### (イ) 防災アプリ開発・利活用の促進等/データ流通・連携の促進

防災分野では、民間企業や地方公共団体により多くの優れたアプリ・サービス等が提供されており、これらを最大限に活用した防災施策を展開していくため、優れたアプリやサービスを効率的に検索できる「防災 DX サービスマップ/サービスカタログ」や、それらの調達を容易にする「モデル仕様書」の拡充を図り、それに適合した優良なシステム・サービスの開発促進及び早期社会実装・横展開を、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、推進していくとともに、DMP（デジタルマーケットプレイス）との連携・活用により、各地方公共団体における調達手続の迅速化・円滑化を図る。また、防災アプリ・サービス間でのデータ連携を図ることで、届出一度きり原則（ワンスオンリー）を実現するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と連携を図るなど、防災分野のデータ連携促進に向けた取組を推進する。併せて、災害関連データの整備、標準化、オープン化等の取組を進める。こうした取組により、災害関連データの流通促進や民間等による優れた防災アプリの開発・利活用の促進を図る。

#### (ウ) 一人一人の状況に応じた被災者支援の充実

災害時に被災者一人一人が災害の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、マイナンバーカードの活用促進を図り、避難所等における受付や、薬剤情報をはじめとする健康医療情報の取得、罹災証明書のオンライン申請等、被災者の利便性を向上させる取組を促進する。また、救助機関等が人命救助の場面で携帯電話の位置情報を活用できるよう検討を行うなど、位置情報の活用等を推進する。

また、広域的な災害時にも切れ目のない被災者支援を展開するため、新物資システム（B-PLo）を活用したプッシュ型支援<sup>42</sup>の効果的な実施や、被災者支援システムの広域連携のための新たな仕組みの構築など、地方公共団体の災害対応を、令和6年能登半島地震を踏まえた検討（広域被災者データベースの検討等）の結果も加味した上で、デジタル面から支援して、効率的かつ細かな被災者支援を実現する。

併せて、平時の防災訓練等における個人情報の取扱いについて、個人情報保護法の解釈の明確化等を図っていく。

#### (エ) 官民連携による防災 DX の更なる推進

令和6年能登半島地震では、民間のデジタル人材が被災地方公共団体の現場に入り、災害対応をデジタル面から支援し、活躍した。こうした経験を踏まえ、大規模災害時に被災地方公共団体の災害応急対応について、民間のデジタル人材による支援をより効率的・効果的に実施できるよう、「災害派遣デジタル支援チーム（仮称）」制度を2025年度に創設し、試行運用を開始する。また、各種防災 DX の取組を進めるに際し、防災 DX 官民共創協議会等の防災関連団体等と連携し、防災に関する産官学やNPO等、多様な関係者と意見交換を図りながら進めていく。

#### (オ) 通信・放送・電力インフラの強靭化

災害時に災害対応機関等が行う情報収集・共有、被災者視点で重要となる災害関連情報の取得な

<sup>41</sup> Table Top Exercise の略称。

<sup>42</sup> 国が被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所・避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送すること。

どの前提となる、市町村役場や避難所等における通信・放送・電力のサービス継続及びその早期復旧に向け、これらのインフラの強靭化<sup>きょうじん</sup>や冗長性の確保、点検の効率化、被災した際の早期応急復旧のための機器の設置等に官民が連携して取り組む。また、能登半島地震の教訓や今後の大規模災害発生を念頭に、非常時における事業者間ローミングの実現を含め、通信インフラの強靭化<sup>きょうじん</sup>を推進するとともに、地上波中継局の共同利用や耐震化の促進、ケーブルテレビの光化等の耐災害性強化等による放送インフラの強靭化<sup>きょうじん</sup>を図る。

#### (カ) 防災デジタル技術の更なる発展と海外展開

産官学による将来予測、デジタルツイン、AI活用等の技術研究開発を促進し、未来に向けた構想を推進していくとともに、官民の各分野における災害対応業務の高度化・効率化を図っていくため、デジタル技術の積極的導入に取り組む。併せて、我が国の優れた防災DX技術・産業の海外展開を推進する。

### イ 医療・健康・介護分野におけるデジタル化

医療・健康・介護分野のデジタル化については、「医療DXの推進に関する工程表」(2023年6月2日医療DX推進本部決定)に基づき取組を進めている。

#### (ア) 電子カルテ情報の標準化等

医療機関等での電子カルテ情報の共有について、医科診療所向けに標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ（標準型電子カルテα版）の試行的実施で把握した課題等を踏まえ、2026年度以降に本格実施を目指す。さらに、必要な患者の医療情報を共有するため、遅くとも2030年にはおおむね全ての医療機関において電子カルテの導入を目指す。

#### (イ) 病院の情報システムのクラウド化

病院の情報システムについて、更新や維持管理に要する費用の上昇の抑制やサイバーセキュリティの向上を図るとともに、生成AIなど最新技術を活用しやすくするため、現在のオンプレ型のシステムを刷新し、電子カルテシステム/医事会計システム（レセプトコンピュータ）/部門システムを一體的に、モダン技術を活用したクラウド型システムに移行していくことを目指し、2030年までのできる限り早い時期に、希望する病院が導入できる環境を整備する。その際、ガバメントクラウドの活用も検討する。

#### (ウ) 診療報酬改定DX

診療報酬算定と患者の窓口負担金計算を行うための全国統一の共通的な電子計算プログラムである共通算定モジュールについて、2025年6月までに開発を進め、2025年7月からモデル事業を実施した上で、2026年6月に本格運用を開始する。また、追加機能として、診療報酬点数と患者負担金の計算結果を活用し、レセプトの作成・請求ができるようにする請求支援機能を追加実装するため、2025年夏頃目途から2026年度末までを目途に設計・開発を進める。

#### (エ) オンライン診療の促進

「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」に基づき、2025年度はオンライン診療に係る地方公共団体等における課題について調査を行うとともに、引き続き、オンライン診療等の標準的な活用方法を既存の診療ガイドラインに位置づけることを目的とした臨床研究を推進す

る。

## ウ こども分野

こども分野におけるデジタル化については、「こども政策 DX の推進に向けた当面の取組方針」を踏まえ、(1) に掲載したマイナンバーカード・マイナポータルを活用した出生届のオンライン化等のほか、以下の取組を促進する。

### (ア) 子育て支援施策など必要な情報をプッシュ型配信するための仕組みの構築

2025 年度中に「子育て支援制度レジストリ」を整備し、レジストリ情報の継続的な更新に向けて通知を発出する等、地方公共団体の協力を要請する。また、民間の子育てアプリと連携可能とすることにより、2025 年度中に、必要な情報を最適なタイミングでプッシュ型で配信するための仕組みを実現する。

#### (イ) 里帰りする妊産婦への支援

情報連携システム (PMH) を活用した里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間連携システムを活用し、2025 年度には希望する地方公共団体において先行的に運用を開始するとともに実施団体の拡大を図り、2026 年度以降の全国展開を目指す。

#### (ウ) 保育業務の届出一度きり原則（ワンスオンリー）実現に向けた全国基盤整備

保育施設等における給付・監査等について、2025 年度までに様式・通知等の見直しを進める。また、保育施設等や地方公共団体の業務システムと連携した保育業務施設管理プラットフォームを整備することにより、データ連携に基づく新たな業務の運用を開始し、2026 年度以降その全国展開を進める。

#### (エ) 保活ワンストップシステムの全国展開

一連の「保活」がワンストップで完結できるよう、保活情報連携基盤を 2025 年度中に構築することでシステムや行政手続間の連携を確保するとともに、2026 年度の入所申請に向けた「保活」から運用改善を開始する。

#### (オ) 保育現場における ICT 環境整備

2025 年度中に保育施設等における ICT 端末導入率 100%を目指し、段階的・計画的に整備を進め。また、テクノロジーも活用して一層安全な保育環境を整備するため、子どもの安全対策に資する設備等の導入を推進する。

#### (カ) 放課後児童クラブ DX の推進

放課後児童クラブの利用手続や事業運営に関する DX を推進するため、業務標準化やアプリケーションの仕様の検討等を行うための実証事業を 2025 年度中に実施する。

#### (キ) こどもデータ連携の取組の推進

データ連携等により、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、支援につなげるため、地方公共団体がこどもデータ連携に取り組むためのガイドラインを 2025 年 3 月に策定・公開した。2025

年度も実証事業を継続し、事例集を策定する。

## 工 教育分野

教育 DX の目指すべき姿とその実現に必要な施策を整理した「教育 DX ロードマップ」を改定（2025 年 6 月）し、自治体間の安全・安心かつ円滑なデータ連携に向けて組織起点・個人起点のデータ連携の際に求められる主体・データの真正性の確保に必要な認証基盤について、G ビズ ID や JPKI（公的個人認証サービス）を活用し、調査研究等を実施する。

また、全国で、個人情報の適正な取扱いを確保しながら効果的に教育データ利活用を進めていくため、データの相互互換性の確保等の共通ルールや基盤的ツールの整備、各自治体における実証を通じた事例の創出や横展開等の伴走支援を行う。

2026 年度から 4 年間かけてパブリッククラウド環境を前提とした次世代校務 DX 環境への移行を順次進める。また、2025 年度末までに全ての学校で必要なネットワーク環境が整備されるよう引き続き取り組む。

中学校・高校の教師の事務負担に加え、生徒・保護者にとっても負担となる高校入試事務手続のデジタル化を推進するため、技術仕様の検討を速やかに行い、意欲ある地方公共団体と連携して実証に取り組む。

## オ モビリティ分野

人口減少が進む地域の公共交通の維持・交通空白の解消を図るため、自動運転の社会実装に向けて目指すべき方向性を取りまとめた「モビリティ・ロードマップ 2025<sup>43</sup>」に基づき、政府一丸となって自動運転の社会実装に必要な施策を着実に推進していく。その中で、自動運転の事業化を前倒す取組を行う地域を、先行的事業化地域として 10箇所程度選定し、各府省庁の支援策を集中させる。併せて、上記取りまとめに基づき、満たされない移動需要の掘り起こしや、需給一体となったモビリティサービスの効率化に応える「交通商社機能」の普及を図るとともに、運輸安全委員会における自動運転車に係る事故原因究明体制の構築について、法制度の整備も視野に入れて更なる検討を行うほか、自動運転を巡るルールの具体化等の必要な制度整備等を進める。

## ③ 国の情報システムの最適化

国の情報システムについては、個別に開発・運用することは極力避け、情報システムの共通化・標準化を基本とし、既成の SaaS を可能な限り活用することを徹底する。デジタル庁は、共通で利用できる機能の部品化を進め、共通機能、API、SaaS のカタログを整備するとともに、ガバメントクラウドを活用した情報システムの効率的な活用を支援する。

2024 年臨時国会で成立した「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の一部改正法<sup>44</sup>により、国以外の機関（地方公共団体、独立行政法人、民間公共 SaaS 事業者等）のガバメントクラウド利用料についてデジタル庁が納付を受けた上で、一括支払を行うことが可能となった。ガバメントクラウドの活用は、災害発生時の行政機能の継続等のレジリエンスの確保やセキュリティの確保等に資する観点からも重要であり、国及び国以外の機関の利用料を合算した上での大口割引（ボリュームディスカウント）等により、国、地方公共団体、独立行政法人等の情報システムのガバメントクラウド利用を着実に進めていく。また、公共情報システムの開発に際して、ガバメントクラウドを利用す

<sup>43</sup> 2025 年 6 月 13 日デジタル社会推進会議決定。

<sup>44</sup> 令和 7 年法律第 4 号。

る機関の費用負担の抑制に資することを前提に、国が、開発者向けの環境をガバメントクラウド上で提供することで、開発時からデジタル庁がセキュリティ確保のための統制をきかせた上で迅速かつ安定的な開発ができる環境を用意することを検討する。

GSSについても、各府省庁のネットワーク更改等を契機に、引き続き導入を進めていく。また、政府内で共通した職員認証、旅費、物品、公文書管理、人事管理、公共工事の電子入札などに関する府省共通システムについても、重複投資を避け、政府内での効率的な整備・運用に取り組んでいく。

デジタル庁及び各府省庁は、令和7年度までの運用等経費等の3割削減目標の実現をはじめとしたコスト削減と費用対効果の最大化に向けて、引き続き、最大限に取り組む。このため、以下の具体策を進める。

- ・ 3割削減の進捗状況において削減実績が十分でない府省庁について、PMO機能を強化しつつ、デジタル庁が案件の優先順位を精査するなど、重点的に対策する。
- ・ 3割削減の目標年度（令和7年度）において、デジタル庁は、予算執行段階レビューを厳格に行う。また、予算要求前レビュー結果は、財務省の予算編成においても一層活用する。デジタル庁が積算根拠及び費用対効果の妥当性を確認できない状況では、原則、各府省庁は、当該案件に係る予算要求・執行を行わない。
- ・ デジタル庁のクラウドサービスに関する専門知見を活用し、各情報システムのガバメントクラウドの利用検討と最適化した上での移行を推進する。
- ・ 各情報システムのライフサイクルでの費用対効果の可視化を徹底する。特に行政事務の効率化効果の発現状況まで可視化することを開始し、予算配分の見直しにも活用していく。

また、毎年度の決算に基づき3割削減目標の進捗状況を可能な限り早期に公表する。その際、進捗状況の要因分析を実施するとともに、費用だけでなくガバメントクラウドやGSSへの移行状況、システムの利用率、満足度やデジタル化による各種業務の効率化等、成果の可視化を実施し、中長期の政府のシステム投資の方向性に反映させる。

あわせて、政府におけるAI利活用を積極的に推進するとともに、AI導入に係る開発や運用における費用と各種業務の効率化等の効果の検証を実施する。

政府におけるAI利活用の推進やシステムの利用率及び利便性の向上を確実に実現するために、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」に基づくAIの調達・利活用や利用者視点のサービスデザインの導入を推進するとともに、AI利活用を前提としたサービスデザインがなされるような仕組みづくりに取り組む。

これらについて、取組状況に関する情報の可視化を行い、政府全体で情報システム最適化の進捗や改善方法、AI利活用に関する情報を共有する仕組みを整備する。また、AIを活用した内部開発プロセスの整備やデータやAI技術を活用して効率的かつ効果的にプロジェクト管理やプロジェクト関係者とのコミュニケーションを行う仕組みも整える。

#### ④ 地方公共団体情報システムの統一・標準化

地方公共団体情報システムの統一・標準化については、設置年限が5年間延長されたデジタル基盤改革支援基金による財政支援などにより、原則2025年度末までの移行期限に向けて標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を推進するとともに、特定移行支援システムについて、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援する。具体的には、次期事業者の選定に至っていない地方公共団体に対する事業者情報の提供など特定移行支援システムを有する地方公共団体の事情に応じた丁寧な支援を行う。

また、標準化・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費への対応については、依頼があつた地方公共団体への見積精査支援、クラウド利用料の大口割引等の提供、クラウド最適化支援などを実施してきたところであり、今後、地方公共団体に寄り添つた支援体制を強化するとともに総合的な対策に基づき、地方公共団体や事業者と協力して取り組む。

## ⑤ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化の推進

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（2024年6月21日閣議決定）に基づき共通化の対象となる業務・システムは、次のとおりである。これらの業務・システムについては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の同意が得られた共通化推進方針に基づき、国と地方が協力して取組を推進する。共通化の対象となる業務・システムの制度所管府省庁は、当該取組について、定期的に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会に対し進捗報告を行う。

令和7年度決定分

- ① 入札参加資格審査システム
- ② 環境法令に係る申請・届出システム
- ③ 建築確認電子申請システム等
- ④ 預貯金照会のオンライン化の拡大
- ⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム
- ⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム
- ⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大
- ⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等
- ⑨ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）
- ⑩ 重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム
- ⑪ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム

## ⑥ これからの行政サービスを支えるネットワークや柔軟な情報連携等の実現

品質・コスト・スピードを兼ね備えた住民向け行政サービスを実現し、住民の利便性向上や行政運営の効率化を実現するため、政策の企画・立案段階から制度・業務・システムを一体として捉えた検討を行う。具体的には、制度改正に伴う情報システムの改修や新たなサービス導入時のシステム間連携のための調整に係るコストが地方公共団体にとって大きな負担になっており、国又は地方公共団体による様々な取組の実現に時間を要することの原因となっていることを踏まえ、標準準拠システムへの移行後を見据え、以下の取組を進めていく。

国・地方のネットワークについては、GSS が国の地方機関向けに全国に整備しているネットワークや拠点の国・地方のネットワーク基盤としての活用、地方へのゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入、行政職員の人材育成のための環境整備に向けた調査・分析・検証等を着実に進め、「2030 年頃の国・地方のネットワークの将来像」<sup>45</sup>の実現を目指す。行政機関間・地方公共団体内・民間との対外接続における必要な行政保有データの情報連携機能については、公共サービスメッシュを一貫した設計により実現する。また、窓口 DXaaS・給付支援サービスのほか、DMP（デジタルマーケットプレイス）等において事業者が提供する多様な SaaS や各種情報連携基盤との連携の拡充、住民向けプッシュサービスなどの更なる利便性向上、さらに、Verifiable Credential 等による本人を介した情報の連携・

<sup>45</sup> 「国民・住民に、国・地方の行政サービスを、柔軟かつセキュア、安定的に提供可能」、「国・地方のネットワーク基盤の共用化が行われ、効率性が向上」、「国・地方の職員が、セキュリティを確保しつつ、一人一台の PC で効率的に業務ができ、テレワーク等の柔軟な働き方が可能」とすることを目指すもの。

活用やAI分析を見据え、ワンストップ窓口原則等の実現拡充に資するサービス創出等に向けた検討を行う。

さらに、住民サービスの向上と窓口業務の効率化を実現する「書かないワンストップ窓口」の横展開を推進するため、ガバメントクラウド上での「窓口DXaaS」の導入支援や「窓口BPRアドバイザー」の派遣等を通じた住民の利便性向上、窓口改革の根幹であるバックヤード改革や推進体制づくりを通じた職員の業務負担の削減を図るとともに、システム標準化への対応を検討する。

デジタル庁創設時から実現を目指している、「スマートフォンで60秒で手続が完結」「7日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」である行政関連手続については、まずは、出生・子育て分野で多くの国民が申請・届出を行う手続を1つのフォームでオンライン一括申請できる環境の実現を図る。

## ⑦ 産業全体のモダン化

産業横断的なレガシーシステム<sup>46</sup>からの脱却・モダン化を目指し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)を事務局とした委員会において幅広い業種や関係省庁が参画した検討が行われてきた。引き続き、業種ごとの課題や経営のコミットメント、モダン化の現状を把握するためのツール・指標の提示を行うことで、システム投資を行う企業とシステムを提供するベンダー側の双方の投資がかみ合う形での改善を目指していく。

## (4) 安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組

「誰一人取り残さない人に優しいデジタル化」の実現に向けて、デジタルを活用した具体的な課題解決等の良質な利用者体験の実現と併せて、包摂的なデジタル社会の実現に向けた環境整備やデジタル化の進展に伴う負の側面の影響の最小化に努める。このため、デジタルリテラシーの向上やアクセシビリティの確保等により、誰もがデジタルを正しく理解し、利用できる環境を整備する。一方で、技術進展とともに顕在化しつつあるデジタル技術の負の側面に対し、偽・誤情報対策やサイバー犯罪対策、引き続き脅威が増大しているサイバーセキュリティ対策を講ずる。

### ① デジタルリテラシー（デジタルを正しく理解し活用する力）の向上

デジタル社会による利便性向上を誰もが享受できる環境を作るため、青少年や高齢者を含む幅広い世代におけるデジタルリテラシー向上に取り組むほか、デジタル推進委員の取組を継続的に実施し、動画等の分かりやすいコンテンツ等も活用して、高齢者や障害者をはじめ、デジタル機器やサービスに不慣れな方の不安解消に取り組む。既に国、地方公共団体、各種団体等が行っているデジタル機器・サービスに不慣れな方等に対する事業や取組とも連携し、これらの事業や取組に携わる方を経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のデジタルスキル標準等を基に、横断的にデジタル推進委員またはデジタル推進およびかけ員として任命し、幅広く国民運動として展開していく。

### ② アクセシビリティ（誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境）の確保

ウェブコンテンツ（行政サービス、申請・手続システムやウェブサイト上のコンテンツ、動画、SNSを介した発信情報、各種掲出資料等を含む）や放送において誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境（アクセシビリティ）の確保を徹底し、すべての方々にとってアクセス可能となる情報コミュニケーション基盤を確立する。そのため、WCAG 2.2<sup>47</sup>等の国際的な最新技術動向も踏まえ、

<sup>46</sup> 技術面の老朽化、システムの肥大化・複雑化、ブラックボックス化等の問題があり、その結果として経営・事業戦略上の足かせ、高コスト構造の原因となっているシステム。

<sup>47</sup> Web Content Accessibility Guidelines 2.2 (W3C Recommendation 05 October 2023)

必要に応じてウェブアクセシビリティ導入ガイドブックの改定を行うとともに、行政機関の情報提供や行政手続を目的としたウェブサービス等に活用するためのデジタル庁デザインシステムやガイドライン等の拡充を行い、関係府省庁や地方公共団体への展開を推進するとともに、ウェブサービス等のUIを開発する際に参考すべき簡易チェックリストやユーザー評価取得のガイドライン等を拡充、改善に繋げる。また、ガイドライン等に基づき、AI技術を活用して、要件定義における画面設計のプロトタイピングツール等の提供のほか、各省のサービス等を評価し、改善案を提供する。放送についても、情報アクセス機会の均等化を実現する。

また、利用者中心のデジタルサービスの提供にあたっては、「窓口で相談してからオンラインで申請」、「ウェブ自動応答（チャットボット）で問い合わせをしてからオンライン手続」等、アナログとデジタルのメリットを組み合わせ、利用者にとって最も利便性が高く、体験が良くなる手段を選択できることが望ましい。そこで、各サービス利用者が得られる価値を、利用者の立場に立って最大化するため、各サービス間で情報を連携して利用体験を連動させることで、すべての方々にサービスの利用機会・体験が保障されるようにする。デジタル庁及び総務省は、サービス改善に取り組む行政関係者向けの情報提供や行政評価の枠組みの検討を行う。

### ③ 偽・誤情報等対策

SNS等は、情報収集手段として役立つ一方で、例えば災害時における偽・誤情報や、誹謗中傷等の権利侵害情報の流通・拡散が深刻化しており、表現の自由にも十分に配慮しつつ、総合的な対策を講じていくことが必要である。

具体的には、

- ・ 対策技術の開発等：画像・映像に加え、音声等を対象としたAI生成コンテンツの判別や、発信された情報の信頼性を確保する技術の開発・実証等
- ・ リテラシー向上：官民が連携した意識啓発（DIGITAL POSITIVE ACTION）の実施を通じた、ウェブCMや各地でのシンポジウムによる広報等を用いた、受け手を含めた利用者のリテラシー向上
- ・ 制度的対応（情報流通プラットフォーム対処法）：2025年4月に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律<sup>48</sup>」によりインターネット上の偽・誤情報を含む権利侵害情報の削除対応の迅速化等を促し、プラットフォーム事業者に対する実効的な対策を推進する

等の取組を進める。

### ④ サイバー犯罪対策

国民が安心してインターネット等の情報通信ネットワークを利用し、その上を流通する情報を活用することができるようとする観点から、フィッシングやランサムウェア<sup>49</sup>による被害の防止や事後追跡可能性の確保等に向けた官民連携、インターネット上の違法情報・有害情報対策の推進、サイバー空間の脅威への対処能力の向上及び国際連携、サイバー事案に関する警察への通報・相談の促進、サイバー事案に関する注意喚起の実施等に取り組む。

また、引き続きサイバー事案を始めとする犯罪の取締りの推進及び技術支援・解析能力の向上に取り組む。

### ⑤ サイバーセキュリティの確保

<sup>48</sup> 令和6年第25号。

<sup>49</sup> 「Ransom（身代金）」と「Software（ソフトウェア）」を組み合わせた造語。感染したパソコンに特定の制限をかけ、その制限の解除と引き換えに金銭を要求する不正プログラムのこと。

政府機関等のサービスにおいては、国民目線に立った利便性向上とサイバーセキュリティ確保の両立を図るとともに、サービスが安定して提供されるようレジリエンスを強化するために、国家安全保障戦略及びサイバーセキュリティ戦略を踏まえた施策を着実に実施し、安全・安心なデジタル社会を実現していく。

重要インフラ等を対象としたDDoS、ランサムウェアによる被害報告の増加、生成AIの悪用による攻撃の巧妙化など、サイバー攻撃の脅威は依然として大きい。政府機関等や重要インフラを担う大企業のみならず、サプライチェーン<sup>50</sup>にある中小企業や地方公共団体がサイバー攻撃を受ければ経済全体へと大きく影響する。また、防御側の情報共有が不十分であるといった指摘がされている。

そこで、内閣サイバーセキュリティセンターを発展的に改組するとされている新たな司令塔組織を中心に、新たな法整備内容も踏まえ、情報収集、分析に係る体制や基盤を整備し、関係行政機関における情報共有や官民双方向の情報共有を進めるとともに、一層の国際連携を推進する。政府横断的な情報収集、攻撃等の分析・解析、政府関係機関への助言、政府関係機関の相互連携及び情報共有等の業務を行うGSOC<sup>51</sup>について、国自ら開発した技術も活用した機能強化等の推進及び着実な運用を行う。

また、国家を背景とする組織による高度なサイバー攻撃に対しては、標的となった企業や組織への対応支援等を効果的に行うため、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)における経済安全保障に係る高度な分析機能を整備する。さらに、国・地方公共団体等のネットワークを通じた相互接続や情報連携がますます進展する中で、地方公共団体においてもサイバーセキュリティ対策の重要性が高まっていることから、総務省は、関係機関と連携し、地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の向上に取り組む。加えて、技術開発で得られた情報・ノウハウの展開による国産技術の開発支援や、開発された先進的なセキュリティ製品やサービスを政府において積極的に採用することにより、分析・開発環境を強化し、国内の人材や産業を育成するエコシステムを形成する。

量子技術の進展に伴い、現在広く使われている公開鍵暗号の危殆化<sup>きたい</sup>が懸念されている。そのため、諸外国や暗号技術検討会(CRYPTREC)における検討状況を踏まえ、多岐にわたる課題に対応するための関係省庁による検討体制を立ち上げ、政府機関等における耐量子計算機暗号(PQC)への移行の方向性について、次期サイバーセキュリティ戦略に盛り込む。

全ての政府機関等は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づきセキュリティ対策を推進し、また、情報システムの構築にあたっては、企画から運用まで一貫したセキュリティ対策を実施する考え方(セキュリティ・バイ・デザイン)を徹底する。AIを積極的に活用したセキュリティ対策(AI for Security)を推進するとともに、セキュリティ分野におけるAIの安全な利用(Security for AI)に向けた環境整備の取組などを進めていく。

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP<sup>52</sup>)の改善を継続的に行うことでクラウドサービスのISMAPへの登録を促進し、セキュリティ対策基準が満たされたクラウドサービスの政府機関等における利用を徹底していく。

重要な政府情報システムを整備、運用するデジタル庁では、デジタル庁が運用する政府情報システムについての稼働状況等を監視するシステム(COSMOS)や、情報資産、脆弱性等を管理することでリスクを常時把握し対処する仕組み(CRSA)等を整備することでインシデント対応能力等を強化するとともに、デジタル庁の専門家チーム及びデジタル庁の依頼に応じ独立行政法人情報処理推進機構(IPA)による必要な検証・監査・脆弱性診断を着実に進める。また、GSOCの機能強化等の推進及び着実な運

<sup>50</sup> 商品・製品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費(利用・使用)までのプロセス全体のことであり、「モノの流れ」に着眼した考え方。

<sup>51</sup> 政府関係機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム(Government Security Operation Coordination team): GSOC(ジーソック)のこと。各機関に設置したセンサー等を通じた政府横断的な監視、攻撃等の分析・解析、各機関への助言、各機関の相互連携促進及び情報共有を行うための体制のこと。

<sup>52</sup> 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(Information system Security Management and Assessment Program: 通称、ISMAP(イスマップ))のこと。政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、もってクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度。

用に資するような必要な情報の提供等の緊密な連携を行うなど、政府情報システムのセキュリティ強化を図る。

各企業のサプライチェーンにおける重要性等に応じたセキュリティ対策水準やその対策状況を可視化する仕組み、IoT機器のセキュリティ要件の適合性を評価する制度、安全なソフトウェアの開発に関する産業界向けのガイドラインの整備などを進めるとともに、生成AIを契機とした経営層等へのセキュリティ意識の向上やサイバーセキュリティお助け隊サービス制度を通じた専門家への相談等の中小企業向け支援の拡充を図ることで、中小企業を含めた我が国全体のサプライチェーンのセキュリティ対策強化を図る。

また、サイバーセキュリティ人材の育成・確保に関して、実践的な演習・研修などを引き続き関係省庁において推進するほか、マネジメント層から実務者層までサイバーセキュリティに関して求められる役割・スキルが多様化していることも踏まえて、我が国全体として効率的・効果的にサイバーセキュリティ人材の育成・確保を図る観点から、求められる役割・スキル等を体系的に整理した官民共通の「人材フレームワーク」策定に向けた議論を行い、年度内に結論を得る。

## (5) 我が国のDX推進力の強化（デジタル人材の確保・育成と体制整備）

### ① 社会におけるデジタル人材の確保・育成

デジタルを活用した課題解決や経済成長を実現するためにはその担い手となるデジタル人材の確保・育成が必要であるが、我が国においては、その質・量ともに不足している。特に、国際流動性の高いAI等新技術に専門性のある人材や洗練化・巧妙化するサイバー攻撃に対応できる高度セキュリティ人材、AI・テクノロジーの実装に必要な制度的検討や業務改革に対応できる人材や、小規模市町村のいわゆる「ひとり情シス問題」に見られる地方公共団体や地域のデジタル改革・デジタル実装を担う人材が不足している。我が国社会全体のデジタル化を加速させるためには、こうしたデジタル人材の確保・育成が急務である。その際、これからを担う若年世代はデジタルネイティブであり、こうした人材がAIをはじめとするデジタル技術に関心を持ち、スタートアップや企業で中核として活躍する人材となっていくことも重要である。

こうした問題意識に基づき、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、2026年度までに230万人のデジタル人材の育成を目指し、取組を進める。

まず、DXを推進する人材に必要となる役割やスキルを明確化した「デジタルスキル標準」については、AI活用に不可欠なデータマネジメント等の充実を図るべく改訂するとともに、スキル情報の蓄積、試験や教育コンテンツの推奨、保有スキルのデジタル証明を可能とする個人向けIDのプラットフォームを構築し、個人に合わせたスキルアップを継続的に行えるスキルベースの人材育成環境を整備する。

高度AI人材を確保・育成するために、汎用的な基盤モデルやロボティクス分野のAI開発を通じて人材育成や技術力向上を図るとともに、サイバーセキュリティ人材を確保・育成するために、大学生・高校生等の若年層を対象とした「セキュリティ・キャンプ」、行政機関や重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習「CYDER」、模擬プラントを活用した演習等により制御システムのセキュリティを扱う「中核人材育成プログラム」、サイバーセキュリティに関する情報分析・人材育成等の産学官連携の中核的拠点である「CYNEX」の取組を実施するとともに、より高度な対処能力を有する人材育成のための大規模演習環境の構築に向けた検討を行う。

また、教育を通じた人材育成については、教育カリキュラム等の充実や専門性の高い指導者・教員の確保等に引き続き取り組んでいく。例えば、数理・データサイエンス・AI教育強化拠点コンソーシアムにおける活動や、大学等の優れた教育プログラムを国が認定する制度、大学院における人文・社会科学系等の分野と情報系の分野を掛け合わせた学位プログラムの構築等を通して、大学等における数理・データサイエンス・AI教育を進めていく。

加えて、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図るため、「情報活用能力（情報モラルを含む）」を教育課程全体で育むことを推進する。

さらに、地方公共団体における取組として、全都道府県で市町村と連携した DX 推進体制を構築し、市町村が求める DX 支援のための人材プール機能を確保できるよう、総務省は、都道府県による市町村支援のためのデジタル人材の確保について地方財政措置を講じるとともに、デジタル庁など関係省庁と連携し、デジタル人材の確保や専門人材の派遣などの支援を引き続き実施する。

## ② 政府における DX 推進体制の強化

徹底した国民目線で行政サービス改革、業務改革（BPR<sup>53</sup>）、制度改革、システム開発・運用、AI・データの利活用、所管する産業・行政分野のデジタル改革の推進等を図るため、政府全体のデジタル改革の推進体制を強化する。

具体的には、各府省庁の PMO や PJMO の体制を充実し、デジタル改革や情報システムの整備・運用の経験のある職員を確保・育成するため、積極的な配置・追加等を行う。また、利用者目線での情報システムの開発・運用や業務効率化に資する行政のデジタル化の観点から、人事ローテーションなどを通じ、制度や業務と情報システムの双方を理解できる人材を中期的に育成していく。

また、高度専門人材を確保するとともに、利用者視点でのデジタル改革を実践できるよう、AI 活用、業務改革、サービスデザイン等の研修等を実施する。

## ③ 社会全体のデジタル化の司令塔機能の強化（デジタル庁の体制強化）

デジタル庁は、最適な人材配置等を不斷に見直すことを前提に、1,500 人規模の組織を一つの目安に着実に体制整備を進めてきている。また、2024 年通常国会で成立したデジタル社会形成基本法等の一部改正法<sup>54</sup>が施行され、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）及び独立行政法人国立印刷局の業務の一部をデジタル庁が共管することとなった。今後、国民一人ひとりに最適なサービスの提供やデータ利活用等を通じた経済成長の実現に向けては取り組むべき課題が山積しており、これらの機関や地方公共団体情報システム機構（J-LIS）、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）等とデジタル庁が一体となって、社会全体のデジタル化に資する取組を強化する必要がある。

また、こうした体制面での充実を引き続き継続していきつつ、デジタル庁は行政のデジタル化とともに、社会全体のデジタル化・デジタルトランスフォーメーションにこれまで以上に取り組んでいく。

具体的には、AI の社会実装を促進するため、デジタル庁は、生成 AI の政府内での利活用を主導するとともに、政府や地方公共団体における AI の開発・実装の技術的なサポートを実施する。あわせて、AI 等のテクノロジーの進展にレギュレーションを適応させるため、各府省庁における法令等の立案やシステム開発等のプロジェクトのレビューを強化し、制度・業務・システムの三位一体でのデジタル改革を徹底する。

また、デジタル庁は、データは新たな付加価値創出の源泉であるとの認識の下、社会経済におけるデータの利活用を推進するデータ政策を主導する。このため、デジタルを最大限活用した社会変革の推進を担うデジタル行政財政改革会議の事務局の機能・業務を内閣官房から令和 8 年夏目途で移管することも含め、デジタル庁において、各府省庁におけるデータ利活用の取組状況を把握・評価し、全体最適の観点から必要な調整・指導を行うなど、政府横断的な取組を進める。

加えて、デジタル人材の確保・育成についても、関係省庁の取組の効果を高めるとともに、必要に応じて新たな策を検討し講じるなど、デジタル庁がその取組を主導するとともに、専門人材の地方公

<sup>53</sup> Business Process Re-engineering の略称。

<sup>54</sup> 令和 6 年法律第 46 号。

共団体への派遣や将来的な地方拠点の整備の必要性や在り方について検討を行い、地方公共団体や地方のデジタル人材と連携してAI等のテクノロジーの徹底活用を通じた地方創生2.0を推進する。

このため、デジタル庁は、デジタル・ガバメントだけでなく、社会全体のデジタル化を牽引し、関係省庁や地方公共団体等における情報システムの整備・運用をはじめとする業務効率化や政策推進に貢献することを認識し、それに必要となる体制整備や政策推進機能の強化を行う必要がある。デジタル改革を牽引する人材を確保し、その能力を最大限生かし、多様な経験を積むことができる組織となるよう不断の努力をするとともに、民間で一定の実績のある人材の幹部登用など民間専門人材の登用の在り方の検討も行う。

また、デジタル庁はデータ駆動型組織への転換を図っている途上であり、引き続き、データを駆使した高いパフォーマンスの発揮とデータによる検証の好循環の実現に取り組む。また、国民目線でのデジタル改革を徹底するため、国民や事業者、行政機関、有識者等とのコミュニケーションの機会を確保するとともに、デジタル社会やデジタル政策に対する国民や民間事業者、行政機関等の理解を深めるため、社会の様々な主体を対象として、デジタル化を進めることによりどのような社会が実現するのかをわかりやすく伝えるなど、効果的な広報活動や情報発信に取り組む。

## 5. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

### (1) デジタル社会形成のための基本原則

2021年のデジタル庁創設に先立ち、2020年に我が国のデジタル社会の将来像やデジタル庁設置の考え方等を示す「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が策定され、デジタル社会を形成するための基本原則として、以下の10原則を掲げている。

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| ①オープン・透明                    | ⑥迅速・柔軟    |
| ②公平・倫理                      | ⑦包摂・多様性   |
| ③安全・安心                      | ⑧浸透       |
| ④継続・安定・ <sup>きょうじん</sup> 強靭 | ⑨新たな価値の創造 |
| ⑤社会課題の解決                    | ⑩飛躍・国際貢献  |

また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律<sup>55</sup>では、デジタル3原則（①デジタル第一原則（デジタルファースト<sup>56</sup>）、②届出一度きり原則（ワンスオンリー<sup>57</sup>）及び③手続一か所原則（コネクテッド・ワンストップ））を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化を原則としている。

デジタル社会の実現に向けては、こうした基本的な原則に則して取組を進めるものとする。

### (2) 業務改革（BPR）の必要性

デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要がある。

業務改革（BPR）の実施に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（2021年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。）に定めるサービス設計12箇条に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、るべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する。

第1条 利用者のニーズから出発する	第7条 利用者の日常体験に溶け込む
第2条 事実を詳細に把握する	第8条 自分で作りすぎない
第3条 エンドツーエンドで考える	第9条 オープンにサービスを作る
第4条 全ての関係者に気を配る	第10条 何度も繰り返す
第5条 サービスはシンプルにする	第11条 一遍にやらず、一貫してやる
第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める	第12条 情報システムではなくサービスを作る

<sup>55</sup> 平成14年法律第151号。

<sup>56</sup> 各々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること。

<sup>57</sup> 一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること。

### (3) 構造改革のためのデジタル原則

デジタル臨時行政調査会は、デジタル改革、規制改革、行政改革に通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則」(①デジタル完結・自動化原則<sup>58</sup>、②アジャイルガバナンス原則<sup>59</sup>、③官民連携原則<sup>60</sup>、④相互運用性確保原則<sup>61</sup>、⑤共通基盤利用原則<sup>62</sup>)を2021年12月に策定した。これらの原則を踏まえ、デジタル時代にふさわしい政府への転換を進めていく。

この原則を徹底するために、制度・業務・システムの整合性を確保して、三位一体で取組を進めていく。さらに、アナログをデジタルへ切り替えた途端、アナログより厳格な確認を求める等といった運用については、逆に国民や事業者の手間やコストが増えることになることから、利便性の観点から国民や事業者の立場に立って、手続や業務フローを実装・運用する。

### (4) クラウド第一原則（クラウド・バイ・デフォルト原則）

各府省庁において必要となる情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウド第一原則（クラウド・バイ・デフォルト原則）を徹底し、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせて適正（スマート）に利用する設計思想に基づいた整備を推進する。

### (5) 個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進

デジタル化の進展に伴い個人情報等の利用が拡大している中で、個人情報保護法の目的（第1条）及び基本理念（第3条）に則り、個人情報の保護に関する基本方針<sup>63</sup>等に基づいて個人の権利利益の保護と個人情報の適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組を実施する。

<sup>58</sup> 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンタープライズでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

<sup>59</sup> 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。

<sup>60</sup> 公共サービスを提供する際に民間企業のUI/UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。

<sup>61</sup> 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。

<sup>62</sup> ID、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

<sup>63</sup> 平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更。

## 第2 重点政策一覧

○[No. 1-1] AI イノベーション促進とリスク対応の両立.....	38	○[No. 1-41] 個人向け認証アプリケーション（デジタル認証アプリ）の更なる利用拡大.....	48
○[No. 1-2] AI の活用環境の整備と利活用の促進.....	38	○[No. 1-42] マイナンバーカードの円滑な取得支援.....	49
○[No. 1-3] AI の適正性の確保、AI に関する調査研究等.....	38	○[No. 1-43] マイナポータルの利便性向上.....	49
○[No. 1-4] 我が国における高度な課題解決のための言語型人工知能の実現に向けたデータ整備、評価及び研究開発.....	39	○[No. 1-44] マイナポータル API の利用拡大.....	49
○[No. 1-5] 民主主義的な価値に基づいた人間中心の AI 原則の実践の支援.....	39	○[No. 1-45] 国家資格オンライン・デジタル化の拡大.....	49
○[No. 1-6] 行政通則法的観点からの AI 利活用に係る検討.....	39	○[No. 1-46] 技能士資格情報、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードのオンライン、デジタル化	50
○[No. 1-7] デジタル技術を用いたパブリックコメント業務の効率化.....	39	○[No. 1-47] 出生届のオンライン化.....	50
○[No. 1-8] デジタル技術の活用による在留審査及び難民等認定審査の迅速・高度化並びに不法滞在者の縮減.....	40	○[No. 1-48] 就労証明書の様式統一・デジタル化.....	50
○[No. 1-9] 労働基準監督行政 DX.....	40	○[No. 1-49] 在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討.....	50
○[No. 1-10] 脳と情報通信の融合研究による次世代 ICT の開発推進.....	40	○[No. 1-50] 引越し手続のオンライン・デジタル化の推進.....	51
○[No. 1-11] 地方創生 2.0 の実現.....	41	○[No. 1-51] 死亡・相続手続のオンライン・デジタル化.....	51
○[No. 1-12] デジタル公共財の横展開加速.....	41	○[No. 1-52] マイナポータルを活用した確定申告の利便性向上に向けた取組の充実.....	51
○[No. 1-13] デジタル地方創生サービスカタログの改定及び自治体の調達支援を通じた優良事例の展開.....	41	○[No. 1-53] 地方公共団体の行政手続オンライン化の推進.....	51
○[No. 1-14] エリアデータ連携基盤の共同利用及びデータ利活用の促進.....	41	○[No. 1-54] 「市民カード化」の推進.....	52
○[No. 1-15] 地域幸福度（Well-Being）指標の更なる推進.....	42	○[No. 1-55] 健康保険証との一体化.....	52
○[No. 1-16] デジタルライフライン全国総合整備計画.....	42	○[No. 1-56] 医療費助成の受給者証や診察券とマイナンバーカードの一体化.....	52
○[No. 1-17] web3 技術の活用による地方に眠る価値のグローバル価格化.....	42	○[No. 1-57] 運転免許証との一体化.....	52
○[No. 1-18] web3 の推進/web3 の環境整備.....	42	○[No. 1-58] 在留カードとの一体化.....	53
○[No. 1-19] ドローン利活用の推進.....	43	○[No. 1-59] マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化.....	53
○[No. 1-20] デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成推進.....	43	○[No. 1-60] 母子保健分野におけるデジタル化の推進.....	53
○[No. 1-21] デジタル技術と郵便局を活用した地域の持続可能性の確保.....	43	○[No. 1-61] マイナンバーカードの介護保険証利用.....	53
○[No. 1-22] 地域交通 DX の推進.....	44	○[No. 1-62] 災害対応のデジタル化に関する実証事業.....	54
○[No. 1-23] 地域交通の持続性確保のためのデータ連携・活用.....	44	○[No. 1-63] 社会教育におけるデジタル技術の活用促進.....	54
○[No. 1-24] スマートシティ施策の推進.....	44	○[No. 1-64] 就労分野でのマイナンバーカード活用.....	54
○[No. 1-25] スーパーシティ等におけるデータ連携基盤の運用に関する助言及び利活用の促進.....	44	○[No. 1-65] e-Gov の利用促進.....	54
○[No. 1-26] 観光 DX の推進.....	45	○[No. 1-66] 教育分野でのマイナンバーカード活用.....	55
○[No. 1-27] デジタル実装状況の可視化による情報支援事業.....	45	○[No. 1-67] ODR の推進.....	55
○[No. 1-28] 地域社会 DX 加速化パッケージ事業.....	45	○[No. 1-68] 民間ビジネスにおける利用の推進・電子証明書失効情報の提供に係る手数料の当面無料化.....	55
○[No. 1-29] ふるさと住民登録制度の創設.....	45	○[No. 1-69] 遺言制度のデジタル化.....	55
○[No. 1-30] スマートアイランドの推進.....	46	○[No. 1-70] マイナンバーカードのスマートフォン搭載.....	56
○[No. 1-31] 上下水道 DX の推進.....	46	○[No. 1-71] 犯収法等における非対面本人確認方法の原則 JPKI 一本化及び対面本人確認方法の IC チップ読み取りの義務化.....	56
○[No. 1-32] ETC 専用化の推進.....	46	○[No. 1-72] マイナンバーの在留関連手続への活用.....	56
○[No. 1-33] マイナンバー制度の推進.....	46	○[No. 1-73] 在留関係手続のデジタル化.....	56
○[No. 1-34] 公金受取口座の登録、利用及び預貯金口座付番の推進.....	47	○[No. 1-74] マイナンバーカードの国外継続利用.....	57
○[No. 1-35] 自動物流道路の構築.....	47	○[No. 1-75] 次期マイナンバーカードの検討.....	57
○[No. 1-36] マイナンバーカードの普及及び利用の推進.....	47	○[No. 1-76] マイナンバーカードに係る広報の強化.....	57
○[No. 1-37] マイナポータル API 接続による健診等情報の利活用.....	47	○[No. 1-77] 事業者向けポータル（仮称）の構築・運用.....	57
○[No. 1-38] 救急時における医療機関への医療情報共有.....	48	○[No. 1-78] 事業者手続サービスの環境整備・国民向けサービス全体の最適化.....	58
○[No. 1-39] 診断書等の電子的な提出.....	48	○[No. 1-79] 法人共通認証基盤（G ビズ ID）の利用拡大.....	58
○[No. 1-40] 予防接種事務のデジタル化.....	48	○[No. 1-80] 商業登記電子証明書の普及等.....	58
		○[No. 1-81] デジタルインボイスの定着/企業間決済のデジタル化の推進.....	58
		○[No. 1-82] 事業者向け行政手続・補助金の電子申請対応.....	59
		○[No. 1-83] 國際的な商流・物流に係る貿易プラットフォーム・ビジネスに関連する取組.....	59
		○[No. 1-84] デジタル化による農林水産省所管の行政手続のオンライン化.....	59

○[No. 1-85] J グランツの利便性向上 .....	59	○[No. 2-20] 電子国土基本図の整備・更新・3次元化 .....	72
○[No. 1-86] 社会保険・税手続のオンライン・デジタル化 .....	60	○[No. 2-21] 地理空間情報に係るオープンデータの整備・利活用の促進 .....	72
○[No. 1-87] 障害者手帳情報のマイナンバー連携の普及 .....	60	○[No. 2-22] 地盤情報の公開促進 .....	72
○[No. 1-88] 行政手続のデジタル完結 .....	60	○[No. 2-23] 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進及び建築・都市の DX の推進 .....	73
○[No. 1-89] 番号利用法に基づく情報連携における利便性の向上 .....	60	○[No. 2-24] 地域経済分析システム（RESAS）等による地方版総合戦略支援事業 .....	73
○[No. 1-90] 戸籍の記載事項への振り仮名の追加 .....	61	○[No. 2-25] 政治資金収支報告書に係るデータベースの整備 .....	73
○[No. 1-91] 電子契約システム（工事・業務）のシステム効率化と利便性向上による電子契約の普及促進 .....	61	○[No. 2-26] i-Construction の推進に資する国土交通データプラットフォーム整備 .....	74
○[No. 1-92] 国税関係手続のデジタル化の推進 .....	61	○[No. 2-27] 位置情報サービスを支えるインフラ「電子基準点」の安定運用及び「国家座標」に基づく位置情報の提供 .....	74
○[No. 1-93] 出入国審査のデジタル化 .....	61	○[No. 2-28] 政策ダッシュボード等を活用したアジャイルな政策のモニタリングと推進 .....	74
○[No. 1-94] 特許事務システムに係るプロジェクトの推進 .....	62	○[No. 2-29] 歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化 .....	75
○[No. 1-95] 刑事手続のデジタル化 .....	62	○[No. 2-30] 土国交通分野のデータ整備・活用・オープンデータ化プロジェクト（Project LINKS） .....	75
○[No. 1-96] 独立行政法人の DX の推進 .....	62	○[No. 2-31] データの相互運用性の確保 .....	75
○[No. 1-97] 民事裁判手続のデジタル化 .....	63	○[No. 2-32] データ標準確保のための GIF の実装強化に向けた取組 .....	76
○[No. 1-98] 地域の公的機関における DX の推進支援 .....	63	○[No. 2-33] 光ファイバ、ワイヤレス・IoT インフラの整備推進 .....	76
○[No. 1-99] 司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化 .....	64	○[No. 2-34] 電波有効利用のための高周波数帯の活用促進 .....	76
○[No. 1-100] 電子植物検疫証明書の導入 .....	64	○[No. 2-35] プロードバンドに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の運用開始と安定的な運用等 .....	77
○[No. 1-101] フロントサービス API 基盤の構築 .....	64	○[No. 2-36] 非地上系ネットワークの推進 .....	77
○[No. 1-102] 総合的なフロントヤード改革の促進 .....	64	○[No. 2-37] オール光ネットワーク技術開発の促進及び普及・拡大 .....	77
○[No. 1-103] 国・地方共通相談チャットボットの改善 .....	65	○[No. 2-38] 革新的情報通信技術（Beyond 5G (6G) ）基金事業 .....	77
○[No. 1-104] 中小企業支援の DX 推進 .....	65	○[No. 2-39] デジタルインフラの整備推進（整備計画の策定） .....	78
○[No. 1-105] 企業の DX 推進 .....	65	○[No. 2-40] 次世代の通信インフラを担う光ネットワーク技術の研究開発 .....	78
○[No. 1-106] 先端的な放射光施設における高解像度かつ大容量の研究データ創出及び研究データの活用基盤の整備 .....	65	○[No. 2-41] ポスト 5G 情報通信システムの研究開発・推進 .....	78
○[No. 1-107] マテリアル DX プラットフォーム実現のための取組 .....	66	○[No. 2-42] 量子暗号通信の社会実装に向けた取組強化 .....	78
○[No. 1-108] 人文学・社会科学の DX 化に向けた研究開発推進事業 .....	66	○[No. 2-43] 量子インターネットの要素技術開発 .....	79
○[No. 1-109] 簡易な送金決済インフラの構築と国際的な実証 .....	66	○[No. 2-44] グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発 .....	79
○[No. 2-1] パブリッククラウド環境を前提とした次世代校務 DX 環境への移行① .....	67	○[No. 2-45] AI の開発力強化と利活用促進 .....	79
○[No. 2-2] パブリッククラウド環境を前提とした次世代校務 DX 環境への移行② .....	67	○[No. 2-46] データセンターの分散立地/国際海底ケーブルの多ルート化の推進 .....	79
○[No. 2-3] 学校現場における必要なネットワーク環境の整備・確保① .....	67	○[No. 2-47] 公共分野の情報システムにおけるデータ拠点の立地分散 .....	80
○[No. 2-4] 学校現場における必要なネットワーク環境の整備・確保② .....	67	○[No. 2-48] AI の研究開発の推進等、AI 関連施設等の整備及び共用の促進、AI 活用の推進 .....	80
○[No. 2-5] KPI・ロジックモデル構築 .....	68	○[No. 2-49] 「富岳」をはじめとする研究開発のための計算機インフラの運用及び次世代フラッグシップシステムの開発・整備 .....	80
○[No. 2-6] 研究データの活用・流通・管理を促進する次世代学術研究プラットフォーム（SINET） .....	68	○[No. 2-50] 量子コンピュータの産業化の推進 .....	81
○[No. 2-7] 医療分野のデジタル化財政改革事項 .....	68	○[No. 2-51] 戰略的創造研究推進事業 情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS） .....	81
○[No. 2-8] 個人情報保護法の見直し等 .....	68	○[No. 3-1] 災害リスク情報のオープンデータ化 .....	81
○[No. 2-9] 介護分野のデジタル化財政改革事項 .....	69	○[No. 3-2] 安全なデータ連携による最適化 AI 技術の研究開発 .....	81
○[No. 2-10] アナログ規制の横断的な見直し .....	69	○[No. 3-3] 民間の PHR 事業者団体と連携しログデータの標準化等を通じた PHR の利活用促進 .....	82
○[No. 2-11] 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直し支援 .....	69	○[No. 3-4] 医療高度化に資する PHR データ流通基盤の構築 .....	82
○[No. 2-12] デジタル法制審査 .....	70	○[No. 3-5] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進 .....	82
○[No. 2-13] テクノロジーマップ等の整備 .....	70	○[No. 3-6] データ連携による生産・流通改革 .....	83
○[No. 2-14] ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・利活用促進 .....	70	○[No. 3-7] 空き家対策の DX .....	83
○[No. 2-15] 登記情報システムに係るプロジェクトの推進 .....	71	○[No. 3-8] ウラノス・エコシステム .....	83
○[No. 2-16] オープンデータの推進 .....	71	○[No. 3-9] トラスト及びデジタル・アイデンティティ② .....	84
○[No. 2-17] 法制事務デジタル化及び法令データの整備・利活用促進 .....	71	○[No. 3-10] トラスト及びデジタル・アイデンティティ③ .....	84
○[No. 2-18] 統計データ等の利活用推進 .....	72		
○[No. 2-19] 筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進 .....	72		

○[No. 3-11] PDS・情報銀行の活用.....	84	○[No. 3-54] 予防接種記録及び副反応疑い報告に係る匿名データベースの整備並びに予防接種記録の疫学調査等への活用の検討.....	96
○[No. 3-12] データ連携を促進するエコシステムの形成.....	85	○[No. 3-55] 介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供.....	96
○[No. 3-13] 信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる環境の構築 .....	85	○[No. 3-56] 子育て支援施策など必要な情報をプッシュ型配信するための仕組みの構築.....	97
○[No. 3-14] DFFT の具体化推進に向けた国際連携/IAP の設立・プロジェクトの実施.....	85	○[No. 3-57] 里帰りする妊産婦への支援.....	97
○[No. 3-15] DFFT の具体化推進に向けた少數国間連携.....	86	○[No. 3-58] 保育業務のワンストップ実現に向けた全国基盤整備.....	97
○[No. 3-16] e シール及びタイムスタンプの利活用拡大の推進 .....	86	○[No. 3-59] 保活ワンストップシステムの全国展開 .....	98
○[No. 3-17] トラスト及びデジタル・アイデンティティ①/利用者本位の行政サービスの実現に向けた国際協力関係の構築.....	86	○[No. 3-60] 保育現場における ICT 環境整備 .....	98
○[No. 3-18] 国際データガバナンスアドバイザリー委員会/産業データの国際的なデータガバナンス .....	86	○[No. 3-61] 放課後児童クラブ DX の推進 .....	99
○[No. 3-19] 諸外国のデジタル政策に関わる機関との連携強化 .....	87	○[No. 3-62] こどもデータ連携の取組の推進 .....	99
○[No. 3-20] 他国への支援・協力等を通じた我が国のプレゼンスの向上 .....	87	○[No. 3-63] こどもや家庭に寄り添った相談業務の DX の促進 .....	99
○[No. 3-21] 民主的価値に基づく安心・安全な「メタベース」の実現 .....	87	○[No. 3-64] こども性暴力防止法関連システム .....	99
○[No. 3-22] インターネットガバナンスにおける国際連携とマルチステークホルダー間連携の強化 .....	87	○[No. 3-65] 教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備① .....	100
○[No. 3-23] 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業 .....	88	○[No. 3-66] 教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備② .....	100
○[No. 3-24] 高度情報通信ネットワークの事故・災害対策 .....	88	○[No. 3-67] 公立高校入試についての事例創出の具体化 .....	100
○[No. 3-25] ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業／放送ネットワークの強韌化に向けた支援事業 .....	88	○[No. 3-68] 学習者用デジタル教科書の導入 .....	100
○[No. 3-26] 災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築 .....	88	○[No. 3-69] 教育現場における ICT 利活用環境の強化など GIGA スクール構想の基盤整備 .....	101
○[No. 3-27] 防災デジタルプラットフォームを活用した防災分野全体のデータ流通促進 .....	89	○[No. 3-70] 学校現場における AI の取り扱いに関するガイドラインの策定と生成 AI 利活用事例の創出 .....	101
○[No. 3-28] 防災分野のデータ連携基盤の構築 .....	89	○[No. 3-71] 学校における働き方改革の推進 .....	101
○[No. 3-29] 防災システムを活用した災害対応の実施体制強化 .....	89	○[No. 3-72] モビリティ・ロードマップの策定及びその推進 .....	102
○[No. 3-30] L アラートによる災害情報の確実な伝達の推進 .....	89	○[No. 3-73] 自動運転の審査に必要な手続の透明性・公平性を確保するための方策の取りまとめ .....	102
○[No. 3-31] J アラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施 .....	90	○[No. 3-74] スマート農業技術の活用による生産性の向上 .....	102
○[No. 3-32] 官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発の推進 .....	90	○[No. 3-75] 林業におけるデジタル技術の活用の推進 .....	102
○[No. 3-33] 地方公共団体における防災 DX サービスの導入手続の迅速化・円滑化 .....	90	○[No. 3-76] 水産流通適正化制度における電子化推進対策 .....	103
○[No. 3-34] 官民の多様な被災者支援システムの相互連携強化等 .....	91	○[No. 3-77] サイバーポートによる生産性の向上 .....	103
○[No. 3-35] 災害時活用も視野に入れた救急医療機関と消防機関のワンストップ連携 .....	91	○[No. 3-78] 「ヒトを支援する AI ターミナル」の実現に向けた取組の深化 .....	103
○[No. 3-36] 指定緊急避難場所及び指定避難所情報の迅速な整備・更新・公開 .....	91	○[No. 3-79] 公共 SaaS の整備・活用支援 .....	103
○[No. 3-37] 地方公共団体の災害対応支援 .....	91	○[No. 3-80] 国・地方公共団体等のガバメントクラウド移行 .....	104
○[No. 3-38] デジタル技術を活用した TEC-FORCE の強化 .....	92	○[No. 3-81] 情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人の情報システムの整備及び管理の推進 .....	104
○[No. 3-39] デジタル技術を用いた防災気象情報の高度化等の推進 .....	92	○[No. 3-82] 公共情報システム開発者向け開発環境提供 .....	104
○[No. 3-40] 消防防災分野における DX の推進 .....	92	○[No. 3-83] ガバメントソリューションサービス (GSS) .....	105
○[No. 3-41] 災害対応機関（消防団含む）のドローン活用の推進 .....	93	○[No. 3-84] 職員 ID 基盤の実現 .....	105
○[No. 3-42] 放射線モニタリングプラットフォームの整備及び測定データ連携の推進 .....	93	○[No. 3-85] 旅費関連システム及び業務の抜本的な効率化と刷新 .....	105
○[No. 3-43] 電子カルテ情報の標準化等 .....	93	○[No. 3-86] 公文書管理のデジタル化 .....	105
○[No. 3-44] 次の感染症危機に備えた更なるデジタル化 .....	94	○[No. 3-87] 情報公開事務のデジタル化 .....	106
○[No. 3-45] サイバーセキュリティ確保 .....	94	○[No. 3-88] 国家公務員の人事管理情報のデジタル化 .....	106
○[No. 3-46] 医療等情報の二次利用 .....	94	○[No. 3-89] 電子調達システムの効率化及び利便性向上による利活用の推進 .....	106
○[No. 3-47] 病院の情報システムのクラウド化 .....	94	○[No. 3-90] 公共工事電子入札システムの統合 .....	106
○[No. 3-48] 診療報酬改定 DX .....	95	○[No. 3-91] 会計 DX .....	107
○[No. 3-49] EMIS の改修等 .....	95	○[No. 3-92] 警察業務のデジタル化 .....	107
○[No. 3-50] 社会保険診療報酬支払基金の改組 .....	95	○[No. 3-93] 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の機能刷新 .....	107
○[No. 3-51] オンライン診療その他の遠隔医療の推進 .....	95	○[No. 3-94] ハローワークシステムを活用したサービスの充実 .....	107
○[No. 3-52] AI を活用した救急隊運用最適化 .....	96	○[No. 3-95] DX 推進による水産資源管理の業務の効率化 .....	108
○[No. 3-53] G-MIS の改修等 .....	96	○[No. 3-96] 農林水産省地理情報共通管理システム (eMAFF 地図) による農地情報の一元化に資する農業委員会サポートシステムの運用 .....	108

○[No. 3-97] 政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施等 .....	108	○[No. 4-16] GSOC の着実な運用・GSOC のクラウド監視機能強化 .....	120
○[No. 3-98] サービスデザイン体制の強化及び行政機関へサービスデザインの浸透 .....	109	○[No. 4-17] 通信ネットワーク観測を通じた大規模データ収集等によるセキュリティ対策への貢献 .....	120
○[No. 3-99] 国税情報システムに係るプロジェクトの推進 .....	109	○[No. 4-18] サイバーセキュリティ対応体制の強化 .....	121
○[No. 3-100] 国税地方税連携の推進 .....	109	○[No. 4-19] サイバーセキュリティ戦略に基づく施策の推進 .....	121
○[No. 3-101] 海事行政 DX の推進 .....	110	○[No. 4-20] 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の継続的な見直しと監査等の取組 .....	121
○[No. 3-102] Visit Japan Web の安定運用 .....	110		
○[No. 3-103] 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化 .....	110	○[No. 4-21] 政府機関等のサイバーセキュリティ確保の戦略的推進 .....	121
○[No. 3-104] 情報連携のフロントヤード・バックヤード改革 .....	111	○[No. 4-22] サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(ISMAP) .....	122
○[No. 3-105] 行政の手続におけるキャッシュレス化の推進 .....	111	○[No. 4-23] クラウドサービスのセキュリティの確保 .....	122
○[No. 3-106] 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化の推進 .....	111	○[No. 4-24] 総合的な運用監視による強靭な政府情報システムの実現 .....	122
○[No. 3-107] トータルデザインで目指す姿（スマートフォンで 60 秒で手続が完結） .....	112	○[No. 4-25] 生成 AI 等を活用したサイバーセキュリティ対策強化 .....	122
○[No. 3-108] 中長期の視点で全体最適となる「国・地方を通じたデジタル基盤」としてのネットワークの実現 .....	112	○[No. 4-26] サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(常時監視) .....	123
○[No. 3-109] 給付支援サービス .....	112	○[No. 4-27] サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(利便性とサイバーセキュリティ確保の両立) .....	123
○[No. 3-110] 公共調達における支援・改革とデジタルマーケットプレイス (DMP) の展開 .....	113	○[No. 4-28] 産業界等と連携したセキュア・バイ・デザインの実践 .....	123
○[No. 3-111] テレワークの推進 .....	113	○[No. 4-29] 中小企業を含むサプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策強化 .....	124
○[No. 3-112] 公共サービスメッシュの整備等（マイナンバー制度に基づく機関間の情報連携） .....	113	○[No. 4-30] 産学官連携による自律的なサイバーセキュリティ対処能力の強化 .....	124
○[No. 3-113] 公共サービスメッシュの整備等（地方公共団体内の情報活用） .....	114	○[No. 4-31] 大規模演習環境の整備によるサイバーセキュリティ人材の育成 .....	124
○[No. 3-114] 窓口 DX の推進 .....	114	○[No. 4-32] 無線 LAN セキュリティの確保 .....	124
○[No. 3-115] 地方公共団体等の声を直接聴く仕組みの更なる活用 .....	114	○[No. 4-33] 地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の向上 .....	125
○[No. 3-116] レガシーシステムのモダン化の推進 .....	114	○[No. 5-1] 企業 DX 推進に資するデジタル人材育成 .....	125
○[No. 3-117] デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進 .....	115	○[No. 5-2] 政府デジタル人材（部内育成の専門人材）の確保・育成 .....	125
○[No. 3-118] 社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進 .....	115	○[No. 5-3] 高度デジタル人材（外部から登用する高度な専門人材）の確保・協働 .....	125
○[No. 3-119] 文教施設の工事契約情報等に関するプロジェクトの推進 .....	115	○[No. 5-4] AI 関連人材の確保と教育振興等、AI 分野の国際的協調の推進 .....	126
○[No. 3-120] クラウド技術開発の推進 .....	115	○[No. 5-5] 人材育成や研究開発を含めたサイバーセキュリティ供給能力の強化 .....	126
○[No. 3-121] 半導体戦略の具体化 .....	116	○[No. 5-6] 数理・データサイエンス・AI 教育の推進 .....	126
○[No. 4-1] デジタル活用支援推進事業 .....	116	○[No. 5-7] 統計エキスパート人材育成プロジェクト .....	127
○[No. 4-2] デジタル推進委員の活動の促進 .....	116	○[No. 5-8] 情報教育の強化・充実 .....	127
○[No. 4-3] DX におけるプライバシー保護ガバナンスの構築に向けた取組 .....	116	○[No. 5-9] デジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化 .....	127
○[No. 4-4] 利用者視点による品質向上に向けた情報アクセシビリティ確保のための環境整備及び行政機関への浸透（利用者視点：サービス受益者のみならず、提供者の視点も含む） .....	117	○[No. 5-10] 都道府県と市町村が連携した推進体制の構築と地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の促進 .....	127
○[No. 4-5] アクセシブルな ICT 機器等の総合的な開発普及推進事業/字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進 .....	117	○[No. 5-11] 女性デジタル人材育成の推進 .....	128
○[No. 4-6] 政府ウェブサイトの発信力向上及び品質向上に向けた支援 .....	117	○[No. 5-12] 行政機関におけるデジタル人材育成に向けた国際協力 .....	128
○[No. 4-7] デジタル行政サービスの満足度や浸透度に関する調査事業 .....	118		
○[No. 4-8] インターネット上の偽・誤情報等対策の推進 .....	118		
○[No. 4-9] 情報通信技術を用いた犯罪の抑止 .....	118		
○[No. 4-10] サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保 .....	118		
○[No. 4-11] IoT セキュリティ対策の強化 .....	119		
○[No. 4-12] 諸外国のサイバーセキュリティ政策に関わる機関との連携強化 .....	119		
○[No. 4-13] サイバーセキュリティ分野における他国への支援・協力等を通じた我が国のプレゼンスの向上 .....	119		
○[No. 4-14] 日 ASEAN サイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC) プロジェクト及び大洋州島嶼国におけるサイバーセキュリティ能力構築支援 .....	120		
○[No. 4-15] サイバーセキュリティの確保 .....	120		

### ○[No. 1-1] AI イノベーション促進とリスク対応の両立

- ・ 人工智能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI法）に基づくAI戦略本部の設置、AI基本計画の策定等を行う。
- ・ 人とAIの安全な協調や事故時の責任の所在等に関する研究を進めるとともに、変化の激しい技術に関するガバナンスの在り方（アジャイルなP D C Aサイクル等によるガバナンス等）を研究し、AI法等の法令やガイドライン等を通してガバナンスを実現する。

**具体的な目標：**AI関連技術の研究開発及び活用の推進は、AI関連技術の研究開発を行う能力を保持するとともに、AI関連技術に関する産業の国際競争力を向上させ、これらの取組を総合的かつ計画的に推進する。この際、AI関連技術の研究開発及び活用の過程の透明性の確保その他の必要な施策を講じる。

主担当府省庁：内閣府

関係府省庁：—

定及び政府全体の効果的・効率的なAIシステムの在り方についての議論を行い、必要に応じガイドラインの改定や方向性の取りまとめを行う

③府内AI利活用事例を中心に検討を進め、プロトタイプの作成に取り組む

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：総務省、経済産業省

### ○[No. 1-2] AI の活用環境の整備と利活用の促進

- ・ ①政府での積極的なAIの利活用を念頭に、2023年度以降、検証事業等を実施。また、2024年度以降、AIを活用した画期的なアイデア・サービスの創出等を目的に「AIアイデアソン・ハッカソン」を実施し、AIの実装に向けたユースケースを発掘
- ・ 行政サービスの効率化・高度化に資するため、デジタル庁の内部開発により、AIの利活用環境（政府等におけるAI基盤（ガバメントAI（仮称））をクラウド上に構築することで政府等のAIの導入を促進するとともに、AI機能の高度化に向けて、AI利活用に資する政府保有データの整備・普及を行う
- ・ ②「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」に基づく政府における適切なAIの調達・利活用の推進、ガバナンス体制の強化等とともに、ニーズを踏まえたガイドライン改定等を検討
- ・ ③AI利活用を前提としたサービスデザインを実現するためのガイドブックの作成

**具体的な目標：**①政府におけるAIの利活用可能環境の拡大、施策・業務等へのAI実装の拡大

②政府におけるAIのガバナンス体制の早期構築（先進的AI利活用アドバイザリーボードの設置、各府省におけるAI統括責任者（CAIO）の設置等）

③政府におけるAIの利活用状況の把握と利活用事例の拡大

④先進的AI利活用アドバイザリーボードにおいて、ニーズを踏まえ、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」の内容改

### ○[No. 1-3] AI の適正性の確保、AI に関する調査研究等

- ・ AIセキュリティを高める技術等、安全性に関する研究開発を官民連携で進める。AIセーフティ・インスティテュート（A I S I）は、AI安全性の中心機関として、関係省庁・機関等の協力を得て、専門人材の確保や育成、検証ツール開発、AIセキュリティの調査・分析等を進める。
- ・ ビッグデータによる安全性対策、重要な業種・インフラ等におけるAI活用の実態等について、国は定期的に情報を収集する。不正な目的・不適切な方法によるAIの開発・活用により国民の権利・利益が侵害された場合等に、国は分析・対策の検討を行い、指導・助言、国民への情報提供等の必要な措置を講じる。

**具体的な目標：**AIの開発・活用の適正性の確保のため、広島AIプロセス等に即した指針を国が整備して事業者等の自主的な取組を促すとともに、既存法令やガイドライン等の周知・浸透等を図る。

急速な技術の発展や活用の把握等のため、事業者等の研究開発や活用等、優れた事例に関する実態調査・情報共有等を行う。

主担当府省庁：内閣府

関係府省庁：総務省、経済産業省

○[No. 1-4] 我が国における高度な課題解決のための言語型人工知能の実現に向けたデータ整備、評価及び研究開発

- 今後社会に必要不可欠なインフラになることが想定される生成AIは現状海外技術に依存しており、デジタル赤字、経済安全保障上の懸念、日本の文化・慣習への対応における課題等が存在する。そこで、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が拠点となり、日本の政府機関・企業等が信頼して活用できる生成AIの開発・導入を支援するため、NICTにおける高品質な学習用言語データの整備・拡充、生成AIの出力に対し文化・慣習等を踏まえて信頼性・バイアス等を評価する能動的評価基盤の構築を進めるとともに、多種多様なAI間連携や諸外国の文化を考慮した翻訳等、人間中心の豊かな社会の基盤であるAI・コミュニケーション技術の高度化を進める。また、公共部門を中心として信頼できるAIの導入を促進する。

具体的な目標：2030年までに公共部門でのAI利活用の際の評価基盤等の活用を広げる。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

GPAI東京専門家支援センター等を通じて、広島AIプロセスの成果の実践に資するプロジェクトベースの取組を支援する。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：内閣府、デジタル庁、外務省、経済産業省

○[No. 1-5] 民主主義的な価値に基づいた人間中心のAI原則の実践の支援

- 我が国は、2023年のG7議長国として、「広島AIプロセス」の立ち上げを主導し、同年12月には包括的政策枠組みに合意した。2024年以降は「広島AIプロセス・フレンズグループ」及び同グループの「パートナーズコミュニティ」を立ち上げ、同プロセスの成果をG7を超える国や企業・国際組織に拡大するほか、国際行動規範を自主的に遵守するAI開発企業による履行状況を確認するための仕組みである「報告枠組み」の運用を開始。立ち上げた各種枠組みの適切な運用や活用を通じて、広島AIプロセスの更なる推進を図る。
- 2024年7月に我が国におけるアジア地域初のGPAI東京専門家支援センターがNICTに設置された。本センターの活動等を通じて、生成AIに関するプロジェクトベースの国際的な協力を推進する。

具体的な目標：G7で合意した「広島AIプロセスを前進させるための作業計画」に基づき、広島AIプロセス・フレンズグループやパートナーズコミュニティも活用し、国際社会との連携を図りながら、安心、安全で信頼できるAIのグローバルな実現を目指す。

○[No. 1-6] 行政通則法的観点からのAI利活用に係る検討

- 行政機関によるAI利活用の実態を把握しつつ、AIの更なる利活用を前提とした場合の行政通則法制の法的課題について、「行政通則法的観点からのAI利活用調査研究会」を開催し、短期的～中長期的視野も含めて継続的に検討・整理する。

具体的な目標：我が国の行政においてもAIが普及しつつあるところ、更なる利活用を円滑に進めつつ、引き続き行政手続法や行政不服審査法等（いわゆる行政通則法）の趣旨・目的である国民の権利利益の保護、行政の信頼確保等が図られるよう、AI利活用状況の実態を把握した上で、行政通則法の観点から考え得る法的課題等について検討・整理する。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

○[No. 1-7] デジタル技術を用いたパブリックコメント業務の効率化

- パブリックコメント業務において大量投稿された意見の集約等を行うため、総務省においてAI利活用の法令上の留意点について有識者の意見を聴取するとともに、実際にパブリックコメントで寄せられた意見データの提供やデジタル庁における意見整理のためのAIのプロトタイプの試作など、各府省庁から幅広く協力を得ることにより、2025年度中に各府省庁での利用を可能とすることを目指す。

具体的な目標：近年、パブリックコメントにおいて意見が大量投稿されることで担当職員の業務負担が増大している状況がみられ、パブリックコメント業務の効率化が急務となっている。

これを踏まえ、AIを活用した意見の整理・集約等の手法（プロトタイプ）を開発し、2025年度中の可能な限り早期に各府省庁の用に供することで、各府省庁におけるパブリックコメント業務の効率化を図る。当該プロトタイプの開発に当たっては、総務省において有識者の意見を聴取するなどによりAI利活用の法令上の留意点等を整理するとともに、デジタル庁において、実際のパブリックコメントで寄せられた意見のデータ提供を受けるなど各府省庁からの協力を得た上で、より精度の高い手法を目指す。

主担当府省庁： 総務省

関係府省庁： デジタル庁

#### ○[No. 1-8] デジタル技術の活用による在留審査及び難民等認定審査の迅速・高度化並びに不法滞在者の縮減

- 入管DXの一環としての日本版ESTAの早期導入の検討を進め、外国人の入国から出国までの各種情報の一元的管理の実現を目指した上で、在留審査、難民等認定審査において、AIを含むデジタル技術の活用により、審査の迅速化・高度化を図ることを検討する。また、一元的に管理された各種情報の活用による効果的・効率的な摘発、送還を検討する。

具体的な目標： 2029年度までに、デジタル化の実現に向けた現状分析、課題の整理・調整等を行い、デジタル化推進とその加速に取り組む。

主担当府省庁： 法務省

関係府省庁： —

#### ○[No. 1-9] 労働基準監督行政 DX

- 国際的に見て労働者数に対する労働基準監督官の数が少ない中で、AI・デジタル技術を活用して、労働環境改善に積極的な事業場に自主的な改善の取組を促す一方、法違反が疑われる事業場に対して限られたリソースを集中的に投入する取組を進める。

具体的な目標： 2027年度からの運用開始に向けて法違反の未然防止や自主的な改善の取組をサポートするウェブサイトを構築する。また、労働基準監督署に蓄積した情報等とAIを組み合わせることにより、法違反や労働災害リスクの高い事業場をより効果的・効率的に選定する方法の検討を進める。

主担当府省庁： 厚生労働省

関係府省庁： —

#### ○[No. 1-10] 脳と情報通信の融合研究による次世代 ICT の開発推進

- 次世代のAI技術を含む脳科学と情報通信技術の融合（脳情報通信）に係る研究開発に關し、将来的な社会実装を目指す上で重要なフェーズにある複数の先端技術（※）について、研究開発・実証を強力に推進し成果の普及を図る。（※例）脳活動の計測と脳機能の解析技術に基づく高効率AI技術、脳活動の予測により人の感情を理解するAI技術、脳と機械をつなぐインターフェースに関する技術、脳活動情報のフィードバックによる人との知的・身体的能力強化技術

具体的な目標： 2030年頃までに新たなユースケースに適用可能な脳情報通信技術を確立し早期の社会実装を目指す。

主担当府省庁： 総務省

関係府省庁： —

### ○[No. 1-11] 地方創生 2.0 の実現

- 「地方創生2.0の「基本的な考え方」」（令和6年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定。）に基づき、今後策定される「基本構想」の内容に沿った施策を着実に実行し、地方の社会課題解決や付加価値創出型の新しい地方経済、生活環境の創出を図る。
- その際、デジタル地方創生サービスカタログやモデル仕様書の公表を通じた自治体における調達負担の軽減を図るとともに、デジタル公共財の横展開を進め、暮らしに必要なサービスを地域生活拠点に集約する取組を進めていくなど、デジタル・新技術の徹底活用を自治体に促していく。

具体的な目標：デジタル公共財を複数自治体で共同調達・共同利用して地方創生に取り組み、地域でのデジタル実装を主導する自治体数：20自治体（2026年度末）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房

### ○[No. 1-12] デジタル公共財の横展開加速

- 様々な地域で、デジタルを活用した地方創生を進める際に共通に必要となるデジタル・ツール（デジタル公共財）について、人口減少が進み、財政力の弱い地域にこそデジタル化の恩恵が行きわたるよう、交付金等を活用した複数自治体における共同利用・共同調達の加速などを通じて、その廉価な普及を加速する。また、その導入を支援するに当たっては、新規のツールの開発ではなく実績のあるデジタル公共財を地域の実情に合わせて使いこなし、定着に重点を置いた支援を行う。

具体的な目標：デジタル公共財を複数自治体で共同調達・共同利用して地方創生に取り組み、地域でのデジタル実装を主導する事業数：20件（2026年度末）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房

### ○[No. 1-13] デジタル地方創生サービスカタログの改定及び自治体の調達支援を通じた優良事例の展開

- デジタル化横展開推進協議会との連携を含め、民間企業の意見を聴取した上でカタログの改定に反映し、自治体におけるデジタルサービス/システムの導入・普及を支援する環境の整備を進める。明確化された協調領域の範囲に存在するデジタル公共財になりえるサービスの掲載も行う。加えて、自治体の調達支援のためデジタルマーケットプレイスとの連携を強化し、各自治体において優良事例の確認から導入までを効率的に行うこと可能にすることでデジタル地方創生を推進するためのサービス、地域のデジタル実装の加速化を支援する。

具体的な目標：デジタル地方創生サービスカタログの参照数（年間月別掲載サイトPV数平均）： 9,000PV（2026年度末）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房

### ○[No. 1-14] エリアデータ連携基盤の共同利用及びデータ利活用の促進

- デジタル地方創生を目的とした複数サービス間での安全・安心なデータ連携、サービス同士の連携を支えるエリアデータ連携基盤の普及を進めるとともに、基盤への無用な重複投資の回避等を目的とする共同利用の拡大を図る。これに当たっては、データモデルや連携APIの相互運用性の確保に努め、これを起点に基盤を活用した様々なサービスの立ち上げ等を支援し、個人に最適化されたサービス実現のためのデータ利活用を推進していく。

具体的な目標：エリアデータ連携基盤を共同利用する団体数：200団体（2026年度末）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房

### ○[No. 1-15] 地域幸福度（Well-Being）指標の更なる推進

- ・ 地域ごとの課題や特徴の把握、目指すべき地域の在り方を検討するために有用な地域幸福度（Well-Being）指標の活用促進を強化する。分野ごとの公的サービスの充足だけでなく、地域のWell-being向上を目的とした政策の展開と、その局面におけるデジタル活用を推進していく。
- ・ 公開された指標ツールやデータをデジタル公共財として積極的に活用し、官民共同のワークショップの実施などにより、分野に閉じない議論を促していく。また、そのプロセスを通じ、分野横断的な政策立案や住民を巻き込んだまちづくりの取組などの活性化を図る。

具体的な目標：地域幸福度（Well-Being）指標の活用自治体数：180件（2026年度末）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房

### ○[No. 1-16] デジタルライフライン全国総合整備計画

- ・ 「デジタルライフライン全国総合整備計画」及び関連するロードマップやガイドライン等に基づき、各府省庁が一体となって実証段階から実装への移行を加速しデジタルライフラインの全国整備を推進する。この際、共通の仕様や規格等を策定し事業者等に準拠を求める基本とし、送電網や河川上空におけるドローン航路や、自動運転サービス支援道の全国展開を加速する。特にドローン航路の全国展開に向けて適合性評価を行うため、ドローン航路登録制度の開始に向けた詳細検討に着手する。また、インフラ管理のDXについては、地下埋設管等のデータ整備のあり方に関する検討を先行自治体において進めることで、奥能登デジタルライフラインとして、被災時の支援に必要な人、ハブ、支援資材等の情報把握の仕組みの構築を支援する。

具体的な目標：○物流ニーズも考慮したうえで、2025年度以降に東北自動車道に約40kmの自動運転サービス支援道を設定することを目指す。

○2027年度目途に全国の送電網上空1万km、2033年度までに全国の送電網上空4万kmのドローン航路整備を目指す。

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：内閣官房、警察庁、デジタル庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

### ○[No. 1-17] web3技術の活用による地方に眠る価値のグローバル価格化

- ・ NFT等のトークンを活用し、異なる場所の人と人をつなぎ、地理的な制約を超え、地方に眠る価値のグローバル価格への引き直しの実現を図る。トークンを格納するウォレット環境の整備をはじめとして、NFT等web3を含む技術領域に関して安全・安心な環境整備のための基準の整備等を進めることにより、web3等の徹底活用による付加価値創出型の新しい地方経済創生を実現することを目指す。

具体的な目標：ウォレットに係る基準等の作成 一件

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

### ○[No. 1-18] web3の推進/web3の環境整備

- ・ web3と呼ばれる新技術を活用した分散アプリケーション環境下で構築される世界觀では、革新的なサービスが生まれる可能性が指摘されており、これらを実現するには、コンテンツに係る関係者の権利保護及び海外展開支援やweb3の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大を図りつつ、関連する人材の育成・確保にも取り組む必要がある。
- ・ 同時に、NFTやDAOなどの新しいデジタル技術を様々な社会課題の解決を図るツールとするとともに、web3の健全な発展に向けて、引き続き、安全安心な利用環境整備などの観点を踏まえつつ、様々なチャレンジが不合理的な障壁なく行える環境整備に取り組む必要がある。
- ・ 相談窓口の整備、ユースケース創出、技術開発・人材育成、グローバル化、地方創生などに係る様々な取組を行っていく。

具体的な目標：web3の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大・・・web3・ブロックチェーン技術が社会実装された件数の増大

相談窓口 ・・・相談対象者の拡大

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、文部科学省、経済産業省

#### ○[No. 1-19] ドローン利活用の推進

- 空の産業革命に向けたロードマップ2024を踏まえ、以下のようなドローンの各分野での社会実装を一層推進する。
- ドローン航路の全国展開に向けて適合性評価を行うため、ドローン航路登録制度の開始に向けた検討に着手する。
- 平時からのドローン配備やパイロットの育成、災害時連携協定の締結等の促進により、被災状況把握や緊急物資輸送等、災害対応でのドローン活用を進める。
- ドローンの運航管理システム（UTM）を2025年度から段階的に導入し、エリア単位でのレベル4飛行、多数機同時運航の普及拡大を進める。
- 無人航空機の事業化に向けたアドバイザリーボードの意見等を踏まえ、継続的に制度を見直す。

具体的な目標：「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づくドローン航路（2033年度に、全国の河川上空で1万km、送電網上空で4万kmを整備）をはじめとして、平時及び災害時（フェーズフリー）のドローン活用を着実に推進する。

UTMの段階的導入に向けては、サービスプロバイダ認定（Step2）に係る環境整備を行い、2025年度よりStep2を開始する。

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、防衛省

#### ○[No. 1-20] デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成推進

- 人口減少社会においては、地域の生活サービス提供の在り方として、分野ごと、地方自治体ごとの個別最適を図る対応だけでは持続性に限界が生じるおそれがある。
- 国土形成計画を踏まえ、「共」の視点からの地域経営を実現する観点から、デジタルを活用しながら、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③市町村界にとらわれない「地域の連携」に重点を置き、地域公共交通や買い物、医療・福祉・介護、教育等の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成を推進する。

- こうした地域生活圏の実現に向け、国土審議会の下での議論も踏まえつつ、地方への人の流れの創出・拡大に資する二地域居住等の促進、デジタル公共財の導入・活用に向けた取組等を、関係府省が一体となって推進する。

具体的な目標：地域の文化的・自然的一体性を踏まえつつ、生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップにより、デジタルを徹底活用しながら、「地域生活圏」を形成し地域課題の解決を図るとともに、地域固有の自然や風土・景観、文化等を含めた地域資源をいかし、人々を惹きつけるゆとりある豊かで美しい地域の魅力向上を図り、未曾有の人口減少、少子高齢化等による危機的な状況に直面する地方における暮らしの利便性を維持・向上させ、持続可能で活力ある地域づくりを目指す。

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-21] デジタル技術と郵便局を活用した地域の持続可能性の確保

- 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、全国約24,000局ある有人拠点であり地域住民からの信頼が厚く、金融窓口機能を有する郵便局ネットワークを活用し、自治体や医療・小売サービスの提供事業者など地域に必要なサービスの提供主体と連携して、オンライン診療、ネットスーパー等と連携した買い物支援、オンライン行政相談、行政手続のオンライン化を踏まえたサポート等、デジタル技術と組み合わせ、郵便局を新たな行政・生活支援サービスの一元的な提供拠点として活用を進め、地域のコミュニティ・ハブとしての郵便局を通じた地域連携に係る実証事業を実施し、自治体等の業務効率化や地域住民の利便性向上に貢献する。

具体的な目標：「地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業」（2025年度予算）における実証件数

地域に必要な機能の維持を図るとともに行政事務の効率化・生活支援サービスの充実・強化による地域住民の利便性向上・地域経済活性化につなげるために、「郵便局のコミュニティ・ハブとしての活用」を推進。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

### ○[No. 1-22] 地域交通 DX の推進

- ・ 地域交通におけるデジタル技術の活用を地域交通の持続可能性、利便性、生産性向上という価値にコミットするエコシステムとして再構築するため、「サービス」「データ」「マネジメント」「ビジネスプロセス」の4つの観点からデジタル活用を一体的に進める地域交通DXを推進する。
- ・ 具体的に、2025年度はMaaS等の交通サービスの高度化を推進するほか、データ活用や業務プロセス改革等の多様なテーマで地域交通DXのベストプラクティス創出を進める。また、モビリティ・データや、デジタルチケットィング、配車アプリの連携インターフェース、バスの業務モデル等を交通サービスにおける協調領域として定め、標準化を進める。2026年度以降は、開発成果のプラッシュアップやプロダクトレベルを引き上げるとともに社会実装を進める。

具体的な目標：2027年までに50件以上のテーマで地域交通DXのベストプラクティス創出と標準化の社会実装を実現する。

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：—

### ○[No. 1-23] 地域交通の持続性確保のためのデータ連携・活用

- ・ 利用者のニーズや、それに基づき移動手段の在り方が多様化する中、「交通空白」の解消や地域交通の再構築に向けては、地域の交通データを用いて地域交通の課題や潜在需要を可視化し、施策の解像度を高め、限られたリソースを効果的・効率的に活用する観点が重要となる。このため、新しい地方経済・生活環境創生交付金TYPESを活用し、バス・タクシー等の運行・利用情報や人流データ等を収集・分析、地域交通の課題等を可視化するための広域でのモビリティデータ連携・活用基盤の構築・実装を、2025年度に先行自治体において進める。

具体的な目標：先行自治体におけるモビリティデータ連携・活用基盤の構築・実装（2025年度中）

主担当府省庁：内閣官房

関係府省庁：国土交通省

### ○[No. 1-24] スマートシティ施策の推進

- ・ AIやIoTなどの未来技術や官民データ等を地域づくり・まちづくりに取り入れ、住民目線で、都市・地域課題の解決を図り、新しい価値を創出するスマートシティを実装する取組を推進する。
- ・ 2024年3月に作成したスマートシティ施策のロードマップに基づく取組を進め、スマートシティ・リファレンスアーキテクチャ（ホワイトペーパー）等の充実も図る。また、関係府省連携の下、合同審査会を実施してスマートシティ関連事業を選定するほか、官民連携プラットフォームの枠組みを活用し、人材・拠点・取組の連携等の先行事例の横展開を進める。

具体的な目標：デジタル実装に取り組む地方公共団体数（2027年度までに1,500団体）

主担当府省庁：内閣府

関係府省庁：デジタル庁、総務省、経済産業省、国土交通省

### ○[No. 1-25] スーパーシティ等におけるデータ連携基盤の運用に関する助言及び利活用の促進

- ・ スーパーシティにおいて、地域課題の解決等に向けたモデル地域として、規制・制度改革やデータ連携基盤の活用による先端的サービスの実装を目指し、取組をより一層加速化し、その成果を横展開していく必要がある。
- ・ これを受け、2025年度においても引き続き、スーパーシティのデータ連携基盤について、提供されるデータの拡充やデータを活用した先端的サービスの具体化等に向けた検討を進めるとともに、一層安全かつ円滑に運用するための情報提供を行う。
- ・ さらに、データ連携基盤の更なる利活用促進に向けて、都道府県を越えた共同利用の検討やサービスの実装に取り組む。
- ・ また、これらの取組を通じて得られた知見について、関係府省連携の下、他のスマートシティへの情報提供等を通じて早期の横展開を図る。

具体的な目標：スーパーシティにおけるデータ連携基盤を活用した先端的サービスの早期実装（データ連携基盤の利活用による先端的サービス実装等の推進に関する調査等の継続実施）

主担当府省庁：内閣府

関係府省庁：デジタル庁、総務省、経済産業省

#### ○[No. 1-26] 観光 DX の推進

- 観光地・観光産業は、低い生産性・低い収益性・低い賃金水準かつ人手不足等の課題から脱却し、観光DXの推進による地域活性化・持続可能な経済社会を実現していくなければならない。
- これらの課題解決に向けて、2021年度から先進モデルの構築に向けた実証事業を行うとともに、2022年度は有識者による検討会を設置し、課題と解決の方向性等を取りまとめた。
- 2025年度は、観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上に資するデジタルツールの導入支援やデータを活用した地域活性化モデルの構築等を通じて、全国の観光地・観光産業の観光DXを強力に推進する。

具体的な目標：観光地経営の高度化を図るため、旅行者の来訪状況、属性、消費額等のデータに基づいて策定された DX 戦略を有する観光地域づくり法人（DMO）  
(2027年度末：90法人)

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：—

主担当府省庁：内閣府

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-28] 地域社会 DX 加速化パッケージ事業

- ICT技術を活用した地方創生2.0の実現に向け、デジタル技術の実装による地域社会課題の解決（地域社会DX）を図るべく、デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進無線システムの実証、地域の通信インフラ整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出するとともに、必要な効果的・効率的な情報発信等を実施することで、全国における早期実用化を促進。
- また、AIを含むデジタル技術の徹底活用により、地域課題を解決（地域社会DX）し、イノベーションにより付加価値を創出していくことが重要であるため、その中核的担い手となりうるデジタル技術を活用する企業が、地域のニーズに合った事業展開ができるよう、必要な施策を講ずる。

具体的な目標：2027年度末までに、情報通信技術を活用した地域課題解決の取組を30件程度

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-27] デジタル実装状況の可視化による情報支援事業

- データにより地域課題を捉え、分析・考察することをサポートし、施策目標の達成を後押しする目的で、デジタル田園都市国家構想データ分析評価プラットフォーム（RAIDA）を整備する。
- これまで「感染症回復：旅行」、「物価高騰・円安」、「デジタル実装」の三つの政策課題別のデータを可視化して公開しており、地域の足元のデータに基づく議論を促し、効果的な施策立案を促進してきたところ。
- 引き続きデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた、地方公共団体における地方版総合戦略策定・改訂の動きを踏まえ、データ分析やEBPMの取り組みを支援する。

具体的な目標：オープンデータを活用したEBPMに取り組む地方公共団体の割合：2027年度  
30%（参考：2024年度20.7%）

#### ○[No. 1-29] ふるさと住民登録制度の創設

- 「関係人口」に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげる仕組みとして「ふるさと住民登録制度」を創設する。できるだけ多くの方々に地域を応援していただけるよう、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また自治体の既存の取組を緩やかに包含できる柔軟かつ間口の広い仕組みとし、総務省は、関係府省庁と連携して、プラットフォームとなるシステムの構築に向け、検討を進める。

具体的な目標：今年度中できるだけ速やかに、ふるさと住民登録制度の制度設計等に係る検討を進め、検討結果を踏まえ、具体的な目標の設定等を行う。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：内閣官房、デジタル庁、国土交通省

### ○[No. 1-30] スマートアイランドの推進

- 離島地域は厳しい自然的社会的条件のもと、公共交通や医療・教育の不足、ライフラインの脆弱性といった課題を抱えている。これらの課題解決に向け、ICTをはじめとする新技術・デジタル技術の実装を図る「スマートアイランド」の実現を推進する。具体的な取組として、①離島における新技術導入の実証等を行うスマートアイランド推進実証調査、②新技術等の実装に向けた伴走支援を行うスマートアイランド推進アドバイザー派遣、③産学官が連携し、スマートアイランドの普及促進と機運醸成等を図るスマートアイランド推進プラットフォームの運営、④離島地域で活用実績のある技術／サービスを紹介するスマートアイランド推進カタログの作成を実施する。

具体的な目標：離島地域の課題に対して新技術・デジタル技術の実装を通じて課題解決に取り組む離島振興対策実施地域がある市町村数：2028年度までに90市町村

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：—

### ○[No. 1-31] 上下水道 DX の推進

- 持続可能な上下水道システムの構築には、データ・情報・知識等の資源をデジタル技術により活用し、現場の生産性を向上させるとともに業務や働き方を変革する上下水道DXの推進が必要である。
- 上下水道DXに係る技術は導入されつつあるものの、全国の上下水道事業での実装は道半ばである。
- このため、（1）業務の共通化、（2）情報整備・管理の標準化、（3）DX技術の普及促進、（4）現状可視化を通じて、関係者一丸となり今後3年程度でDX技術を全国で標準実装させる。

具体的な目標：点検頻度や方法を強化・充実するなどメンテナンス効率の向上や広域連携の加速、経営の効率化、大規模災害発生時に備えた上下水道施設の早期の強靭化等による事業の基盤強化を進めるすることを目的に、今後3年程度での全国におけるDX技術の標準実装を目標とする。

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：内閣官房、総務省、農林水産省、経済産業省

### ○[No. 1-32] ETC 専用化の推進

- 国土交通省及び高速道路6社では、料金所における業務の効率化や渋滞の解消等を図るために、高速道路のETC専用化による料金所のキャッシュレス化を計画的に推進している。
- 引き続き、周知・広報やETCの利用環境の整備などを実施しながら、導入状況なども踏まえ料金所のキャッシュレス化を順次拡大していく。

具体的な目標：ETC専用料金所を順次導入し、ETC専用化による料金所のキャッシュレス化を推進していく。

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：内閣官房

### ○[No. 1-33] マイナンバー制度の推進

- マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的としている。各種の行政手続において、「誰の」個人情報であるかを正確に特定し、行政機関同士で情報連携を行うことで、添付書類の省略等が可能となるものであり、マイナンバー制度の推進を図る。
- 2024年に実施したマイナンバー制度の利用可能性の悉皆的な調査等を踏まえ、2025年の法改正においてマイナンバーの利用が可能な事務が追加されることとなった。これを踏まえマイナンバーを正確かつ効率的に収集した上で、添付書類の省略等を徹底するための環境整備や運用改善を進めるとともに、公金受取口座登録や預貯金口座付番等を引き続き推進する。
- また、マイナンバーの紐付けや利活用の徹底を図り、給付や負担の公平性の確保に向けた取組を更に推進する。

具体的な目標：マイナンバーの紐付けや利活用の徹底を図り、給付や負担の公平性の確保に向けた取組を更に推進する。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：総務省

#### ○[No. 1-34] 公金受取口座の登録、利用及び預貯金口座付番の推進

- 金融機関経由での登録受付が2025年度より開始されたことも踏まえ、公金受取口座の登録・利用を引き続き推進し、給付事務の更なる効率化を図る。
- 行政機関経由登録（含む特例制度）については、システム開発完了後、施策実施の準備が整い次第、速やかに開始する。
- 他金融機関を含めた預貯金口座付番及び相続時・災害時口座照会が2025年度より開始されたことも踏まえ、相続時や災害時における有用性など、預貯金口座への付番のメリットの周知を進める。

具体的な目標：公金受取口座情報を利用可能な公的給付の支給等の種類の数/制度上定められた公的給付の支給等の種類の数

2026年度：100%

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省

#### ○[No. 1-35] 自動物流道路の構築

- 物流危機への対応や温室効果ガス削減に向けて、新たな物流形態として、道路空間を活用した「自動物流道路」の構築に向けた検討を進める。

具体的な目標：2027年度までの実験実施、2030年代半ばまでの第1期区間での運用開始

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：内閣官房

#### ○[No. 1-36] マイナンバーカードの普及及び利用の推進

- マイナンバーカードは、対面・非対面問わず確実・安全な本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」である。引き続き、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にカードを取得していただくための申請環境及び交付体制の整備を更に促進する。また、その利活用推進に向け、様々な行政手続をスマートフォンから、一人一人に寄り添うサービスをプッシュで実現する「オンライン市役所サービス」の徹底、新たなサービスやメリットも受けられる「市民カード化」を推進する。また、マイナポータルの継続的改善・利用シーン拡大等を通じ、その利便性向上を図るとともに、なりすましのないサービスや簡単・迅速・安価な手続、新たなサービス開拓を目指し、「安全・便利な民間ビジネス」の実現に取り組む。

具体的な目標：自治体サービスにおけるマイナンバーカードの利活用の推進

民間事業者サービスにおけるマイナンバーカードの利活用の推進

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：総務省

#### ○[No. 1-37] マイナポータル API 接続による健診等情報の利活用

- 個人に関する健康・医療・介護等データ（PHR：Personal Health Record）について、民間PHRサービスの適正かつ効果的な利活用を進めるため、総務省、厚生労働省及び経済産業省では、民間事業者に必要なルールの在り方等を継続的に検討しており、2021年度には「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（以下、「当該指針」という）を策定した（2025年春に改定予定）。
- 事業者がマイナポータルからAPIを通じ、健康・医療データを取得する際には、当該指針の遵守を必須とし、API連携にあたる審査項目にも活用しているところ。引き続き関係省庁と協力しながら、ルールや運用のあり方等を検討するとともに、予防、健康づくりの推進等に向け、PHRサービスの普及展開を図っていく。

具体的な目標：「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を遵守し、マイナポータルAPI連携が認められた事業数（2027年度までに50社）

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：デジタル庁、厚生労働省、経済産業省

#### ○[No. 1-38] 救急時における医療機関への医療情報共有

- 救急医療の現場において、意識障害等により同意取得が困難な場合にも、救急患者を受け入れる医療機関に対して、レセプト情報を基にした薬剤情報や診療情報等の共有を可能とし、より安全で効果的な医療を提供できるようにマイナ保険証を活用した仕組みを構築し、2024年12月から提供を開始している。
- 救急時にはマイナ保険証を所持していない場合も想定されるため、マイナ保険証以外での仕組みや扱う医療情報の拡大について検討を進めていく。

具体的な目標：4情報検索機能等、未開放の一部機能の開放に向けた開発及び情報拡充の検討を進める。

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-39] 診断書等の電子的な提出

- 2024年度までに、自治体が実施する予防接種の際に用いる予診票について、マイナポータルを活用して被接種者等が予診票の質問項目への回答を入力・登録した後、医療機関においてその回答情報を確認し、接種実施後に予診票に接種記録情報を追加入力した上で、自治体に対して電子的に提出できる仕組みを構築した。
- 対象となる診断書等については、制度や文書の様式が多様であることが課題であるところ、その他の診断書等についても順次拡大すべく、取組を進める。

具体的な目標：2026年度末までに、死亡届及び死亡診断書（死体検案書）提出のオンライン手続を開始すべく、取組を進める。

その他の診断書等に係る電子的な提出についても、順次拡大を目指す。

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 1-40] 予防接種事務のデジタル化

- 個人番号カードを用いたオンライン対象者確認やオンライン費用請求により、自治体及び医療機関の費用請求・支払事務の効率化を図るなど、予防接種事務をデジタル化する。
- 情報連携基盤となるPublic Medical Hub (PMH) の運用を行い、一部の自治体において、2024年度に引き続き、先行事業を実施している。
- これらの取組を踏まえたシステム改善を行いながら、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえつつ、2026年度以降に全国展開をしていく。

具体的な目標：2025年度の先行事業に参加する自治体及び医療機関数：11自治体以上、61医療機関以上

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 1-41] 個人向け認証アプリケーション（デジタル認証アプリ）の更なる利用拡大

- マイナンバーカードが持つ本人の確認機能の利用の拡大を図るため、2024年6月から「デジタル認証アプリ」の運用を開始しており、利用事業者等の拡大に伴う同アプリの更改に係る開発・設計および運用・保守を行って利便性をより向上させるとともに、行政機関、民間事業者等への当該アプリの更なる利活用拡大を図るため普及活動を進めること。

具体的な目標：デジタル認証アプリサービス申込数：200サービス

認証・署名件数：20万件/月

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-42] マイナンバーカードの円滑な取得支援

- カードや電子証明書の更新需要の増加を踏まえ、交付事務を担う市町村の窓口体制の増強を図るとともに、土日・夜間開庁や臨時交付窓口、予約制の導入等への財政支援を通じて、住民が円滑にカードの更新が行える環境を整備する。
- 紛失等により速やかにカードを取得する必要がある者に対して、原則1週間で交付ができる特急発行の仕組みを円滑に運用する。
- 写真の撮影ルールや顔認証マイナンバーカードを周知し、介護福祉施設の職員等に向けたマニュアルを改訂・普及させ、市町村による福祉施設等への出張申請受付の希望調査等を促すことにより、高齢者や施設利用者など、カードの取得に課題のある方の取得促進を強化する。
- 日本郵便株式会社と連携し、先行団体の事例集や市町村への意向調査等を通じて、郵便局への事務委託を推進する。

具体的な目標：2025年以降、マイナンバーカードや電子証明書の更新需要が増加する見込みであることを受け、円滑な交付申請受付等が可能な体制の整備等に取り組む。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：デジタル庁

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-44] マイナポータル API の利用拡大

- マイナポータルで提供している自己情報取得APIや医療保険情報取得APIといった各種APIについて、サービス事業者等の声を聞きつつ、関係府省庁と必要に応じて連携した上で、審査業務の効率化や事業者の予見可能性の向上など、マイナポータルAPI利用に係る課題を踏まえより利用しやすいサービスとなるための取組を検討し、利便性の向上を目指す。また、マイナポータルAPI仕様公開サイト等を通じて、マイナポータルAPIに関する情報発信を行う。

具体的な目標：マイナポータルAPIの利用拡大に向けた取組の検討・実施（審査事務の改善、マイナポータルAPIの利用要件の整理等）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：総務省、厚生労働省、経済産業省

#### ○[No. 1-43] マイナポータルの利便性向上

- マイナポータルは、個人向け行政サービスのオンライン窓口として国民一人ひとりに最適なサービスの提供を実現するため、利用者の視点を最優先に、利便性の高いサービスを一貫して提供できるよう、関係府省庁及び地方公共団体等と連携し、利用者からのフィードバックを踏まえながら、機能拡大や継続的な改善に取り組む。
- また、2025年度中にバックエンド機能の更改を行い、より柔軟なシステム改修・運用の実現及び運用コストの削減を目指す。
- さらに、マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載や新たな認証・署名機能への対応、お知らせや代理人機能の改善、AIの活用等利便性向上に資する取組を順次進めるとともに、サービスのワンストップ化やパーソナライズ化、ブッシュ型支援といった新たな体験の提供を目指す。

具体的な目標：・マイナポータルの利用満足度の向上

・マイナポータルでの手続完了数/率の向上

#### ○[No. 1-45] 国家資格オンライン・デジタル化の拡大

- 国家資格等のオンライン・デジタル化については、各資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築をデジタル庁にて行い、2024年8月より提供を開始した。具体的には、マイナンバーカード・マイナポータルを活用し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等による資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を行うとともに、資格所持者が当該資格を所持していることを提示・証明できるようにする。2024年度において、7資格の利用を開始したところであり、引き続き利用開始の拡大を図る。また、本システムの導入により、国・地方全体で見た事務の効率化・合理化を図る観点から、都道府県の経由事務廃止を推進する。

具体的な目標：国家資格等のオンライン・デジタル化の拡大

主担当府省庁：内閣府、デジタル庁

関係府省庁：こども家庭庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

○[No. 1-46] 技能士資格情報、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードのオンライン・デジタル化

- <厚生労働省>技能士、技能講習等について、デジタル庁が開発する国家資格等情報連携・活用システムとの連携を開始するため、必要な調整等を実施。
- <国土交通省>マイナポータルを経由した建設キャリアアップシステムと「国家資格等情報連携・活用システム」との情報連携に向けて、システム仕様の検討をデジタル庁及び厚生労働省と連携のもと実施。

具体的な目標：厚生労働省：オンラインによる受検申請の割合（2026年度：10%）

国土交通省：マイナポータルを経由した建設キャリアアップシステムと国家資格等情報連携・活用システムとの連携を開始。（2027年度以降）

主担当府省庁：厚生労働省、国土交通省

関係府省庁：デジタル庁

○[No. 1-47] 出生届のオンライン化

- 全ての自治体において出生届のオンライン化を可能とするため、マイナポータルから戸籍情報連携システムを介したオンライン届出を行うことができる環境を2026年度を目指すとともに、出生証明書については母子保健情報等の情報連携基盤（PMH）等を介して医療機関から自治体に電子的に提出することを可能とすべく、検討を進める。

具体的な目標：戸籍情報連携システム、PMH等を介した出生届、出生証明書のオンライン提出の実現

主担当府省庁：デジタル庁、法務省

関係府省庁：内閣官房、こども家庭庁、厚生労働省

○[No. 1-48] 就労証明書の様式統一・デジタル化

- 就労証明書の内容について提出前に確認をしたいとの子育て世帯の希望も踏まえ、子育て世帯を経由して自治体に提出される方法を第一とし、保護者、自治体、企業に最も負担が少なく、合理的な方法を検討し、2025年度中に保活情報連携基盤の中で機能を実装する。その際、2024年夏以降開催されている官民ワークショップにおいて、勤務先企業を含めた幅広いステークホルダーを巻き込みつつ、議論を進める。

具体的な目標：入所申請時に必要な就労証明書について、国による様式の統一・法令上の原則化は図ったものの、企業側の書類作成負担は十分に軽減されていないとの指摘がある。就労証明書の内容について提出前に確認をしたいとの子育て世帯の希望も踏まえ、子育て世帯を経由して自治体に提出される方法を第一とし、保護者、自治体、企業に最も負担が少なく、合理的な方法を検討し、2025年度中に保活情報連携基盤の中で機能を実装する。

主担当府省庁：こども家庭庁

関係府省庁：内閣官房、デジタル庁

○[No. 1-49] 在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討

- 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第11号）の施行（施行日：2024年7月19日）による電子メールの利用等による在外選挙人証の交付等の迅速化については、関係府省庁及び市町村選管と連携し、引き続き適切な運用を図る。在外選挙人名簿登録申請手続におけるマイナンバーカードの活用については、引き続き関係府省庁と連携して検討する。
- 在外選挙におけるネット投票の検討については、引き続き課題の整理、対応など調査研究を進める。

具体的な目標：在外選挙人名簿登録申請手続におけるマイナンバーカードの活用について検討を行う。また、在外選挙におけるネット投票について、調査研究を行う。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：デジタル庁、外務省

#### ○[No. 1-50] 引越し手続のオンライン・デジタル化の推進

- 転出証明書情報の事前通知に関する制度改正を踏まえ、全市区町村においてマイナポータルから転出届の提出・転入予定市区町村への来庁予定の連絡を可能とする「引越し手続オンラインサービス」を2022年度から開始した。引き続き、国民の利便性向上及び市区町村での業務効率化に向け必要な取組を行う。さらに、確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた方策について検討を行った上で、地方公共団体の標準準拠システムへの移行状況も踏まえつつ、転入時に必要な手続を含めた、将来的な完全オンライン化を目指す。

具体的な目標：転入時に必要な手続の将来的な完全オンライン化に向けた検討

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：総務省

#### ○[No. 1-51] 死亡・相続手続のオンライン・デジタル化

- 2020年度にデジタル・ガバメント分科会で報告した方針等に基づき、関係府省庁や地方公共団体の協力の下、次の施策を推進する。
- 2021年度中に行われた実証実験等を踏まえて、死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検査書）の提出）のオンライン・デジタル化に向けて、デジタル庁において、厚生労働省及び法務省とともに課題の整理を行うとともに、オンライン・デジタル化実現に向けた具体的なシステム設計・開発に関する検討を進める。
- デジタル庁は、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、これまでの検討を基に、法務省とともに社会実装に向けた論点整理を行い、その実現を支援する。

具体的な目標：死亡診断書・死亡届オンライン・デジタル化の開始

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：法務省、厚生労働省

#### ○[No. 1-52] マイナポータルを活用した確定申告の利便性向上に向けた取組の充実

- マイナポータルにおける外部サイトとの連携設定等の簡素化や、マイナンバーカードの読み取り回数の削減といったUI、操作性等の改善に向けて、デジタル庁及び国税庁は、関係省庁・関係民間事業者と連携し、利便性を向上させるための対応を順次進める。
- 社会保険料控除の対象となる医療・介護保険料の社会保険料控除についても自動入力の対象とすべく、国税庁は厚生労働省等と連携し、検討を進める。
- 2027年から市区町村にオンライン提出される給与支払報告書も自動入力の対象とすることを踏まえ、給与所得の源泉徴収票と同様に、政府を挙げて企業等へオンライン提出の働きかけを行う。

具体的な目標：連携設定の簡素化やマイナンバーカード読み取り回数の削減といったマイナポータルのUI、操作性等の改善

e-Taxの利用状況（所得税の申告手続）（80% 2026年度）

主担当府省庁：財務省

関係府省庁：デジタル庁、総務省、厚生労働省

#### ○[No. 1-53] 地方公共団体の行政手続オンライン化の推進

- 国民の利便性の向上を図る観点から、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」や、引越し等の行政手続のオンライン・デジタル化を推進する。具体的には、先行分野における取組を着実に推進し、マイナポータルの有効な活用方法を含め、先行分野で得られたノウハウや成果を、他の分野における個人・法人による行政情報の収集や行政手続等に順次展開する。また、地方公共団体のシステム改修等の支援により、子育て・介護に関連する手続を含む「特に国民の利便性の向上に資する行政手続」におけるオンライン・デジタル化が全国で急速に進展してきた。引き続き「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、処理件数の多い手続を中心に、関係府省庁と連携しながらオンライン・デジタル化を推進する。

具体的な目標：手続のオンライン・デジタル化の推進

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：こども家庭庁、総務省、厚生労働省

#### ○[No. 1-54] 「市民カード化」の推進

- ・ マイナンバーカードを日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができるようにする。
- ・ 書かない窓口や図書館DXの実現など、行政による市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用については、自治体が共同利用できるシステムやアプリの提供を行うと共に、推奨すべきケースやソフト/システムを積極的に特定し、当該サービスの全国への展開を積極的に支援する。なお、コンビニ交付サービスや行政手続のオンライン化についても、引き続き推進する。

具体的な目標：自治体サービスにおけるマイナンバーカードの利活用の推進

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-55] 健康保険証との一体化

- ・ 従来の健康保険証は2024年12月2日から新規発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しているところ、多くの地域保険で従来の健康保険証の有効期限を迎える2025年8月1日と、全ての保険者で従来の健康保険証の有効期限を迎える12月2日に向けて、マイナ保険証への切り替えや、利用促進等を行うとともに、マイナ保険証をお持ちでない方には申請によらず資格確認書を交付することや、要配慮者にはマイナ保険証をお持ちの場合でも資格確認書の申請も働きかける等、全ての方が安心して保険診療を受けられるよう環境整備に取り組む。また、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載を踏まえ、2025年9月頃を目途に、環境の整った医療機関からスマートフォンでもマイナ保険証の利用を可能とした上で、国民が利用できる環境整備を行う。

具体的な目標：マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行。環境の整った医療機関にてスマートフォンでのマイナ保険証の利用を進める。

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 1-56] 医療費助成の受給者証や診察券とマイナンバーカードの一体化

- ・ 法律にその実施根拠がある公費負担医療や子ども医療費等の地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度の受給者証及び医療機関の診察券のマイナンバーカード化を推進し、マイナンバーカード一枚で医療機関・薬局を受診等できる環境整備を進める。
- ・ マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用可能とする取組については、先行的な取組として2024年度までに累計183自治体を採択。2025年度、順次、参加自治体を拡大し、2026年度中に全国規模での導入を目指す。
- ・ オンライン資格確認等システムが導入されている医療機関では、マイナンバーカードを診察券として利用することが仕組みとして可能である。対応する医療機関も拡大しており、引き続き、好事例を周知するとともに、必要な支援を実施しつつ普及に取り組んでいく。

具体的な目標：<受給者証とマイナンバーカードの一体化>

2023年度：情報連携基盤の整備と先行実施事業の開始

2024年度・2025年度：情報連携基盤の機能拡充と先行実施事業の参加自治体・医療機関等の拡大

2026年度：全国規模での導入を目指す

<診察券とマイナンバーカードの一体化>

好事例の周知と普及のための支援

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：厚生労働省

#### ○[No. 1-57] 運転免許証との一体化

- ・ 2025年3月に運用を開始した運転免許証とマイナンバーカードの一体化、マイナンバーカードとの一体化による住所変更手続のワンストップ化、住所地以外での迅速な経由更新及びオンラインによる更新時講習の円滑な運用を実現する。スマートフォンに免許情報を記録するモバイル運転免許証については、デジタル庁が整備中の各種資格者証の情報を格納できる汎用的なシステムの活用を前提に検討を進め、デジタル庁と連携して当該システムの整備状況を踏まえつつ、極力早期の実現を目指す。

具体的な目標：2025年3月に運用を開始した運転免許証とマイナンバーカードの一体化の関連施策の実現に向けた取組を推進する。

主担当府省庁：警察庁

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 1-58] 在留カードとの一体化

- 外国人は、在留カード等とマイナンバーカードに関する手続をそれぞれ別の行政機関において行う必要があり、煩雑な手続を余儀なくされている。
- マイナンバーカードと在留カードの一体化について、2024年通常国会において出入国管理及び難民認定法等一部改正法が成立した。

具体的な目標：マイナンバーカードと在留カードの一体化について、改正法の公布後2年内の施行に向けて、関係省庁とともに政省令やシステム等を整備する。

主担当府省庁：法務省

関係府省庁：デジタル庁、総務省

#### ○[No. 1-59] マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化

- 現状の救急活動における傷病者情報聴取は、主に口頭にて行われているが、傷病者本人が既往歴や受診した医療機関名等を失念していることや、家族等関係者が傷病者の情報を把握していないこともあります。救急隊が病院選定等を行う上で課題となっている。
- そのため、救急隊が傷病者のマイナンバーカードを活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（マイナ救急）により、救急活動の円滑化を図る。
- 2025年度は、2024年度に構築した救急隊員専用のシステムを活用し、全国すべての720消防本部、5,334隊による実証事業を実施し全国展開を推進するとともに、マイナンバーカードのスマホ搭載への対応やマイナ救急の機能拡充に向けた検討を行い、2026年度以降も、全国どの救急車でもマイナ救急が実施できる環境整備を引き続き推進する。

具体的な目標：マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化について、2025年度中に、全国の各消防本部において救急隊員専用のシステムを活用した実証事業を行い、マイナ救急の全国展開を推進するとともに、2026年度以降も、全国どの救急車でもマイナ救急が実施できる環境整備を引き続き推進する。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 1-60] 母子保健分野におけるデジタル化の推進

- 母子保健情報等の情報連携基盤（以下「PMH」という。）を活用し、マイナンバーカードを健診の受診券として利用するとともに、マイナポータル等を活用して事前に問診票をスマートフォンで入力できる取組等の先行実施に向けて、希望する地方公共団体で2023年度から実証事業を開始、2024年6月から先行実施を開始したところ。2024年度に引き続き、PMHの機能や導入する地方公共団体を順次拡大し、全国展開をしていくことにより、住民、医療機関、地方公共団体間の母子保健情報の迅速な共有や業務効率化を進める。
- あわせて、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、2024年度に課題と対応を整理した結果を踏まえ、2025年度にガイドライン等を発出し、2026年度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげる。

具体的な目標：住民の利便性の向上を図るとともに、自治体や医療機関での健診等に係る事務負担を軽減するため、電子版母子健康手帳の普及を含め、母子保健DXの全国展開を推進する。

主担当府省庁：こども家庭庁

関係府省庁：内閣官房、デジタル庁

#### ○[No. 1-61] マイナンバーカードの介護保険証利用

- 介護保険証等、介護分野の各種証明をマイナンバーカードで行えるよう、医療DXの推進に関する工程表に基づき引き続き取組を進める。

具体的な目標：マイナンバーカードの活用を含め被保険者証の電子化については、必要な情報を情報基盤から取得することで資格確認等を可能とし、2026年度中に必要なサービスを受けられるようにする。

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 1-62] 災害対応のデジタル化に関する実証事業

- 災害発生直後に、被害状況や被災者支援に関する情報を収集することが困難であったり、地方公共団体は膨大な量の災害対応業務に追われるといった課題がある。
- こうした状況を改善するためデジタル技術を積極的に導入し、災害対応の高度化・効率化を促進する。
- 被災者が災害の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、マイナンバーカードの活用促進を図り、避難所等における受付や、薬剤情報を始めとする健康医療情報の取得、<sup>りきがい</sup>罹災證明書のオンライン申請等、被災者の利便性を向上させる取組を促進する。
- 避難所運営のデジタル化について、これまでの実証実験の成果を活用したモデル仕様書の充実・更新を図り、それに適した優良なシステム・サービスの開発促進及び早期社会実装・横展開を、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して推進していく。

具体的な目標：災害対応へのマイナンバーカード活用等の促進

実証事業の成果を活用した社会実装・横展開の促進

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房

#### ○[No. 1-63] 社会教育におけるデジタル技術の活用促進

- 2024年度に実施した「社会教育施設のデジタル環境の整備等に関する調査」結果から、社会教育施設（公民館）においては、来館者が利用できるWi-Fi設備の整備や情報発信のためのデジタルツールの活用が課題である。
- 地方公共団体に対する相談対応、アドバイザー派遣、情報提供等を行う事務局を設置し、デジタルの効果的な活用に取り組む自治体の伴走支援を行う。

具体的な目標：公民館に来館者が利用できるWi-Fi設備が整備されている自治体の割合  
(2026年度末50%以上)

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-64] 就労分野でのマイナンバーカード活用

- 2022年度から利用が開始されたハローワークでのマイナンバーカード受付システムなど、就労分野でのマイナンバーカードの利用を促進する。2024年度から、原則マイナンバーカードに移行を進めており、引き続きその活用の周知に取り組む。

具体的な目標：マイナンバーカード等によるハローワークの受付利用率：60%

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 1-65] e-Gov の利用促進

- e-Govは、事業者等の法人（個人事業主を含む。）や団体が社会経済活動を行うための申請・届出等を中心にオンライン申請を受け付けており、利用が拡大している。e-Govの安定運用を確保しつつ、オンライン申請を始めとしたe-Govの提供サービスの更なる利便性を向上するため、ニーズに応じた機能改修を継続的に行う。
- また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においてもe-Govを利用しやすくなるよう、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備する。

具体的な目標：e-Govを活用した電子申請件数（2025年度：4,294万件）

e-Govで電子申請可能な行政手続数（2025年度：4,900件）

e-Govの利用登録者数（2025年度：1,100,000件）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-66] 教育分野でのマイナンバーカード活用

- 教育分野においても、マイナンバーカードの利便性等についてまとめた教材を関係府省庁で作成し、マイナンバーカードの普及とデジタル・ガバメントの推進を後押しする。また、大学での出席・入退館管理や各種証明書発行等のマイナンバーカード活用の先進事例について周知し、キャンパスのデジタル化を推進する。国立大学法人については、第4期の中期目標・中期計画に基づき、デジタル技術やマイナンバーカードの活用状況も確認しつつ、デジタルキャンパス推進を含めた各法人の業務の実績について、国立大学法人制度の中で評価し、運営費交付金の配分に反映する。

具体的な目標：キャンパスのデジタル化に向けて右記取組の着実な準備・実施

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 1-67] ODRの推進

- 手続が柔軟で簡易・迅速といった特徴を有するADRに比べ、時間や場所の制約も受けないなどより利便性が高く、全ての人々への司法アクセスの提供につながるODRを推進するため、これまで、2022年3月に策定した「ODRの推進に関する基本方針」に基づき国民への周知・広報、相談機関とODR機関との連携促進等の各種取組を実施してきた。
- ODRを実施する認証ADR事業者は増加しているが、利便性の高いODRの実装は十分でなく、ODRの認知度も高いとはいえない状況にある。
- 2025年度は、子をめぐる紛争等の多様化する紛争におけるODRの活用を促進するため、情報基盤の拡充等の環境整備を行うとともに、ODRの中でもより利便性の高いチャット型ODR実装支援を進める。

具体的な目標：ODR対応の認証ADR事業者数：2025年度までに全認証ADR事業者の40%

ODR利用件数：2028年度までに年間800件（処理件数でカウント）

主担当府省庁：法務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-68] 民間ビジネスにおける利用の推進・電子証明書失効情報の提供に係る手数料の当面無料化

- マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及を図るために、手数料の当面無料化、最新の住所情報等の提供、マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載を推進する。
- また、エンタメ分野のチケット不正転売防止や、酒・たばこ販売時の年齢確認サービス、在学証明などのデジタル資格証明など、新たなユースケースを創出する実証実験を行う。

具体的な目標：民間事業者サービスにおけるマイナンバーカードの利活用の推進

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：総務省

#### ○[No. 1-69] 遺言制度のデジタル化

- 現行の自筆証書遺言では、全文、日付及び氏名の自書並びに押印が要件とされ、パソコン等を使用して作成された遺言書や録音・録画による遺言については自書の要件を欠き、無効であると解され、デジタル化に対する対応が今後の課題である。
- 規制改革実施計画（2022年6月7日閣議決定）に基づき、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、遺言者がデジタル技術を用いて作成することのできる新たな遺言の方式に関する規律を整備することを中心として、遺言制度の見直しに向けた検討を行ってきた。2024年2月には、法務大臣から、法制審議会に対し、遺言制度の見直しに関する諮問がされ、法制審議会民法（遺言関係）部会が新設され、同年4月以降、同部会において調査審議が行われている。

具体的な目標：遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、現行の自筆証書遺言の方式に加え、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式に関する規律を整備することを中心として、遺言制度の見直しを検討する。

主担当府省庁：法務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-70] マイナンバーカードのスマートフォン搭載

- スマートフォン用電子証明書サービスについて、2023年5月にAndroid端末への搭載を開始しており、順次対応サービスの拡大を図る。また、iOS端末については、マイナンバーカードが保有している基本4情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）を含め、搭載実現に向けた取組を進める。
- さらに、Android端末についても、基本4情報等の搭載実現に向けて検討を進める。

具体的な目標：iPhone端末への電子証明書及び基本4情報等のスマホ搭載の2025年春の実現

Android端末への基本4情報等のスマホ搭載の2026年秋ごろの実現

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：総務省

関係府省庁：金融庁

#### ○[No. 1-71] 犯収法等における非対面本人確認方法の原則 JPKI一本化及び対面本人確認方法

##### のICチップ読み取りの義務化

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認方法について、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。また、対面の本人確認方法においてもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯収法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付けるための取組を進める。

具体的な目標：犯収法、携帯電話不正利用防止法における非対面の本人確認方法の見直し

- ・犯収法（2027年4月1日）
- ・携帯電話不正利用防止法（2026年4月1日）

対面の本人確認方法の見直し

- ・犯収法（2027年4月1日）
- ・携帯電話不正利用防止法（2027年4月1日）

主担当府省庁：警察庁、デジタル庁、総務省

#### ○[No. 1-72] マイナンバーの在留関連手続への活用

- 外国人の在留資格手続では、添付書類の準備のため複数の公的機関等に赴く必要があり、申請者の負担となっている。
- 2023年のマイナンバー法改正により、外国人の在留資格手続においてマイナンバーを利用することが可能となった。
- マイナンバーによる情報連携の運用開始に向けて、関係機関との調整、法令整備及びシステム開発に着手した。
- 引き続き必要な準備を進め、在留資格手続においてマイナンバーの情報連携を活用して、添付書類の省略による利便性の向上及び正確な情報に基づく円滑な審査の実現を目指す。

具体的な目標：2026年度末にマイナンバーによる情報連携を開始することを目指す。

主担当府省庁：法務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-73] 在留関係手続のデジタル化

- 2025年度は、利用者アンケートなどで要望の多かった所属機関等の職員によるオンライン利用申出の実装やオンライン申請において複数の書類を添付可能とするなど利用者の利便性を向上させる改修を行い、オンライン利用率の向上を図る。
- 引き続き、定期的に利用者アンケートを実施し、その結果を参考に、今後の改修について検討を行う。

具体的な目標：2025年度の在留申請オンラインシステム利用率を30%とする。

主担当府省庁：法務省

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 1-74] マイナンバーカードの国外継続利用

- ・ 国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請について、2026年度中を目処に実現するために必要な準備を進めるとともに、在外公館に統合端末を設置するためのシステム改修の検討を進める。
- ・ また、国外転出者向けマイナンバーカードに旧氏及びその振り仮名を記載できるようするための必要な準備を進める。

**具体的な目標：**在外邦人の円滑なマイナンバーカードの申請を実現するため、2026年度中を目処に国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請を開始することとし、システム改修等の必要な準備を進める。また、在外公館に統合端末を設置することにより、マイナンバーカード関連手続の更なる利便性の向上を図るとともに、マイナンバー制度を活用した円滑な領事業務の在り方の検討を進める。

国外転出者向けマイナンバーカードへの旧氏及びその振り仮名の記載については、2027年度中を目処に開始することとし、必要なシステム改修等を進める。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：デジタル庁、外務省

#### ○[No. 1-75] 次期マイナンバーカードの検討

- ・ 2024年3月の「次期個人番号カードタスクフォース」の最終取りまとめをふまえ、2028年度中を目指し関連システムの対応等に十分考慮し、安全で利便性の高い魅力ある次期個人番号カードの導入を目指す。

**具体的な目標：**魅力ある次期個人番号カードの導入の実現

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：総務省

#### ○[No. 1-76] マイナンバーカードに係る広報の強化

- ・ 全業所管府省庁を通じ、関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及や、企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を要請する。
- ・ また、引き続き、カードを保有するメリットや安全性等はもとより、新たに広がる利活用の方法などについても、国民・自治体・民間事業者に、それぞれ分かりやすく伝えられるよう、マイナンバーカードに係る広報を強化する。
- ・ 特に、マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限を周知し更新手続が円滑かつ確実に行われるよう広報を強化するとともに、マイナ保険証、マイナ免許証やスマートフォン搭載の利用促進に取り組む。

**具体的な目標：**マイナンバーカードやマイナポータルに係る広報を強化する。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-77] 事業者向けポータル（仮称）の構築・運用

- ・ 事業者が行政手続を行う際に手続情報の取得や申請準備を円滑に行えるよう支援する「事業者向けポータル」について2025年度中に実証版（α版）を構築し、行政手続・補助金情報の網羅的な検索、手続等のレコメンド等の実装を進める。また、各省庁の手続システムとの連携を進め、2026年度以降に正式版の「事業者向けポータル」を提供することを目指す。加えて、事業者向けポータルの利便性向上を見据え、同ポータル機能のAPI提供を目指し、課題整理に着手する。

**具体的な目標：**事業者向けポータルの運用（実証版：2025年度中；正式版：2026年度以降）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-78] 事業者手続サービスの環境整備・国民向けサービス全体の最適化

- 事業者向け行政サービスについては、事業者が行政手続を行う際に手続情報の取得や申請準備を円滑に行えるよう支援する「事業者向けポータル（仮称）」を中心としたサービス体系を整備する。同時に、事業者向けサービスの全体最適を進め、利用体験・共通機能・手続処理の3つの軸から、利用者の利便性向上と効率的なシステム開発・運用の両立を実現する。さらに、国民向けサービス全体についても、まずはデジタル庁の各システムの果たすべき役割を整理しながら、全体最適の在り方について検討を進める。

**具体的な目標：**事業者向けサービス及び国民向けサービス全体について、利用者の属性（住民・事業者等）や提供する機能（情報提供・行政手続等）の観点から、まずはデジタル庁の各システムについて果たすべき役割を整理し、最適化に向けた検討を行う。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-79] 法人共通認証基盤（G ビズ ID）の利用拡大

- 事業者等が様々なサービスにログインできる認証機能である「GビズID」について、原則すべての行政手続で採用するという従来方針を継続し、各省庁と連携して接続システム数の増加を図る。また、利便性向上の観点から2026年7月までに、商業登記電子証明書との連携を目指す。
- 自治体やその他公的組織によるGビズID利用について、所管する関係省庁等と連携し、アカウントの発行方法や運用方法を整理の上進める。
- GビズIDの民間サービスとの連携について、2025年度中に実施する課題整理に向けた調査や、ウラノス・エコシステムにおけるトラストの検討なども踏まえ、2026年度以降に関連制度の整備や、システムのモダナイズ化等、必要なシステム整備を検討する。

**具体的な目標：**法人の80%がGビズIDを取得（2030年度）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-80] 商業登記電子証明書の普及等

- 商業登記電子証明書について、2025年度よりリモート署名方式の開発に着手し、認証局の更改を進め、2026年7月よりGビズIDと連携した運用開始を目指す。加えて、幅広い利用拡大のため、利用体験の向上に向けたUI/UX等の改善や事業者向け行政サービスとの連携準備を進める。
- また、セキュリティ対策の観点から、GPKIブリッジ認証局の新暗号対応に合わせて、2030年度を目処に新暗号方式への移行を目指し、早期に課題等の整理を行う。

**具体的な目標：**・リモート署名の実現（2026年7月）；

・認証局の更改（2026年3月）；

・認証局の新暗号方式への移行（2030年度目処）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：法務省

#### ○[No. 1-81] デジタルインボイスの定着/企業間決済のデジタル化の推進

- デジタルインボイスについては、令和7年度税制改正において、その標準仕様（JP PINT）に対応した電子計算機処理システムを使用して電子取引データの授受・保存を行うことで、電子帳簿保存法上の重加算税の加重措置の特例や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けることが可能とされた。そのため、引き続き、JP PINTの安定的な管理を実現するとともに、ユーザーの声や事業者のグッドプラクティスなどの情報発信を積極的に行い、デジタルインボイスの利用の定着を図る。
- 手形・小切手の電子化等を通じ企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、請求分野とのデータ連携やDI-ZEDIを含む全銀EDIの利活用を通じた企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指した関係事業者による取組を引き続き後押しする。

**具体的な目標：**Peppol e-invoice（JP PINT）の標準仕様の管理・運用

デジタルインボイス導入事業者のグッドプラクティスなどの情報発信

企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指した関係事業者による取組の継続的な後押し

手形・小切手の全面電子化に向けたフォローアップ（2021年7月、「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」（事務局：一般社団法人全国銀行協会）が策定した自主行動計画（2025年3月改定）を踏まえ、2026

年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目指す。)

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：金融庁、財務省

#### ○[No. 1-82] 事業者向け行政手続・補助金の電子申請対応

- デジタル庁の調査ツールであるDXSを通じて2024年度から進めている各府省庁における事業者向け行政手続及び補助金の調査について、2025年度も継続するとともに、調査結果を踏まえ、オンライン化が進んでいない行政手続及び補助金について、GビズIDやe-Gov、Jグランツ等のシステムを活用した効率的な電子申請化の支援を行う。また、2025年度中に、各府省の行政手続・補助金情報について事業者向けポータルへの掲載を進める。

具体的な目標：事業者向けの行政手続における電子申請対応率の向上

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-83] 國際的な商流・物流に係る貿易プラットフォーム・ビジネスに関連する取組

- 貿易プラットフォーム(PF)の利活用促進に向けて、2025年度「貿易PF活用による貿易手続デジタル化推進事業費補助金」を通じて、①ユーザーと貿易PF間、②貿易PF間のシステム接続にかかる費用の補助、③貿易PF活用による貿易手続のデジタル化、貿易コスト削減の効果検証にかかる費用の補助を行う。
- また、2023年度から2024年度にかけて開催した「貿易PFの利活用推進に向けた検討会」にて取りまとめた、官民で対応する事項を整理した中間報告書及び国内における貿易手続のデジタル化に向けたアクションプランに基づき、関係省庁や民間事業者と連携しながら貿易手続のデジタル化に向けた取組を進めていく。

具体的な目標：2028年度までに、貿易PFを通じてデータの利活用ができる形で電子化された貿易取引の割合を10%にすることを目指す。

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：デジタル庁、法務省、財務省、国土交通省

#### ○[No. 1-84] デジタル化による農林水産省所管の行政手続のオンライン化

- 行政手続に係る農林漁業者等の負担を大幅に軽減し、経営に集中できるよう、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を2022年度から本格運用。システムの利便性や費用対効果に課題があることから、引き続き、農林水産省所管の行政手続のオンライン利用を推進するため、行政事業レビューでの指摘や利用者のニーズを踏まえ見直しを行っていく。

具体的な目標：システムの見直しと合わせて検討中

主担当府省庁：農林水産省

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-85] J グランツの利便性向上

- 2025年度以降、事業者向け補助金の電子申請への対応を原則とする方針のもと、汎用的な補助金申請システムであるJグランツの利便性向上と利用拡大を推進する。
- これを実現するため2025年度中に代理申請機能の改善、事業者口座登録機能、補助金・交付金等の網羅的な検索機能を整備する。加えて、審査効率化のためダッシュボード機能、外部システムとの連携機能を整備するとともに不正対策を含めた検討を進める。

具体的な目標：Jグランツに掲載されている補助金数を1,800件にする（国・地方自治体含む）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-86] 社会保険・税手続のオンライン・デジタル化

- 社会保険・税手続についてマイナポータルAPIを活用したオンライン・ワンストップ化を2020年11月から開始している。また、クラウド上のデータを行政機関等が参照した社会保険・税手続の実施については、2022年1月提出分から運用を開始しており、クラウド提出済みのデータの確定申告等の利活用については、2023年1月から運用を開始している。今後、国民・事業者の負担軽減となるその他の手続についても、対象拡大に向けて検討を進める。
- さらに、公的年金等を通じて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として見える化する年金簡易試算Web（公的年金シミュレーター）も2022年4月に運用を開始しており、引き続き、利用状況や運用実験等を踏まえ、UI/UXを向上するための改善を継続的に実施する。

具体的な目標：クラウド提出可能な手続の拡大検討

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：財務省、厚生労働省

#### ○[No. 1-87] 障害者手帳情報のマイナンバー連携の普及

- 障害者手帳については、マイナンバー連携を活用し、スマートフォンアプリやウェブサービスで手帳情報を簡便に利用できる民間の仕組みについて周知をすることによって引き続き障害当事者への情報提供を進める。

具体的な目標：障害者手帳については、マイナンバー連携を活用し、スマートフォンアプリやウェブサービスで手帳情報を簡便に利用できる民間の仕組みについて、2025年度中に地方自治体及び関係団体を通じて周知をすることによって引き続き障害当事者への情報提供を進める。

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 1-88] 行政手続のデジタル完結

- 年間件数1万件以上の申請等及びそれに基づく処分通知等について、2023年12月に取りまとめた「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」に基づきオンライン化に取り組み、工程表に定められたデジタル完結を実現する。

具体的な目標：オンライン化する手続件数：2025年度末1,162件

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：人事院、内閣府、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

#### ○[No. 1-89] 番号利用法に基づく情報連携における利便性の向上

- 番号法令の改正を受けたシステム関連の準備期間を短縮し、政策上の急な利用ニーズや自治体の固有のニーズに対して速やかに利用可能とするための情報提供ネットワークシステム業務フローを含めた見直しを行う。これにより、番号法令上の利用範囲の拡大や地方自治体における利活用の進展等を通じた更なる利便性の向上に取り組む。スケジュール：2027年度末まで 効果：番号利用法に基づく情報連携は、国民等における申請時の添付書類の省略や地方自治体等における事務処理のデジタル完結に資する。

具体的な目標：情報提供ネットワークシステムの利用件数3億件

政策上のニーズに即して、現状8週間のシステム関連の準備期間を3週間程度短縮することを目指す

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

### ○[No. 1-90] 戸籍の記載事項への振り仮名の追加

- 行政機関等が保有する氏名の情報の多くは漢字で表記されているところ、漢字には様々な字体があるため、検索に時間を要していたが、氏名の振り仮名を戸籍上一意に公証することで、データベース上の検索等の処理が容易になる。
- 氏名の振り仮名を戸籍の記載事項とする「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、2023年6月9日に公布されたところ、2025年5月26日の施行を受け、国民への広報等を着実に進めていくとともに、公布後3年以内に実現することとされているマイナンバーカードへの氏名の振り仮名記載及び希望者に対するローマ字表記の実現のため、関係府省庁と連携し、必要な準備を進める。

具体的な目標：2025年5月時点における全ての国民に、2026年9月を目指して戸籍に振り仮名を記載する。

主担当府省庁：法務省

関係府省庁：デジタル庁、総務省

### ○[No. 1-91] 電子契約システム（工事・業務）のシステム効率化と利便性向上による電子契約の普及促進

- 約の普及促進
- 電子契約システム（工事・業務）について、事業者向けポータルとの連携、GビズID対応等の機能改善、ガバメントクラウドへの移行、電子調達システム／調達ポータルとの機能の共通化等と併せてシステム更改を実施することにより、利用者の利便性向上、システムの効率化等を図る。
  - 2028年2月からガバメントクラウド上での本番運用開始を目指すこととしている。

具体的な目標：電子契約率の向上と維持（電子契約率60%）

ガバメントクラウドへの移行（2028年2月からの本番運用開始を想定）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

### ○[No. 1-92] 国税関係手続のデジタル化の推進

- 税務に関する手続の一連の流れについて、納税者目線で業務・システムを一体で見直し、UI/UXの改善により納税者の利便性の向上を図る。
- 具体的には、国税庁ホームページやe-Tax、確定申告書等作成コーナー等の機能を整理した上で、現在開発中の新たな基幹システムの本格導入以降に、確定申告書等作成コーナーの一時データ等のクラウド保存や操作手順の見直し等により、納税者が円滑に手続を完了できる環境を整備する。
- このほか、納税者の利便性の向上や現金管理に伴う社会全体のコスト削減等の観点から、キャッシュレス納付の更なる普及を図るとともに、デジタルコンテンツを充実させ、税務署窓口・電話相談からデジタルへつながる施策を実施し、あらゆる税務手続が税務署に行かずしてできる社会の実現を目指す。

具体的な目標：e-Taxの利用状況（所得税の申告手続）（80% 2026年度）

e-Taxの利用状況（消費税（個人）の申告手続）（80% 2026年度）

e-Taxの利用状況（法人税の申告手続）（90% 2026年度）

e-Taxの利用状況（法人税の添付書類を含めた申告手続）（70% 2026年度）

e-Taxの利用状況（消費税（法人）の申告手続）（92% 2026年度）

e-Taxの利用状況（相続税の申告手続）（53% 2026年度）

e-Taxの利用状況（納税証明書の交付請求手続）（48% 2026年度）

キャッシュレス納付の利用状況（50% 2026年度）

主担当府省庁：財務省

関係府省庁：デジタル庁

### ○[No. 1-93] 出入国審査のデジタル化

- 政府目標である2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人に対応するため、外国人からあらかじめ情報を取得して事前スクリーニングを行い、出入国管理上問題のない外国人に対して電子渡航認証を与え、我が国にとって好ましくない外国人の入国を未然に防止することを可能とし、厳格な出入国管理を実現するとともに、入国者につき出国までの情報を一元的に管理することにつながる電子渡航認証制度（日本版ESTA）の2028年度中の導入を目指して、諸外国の実態調査を進めながら、検討を加速する。

- また、電子渡航認証を受けた外国人については、到着港においてキオスク型の端末を使用して所要のチェックを行い、問題がなければウォークスルー型のゲートを通過させて入国審査の円滑化を推進するなど、デジタル技術を活用した出入国審査の高度化の検討を進める。

**具体的な目標：**2028年度中に電子渡航認証制度を導入し、厳格な出入国管理と円滑な出入国審査を実現する。

**主担当府省庁：**法務省

**関係府省庁：**—

#### ○[No. 1-95] 刑事手続のデジタル化

- 刑事手続において、書類の電子データ化やオンラインでの発受、非対面・遠隔での手続を可能とするなど情報通信技術を活用することにより、円滑・迅速な手続の実施等を通じて安全・安心な社会を実現するとともに、関与する国民の負担軽減等を図るため、法務省・警察庁は、最高裁判所・デジタル庁等と連携しつつ、法令及び高い情報セキュリティを備えたIT基盤の整備を強力かつ迅速に推進する。矯正及び更生保護行政においても引き続きデジタル化に向けた取組を推進する。
- 刑事手続に関連する各種犯則調査手続について、各調査機関を所管する省庁等は、法務省・最高裁判所・デジタル庁等と連携しつつ、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮し、可及的速やかに、犯則調査手続のデジタル化に対応するための法令及びIT基盤の整備を実現する。

**具体的な目標：**刑事手続のデジタル化の実現のための法律施行に向けた準備を行うとともに、2026年度中のシステム一部運用開始に向けたIT基盤の整備を進める。

また、各種犯則調査を所管する省庁等については、刑事手続のデジタル化実現のための法整備の状況を踏まえて、可及的速やかに法令整備を実現する。IT基盤については、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮し、2027年度中の一部省庁でのデジタル化試行を念頭にデジタル庁とも連携して対応を行っていく。

**主担当府省庁：**法務省

**関係府省庁：**公正取引委員会、警察庁、金融庁、デジタル庁、財務省

#### ○[No. 1-94] 特許事務システムに係るプロジェクトの推進

- 特許事務システム（審判システム、意匠商標システム）の刷新について、2024年度までは計画通りの開発が進んでいる。特許事務システム（審判システム）については、2025年1月に本格稼働している。特許事務システム（意匠商標システム）については、システムの詳細設計を終え、2026年9月の本格稼働に向けて製造・単体テスト、結合テスト工程を着実に進めている。

**具体的な目標：**2027年1月までに特許事務システム（審判システム、意匠商標システム）を段階的に刷新。

2027年1月までに、現状の複雑なシステム構造を簡素化し、環境変化やセキュリティ・事業継続能力の向上等の課題に対し、低いコストで迅速に対応できるようにする。

**主担当府省庁：**経済産業省

**関係府省庁：**デジタル庁

#### ○[No. 1-96] 独立行政法人のDXの推進

- 人口減少下にあっても国民に対して独立行政法人が提供する行政サービスを維持・強化する観点から、仕事のプロセス（やり方）を改革した上でのデジタル化による業務の効率化の推進、オンライン化による手続の利便性の向上などに向けた取組を法人の目標として位置付け実効的に取り組んでいくよう促すとともに、そういった取組に必要な人材の育成支援、独立行政法人の活動を「見える化」するためのデータベースの開発・運用等を行い、法人におけるデジタル技術の利活用や保有するデータの連携・活用による、事業の改善や新たな価値実現を果たすDXを推進する。

**具体的な目標：**2025年度中に必要なデータの整理・最適なデータ処理方法の検討等の調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ、2026年度以降に独法データ作成・分析・評価基盤システム（仮称）を構築することで、法人、主務省において、

データ分析・活用が促進され、法人の活動を表す指標（定量、定性）を的確に捉えて自らの活動の状況を適切に評価し、サービスの質を維持・向上させるための業務改善、DX推進が図られ、国民がより質の高いサービスを受けられるようになること。

また、法人、主務省におけるデータや書類の作成・整理に係る業務負担を削減し、法人の業務の質の向上に向けた検討に注力できるようにしつつエラー発生リスクも低減させること、法人の活動状況を国民に分かりやすく提供して国民への情報の透明性向上も図ること。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-98] 地域の公的機関における DX の推進支援

- 人口減少・少子高齢化が急激に進み、行政サービスの担い手の大幅な減少が必至である中、総務省は、DXやその前提となる課題整理、業務の見直し等に係る公的機関（国の機関（地方機関を含む）、自治体、独法）への支援を実施している。課題解決の手法やその導入手順に係る調査研究等を実施しつつ、これを活用してDX・業務改革の手法を学ぶ研修、支援対象機関の直面する課題に応じた解決支援を行い、総務省全体として取り組む地域社会のDX推進の一端を担う。

具体的な目標：研修や解決支援を通じた地域公的機関におけるDXの推進

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-97] 民事裁判手続のデジタル化

- 民事訴訟手続については、適正迅速な裁判のより一層の実現を図るとともに、利用者にとってより利用しやすいものとするため、e提出・e法廷・e事件管理の「3つのe」の実現を目指す。2022年に民事訴訟法等が改正されたことを踏まえ、2026年5月までの改正法の全面施行に向け、引き続き、司法府における自律的判断を尊重しつつ、環境整備に取り組む。
- また、民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続のデジタル化についても、2023年に民事執行法等が改正された。これらについても、2026年5月までにウェブ会議等を利用した期日への参加等の運用を開始し、2028年6月までに改正法の全面施行ができるよう、司法府における自律的判断を尊重しつつ、環境整備に取り組む。

具体的な目標：改正法の円滑な施行

（民事訴訟法等の一部を改正する法律は2026年5月まで、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律は2028年6月までに全面施行とされている。）

主担当府省庁：法務省

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 1-99] 司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化

- ・ 司法試験及び司法試験予備試験については、受験者等の利便性の向上や負担軽減等を図りつつ、適正な試験実施を実現するため、試験のデジタル化に向けた取組を進める。
- ・ 本施策は、2023年度までに実施した調査研究等の結果を踏まえ、2024年度からシステム設計・開発等を進め、2026年に実施する試験から出願手続等のオンライン化及びCBT方式による試験の実施を目指すものである。

**具体的な目標：**2026年に実施する試験から出願手続等のオンライン化及び受験手数料のキャッシュレス化並びにCBT方式による試験を導入

**主担当府省庁：**法務省

**関係府省庁：**デジタル庁

#### ○[No. 1-100] 電子植物検疫証明書の導入

- ・ 植物類の輸出入には、植物検疫証明書の添付が必要であり、国際植物防疫条約事務局は、電子植物検疫証明書（ePhyto）を多国間で交換するためのシステムを開発、運用している。
- ・ 当該システムの導入により、証明書の不備や不着による貨物の滞留リスクが大幅に低減されるとともに、証明書輸送のコストが低減すること等により輸出入の円滑化と低コスト化が可能。また、証明書偽造の防止により、植物検疫上のリスクも低減が可能。これらにより、病害虫の侵入防止体制及び食料安全保障対策並びに我が国農産物の輸出競争力の強化を図る。
- ・ 2025年度中にePhyto機能を実装し、貿易相手国と当該証明書の交換を開始する。

**具体的な目標：**輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）に電子植物検疫証明書（ePhyto）機能を2025年度中に実装し、日本と貿易相手国の植物検疫当局間でePhytoの交換を開始する。

**主担当府省庁：**農林水産省

**関係府省庁：**—

#### ○[No. 1-101] フロントサービスAPI基盤の構築

- ・ 国、地方公共団体及び民間事業者が提供する各種行政手続のオンライン申請サービスにつき、業務効率化、利便性・利用者体験の向上に必要となる各種機能を提供するAPI基盤（フロントサービスAPI基盤）の構築を進める。
- ・ 具体的には、申請者が入力する情報を最小化するため、「公共サービスメッシュ」等と連携することにより利用者が行政手続を行う際に自治体等が保持する情報を申請書に転記する機能や、利用者が任意に登録した連絡先等の情報を申請書に転記する機能等を整備し、2025年4月から一部の自治体を対象に実証を開始した。
- ・ 実証で寄せられた利用者の意見を踏まえた機能改善を行った上で、2026年度内に全国の自治体を対象にフロントサービスAPI基盤を活用したオンライン申請サービスの運用開始を目指す。

**具体的な目標：**申請書に転記する機能を活用したオンライン申請の対象手続件数：2025年度までに10手続

**フロントサービスAPI基盤を活用したオンライン申請サービスの本格運用：**2026年度内

**主担当府省庁：**デジタル庁

**関係府省庁：**—

#### ○[No. 1-102] 総合的なフロントヤード改革の促進

- ・ 総合的なフロントヤード改革を実施している団体は増加しているものの、取組の進捗に差が生じている。
- ・ このため、2024年度中に構築した人口規模別の総合的な改革モデル等で得られた知見や効果等を踏まえながら、改革の進め方やポイントをまとめた手順書を作成し、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」をはじめとした地方自治体と住民との接点の多様化・充実化を図るフロントヤード改革の取組の横展開を図り、住民の利便性向上とデータ連携の強化等によるバックヤードも含めた業務効率化を進める。
- ・ さらに、2025年度中にデータ連携の強化等に取り組むモデルの構築等を行うとともに、システムやツールの共同調達・共同利用の取組を後押しする。

**具体的な目標：**総合的なフロントヤード改革に取り組んでいる自治体数の拡大

**主担当府省庁：**総務省

関係府省庁：—

○[No. 1-103] 国・地方共通相談チャットボットの改善

- 国・地方共通相談チャットボット（ガボット）については、国民の利便性向上や国・地方を通じた相談業務の負担軽減を図るために、関係府省や地方公共団体と連携し、搭載分野の拡充やFAQの充実を進めるとともに、生成AIの活用を含む機能改善を図る。また、ガボットを中心とした国の行政相談業務への生成AIの効率的な活用により、国全体として相談対応の質の向上を目指す。

具体的な目標：搭載分野の拡充（2025年4月以降随時）

回答の充実（2025年4月以降随時）

機能の改善（2025年度以降）

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：デジタル庁

○[No. 1-104] 中小企業支援のDX推進

- 補助金をはじめとした中小企業等の申請データを蓄積した官民の中小企業等に関するデータの連携基盤であるミラサポコネクトを構築し、行政機関、支援機関、中小企業等の様々なステークホルダーが申請データを分析・活用できるようにすることで、民間支援サービスの活性化や効果的な政策立案等を目指す。

具体的な目標：企業情報やその支援ニーズを集約したマッチングプラットフォーム等に登録した累計事業者数

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：—

○[No. 1-105] 企業のDX推進

- デジタルガバナンス・コードに適合したDXの取組を行う企業を認定するDX認定制度や、優れたDXの取組を行う上場企業を選定するDX銘柄などによる好事例の横展開を通じて我が国企業のDXを推進していく。
- 地域経済と連携共同体である地域金融機関をはじめとする地域の伴走役が中小企業の「主治医」としてDX支援に本業として取り組むことが有効であるが、地域によってDX支援の進捗は様々。そのため、地域金融機関等に向けた支援策も活用しながら、ITコーディネータ資格も含め、地域金融機関等に対するDX支援人材に関する資格制度の普及や充実を図り、DX支援を全国で面的に拡大させるとともに、様々な地域機関の連携によって構成された地域DX推進ラボに対する更なる支援策の拡充を通じ、DX支援のモデルケースを創出、発信していく。

具体的な目標：DX支援ガイダンスの全国規模での普及及びDX支援のモデルケース創出等を通じて、2025年度末までに、DX認定の認定件数を累計1,900件以上

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：内閣官房、内閣府

○[No. 1-106] 先端的な放射光施設における高解像度かつ大容量の研究データ創出及び研究データの活用基盤の整備

- <NanoTerasu>
- NanoTerasuの恩恵を最大限に享受するため、令和6年度補正予算において、汎用的かつ広範な研究分野に対応可能な、特にユーザーニーズの高いビームラインの増設に着手し、研究上の課題解決策を提案してくれる研究環境の実現やイノベーションに資する研究データの創出を目指す。
- <SPring-8>
- 1997年の公用開始以来、アカデミア等の画期的な研究開発に大きく貢献してきた一方で、近年、老朽化や性能面で諸外国に遅れをとっている。2030年頃の産業・社会の大きな転換を見据え、令和6年度補正予算において、新産業・新領域の創出に不可欠な高解像かつ大量のデータの取得を可能とする、現行の約100倍の性能を持つ世界最高峰の放射光施設であるSPring-8-IIの整備に着手した。

具体的な目標：3GeV高輝度放射光施設NanoTerasuについて、安定的な運転時間の確保及びビームラインの増設を含む研究環境の充実を行い、産学の広範な分野の研究

者等の利用に供することで、世界を先導する利用成果の創出等を促進し、我が国の国際競争力の強化につなげる。

大型放射光施設SPring-8について、第4世代の加速器テクノロジー・省エネルギー技術を導入することで、現行のSPring-8の約100倍の最高輝度を誇る世界トップの性能を目指す。輝度が現行の約100倍となることで、現行では得ることのできない大量のデータ創出が可能となり、データドリブンによるイノベーション創出を実現する。

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-107] マテリアルDX プラットフォーム実現のための取組

- 全国の大学等において、先端設備の全国的な共用体制を整備するとともに、創出された高品質かつ大量のデータの収集・蓄積・利活用等を進めることでマテリアル分野におけるデータ駆動型研究を推進する。データ駆動型研究の推進に必要となる高品質かつ大量のデータを創出可能な先端設備について、半導体等の先端技術動向を踏まえた戦略的な先端共用設備の整備・高度化、データ収集・蓄積の加速、AI解析基盤の整備等を行いデータ利活用の本格運用を着実に進めるとともに、データ駆動型研究を通じた革新的マテリアルの創出に向けて、新たな研究開発手法の導入を加速するための研究開発を推進する。

具体的な目標：全国的な先端共用設備提供体制で創出されたデータを収集・蓄積・利活用するシステムの本格運用を着実に進めるとともに、データ駆動型研究手法の確立・普及に向けて革新的マテリアルの創出を図る

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-108] 人文学・社会科学のDX化に向けた研究開発推進事業

- 諸外国では人文学研究のデジタル化（デジタル・ヒューマニティーズ（DH））が積極的に推進されており、そうした世界的動向への対応や総合知の創出にも資する観点から、人文学研究のDX化のための基盤開発が必要。また、総合的・計画的な人文学・社会科学の振興に向け、我が国の同分野の研究動向・成果を把握するモニタリング手法の確立が喫緊の課題。
- このため、2025年度においては、2024年度に構築した国内学術機関による「DHコンソーシアム」の運営を進めるとともに、人文学諸分野のデータの国際規格対応や相互運用性の調整、データ規格のモデルガイドライン策定、データ利活用研究のユースケース創出や関連人材の育成プログラムの開発・試行を推進する。

具体的な目標：2025年度中に、人材育成プログラムの開発に向けたワークショップを試行的に実施する。また、人文系学術資料のデータの作成・研究利活用促進のための基盤開発等を2026年度まで進め、我が國の人文学諸分野の研究DXを推進する。

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：—

#### ○[No. 1-109] 簡易な送金決済インフラの構築と国際的な実証

- 任意の共通IDと認証の仕組みを用いて簡易な送金・決済サービスを実現するインフラの構築に向け、既存の国際送金サービスの状況や、国際的な相互運用性等の確保に関する国際的な議論の動向等を踏まえつつ、海外展開を図る民間事業者の送金ニーズを踏まえた実証の具体化について検討を進める。

具体的な目標：令和7年度中に、実証の具体化について検討を進め、結論を得る。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：金融庁

#### ○[No. 2-1] パブリッククラウド環境を前提とした次世代校務 DX 環境への移行①

- 2024年4月に公表した「教育DXに係る当面のKPI（重要業績評価指標）」において、2029年度までに全ての自治体で次世代の校務支援システムを導入済みとすることを掲げており、引き続き、2026年度から4年間かけてクラウド環境を前提とした次世代校務DX環境への移行を順次進める。
- そのため、次世代校務DXを推進するための必要事項を取りまとめた「次世代校務DXガイドブック-都道府県域内全体で取組を進めるために-」を2025年3月に公表した。その中で、指導要録、健康診断票、出席簿、転入学通知書等について参考様式を示すとともに、その他の帳票も含め、原則としてカスタマイズを行わないよう留意すべき旨を示した。

具体的な目標：次世代の校務システムを導入済みの自治体の割合：2029年度100%

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：内閣官房

#### ○[No. 2-2] パブリッククラウド環境を前提とした次世代校務 DX 環境への移行②

- 都道府県域で次世代型校務支援システムを共同調達・共同利用することを条件として、次世代校務DX環境整備に要する初期費用等を支援する新たな補助事業等を実施し、全国の次世代校務DXの取組を推進するとともに、共同調達によるコスト削減や教師の異動に際する負担の軽減、自治体における事務負担の軽減、特に小規模自治体での安定的な調達を後押ししている。
- また、次世代校務DX環境への移行を進める上で必要となるセキュリティ対策に関し、2025年3月に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂を行ったほか、「教育情報セキュリティポリシーハンドブック」の策定を行った。「教育DXに係る当面のKPI」を踏まえ、2025年度中に全ての自治体がクラウド対応の教育情報セキュリティポリシーを策定済みとなるよう引き続き働きかける。

具体的な目標：次世代の校務システムを導入済みの自治体の割合：2029年度 100%

主担当府省庁：デジタル庁、文部科学省

関係府省庁：内閣官房

#### ○[No. 2-3] 学校現場における必要なネットワーク環境の整備・確保①

- ネットワークについては、2023年11月に全国の公立小・中・高等学校に実施した簡易帶域測定の結果（速報値）を一定の仮定の下で推計すると、2024年4月に文部科学省が設定した「当面の推奨帯域」を満たす学校は2割程度に留まり、同時に・多数・高頻度での端末活用に必要なネットワーク環境の整備が課題となっていたことから、学校のネットワークの改善手順を示す自治体向けのガイドブックを2024年4月に公表・周知するとともに、2024年度補正予算においてネットワークアセスメントの徹底とその結果を受けた通信ネットワークの着実な改善を促す新たな補助事業を創設した。

具体的な目標：2025年度末までに、全ての学校で必要なネットワーク環境が整備されるよう措置を講ずる。

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：内閣官房

#### ○[No. 2-4] 学校現場における必要なネットワーク環境の整備・確保②

- 2024年8月に自治体が適切な通信サービスを選択できるよう、関係省庁と共同で電気通信事業関連団体への要請を行うとともに、教育向け通信サービスのカタログサイトを作成し、2025年2月に自治体向けピッチイベントを開催した。
- これらの取組を通じ、2025年度末までに全ての学校で必要なネットワーク環境が整備されるよう引き続き取り組む。

具体的な目標：2025年度末までに、全ての学校で必要なネットワーク環境が整備されるよう措置を講ずる。

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：内閣官房

### ○[No. 2-5] KPI・ロジックモデル構築

- 学校・学校設置者が校務DXを推進する際に取り組むことが望ましい項目を整理した「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づく自己点検のフォローアップ結果を2025年3月に公表した。同チェックリストにおける教職員と児童生徒・保護者間の連絡のデジタル化などの項目について、全国の取組状況を可視化し、一元的に表示・閲覧できる政策ダッシュボードを2024年3月に公開し、進捗状況を随時更新していく。
- 引き続き、政策ダッシュボード等も活用し、全国の校務DXの実態を把握しながら必要な施策を進める。

具体的な目標：2025年度末を目処に、校務DXに関する政策ダッシュボードを最新のデータに基づいて更新する。

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：内閣官房

関係府省庁：—

### ○[No. 2-7] 医療分野のデジタル行政改革事項

- デジタルの力を積極的に活用して、患者一人一人により質が高く、効率的な医療を提供できるようにしていくため、2025年夏を目指に行う電子処方箋の目標の見直しを踏まえ、電子処方箋の導入促進等の取組を推進する。

具体的な目標：電子処方箋の導入促進等の取組を推進

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：内閣官房

### ○[No. 2-6] 研究データの活用・流通・管理を促進する次世代学術研究プラットフォーム

(SINET)

- SINETは日本全国の国公立大学や研究機関等の1,000機関以上を超高速回線で結ぶ学術情報基盤であり、海外学術ネットワークとも相互接続され、国際的な大型共同研究プロジェクト等も支える最重要インフラ。
- 2022年度に国内回線を400Gbps、2024年度に欧州回線を400Gbpsに増強し、世界最高水準の性能を確保。また、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤を2020年度末に運用開始。
- 利用ニーズに基づき2027年度までに、SINET回線の増強やセキュリティ対策の充実等を検討するとともに、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤の運用を着実に進め、我が国の学術研究の推進に貢献。

具体的な目標：欧州回線の回線稼働率：99%

セキュリティ対策（自動DDoS緩和機能）：参加機関数 10/年（2027年度末までに計80機関）

主担当府省庁：文部科学省

### ○[No. 2-8] 個人情報保護法の見直し等

- 情報通信技術の急速な進展や国際的動向等を踏まえ、同意規制を含めた本人関与の在り方等の見直しとあわせ、適切な事後的規律を一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。
- また、時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動向等について今後とも的確に把握していくため、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、「個人情報保護政策に関する懇談会」を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行う。

具体的な目標：・同意規制を含めた本人関与の在り方等の見直しとあわせ、適切な事後的規律を一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。

- ・「個人情報保護政策に関する懇談会」の開催を通じて、デジタル社会の進展やAIの急速な普及を始めとした技術革新、技術の社会実装に関する動向、国内外における個人情報の保護・利活用に関する動向等を的確に把握する。

主担当府省庁：個人情報保護委員会

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-9] 介護分野のデジタル行政改革事項

- ・ デジタルの力を積極的に活用して、介護を必要とする者に、質の高い介護サービスを効率的に提供するため、介護テクノロジーの導入補助、定着支援まで含めた伴走支援、これらに必要な人材育成、協働化・大規模化に向けた支援等の措置、生産性向上推進体制加算(2024年度介護報酬改定において新設)の取得促進等、介護現場の生産性向上を進める取組を実施する。
- ・ 介護現場の生産性向上に係るKPI の進捗状況を「見える化」し、事業所や自治体へのフィードバックを通じてその取組を進めていくため、2024年9月に政策ダッシュボードを公開したところであり、今後も引き続き、KPIに設定したデータを定期的に取得し、当該ダッシュボード等の活用による「見える化」に取り組み、事業所へのフィードバックを進めることで、生産性向上の取組を加速させていく。

具体的な目標：「基盤・環境の整備」、「活用」、「効果の創出」の各段階で構造的なKPI を設定し、結果に応じて適時適切に必要な対応を講じることにより、2040年に向けて介護職員の離職率の低下や人員配置の柔軟化などの効果の創出を目指す。

(例)

##### 【基盤・環境の整備】

○ICT・介護ロボット等の導入事業者割合(2026年：50%)

○デジタル（中核）人材育成数（2026年：5,000名）

##### 【基盤・環境の活用】

生産性向上の効果（全介護事業者）

○1ヶ月の平均残業時間の減少（2026年：前回数値より減少又は維持）

○有給休暇の取得状況（年間平均取得日数）（2026年：8.4日）

##### 【効果の創出】

○年間の離職率の変化（全介護事業者）（2026年：15.3%）

#### ○人員配置の柔軟化（老健、特養、特定）(2026年：1.3%)

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：内閣官房

#### ○[No. 2-10] アナログ規制の横断的な見直し

- ・ アナログ規制の見直しについては、引き続き「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直し作業を進め、工程表に定められたアナログ規制見直しを完了する。

具体的な目標：デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し条項：2025年度末6,254条項

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

#### ○[No. 2-11] 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直し支援

- ・ 地方公共団体の条例等に係るアナログ規制見直しの取組に対して主に以下の支援を提供することで全国の団体の自主的な取組を更に促進する。
  - ①取組に前向きな団体について、担当デジタル庁職員を設定の上、団体固有の課題等に寄り添った支援を提供する「個別型支援」の提供
  - ②対象団体の条例等からアナログ規制に該当しうる条項を洗い出すとともに、各団体の見直し方針等を全国の団体に横展開するための事業の実施
  - ③各団体が自律的に見直しに取り組むことができる環境を整備する観点から、負担軽減や自動化に資するような各種ツールの整備・検討の実施

**具体的な目標**：地方公共団体向けの取組支援を引き続き行うことで各団体の取組を促進し、アナログ規制の見直しの取組を「実施済」及び「実施中」の地方公共団体が、2025年度末で全体の30%、2026年度末で全体の50%超となることを目指す。

**主担当府省庁**：デジタル庁

**関係府省庁**：—

#### ○[No. 2-12] デジタル法制審査

- 新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス（デジタル法制審査）について、各府省庁は、デジタル規制改革推進の一括法を踏まえ、指針に基づき、テクノロジーマップ・技術カタログを適切に活用しつつ、アナログ規制について点検するとともに、法令等の立案段階からデジタル原則に適合した運用を見据えた業務・システムの設計等が行われるように情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定等について点検を実施し、点検結果をデジタル庁に提出する。
- デジタル庁は、これまでのアナログ規制の見直しやそのための技術実証の結果等を踏まえ、各府省庁や地方自治体に対して、業務・システムを含む法令の運用面での更なるデジタル化の促進、アナログ規制点検ツールの開発・展開等の支援を行うとともに点検結果を公表する。

**具体的な目標**：アナログ規制を課す条項の新設防止

**主担当府省庁**：デジタル庁

**関係府省庁**：内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、官内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

#### ○[No. 2-13] テクノロジーマップ等の整備

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第17条に基づき、2023年度に整備・公表したテクノロジーマップ・技術カタログ等について、掲載されるデジタル技術の情報の充実やこれらを掲載するポータルサイトの改善等を通じた効果的な情報提供に継続して取り組みつつ、地方公共団体、規制対象事業者と技術保有企業等がマッチングし、デジタル技術の実装が進むよう情報解説・発信等を行う。

**具体的な目標**：技術カタログへ収載された製品・サービス件数：2025年度 50件

**主担当府省庁**：デジタル庁

**関係府省庁**：内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

#### ○[No. 2-14] ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・利用促進

- ベース・レジストリの整備と利用を通じ、手続に係る利便性向上と行政運営の簡素化を推進する。整備にあたっては、「公的基礎情報データベース整備改善計画」を策定し、ユースケースや利用者、スケジュールを明らかにしつつ、費用対効果を踏まえたシステム整備を推進する。
- 当面、法人ベース・レジストリについては、2026年3月リリースを目指してデジタル庁・法務省でシステムを整備し、添付や届出の省略、公用請求の代替等を目指す。不動産登記ベース・レジストリ及びアドレス・ベース・レジストリについては、有識者を交えて議論を行い、今後の整備範囲や整備スケジュールを検討する。

**具体的な目標**：年約5,000万件の手続の効率化

電子申請等において、2030年までに500手続で住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）を参照

**主担当府省庁**：デジタル庁

**関係府省庁**：個人情報保護委員会、総務省、法務省、財務省、国土交通省

#### ○[No. 2-15] 登記情報システムに係るプロジェクトの推進

- 法務省とデジタル庁は、不動産や会社・法人の登記情報を国や地方の行政機関の端末で直接かつ直ちに確認することを可能とする取組（登記情報連携）を進めているところ、2025年度においては、対象となる地方公共団体を増やし、添付省略及び公用請求の代替として登記情報連携の利用を拡大する。

**具体的な目標：**添付省略を目的とした登記情報連携に加えて、公用請求の代替としての登記情報連携の利用拡大に向けて、利用団体の拡大（2025年度において前年度比で倍増以上）。

登記情報システムの運用等経費の削減（2025年度中に、2020年度比で3割を削減）

主担当府省庁：法務省

関係府省庁：デジタル庁

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-16] オープンデータの推進

- 公共データのオープン化に関する取組は、データの公開や国民が活用できるオープンデータを策定する等の一定の進展が見られるものの、生成AIなど機械処理による活用も見据えると、従来の考え方の見直しが必要。具体的には、AI学習データとしてのオープンデータのあり方など従来の取組の再確認を進め、ソースコード等といったオープンデータの定義に基づいて公開可能なものを促進し、政府等の既存の実証事業等を参考にAIが適切に認識できる、より機械可読性の高いデータの自動生成や更新を可能とするよう、オープンデータ提供者と利用者双方の生産性を飛躍的に高める施策が必要。
- これにより、データの利用しやすさの改善や、行政事務支援業務等における運用コストの削減等、政府が提供するデジタルサービスの開発にオープンデータが一定の貢献を担う。

**具体的な目標：**行政保有データのオープン化や機械可読性を向上させるため、昨年のオープンデータ基本指針の改正を踏まえ、公共データ利用規約(PDL)の適用の推進や、自治体標準オープンデータセットの更なる見直しを進める。さらに、自治体のオープンデータもe-Govデータポータルサービスで検索可能となるよう、自治体とのメタデータ連携実施に向けた取組を進めるほか、オープンデータ提供者に対して理解浸透や負担軽減に向けた方策を検討する。

#### ○[No. 2-17] 法制事務デジタル化及び法令データの整備・利活用促進

- 法制事務デジタル化及び法令データの利活用促進に向け、「法令」×「デジタル」ハッカソンにおいて提案のあった生成AI等の技術を用いた作品も参考にしつつ、中期的課題について技術検証を行い、法制事務の業務フローの見直し、法令編集機能や法令APIの改善等、優先順位を付けて順次開発・実装を行うとともに、法令データを利活用したサービスの開発の促進を行う。また、告示について官報電子化の取組も踏まえ、デジタル庁、法務省等関係府省庁が連携し、法規的告示を念頭に整備を行う対象範囲について検討するとともに、公開するデータ形式等について整理し、体制等を整備した上で、2026年度中目途で告示のベース・レジストリの提供開始を目指す。

**具体的な目標：**法令データに対する国民のアクセスの実現、比較的実装が容易な機能による法案誤りの防止や法制執務の効率化

主担当府省庁：デジタル庁、総務省

関係府省庁：内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、官内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

#### ○[No. 2-18] 統計データ等の利活用推進

- 社会経済のデジタル化が進む中、公的統計基本計画も踏まえ、時代の変化に対応した有用な統計の整備や利活用の促進、人材育成等に取り組むことにより、EBPMの実現や新たなサービスの創出に寄与することが課題。
- 政府統計のポータルサイト「e-Stat」について、多様な利活用ニーズに応えることができるような機能の充実や使いやすさの向上等に取り組む。また、データサイエンスに係る学習機会等の充実等を図る。

**具体的な目標：**e-Statの統計データの利用件数（API機能による利用含む）（2027年度までに15,000万件以上）

データサイエンス人材の育成（2024年度のオンライン講座及びセミナーの受講者数が25,600人以上）

国・地方公共団体等の職員の統計人材の育成（2028年度の統計研修修了者数が11,000人以上）

主担当府省庁： 総務省

関係府省庁： 内閣官房

具体的な目標：ベース・レジストリである「電子国土基本図」のデータの品質を確保しつつ、2028年度までに国土全域において3次元化を実施した電子国土基本図を整備し、順次提供を行う。

主担当府省庁： 国土交通省

関係府省庁： —

#### ○[No. 2-19] 筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進

- 農地の区画情報である筆ポリゴンは、農林水産省が2019年度からオープンデータとして提供しており、民間事業者等が提供する農業サービスへの活用のほか、行政機関や農業団体の業務効率化など様々な場面で活用されており、更なる利便性の向上を図ることとしている。
- 2025年度は、すでに構築した筆ポリゴン管理システムを通じて、2024年度に更新した筆ポリゴンデータの公開・提供及び2026年度の公開に向けた筆ポリゴンの更新を行うとともに、筆ポリゴンのより詳細な利用実態の把握に取り組み、高度利用の促進について検討する。

具体的な目標：筆ポリゴンの利用件数（2025年度のダウンロード者数2,900）

筆ポリゴンの高度利用件数（2025年度の高度利用者数1,850）

主担当府省庁： 農林水産省

関係府省庁： —

#### ○[No. 2-21] 地理空間情報に係るオープンデータの整備・利活用の促進

- 地理空間情報は、不動産・都市分野におけるDXの基盤であり、その充実化及び利活用促進に向けた取組が必要である。
- 具体的には、国土数値情報について、「今後の国土数値情報の整備のあり方に関する検討会」（2024年7月）における議論を踏まえ、ユーザーニーズに即した整備・更新を行うとともに、利用促進に資する提供方法の改善を進める。その他、土地境界データや人流データ等の活用等、新たなデータ活用に向けた取組を進める。また、2024年4月に運用開始した「不動産情報ライブラリ」について、利用実績等を踏まえながら基盤的な機能強化や掲載コンテンツの充実化を行い、利便性向上を図る。
- さらに、産学官多様な主体と双方向でコミュニケーションを行う場である「地理空間情報課ラボ」等での取組を進め、普及啓発や地理空間情報ユーザーの拡大を図る。

具体的な目標：国土数値情報DL件数：300万件（2026年度）

主担当府省庁： 国土交通省

関係府省庁： —

#### ○[No. 2-20] 電子国土基本図の整備・更新・3次元化

- デジタル社会の実現には、ベース・レジストリである「電子国土基本図」の3次元化が必要であるが、最新性を確保することや更新頻度の向上といった課題がある。
- そのため、2023年度に3次元化の方針及び手法を整理し、2024年度から3次元化を行い、2028年度までに国土全域の3次元地図を整備する。
- あわせて、提供環境の整備を進め、2025年度から3次元地図データの提供を順次行う。
- これにより、官民間わざ幅広く、各種手続や防災・減災対策等の様々な活動で活用され、社会全体の効率性の向上が図られる。

#### ○[No. 2-22] 地盤情報の公開促進

- ボーリング柱状図や土質調査結果などの地盤情報は、国や地方公共団体など一部の機関での公開にとどまっており、機械判読性の低いデータ形式で提供されている場合もある。
- 国土交通省では、国や地方公共団体などから得られた地盤情報を「国土地盤情報データベース」を通じて標準的な形式でオープンデータ提供しているところ。

- ・引き続き、国や地方公共団体や民間も含め、得られた地盤情報のオープンデータ提供を推進し、効率的な地盤調査の実施やハザードマップの精緻化などに寄与する。

**具体的な目標：地盤情報の公開数（2026年度に60万本）**

**主担当府省庁：国土交通省**

**関係府省庁：農林水産省**

#### ○[No. 2-24] 地域経済分析システム（RESAS）等による地方版総合戦略支援事業

- ・地域経済分析システム（RESAS）では、地域経済に関する官民の様々なデータを地図やグラフ等で表示し、分かりやすく「見える化」する機能を提供しており、これまで、RESAS等を活用した地域経済データの分析等の取組が行われてきた。
- ・地方公共団体の規模や地域課題等の現場実態に応じてオープンデータの利活用を促進するため、RESAS等のオープンデータを活用した「データを読む・説明する・扱う力」を育成する教育コンテンツを提供するほか、RESASの利活用に関する情報の提供を行うオープンデータ利活用促進ウェブサイト（RESAS-Portal）の運用・保守を行う。
- ・これにより、地域におけるデジタルリテラシーを向上させ、データに基づく政策立案や経営判断などを行う、デジタルを活用できる地方創生の担い手となる人材の育成・確保に繋げる。

**具体的な目標：**・RESAS普及のための研修等の開催件数：2025年度250件（参考：2024年度252件）

・RESAS等を活用した政策アイデア創出のためのコンテストの応募件数：2025年度1,500件（参考：2024年度1,475件）

・RESAS PortalのPV数：2025年度241,000（参考：2024年度230,302件）

**主担当府省庁：内閣府**

**関係府省庁：経済産業省**

#### ○[No. 2-23] 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進及び建築・都市のDXの推進

- ・まちづくりDXの基盤となる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化プロジェクト「PLATEAU」を推進する。引き続き、地域課題の解決や社会価値の創出を目指し、都市や防災等の分野におけるユースケースの開発・汎用化、地域のデジタルスキルアップ、PLATEAUコンソーシアムを通じた産学官連携等に取り組むほか、2025年度からは新たに民間事業者等に対する補助制度を創設し、公共領域のみならず、民間領域における整備・活用等を促進する。
- ・また、地理空間情報を活用しながら、建築BIM、PLATEAU、不動産IDの一体的な取組を推進する「建築・都市のDX」について、不動産IDへの位置情報の付与手法やデータ連携環境の検討等を進めることにより、その取組を一層進展させ、データを活用したまちづくり・防災の高度化や新ビジネスの創出を図る。

**具体的な目標：3D都市モデルの整備都市数：500都市（～2027年度）**

**建築・都市分野のデータ連携環境の構築により、まちづくり、防災等多様な分野でのデータ連携の社会実装を促進（2028年度）**

**主担当府省庁：国土交通省**

**関係府省庁：一**

#### ○[No. 2-25] 政治資金収支報告書に係るデータベースの整備

- ・2024年12月に議員立法により成立した改正政治資金規正法に基づき、オンライン提出された政党本部・政治資金団体及び国会議員関係政治団体の収支報告書の情報について、情報の取得や検索が可能なデータベースを2028年4月1日までに整備し、当該データベースをインターネットを通じて一般の利用に供する。

**具体的な目標：**2028年4月1日までにデータベースを提供できるように、

- ・データベースの要件、仕様の検討（2025年度）
  - ・ガバメントクラウド上でのデータベースの構築（2026年度～2027年度）
- を行う。

また、上記と並行して収支報告書のオンライン提出が義務化される政治団体への周知を実施する。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-26] i-Construction の推進に資する国土交通データプラットフォーム整備

- 国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、3次元地図上での表示や横断的に検索・ダウンロード可能にする「国土交通データプラットフォーム（以下「国土交通 DPF」という。）」について、2020年4月にver1.0を公開した。その後、利用者向けAPIの提供開始、2024年9月には連携元システムとの連携方法やデータ形式の標準仕様を定め、2025年4月には「国土交通省インフラ分野のオープンデータの取組方針」を策定した。
- 2025年度においては、カタログ機能・提供機能・検索機能の強化により連携基盤の高度化を図る。
- これにより、国土交通DPFがハブとして国土のデジタルツイン化を進め、i-Constructionの更なる推進や業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションを目指す。

具体的な目標：国土交通データプラットフォームと連携するデータ数

（2030年度約500万件）

国土交通データプラットフォームと連携するデータベース数

（2030年度40件）

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-27] 位置情報サービスを支えるインフラ「電子基準点」の安定運用及び「国家座標」に基づく位置情報の提供

- 近年、高精度な位置情報が容易に利用できるようになりつつあるが、日本列島周辺の地殻変動により生じる地図と測位のズレ（最大で2m程度）や、業種・分野間での位置の表し方の違い等の課題が顕在化している。これらの課題を解決するためには、位置情報サービスを支えるインフラである「電子基準点」を安定的に運用し、位置情報の共通ルールである「国家座標」に基づく位置情報を得るための仕組みを整備する必要がある。
- そのため、電子基準点の耐災害性を継続的に強化していく。2024年度までに電子基準点に基づく新たな標高基準を整備したところ。2026年度までに水平方向に加え、高さにも国家座標に準拠した地図と衛星測位とのズレを補正する仕組みを導入する。

具体的な目標：電子基準点の観測データの取得率 毎年度99.5%以上

補正情報の提供先分野数 2025年度までに4分野

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-28] 政策ダッシュボード等を活用したアジャイルな政策のモニタリングと推進

- 我が国の政策におけるデータを活用した進捗の指標化・計測・見える化等の推進が政府内で必要とされている背景を受け、デジタル庁は2022年からデジタル政策を中心にデータの可視化と分析を目的とした政策ダッシュボードの開発、運用、公開を順次推進している。
- 今後は、本取組を更に推し進め、各政策における成果のデータによる見える化を加速させる。デジタル庁の専門人材等が持つ専門性を生かした助言、データ基盤の整備拡大、ガイドブック等によるノウハウの公開等、各府省庁の政策ダッシュボードの作成・公表を支援していく。

具体的な目標：政策ダッシュボードを利用、公開等を実施した政策の件数（累計）：2026年度までに20件

政策ダッシュボード掲載ページの閲覧数（累計PV数）：2026年度までに20万PV

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房

#### ○[No. 2-29] 歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化

- 歩行空間における段差等のバリア情報やバリアフリー施設の情報を「歩行空間ネットワークデータ」として蓄積・オープンデータ化し、バリアを避けた最短ルートのナビゲーションの普及・高度化などを通じて全ての人やロボットがストレスなく移動できるユニバーサル社会の実現を推進している。歩行空間ネットワークデータの整備については一定程度の進捗が見られるが、データの整備、更新に当たっては詳細な現地調査等を伴う事からその効率性等に課題がある。そこで2024年6月に二つのWGを立ち上げ、現地実証の結果等を踏まえたデータ整備PFのプロトタイプ構築やデータ整備仕様の改定について検討を行ってきた。2025年度以降も運用実証等を踏まえ、普及促進に向けたデータ整備PFの高度化や試行事例の拡大や新技術等を踏まえた改善検討を行う。

具体的な目標：歩行空間ネットワークデータ、施設データ等のオープンデータダウンロード数（年間で3,600件以上）

オープンデータダウンロード数の増加（2025年度末時点で累計ダウンロード数85,000件を達成する。）

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-30] 国土交通分野のデータ整備・活用・オープンデータ化プロジェクト（Project LINKS）

- 急速に進展する人口減少・少子高齢化に対応し、インフラ、防災、交通、まちづくり等の多様な分野における官民の生産性を向上させるため、政策やビジネスにおけるデータ活用や新サービス創出等を進める必要がある。
- 幅広い施策・制度・手続を所管する国土交通省には膨大な行政情報が蓄積されているが、機械利用できる形で整備されておらず、二次利用を含め十分活用されずに宝の持ち腐れ状態となっている。
- これらを「データ」として整備し、官民が利用可能な基礎的な情報として提供するとともに、行政内での活用環境を整備することで、オープンデータを利用したビジネス創出

や政策立案におけるデータ活用（EBPM）を促進し、社会全体の生産性向上の実現を図る取組を展開する（Project LINKS）。

具体的な目標：データ活用のユースケース試行件数（2025年度 20件程度）

※2026年度以降の目標は、2026年3月末までに策定を目指す。

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-31] データの相互運用性の確保

- 円滑なデータ連携を促進するために、行政機関等が保有するデータの品質を確保する取組を実施する。特に文字については、官民間わず、システム依存性が高く、今後も情報連携推進の支障となることが想定される。また、データ連携のみならず、各個人のデータ活用という観点からも、そのあり方を検討していくことが必要。このため、行政事務標準文字を官民を通じて広く通用するものとすることが有効で、そのためには国際標準化まで取り組み、行政事務標準文字を広く一般に活用することができるようとする。

具体的な目標：文字情報基盤の管理団体である一般社団法人文字情報技術促進協議会及び符号化文字集合に関する国際標準化を担当するISO/IEC JTC 1/SC2に対応する国内専門委員会と連携を密にしながら、2027年度に計画されているISO/IEC 10646の改定に合わせて行政事務標準文字の国際標準化を目指す。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：経済産業省

### ○[No. 2-32] データ標準確保のための GIF の実装強化に向けた取組

- GIFは、政府情報システムの整備にあたってデータモデル策定のための参考ドキュメントとして留まり、具体的な実装には至っていない。
- デジタルサービスの開発にあたり、静的で定型的な文書体系を対象とするLLM登場以前のデータ標準の確保の取組と並行して、非定型データも対象とするAI駆動に適したデータを提供するには、サービスとデータ間の相互運用性の確保が必要で、円滑なデータ連携を促進する取組が求められる。
- 中長期的には、より一層システム間の相互運用性の確保を目指す上で障壁となる課題を整理し、データを有する府省庁や制度所管省庁と調整のもと、GIFドキュメントの一部を標準ガイドラインとなるよう、当面は、その改善すべき課題の特定方法（標準規格・データの持ち方等）及び、GIFドキュメントのコンセプトの再考も検討する。

**具体的な目標：**現状、取り組む施策については、政府情報システムにおけるデータの標準化を加速するため、デジタル庁は、IPAと連携しつつ、データ標準の実装状況の把握やニーズについて調査し、データ標準化の参考モデルであるGIFの実装の可能性を探る。加えて、データ標準化のニーズが高い準公共分野（教育、防災等）等においては、実装データモデルの拡充を進め、政府情報システムにおける活用及び普及に向けた取組を検討する。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣府、文部科学省

### ○[No. 2-33] 光ファイバ、ワイヤレス・IoT インフラの整備推進

- デジタルインフラ整備計画2030（2025年6月策定）に基づき、以下のとおり取り組む。
  - ＜光ファイバ整備＞引き続き条件不利地域における光ファイバ整備を推進。公設光ファイバの民設移行について、2025年5月に改定したガイドラインを運用するとともに、2024年10月に新たに策定した事例集を継続的に拡充し、早期かつ円滑に推進。
  - ＜ワイヤレス・IoTインフラ整備＞引き続き条件不利地域における5Gインフラの整備を推進。「5Gならでは」の通信サービスの実現に向け、新たに設定した整備目標に基づき、サブ6やミリ波などの高い周波数帯等に関するインフラ整備を推進。デジタル基盤整備と先進的ソリューション実装を一体的に推進。

**具体的な目標：**＜光ファイバ整備＞2027年度末世帯カバー率99.9%

＜ワイヤレス・IoTインフラ整備＞2030年度末の5G人口カバー率目標99%の達成、デジタル活用の好事例を2025年度末までに100件創出、2027年度までに高トラヒックエリアの80%をサブ6周波数帯でカバー、2027年度末までにミリ波基地局を5万局整備、非常時における携帯電話の事業者間ローミングを2025年度内に運用開始。2027年度末までに、情報通信技術を活用した地域課題解決の取組を30件程度。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

### ○[No. 2-34] 電波有効利用のための高周波数帯の活用促進

- 電波の有効利用を図るため、5G向けの高い周波数におけるオークション制度の導入及びさらなる5G用周波数等の確保が必要である。
- このため、2023年1月から「5Gビジネスデザインワーキンググループ」を開催し、新たな割当方式としての「条件付オークション」の制度設計について検討を行い、2023年7月に報告書を取りまとめた。
- こうした報告書等を踏まえ、ミリ波等の6GHzを超える高い周波数帯における価額競争による新たな周波数割当方式の導入を含む「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を2025年2月に第217回通常国会に提出した。
- 電波法の改正に基づく価額競争を実施し、そこで得られる収入も活用しつつ、周波数の再編を推進するとともに、高い周波数帯の活用をさらに促進するための方策について、検討を進める。

**具体的な目標：**2025年度から、電波法の改正に基づく価額競争の実施や周波数の再編を通じて、ミリ波等の高周波数帯の利活用を強力に推し進めるとともに、高周波数帯の安心安全な電波利用に資するよう所要の措置を講ずる。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

### ○[No. 2-35] ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の

#### 運用開始と安定的な運用等

- 社会全体の情報化の進展、コロナ禍等により、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を可能とするブロードバンドサービスの役割はますます重要となっている一方で、人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、そのサービスの前提となる光ファイバの維持が今後課題となることが想定される。
- そこで、条件不利地域における光ファイバを用いるブロードバンドサービスの提供を維持・確保するため、光ファイバの維持管理費の一部を電気通信事業者から徴収する負担金を原資として補填する交付金の運用を開始する。

具体的な目標：2026年度までに交付金の運用を開始し、条件不利地域におけるブロードバンドに関するユニバーサルサービスの提供の維持・確保を図る。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

関係府省庁：—

### ○[No. 2-37] オール光ネットワーク技術開発の促進及び普及・拡大

- AI社会の基盤となるオール光ネットワークの社会実装に向け、我が国が強みを有する光通信技術の事業化サイクルを加速し、国際競争力の強化につなげることを目指し、多様な関係者が実際に製品化等の開発成果の確認・検証ができる実証基盤環境（イノベーションハブ）の段階的な構築等を行う。

具体的な目標：日本全国でAIの活用を可能とするための次世代通信基盤Beyond 5Gの早期実現に向けて、実証基盤環境を活用し、低遅延なオール光ネットワークの社会実装を加速する。

2030年頃に遠隔にある様々なデータセンター（計算資源）を仮想的に柔軟に接続したAI開発・利用を実現する。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

### ○[No. 2-36] 非地上系ネットワークの推進

- 非地上系ネットワーク（NTN）は、離島、海上、山間部等の効率的なカバー、自然災害等の非常時の通信手段として地上系ネットワークの冗長性の確保に有用であることから、早期の国内展開に向け、衛星通信及びHAPSについて関連する研究開発・技術実証等に取り組むとともに、技術基準等の制度整備を推進する。

具体的な目標：衛星通信サービスの円滑な国内導入に向け、必要な制度整備を引き続き推進することとし、特に、高速大容量かつ低遅延の通信が可能な衛星コンステレーションについては、複数のシステムが利用できる環境を早期に実現するため、技術基準等の検討を進め、2025年度までに必要な制度整備を行う。また、我が国の衛星通信の高度化等を図るために研究開発を推進する。

HAPSの2026年の国内導入に向け、HAPSに係る無線システムの技術的条件についての検討や技術実証を進め、電波法上の技術基準等について2025年度内に関係法令の改正等所要の制度整備を実施する。また、HAPSの高度化に向けた研究開発を引き続き実施する。

主担当府省庁：総務省

### ○[No. 2-38] 革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業

- 2030年代の導入が見込まれる次世代情報通信基盤Beyond 5Gについて、国際的な開発競争の激化等を踏まえ、我が国の国際競争力の強化や経済安全保障の確保の観点から対応が急務。
- 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に造成した情報通信研究開発基金を活用し、我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した研究開発・国際標準化を戦略的に支援することで、我が国発の技術を確立し、超高速・超低遅延・省電力や通信カバレッジ拡張等を可能とする次世代の通信ネットワークの社会実装・海外展開を実現する。

具体的な目標：日本全国でAIの活用を可能とするための次世代通信基盤Beyond 5Gの早期実現に向けて、2024年8月に策定した戦略を踏まえ、オール光ネットワーク等の技術に係る研究開発・国際標準化を戦略的に推進。2025年以降順次に社会実装・海外展開。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-39] デジタルインフラの整備推進（整備計画の策定）

- 生成AIをはじめとするデジタル・新技術の活用にあたり、今後急増すると予想される電力需要や、データ量の増加等に対応するため、デジタル田園都市国家インフラ整備計画（2023年4月改訂）に代わるものとして、デジタルインフラ整備計画2030（2025年6月策定）に基づき、ワットビット連携によるデータセンターの地方分散や、5G・光ファイバの整備、NTNの展開支援等を促進する。

具体的な目標：デジタルインフラ整備計画2030（2025年6月策定）に基づき、インフラ整備を推進

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-40] 次世代の通信インフラを担う光ネットワーク技術の研究開発

- 生成AIを含む様々なICTサービスの急速な利用拡大による通信量の急激な増大への対策として、次世代の光ネットワーク技術の実現が求められており、海外においても大規模な研究開発投資が行われている。光通信分野における我が国の国際競争力を強化とともに経済安全保障を確保に資するため、次世代の光ネットワーク技術をいち早く確立し、国際標準化を主導することが必要。このため、更なる高速化・低遅延化・低消費電力化を実現する最先端の光伝送技術や革新的光ファイバー技術を研究開発・国際標準化を実施する。

具体的な目標：2030年度までに2テラビット超級の伝送基盤技術を確立するとともに、革新的光ファイバーの伝送技術を確立する。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-41] ポスト5G情報通信システムの研究開発・推進

- 第5世代移動通信システム（5G）は各国で商用サービスが開始されている中、さらに超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された5G（ポスト5G）は工場や自動運転といった多様な産業用途への活用が見込まれており、我が国の競争力の核となり得る技術と期待されている。ポスト5Gに対応した情報通信システムの中核となる技術を開発することで我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤強化を目指す。特に通信においては2024年度には基地局の省エネ化技術開発を開始。今後、生成AI等により更なる通信データ量及び消費電力量の増加が懸念されており、オープンRAN及びAIを活用した通信の最適化技術や省エネに資するローカル5Gの普及拡大等を目指し技術開発を行っていく。

具体的な目標：有識者の意見に基づき開発テーマごとに設定した目標の達成率が（先端研究を除き）80%を達成する

本事業で開発した技術が各採択テーマ終了後おおむね3年時点で（先端研究を除き）50%以上実用化する

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-42] 量子暗号通信の社会実装に向けた取組強化

- 我が国が世界トップレベルの技術を有する量子暗号通信については、引き続き、技術的な優位性を維持するため、更なる高速化・長距離化等、量子暗号通信技術の高度化に向けた研究開発を推進する。量子暗号通信の社会実装を加速させるため、量子暗号通信テストベッド（東京QKDネットワーク）の高度化・拡充や、テストベッドの活用によるユースケース創出等を推進する。

具体的な目標：2030年度までに量子鍵配送技術の高度化、量子暗号通信技術の高度化を実現するとともに、関連技術の国際標準を獲得する。また、多様なユースケースを創出し、量子暗号通信に係る技術の製品化・サービス化の実現に寄与する。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-43] 量子インターネットの要素技術開発

- 量子状態を維持したまま長距離伝送を可能とする量子インターネットは、量子コンピュータ等の相互接続に必要となるネットワーク技術として期待。量子インターネットの要素技術である量子中継技術は、量子状態を維持したまま中継を可能とする技術であり、欧米の大学や研究機関等を中心に、様々な材料を用いた中継技術の研究開発が行われており、国際競争が激化。
- このため、我が国における量子中継技術等を世界トップレベルに引き上げるため、量子インターネットに関する要素技術の研究開発を推進する。

**具体的な目標：**光通信波長帯への量子波長変換を可能とする量子もつれ光源・波長変換技術及びミリ秒以上の量子状態の保存を可能とする量子メモリを開発し、2027年度までに光ファイバ上で3ノード計20km以上の量子もつれスワッピングを実証。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-44] グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発

- オンライン化・リモート化の進展等により、我が国の通信トラヒックは増加を続けており、通信処理の高速大容量化、低消費電力化、高効率化を実現する技術が必要。このため、10テラビット級光伝送技術と、大容量・高多重光アクセス網伝送技術に関する研究開発を実施し、2025年度末までに基幹網10Tbps、アクセス網1Tbps、消費電力従来比10分の1を可能とする技術を確立する。

**具体的な目標：**運用単位当たりの通信処理を拡大する技術の確立（2025年度末までに基幹網10Tbps、アクセス網1Tbpsを可能とする技術を確立する）

研究開発成果の製品化（2030年度までに2件）

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-45] AI の開発力強化と利活用促進

- AIの開発競争が国際的に激しさを増している中、AIの開発と開発されたAIの幅広い分野での利用を一体的に行うため、社会実装を見据えたAIモデルの開発、データや生成AIの利活用に向けた課題解決の先進事例実証、コミュニティ活動を通じたナレッジシェア、コンテスト形式でのAIアプリケーション開発に取り組む。
- 将来を見据えた人材育成や技術力の向上の観点から、汎用的な基盤モデルやロボティクス分野のAI開発等に取り組む。
- 効率的な電力・通信インフラの整備を通じた電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）を図り、AI向けの計算資源の整備を加速させる。

**具体的な目標：**汎用的な基盤モデルの開発等を通じ、技術力の涵養や人材育成を加速させる。

データや生成AIの活用に向けた先進事例の創出や社会実装を見据えたAI開発を進め、AI利活用をさらに促進する。

AI開発・利活用に不可欠な計算資源の整備を加速させる。

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-46] データセンターの分散立地/国際海底ケーブルの多ルート化の推進

- 動画トラヒックの急増やAI化の進展等に伴い、データセンターの需要は世界的に増加。地方におけるデジタル実装など今後のデータ需要の高まりとあいまって、データセンターの重要性は今後一層増大。我が国のデータセンターは、6割程度が東京圏に集中。国際海底ケーブルの陸揚局は房総半島や志摩半島に集中。これらが被災した場合、我が国全体に重大な影響が生じ得る。
- デジタルインフラ整備計画2030（2025年6月策定）に基づき、5G等の新技術による計算資源への需要増や電力使用量増加への対応を踏まえ、データセンターの分散立地を支援するとともに、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての地位を確立し、自律的なデジタルインフラの構築を図るため、国際海底ケーブルの多ルート化を支援。国際海底ケーブルや陸揚局の安全対策も強化。

**具体的な目標：**データセンターの分散立地（2022年度以降に着工し2025年度末までに整備されるデータセンターのサーバルーム面積のうち東京圏以外のものが占める割合：2025年度時点で33.3%）

国際海底ケーブルの多ルート化（2024年度以降に新規で房総半島・志摩半島以外に陸揚げされる国際海底ケーブルの数：2028年度時点で1本）

主担当府省庁：総務省、経済産業省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-47] 公共分野の情報システムにおけるデータ拠点の立地分散

- GX2040ビジョン（2025年2月閣議決定）及びデジタル行政改革会議（2025年2月）における総理指示を踏まえ「ワット・ピット連携官民懇談会」において検討するデータセンター整備の在り方と整合させる形で、データセンターの需要側についても、国をはじめとした公共部門の情報システムの拠点の分散方策を検討する。

具体的な目標：「ワット・ピット連携官民協議会」におけるデータセンターの地方等への立地分散に向けた検討を踏まえ、国等が利用するクラウドサービスにおけるデータ拠点の立地に関する方向性の検討を進める。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：経済産業省

#### ○[No. 2-48] AI の研究開発の推進等、AI 関連施設等の整備及び共用の促進、AI 活用の推進

- AIモデルの高性能化やマルチモーダル化等の研究開発及び将来を見据えた汎用的な基盤モデルの研究開発を产学研で進め、革新的技術を有するスタートアップ等を支援し、汎用的なAIロボットやその基盤等の研究開発・実装を官民で進める。「富岳」の次世代フラッグシップシステムについて、2030年頃までの運転開始に向けた開発・整備を進める。
- 電力と通信の効率的な連携（ワット・ピット連携）を図り、データセンターの整備を加速する。生成AIの性能向上に資する日本語データを整備・拡充し、日本の文化、習慣等を踏まえた信頼できるAIの開発・評価を推進。マルチモーダルなデータ提供や好事例の共有を進める。
- 地方の自治体や企業が参加してAIの実証・導入を推進する機会・事例（AI北海道会議等）を増やし、普及・広報を進める。

具体的な目標：AIは、基礎研究から社会実装の各プロセスが相互に関連して同時並行的に進むことから、プロセス全体を俯瞰しつつ、研究開発の推進等を行う。

競争力の強化に向けては、AI開発に不可欠な計算資源やデータセット等に幅広い開発者がアクセスできることが重要であり、官民で計算資源の高度化・効率化、研究データ基盤等の整備・共用を促進する。また、生成AIの性能向上に資する質の高い日本語データを整備・拡充し、適切な形で企業等に提供する。

重要分野での利用促進や社会課題の解決等のため、官民におけるAI活用を推進する。

主担当府省庁：内閣府

関係府省庁：内閣官房、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省

#### ○[No. 2-49] 「富岳」をはじめとする研究開発のための計算機インフラの運用及び次世代フラッグシップシステムの開発・整備

- 近年、データサイエンスの進展や生成AIに係る技術革新等により、研究開発に必要な計算資源の需要が急拡大・多様化しており、これに対応する計算インフラの運用・整備が課題となっている。
- そのため、スーパーコンピュータ「富岳」を中心として、HPCI（革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ）を着実に運用するとともに、ユーザーが利用しやすい環境整備を進める。利用者及び利用分野の裾野が拡大するとともに、「富岳」を活用した画期的な成果の創出が見込まれる。
- また、2030年ごろまでの運転開始を目指し、「富岳」の次世代となる優れたAI性能を有する新たなフラッグシップシステムの開発・整備を進める。

具体的な目標：HPCI（革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ）の中核となるスーパーコンピュータ「富岳」の安定した運転（年間稼働率90%以上）

HPCIを利用した研究成果の創出（集計年度末までに登録された、論文の発表数年間250件以上）

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-50] 量子コンピュータの産業化の推進

- 量子コンピュータの産業化に向けて、各方式での量子コンピュータシステム、部素材及びミドルウェアの開発、ユースケース、人材育成等に関する支援を実施する。さらに量子コンピュータの開発・利用・連携等に関する研究施設や評価設備、計算資源の拡充などを通じて、産業技術総合研究所の量子・AI融合技術ビジネス開発グローバルセンター（G-QuAT）を世界最高水準のグローバル・ハブとすることを目指す。

**具体的な目標：**2030年までに「国内の量子技術の利用者約1,000万人」、「量子技術による生産額を50兆円規模」、「未来市場を切り拓く量子ユニコーンベンチャー企業を創出」を目指す（「量子未来産業創出戦略（2023年4月 統合イノベーション戦略推進会議）」の目標より）。

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：—

#### ○[No. 2-51] 戰略的創造研究推進事業 情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）

- 生成AIサービスの急速な流行や、社会インフラのIoT化、サイバー攻撃の高度化・激化等、ICTの進展は大きな社会変革を起こす鍵であり、将来の我が国の帰趨を握る革新的なICT技術の創出・進化の実現が求められている。そのため、Society 5.0以降の未来社会における大きな社会変革を可能とする革新的なICT技術の創出と、革新的な構想力を有した高度研究人材の育成のための取組を強化する。

**具体的な目標：**世界に先駆けた革新的なICT技術の創出につながるグランドチャレンジを設定するとともに、省庁間の強固な連携体制を構築しながら、挑戦的な研究テーマへのより一層の支援を行う。

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-1] 災害リスク情報のオープンデータ化

- 災害リスク情報（洪水・高潮、津波、土砂災害など）については、WebGISにて提供できる形式のデータ整備が多くないのが課題。
- 2018年度から国・地方公共団体が保有するデータや各データの形式等に関する状況把握を進めるとともに、把握した状況を踏まえてオープンデータ化に向けたデータ形式等の要件を検討し、随時提供を開始。洪水浸水想定区域（想定最大規模）、高潮、津波や土砂災害警戒区域等のデータについてはウェブサイトやソフトウェア、アプリケーション向けに画像データ形式で配信するとともに、2024年度は新たに3,000以上の河川をオープンデータ化するなど、随時データを追加・更新。
- データの公開により、地域を横断した効果的な災害リスク情報の発信が可能になる等、国民の安全性及び利便性の向上に寄与。

**具体的な目標：**災害リスク情報をオープンデータ化した箇所数（又は団体数）

（参考：実績値）

国管理河川 448

都道府県管理河川 1,631

その他河川 6,597

（2025年3月）

※目標：2026年度までに約17,000に拡充予定

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-2] 安全なデータ連携による最適化AI技術の研究開発

- プライバシーデータや機密データ等を含め、我が国に存在するデータを分野の垣根を越えてAI学習に活用することを可能とし、分野横断的な我が国の社会課題の解決や産業競争力の向上に貢献するため、実空間に存在する多様なデータを安全に連携させることを可能とする分散型機械学習技術を確立するための研究開発を、2023年度から2025年度までの3年計画で実施中。
- 2024年度以降、分散型機械学習技術に係る要素技術の更なる研究開発と要素技術を組み合わせた社会実証を実施。

**具体的な目標**：2025年度末までに安全なデータ連携による最適化AI技術を確立  
確立した安全なデータ連携による最適化AI技術を活用した製品・サービス化  
数：2030年度までに5件

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

こうした状況を踏まえ、2023年度から2024年度にかけて、PHRデータを医療現場での診療に活用すべく、各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤の構築に必要な検証等を行ったところ、このデータ流通基盤を改良・高度化することにより、医療・健康サービスの向上、効率化を目指す。

#### ○[No. 3-3] 民間のPHR事業者団体と連携しログデータの標準化等を通じたPHRの利活 用促進

- 全ての生活関連産業がヘルスケアの担い手になり得るとの考えの下、PHRサービス事業協会等と連携して、異業種連携を促し、健康状態や嗜好に合わせた個々人に最適なサービス創出を支援する。また、そのための環境整備としてデータ標準化・情報取扱いルールの整備を行う。

**具体的な目標**：業種横断的な民間PHR事業者団体である「PHRサービス事業協会」等と連携して、安心安全なPHRサービスの普及に向けて、2025年度を目指として、サービス品質確保のために「PHRサービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」の改定内容や予防・健康づくりに関する医学会指針等の民間ガイドラインへの反映検討をフォローする。

2027年度までにマイナポータルAPI連携事業者数 50社

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：総務省、厚生労働省

**具体的な目標**：第1期事業（2023年度～2024年度）で開発したPHRデータ流通基盤を活用し、地域の医療・介護連携等におけるログデータを含むPHRデータ活用のフィールド実証を実施し、有効なユースケースを創出するとともに、そのユースケースに関するクリニカルパス（より質の高い医療の提供を目的としたPHRデータを活用した治療・検査に関する工程表）の策定・検証を行う。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-5] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベー スの活用促進

- 2023年度の調査研究の結果を踏まえ、医療費助成申請のオンライン化についてはマイナポータルを利用した方法によるものを全国展開するものとし、データベースを利用した仕組みの構築については、今後、長期的な検討を行っていく。
- 2024年度は、「厚生科学審議会疾病対策部会 匿名指定難病関連情報の提供に関する専門委員会」及び「社会保障審議会小児慢性特定疾病対策部会匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供に関する専門委員会」において、匿名指定難病患者データ及び匿名小児慢性特定疾病児童等データの提供申請について審査が行われ、提供を可能とする決定が行われた。本決定を踏まえ、2025年度は速やかなデータ提供を実施しつつ、他の公的DBとの連結解析や仮名化による情報提供等、データベースの更なる利便性向上に向けた方策を検討する。

**具体的な目標**：2025年度は、更なる提供先の拡大及び速やかなデータ提供を実施しつつ、他の公的DBとの連結解析や仮名化による情報提供等、データベースの更なる利便性向上に向けた方策を検討する。

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 3-4] 医療高度化に資するPHRデータ流通基盤の構築

- 昨今、個人の日々の活動から得られるログデータを含むPHRデータを取得・分析し、その人の健康増進等に役立てるサービスが一般的に普及したこと、蓄積された信頼できるPHRデータの利活用が可能となっている。このようなPHRデータを利活用することで医療の高度化に資するとの期待があるが、現状、医師が患者のPHRデータを入手するための技術的な仕組みがない。

### ○[No. 3-6] データ連携による生産・流通改革

- 農業の生産性向上に向けては、各種センサ等で得られたデータの活用が不可欠である。このため、データ連携・共有・提供機能を有する農業データ連携基盤（WAGRI）や、生産から消費までのデータの相互活用を可能とするスマートフードチェーン（ukabis）、AIの活用等を通じて農業者のデータ活用を促進するとともに、オープンAPI等のデータ活用環境を整備する。また、サプライチェーン上のデータ連携が不十分であり非効率な状況が発生しているほか、物流2024年問題については、大きな混乱を招かずに対応したものの、依然としてトラック輸送に依存しているため、解決に取り組む必要。このため、デジタル化・データ連携に必要な支援を通じ、省力化・自動化等による業務の効率化や将来のフィジカルインターネット物流に対応し得る取組を推進する。

具体的な目標：スマート農業技術を活用した面積の割合：約20%（参考値）（2024年）→50%（2030年度）

データ連携等による業務・物流の効率化を推進（2025年度）

主担当府省庁：農林水産省

関係府省庁：一

き家情報がピックデータ化されることとなるため、自治体間の情報交換や統計・分析に基づく新たな政策立案や民間事業者の創意工夫を促す。

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：一

### ○[No. 3-7] 空き家対策のDX

- 市区町村が行う空き家対策においては、空き家所有者の探索などの業務において職員が公用請求により情報を収集する、また、取得した情報を手作業により入力するなど、アナログな方法で業務が行われている現状がある。また、これらの情報がデータベース化されている場合でも、データ項目等が市区町村ごとに異なり、集約や比較分析を行う場合に多大な労力を要している。そこで、市区町村等が空き家対策の事務を行う際に活用可能な空き家データベースシステムを整備することにより、市区町村等の業務の負荷低減、効率向上等を図る。
- 2025年度は、2024年度に作成した空き家データベースシステムの仕様書等に基づきシステムを設計・開発する事業者を支援し、2026年度を目処にシステムの運用を開始する。

具体的な目標：空き家データベースシステムの運用により、ガバメントクラウド上へ構築される自治体情報システム等と連携することにより、空き家の所有者特定に必要な情報照会の簡素化、所有者特定の迅速化を目指す。また、充実した空き家情報をデータベース上で管理・更新することで、助言・指導等の効率的な実施を可能とする。更に、市区町村を越えたデータベースの整備により、空

### ○[No. 3-8] ウラノス・エコシステム

- デジタルによる新たな価値創造により脱炭素社会の実現等の社会課題解決に貢献するため、企業・産業を超えたデータ連携の取組であるウラノス・エコシステムについて具体的な事例の創出・横展開や、Catena-Xとの相互運用性確保をはじめ、欧州やASEAN等への国際展開を加速する。蓄電池サプライチェーンでのカーボンフットプリント算出に向けたシステムの運用を着実に進めるほか、電池パスポートの実現や、自動車1台分のライフサイクル全体でのCO<sub>2</sub>排出量可視化等に向けた検討を進め、製品含有化学物質情報管理のためのシステムの開発・実証を支援し2025年度中からの段階的な社会実装を行う。公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度の執行やウラノス・エコシステム・プロジェクト制度による事例の選定等データ利活用を促進する施策も講じる。

具体的な目標：アーキテクチャの設計やデジタル基盤に関する新規のサービスの提供を開始した又は認定や選定等を行った領域数：5以上

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：デジタル庁

### ○[No. 3-9] ト拉斯とデジタル・アイデンティティ②

- データの流通・連携の基盤として「ト拉斯」の確保が求められており、また国際的には自己主権型のデジタル・アイデンティティの活用及びその構成要素であるDigital Identity Wallet(DIW)、Verifiable (Digital) Credential (VC/VDC)等に関する議論が進展している。そこで我が国としてもデジタル・アイデンティティの適切な活用を推進し、本人を介した情報連携やAI分析の活用も見据え、DIWやVCの社会実装に向けて、メリットやリスク、関連する法令・制度・仕組みとの関係の整理に基づき必要なガバナンスのあり方に検討すると共に、これらの新しい仕組みを活用する行政におけるユースケースの創出を推進する。

具体的な目標：「本人を介した情報連携」による、個人情報の取り扱いに関する利用者の安心・安全の向上、行政手続のデジタル完結推進、国を跨いだデジタル・アイデンティティ活用等を促進するため、本人を介した情報連携を実現する  
「IHVモデル」の構成要素であり、また機械可読・検証可能なデータによって信頼性を向上させる、DIW・VCの利活用推進のために以下のとおり取り組む。

- (1) DIWの社会実装、VCの適切な利活用に向けたガバナンスの在り方を2026年度中に整理し、その仕組みを整備する。
- (2) 2027年度を目処に国内の行政分野における初のVC利活用ユースケースを創出する。

担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

- DIW/VCを活用した情報連携等におけるガバナンスの在り方等を含め、ト拉斯の確保やデジタル・アイデンティティのガバナンスに関する包括的な検討に着手する。

具体的な目標：2025年度中に本人確認ガイドラインを改定する。

ト拉斯（発行者や非改ざん性等を検証する仕組み）の確保やデジタル・アイデンティティのガバナンスに関する包括的な検討に着手する。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

### ○[No. 3-11] PDS・情報銀行の活用

- 欧州では、2023年にEUデータガバナンス法が施行され「データ仲介サービスを行う事業者（以下「データ仲介者」という）」に対する要求事項が含まれている。情報銀行は、学術的な観点で「データ仲介者」と類似する仕組みとして、同様の役割を期待されている。過年度における準公共・相互連携分野での実証等を踏まえ、情報銀行の、本人と同等の判断を実現する「仲介的機能」のガバナンスの仕組みを、「データ仲介者」の概念も参照しながら、発展的転用を行うことを検討する。
- また、教育分野におけるPDSは個別最適な学びの実現のために期待される技術の一つであり、データの管理手法、データの同意取得の在り方等、将来的な実装に向けた技術的検討事項が複数存在するため、PDSの教育分野における活用性や適用性について検証を行う。

具体的な目標：過年度における準公共・相互連携分野での課題検証の結果を踏まえ、「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しまたは発展的転用先を検討（2025年度を目指す）

教育分野におけるPDS活用に向けて、技術的要件等に関する調査研究及び実証事業を実施し、事業者等がPDSを活用する際、参考となる参考文書等を整備（2025年度を目指す）

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：個人情報保護委員会、経済産業省

### ○[No. 3-10] ト拉斯とデジタル・アイデンティティ③

- マイナンバーカード等の普及が進む一方で、サイバー攻撃・フィッシング攻撃・身分証明書の偽造が増加するなど、デジタル社会における適切な本人確認は一層重要になっている。これらの環境変化に対応すべく、米国等における基準見直しを含めた国際的動向にも留意しつつ、各府省が行政手続をデジタル化する際の本人確認に関する基準、手順例、リスク評価の手順等をとりまとめた「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」を2025年度中に改定する。
- 電子署名法及び電子委任状法に基づく認定制度については、引き続き的確な制度運用を行ながら、その普及啓発に取り組む。

### ○[No. 3-12] データ連携を促進するエコシステムの形成

- 様々なデータ連携の取組が進む中、重複投資の防止や開発物の拡張性が必要であり、以下を推進する。
  - データ連携システムに係る構成要素の汎用化
  - 各府省庁に対するアーキテクチャ設計支援等のノウハウ提供、汎用化への規律付け等
  - データ連携の取組ごとに最適なトラストを確保するためのトラスト基盤の在り方等の整理
- これらは具体例を通じて実現することが重要であり、鉄鋼業界等の中企業等も含んだユースケース創出に継続して取り組むとともに、デジタル庁と経団連を事務局としたデータ連携に係る官民協議会を設置し、ユースケース創出が進む環境を整える。
- サプライチェーン全体の効率化・強靭化を可能とするデータ連携事例が数多く生み出されるエコシステム形成を促すため、IPAを主たる実行機関として、上記の取組を有機的に進める。

具体的な目標：・2025年度前期に官民協議会を設置する。

- ・2025年度中を目途に、各所におけるデータ連携の取組を整理する。併せて、データ連携に係るトラスト基盤の在り方等を整理する。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：総務省、経済産業省

### ○[No. 3-13] 信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる環境の構築

- 相互認証の枠組みについて、EU及び英国それぞれと進行中の、対象範囲を学術研究分野及び公的部門へ拡大する協議を迅速に終了させ、2025年度中の発効を目指す。また、2025年度中に新たな国・地域との相互認証に向けた協議を開始する。
- グローバル越境プライバシールール（CBPR）について、アウトリーチ活動や認証基準の充実等を通じ、関係国及び地域、並びに国内外の認証企業数のより一層の拡大に向けた取組を継続するほか、2025年度中に国内認証企業数の増加に向けた情報収集を実施し、必要な措置を検討する。
- グローバルなモデル契約条項（MCC）について、引き続き、有志国・地域と意見交換を実施し、2025年度中に共同調査を開始する等、段階を踏みながら、グローバル規模で相互運用性のあるモデル契約条項の実現に向けた取組を進める。

具体的な目標：相互認証の枠組みの更なる発展のため、2025年度中に日EU及び日英それぞれの相互認証の枠組みの拡大を完了させ、新たな国・地域との相互認証に向けた協議を開始。

国際的な企業認証制度の普及促進のため、2025年度中にグローバルCBPRの認証企業数90社。

グローバルなモデル契約条項の実現に向けた取組に向け、有志国・地域と意見交換を実施し、2025年度中に共同調査を開始。

主担当府省庁：個人情報保護委員会

関係府省庁：—

### ○[No. 3-14] DFPT の具体化推進に向けた国際連携/IAP の設立・プロジェクトの実施

- G7広島サミット及び群馬高崎デジタル技術大臣会合の承認を受け、2023年12月にDFPTの具体化のための国際的な枠組み（Institutional Arrangement for Partnership : IAP）をOECDで設立。翌年のブーリアサミットでは、DFPTの新軸として「データセキュリティ」が議論。資金的な支援等を通じ、各国のデータ規制に関する透明性向上、PETs（Privacy-Enhancing Technologies）を通した法令適合性とデータセキュリティの向上等DFPTに資する取組を推進し、G7首脳・デジタル関連閣僚会合等の多数国間協力におけるDFPTの議論にも随時参加していく。また国連等で進む関連取組とも連携を進める。今後も足元の課題解決や将来の規範形成につながる取組を継続的に実施し、国際的なルール・制度作りと信頼性を確保する技術の両面から、我が国のデジタル社会が堅持すべき価値を実現するために、国際的な議論を主導し、DFPTの一層の具体的推進に向け取り組む。

具体的な目標：透明性向上やPETs等に関するプロジェクトの実施。

G7等多数国間協力における日本主導の国際的なデータガバナンスの推進。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣府、個人情報保護委員会、総務省、外務省、経済産業省

### ○[No. 3-15] DFFT の具体化推進に向けた少数国間連携

- 「経済成長・イノベーション」と「セキュリティ」や「プライバシー」等とのバランスの取れた国際ルール・制度形成を主導し、DFFTの具体化を推進するためには、有志国との連携を図ることが必要である。
- デジタル庁を含め関係府省庁が、それぞれの政策分野において取組を進める中で、IAP やG7等における多国間の議論をリードしていくことを見据え、EU、ASEAN、英国等の閣僚級の二国間デジタル協力枠組みにおける取組を進め、関連する地域・専門機関等と連携し、少数国間連携における具体的な成果を基盤とした国際協力を推進していく。

具体的な目標：有志国との連携によるDFFT具体化プロジェクトの推進と新たなプロジェクト等の創出。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：経済産業省

### ○[No. 3-16] e シール及びタイムスタンプの利活用拡大の推進

- <eシール>2024年度に国によるeシールに係る認定制度の創設に向けて、制度運用に必要な関係規程の策定に資する検討を行うことを目的に「eシールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議」を開催し、当該有識者会議における検討結果を踏まえて、関係規程を策定・公表し、国によるeシールに係る認定制度を創設した。2025年度は、創設した制度の運用を行うため、指定調査機関の指定を行う。
- <タイムスタンプ>2021年度より制度を開始した国による時刻認証業務に係る認定制度について、引き続き的確な制度運用を行ながら、タイムスタンプの普及啓発に取り組む。

具体的な目標：<eシール>指定調査機関の指定

<タイムスタンプ>的確な制度運用の実施

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：一

### ○[No. 3-17] トラスト及びデジタル・アイデンティティ①/利用者本位の行政サービスの実現に向けた国際協力関係の構築

- デジタル・アイデンティティの他国・地域間における国際相互運用の実現に向け、2024年4月30日に、EUとの間で署名された「Memorandum of Cooperation Digital Identities and Trust services to implement Data Free Flow with Trust」を踏まえた教育クレデンシャルに係る実証を2025年度中に開始する。

具体的な目標：2025年度中に実証を開始する。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：一

### ○[No. 3-18] 国際データガバナンスアドバイザリー委員会/産業データの国際的なデータガバナンス

- 国内外一体的なデータエコシステムの形成に向けて、国際的なDFFT推進の取組と、国内におけるデータの利活用とデータセキュリティについての取組を連動させる。そのため、国際データガバナンス委員会・検討会及びデータセキュリティWG（以下WG）等の産学官連携の仕組みを立ち上げ、関係省庁間の協力をすすめる。
- ブーリアサミットの検討を受け、WGにおいて、技術・運用・法令制度の観点から、国内における制度や政府内の基準等及び国際的なルール・制度作りに反映させることを念頭に、我が国におけるデータセキュリティ推進の方向性の検討を進める。
- また、国際データガバナンス検討会の検討・提言を受けて、データガバナンスガイドラインを策定し、関連する基準と連動させながら、より多くの企業にガイドラインが参照されるよう広く周知を行う。

具体的な目標：各会議体を通じた、IAPをはじめとするDFFT・国際データガバナンス推進に資する課題抽出やプロジェクト提案。

国内におけるデータガバナンス・データセキュリティ推進に向けた取組（データガバナンスガイドライン・データセキュリティ推進の方向性検討）。

主担当府省庁：デジタル庁

○[No. 3-19] 諸外国のデジタル政策に関わる機関との連携強化

- デジタル分野における協力関係構築の具体化に向けて、関係府省庁がそれぞれの政策分野において、米国、EU、英国を始めとする諸外国・地域等との間で、二国間の関係強化に向けた取組を進める。

具体的な目標：デジタル分野における二国間等の会合の実施（四半期に一度以上）

国際会議等の場を活用した連携（四半期に一度以上）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、外務省、経済産業省

○[No. 3-20] 他国への支援・協力等を通じた我が国のプレゼンスの向上

- 我が国におけるデジタル化の取組は、防災・減災におけるデジタルの利活用、高齢化社会に向けた取組など、国際的に注目を集め評価されているものもあり、特に、デジタル化に高い関心を有する新興国に対し、我が国の知見を共有することが期待されている。
- デジタル分野における我が国のプレゼンスの向上のため、G7やG20等の国際会議の場を通じた戦略的な情報発信を強化するとともに、国際機関との連携協力を推進し、ベストプラクティスの共有に積極的に貢献する。

具体的な目標：国際会議等の場を活用した情報発信

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、外務省、経済産業省

○[No. 3-21] 民主的価値に基づく安心・安全な「メタバース」の実現

- 2023年のG7成果文書で言及されたメタバースにおける「民主的価値」を実現するべく、2024年度に策定された「メタバースの原則」について、先端技術の活用の進展等の最新の状況を踏まえながら、改定に向けた検討を行う。
- 2024年度に引き続き、上述の原則をベースとした国際的な共通認識の醸成に向け、OECD等のマルチフォーラムにおける継続的な議論に貢献するべく取り組む。
- メタバースの利活用促進に向けて、ユーザの身体的な不快感や安全性に対する不安について、要因及び対策についての調査・検証を行い、没入型技術がもたらしうるリスクを最小限におさえながらメリットを最大限に受益できる望ましい利用の在り方を検討する。

具体的な目標：・最新の状況を踏まえた「メタバースの原則」の改定

- OECD等のマルチフォーラムにおける継続的な議論への貢献
- 先端技術の活用の進展を踏まえた、没入型技術がもたらしうるリスクを最小限におさえながらメリットを最大限に受益できる望ましい利用の在り方の検討

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

○[No. 3-22] インターネットガバナンスにおける国際連携とマルチステークホルダー間連携の強化

- インターネット・ガバナンス・フォーラム(IGF)は、インターネットに関する様々な公共政策課題について対話をを行うための国際的なフォーラムである。
- 2023年10月、我が国は、京都にて第18回会合を開催し「マルチステークホルダーアプローチの議論」を支持・コミットすることを力強く表明。2024年9月の国連未来サミットではグローバル・デジタル・コンパクト(GDC)が採択、IGFが実施基盤とされた。本年6月にノルウェーで開催される第20回IGF等の国際的なフォーラムを通して、マルチステークホルダーによるインターネットガバナンスの重要性を国際社会に示し、本年末に開催予定のWSIS+20レビューに向けてIGF体制の維持・改善やGDCの実施・レビューに関する議論に貢献する。

具体的な目標：2025年6月にノルウェーで開催されるIGF2025等の国際フォーラムの機会を積極的に活用し、マルチステークホルダーによるインターネットガバナンス

の重要性を国際社会に示し、2025年末に開催予定のWSIS+20レビューに向けて、IGF体制の維持・改善やGDCの実施・レビューに関する議論に貢献する。

主担当府省庁：総務省

係府省庁：外務省

#### ○[No. 3-23] 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業

- 2024年度に引き続き、地球環境ビッグデータ（観測データ、予測データ等）を蓄積・統合・解析・提供する「データ統合・解析システム（DIAS）」を長期的に安定的に運用する。
- 2024年度から新たに開始した共同研究課題も含め、地球環境ビッグデータを利活用した気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を推進する。

具体的な目標：データ統合・解析システムの利用者数19,000人（2030年度末）

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-24] 高度情報通信ネットワークの事故・災害対策

- 国民が平時から安心して情報通信ネットワークを利用することができ、また、災害時においても家族等との連絡手段や必要な情報の入手・発信の手段、関係機関による復旧活動における連絡手段等として利用することができるよう、電気通信事故の検証や停電対策など電気通信設備が満たすべき基準の運用等を通じ、安全・安心で信頼できる通信インフラの構築・運用等を推進する。
- また、災害発生時におけるMIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）や携帯基地局等の電源確保のための移動電源車の派遣、災害対策用移動通信機器の配備等について促進する。

具体的な目標：安全・安心で信頼できる通信インフラの構築・運用等を推進  
大規模災害発生時の避難所等の通信確保

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-25] ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業／放送ネットワークの強靭化

##### に向けた支援事業

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化などを促進することにより、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化を図る。
- 頻発、激甚化する自然災害や近い将来発生が懸念されている広域大規模災害に備え、テレビ等の停波により国民の生命・財産の確保に必要な情報の遮断を回避するため、テレビ・ラジオの予備送信所設備等の整備、停電・耐震対策等を支援することで放送ネットワークの強靭化を図る。

具体的な目標：ケーブルテレビネットワークの光化等による放送ネットワークの強靭化を図り、2030年度末を目指して光化率60%程度の水準を目標／地上基幹放送における自然災害等での放送停止事故件数を2029年度までに96.6件（2019年度～2023年度における自然災害等による放送停波事故件数の平均発生件数）未満とする。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-26] 災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築

- 災害時において、被災自治体は、災害時の医療・保健・福祉等に関する情報を各分野の個別システムからそれぞれ情報収集する必要があり、より効率的で迅速な情報集約体制を構築することが課題。
- 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）から、保健・医療・福祉に関する個別システム、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等の他府省庁システムの情報を収集できるよう連携。D24Hへの連携によって、連携した情報を総合的に分析、これらの情報を一元的に地図上で可視化が可能になり、災害対応等における災害対応関係者（国、自治体等）の迅速かつ効率的な意思決定等を支援。
- 2025年度からは、D24Hの円滑な運用に向けて、各種照会に係る総合窓口の設置、マニュアルの整備、各自治体の担当者等に対する研修の拡充等を実施。

具体的な目標：各種照会に係る総合窓口の設置（2025年末設置完了）、各自治体の担当者等に対する研修会の実施（2025年度末実施率100%）

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：—

具体的な目標：防災アプリ間等におけるデータ連携のあり方の整理

新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等災害関連システムとのデータ連携に係るルールの整備

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房、内閣府

#### ○[No. 3-27] 防災デジタルプラットフォームを活用した防災分野全体のデータ流通促進

- 災害対応に役立つ情報を集約し、災害対応機関で共有する防災デジタルプラットフォームの早期実現を目指し、その中核を担う新総合防災情報システム（SOBO-WEB）（以下「本システム」という）の意思決定支援や業務進行支援など更なる機能強化を行うとともに、防災IoTシステムにおけるリアルタイムの映像共有機能等の実装等を進める。また、各府省庁及び地方公共団体並びに指定公共機関の防災情報関係システムとの自動連携の充実に取り組むとともに、本システムと国民向けのデータ連携基盤やLアラート等との連携や、地域レベルでの防災分野のデータ流通促進に向けた取組を行う。さらに、AIや将来予測技術等の研究開発を後押しし、本システムとの連携等を検討する。

具体的な目標：防災デジタルプラットフォームを2025年12月までに構築

防災IoTインターフェースのリアルタイム映像共有機能等の実装

防災情報関係システムとの自動連携の充実

防災分野のデータ流通促進に向けて取り組む

主担当府省庁：内閣府

関係府省庁：デジタル庁、総務省

#### ○[No. 3-29] 防災システムを活用した災害対応の実施体制強化

- 防災DXを推進し、システム活用を前提とした的確な災害応急対応を行うには、情報システムへのデータ入力や利活用を行う適切な実施体制が重要である。災害時に災害対応機関が多種多様なデータの収集・加工・入力を円滑に行えるよう、南海トラフ地震等大規模災害に対応しうるISUT（災害時情報集約支援チーム）の体制強化に取り組む。
- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の効果的な研修や訓練等を通じて習熟を促すとともに、災害対応業務においてシステムを活用した情報処理の運用指針や、多様な災害種別に対応した関係機関での机上演習（TTX）等の実践的な訓練を普及促進する。
- 被災自治体が新物資システム（B-PLo）を活用した迅速・正確な対応を行えるよう、応援協定締結事業者等も参加可能な防災訓練を実施するとともに、新たに応急期の現地研修の仕組みを構築。

具体的な目標：システムを活用した実践的な訓練の普及促進

ISUT（災害時情報集約支援チーム）の体制強化

新物資システム（B-PLo）の活用訓練の実施

主担当府省庁：内閣府

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-28] 防災分野のデータ連携基盤の構築

- 防災分野では、民間企業や地方公共団体により多くの優れたアプリ等が提供されており、これらを最大限に活用し、防災DXを推進していくことが重要である。
- こうした防災アプリ等の間でデータ連携を目指すとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）をはじめとした政府防災関連システムとの連携を図ることで、防災分野のデータ連携促進の取組を推進する。
- 取組を進めるに当たっては、官民で連携し、防災DXに関わる官民の多様な関係者と意見交換を図り、より良い仕組みを構築できるよう検討を進めていく。

#### ○[No. 3-30] Lアラートによる災害情報の確実な伝達の推進

- 地域住民への迅速な避難指示等の情報の伝達において必要不可欠なLアラートについて、現在は一般財團法人が運営しているところ、内閣府新総合防災情報システム（SOBO-WEB）とのデータ連携を開始するなど、その役割が拡大していることから、安定性・信頼性等の一層の向上が必要。そのため、2026年度中に国においてLアラートを運用する。

- また、政府全体の防災DXを推進するため、内閣府新総合防災情報システムとJアラートの更なる情報連携をはじめとしたJアラートで扱う情報の充実化等に向けた取組を進めます。

**具体的な目標：**2026年度中に、Jアラートのシステムの安定性・信頼性・継続性を一層向上させる。

今後、Jアラートを活用して、災害対応機関間で共有されている情報のうち適切なもの（ライフライン情報等）を報道機関等を通じて地域住民に伝達できるようにするなどJアラートで扱う情報の充実化等を実現する。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：内閣府

#### ○[No. 3-32] 官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発の推進

- 消防機関が直面する課題を解決し、地域の消防防災力の向上を実現するため、消防防災技術戦略について包括的に検討を行う会議体として「消防防災技術戦略会議（仮）」を設置し、消防防災に係る技術戦略のマスターplanとして「消防防災技術戦略ビジョン（仮）」を策定する。これに基づき、消防研究センターにおける研究開発に加え、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）を活用し、デジタル技術等を活用した消防防災科学技術の高度化・実用化に向けた研究開発・導入等を進める。

**具体的な目標：**消防防災における技術戦略のマスターplanとして2025年に「消防防災技術戦略ビジョン（仮）」を策定する。これに基づき、2026年度から火災シミュレーション技術、災害現場の情報安全管理等に資する情報収集・分析技術、消防救急分野におけるAIの活用技術などの研究開発を進めるとともに、新技術の活用に関する実証等を行う。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-31] Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施

- 国はこれまで全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報の発信を実施。
- Jアラートによる緊急情報が配信された際、国からの緊急速報メールによる情報伝達以外で、市区町村が整備している情報伝達手段（防災行政無線等）による住民への情報伝達に支障をきたしている団体が見受けられる。
- 引き続き、Jアラートによって自動起動する情報伝達手段の多重化を進めるとともに、国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達試験を実施することで、全ての国民が災害等の緊急情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制を構築。
- また、国から発信する緊急情報を住民に確実に伝達する機能を維持・最適化するため、2025～2026年度にJアラートのシステム更改を図る。

**具体的な目標：**全ての市区町村において、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携する情報伝達手段を複数整備する。

情報伝達における支障の発見・改善を促すため、定期的に全国一斉情報伝達試験を実施し、すべての市区町村における情報伝達の支障を解消する。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-33] 地方公共団体における防災DXサービスの導入手続の迅速化・円滑化

- 地方公共団体等が防災DXを進めていく上で、社会に提供されている防災DXサービス・アプリ等を俯瞰し、必要なものを円滑に検索・調達できるようにしていくことが重要である。
- 民間等により開発された防災DXサービスを整理しWeb公開している「防災DXサービスマップ／カタログ」の拡充・利活用促進を図る。
- また、地方公共団体等がベンダーロックインを回避しつつ、優れたサービス・アプリを迅速かつ円滑に調達できるよう、「モデル仕様書」を作成・公表する取組を推進する。
- あわせて、2024年度に運用開始したDMPとの連携を図り、その利活用を促進していくための検討を進める。

**具体的な目標：**防災DXサービスマップ／カタログの掲載内容の充実と利活用促進

モデル仕様書の掲載内容の充実と利活用促進

防災分野におけるDMP（デジタルマーケットプレイス）の利活用促進

[KPI]

防災DXサービスマップカタログに登録しているサービス数（2027年度末300件）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房

具体的な目標：救急医療機関と消防機関の情報連携プラットフォームのプロトタイプの構築（2025年度）

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：内閣官房、総務省

#### ○[No. 3-34] 官民の多様な被災者支援システムの相互連携強化等

- 官民の多様な被災者支援システムの相互連携機能の実装状況や、特に小規模自治体のシステム導入の実態等も踏まえつつ、フェーズフリーや個人情報のセキュリティの確保といった観点も考慮した新たな避難者・被災者支援DXを構築する。
- その際、市町村の区域を超えた広域災害に対しても、被災者の情報を集約・共有できるようにしていくため、石川県の広域被災者データベースの検討も踏まえつつ、被災者支援システムの広域連携のための新たな仕組みを検討する。

具体的な目標：広域連携も実現する新たな被災者支援DXの具体的検討・構築・実装

主担当府省庁：内閣府

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-36] 指定緊急避難場所及び指定避難所情報の迅速な整備・更新・公開

- 近年、激甚化・頻発化する自然災害において、市町村が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所情報は、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に必要な情報である。
- 指定緊急避難場所及び指定避難所データを国土地理院のシステムへ登録するよう市町村に促すとともに、引き続き指定緊急避難場所及び指定避難所情報を迅速に整備・更新・オープンデータとして公開し、適切な避難を促す多様な災害支援サービスの創出に寄与する。

具体的な目標：市町村から更新の連絡があった指定緊急避難場所及び指定避難所情報のデータ提供率（毎年度100%）

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：内閣府、総務省

#### ○[No. 3-35] 災害時活用も視野に入れた救急医療機関と消防機関のワンストップ連携

- 今後も救急搬送件数の増加が見込まれる中、搬送調整の円滑化や傷病者の病態に応じた適切な医療機関への搬送の実現に向け、新しい地方経済・生活環境創生交付金TYPESを活用し、2025年度中に、救急現場で得た傷病者情報を複数の搬送先候補医療機関と迅速かつ安全に共有でき、応需状況のタイムリーな把握も可能なプラットフォームを構築するとともに、民間の救急システムとの連携を可能とする。
- さらに、災害時活用を視野に入れたEMIS（広域災害・救急医療情報システム）との連携や、消防庁で取り組む「マイナ保険証を活用した救急業務（マイナ救急）」との連携等の実現に向けて課題の整理等を行う。
- これらの成果を踏まえ、厚生労働省において消防庁と連携し、2026年度より全国統一基盤の展開について検討を開始する。

#### ○[No. 3-37] 地方公共団体の災害対応支援

- 令和6年能登半島地震では、避難所の把握、市町村を跨ぐ広域避難に伴う被災者の状況把握等が課題となり、民間のデジタル人材が被災地方公共団体の現場に入り、災害対応をデジタルの面から支援した。
- こうした状況を踏まえ、大規模災害時に被災地方公共団体の災害応急対応について、民間のデジタル人材による支援をより効率的・効果的に実施できるよう「災害派遣デジタル支援チーム（仮称）」制度の創設を図るとともに、石川県の広域被災者データベースの検討も踏まえた広域災害の被災者支援D Xの取組や、マイナンバーカードを活用した避難者の状況把握の検討を進める。

具体的な目標：「災害派遣デジタル支援チーム（仮称）」を2025年度に創設・試行運用開始し、運用経験をもとに改善を重ね、本格運用開始を目指す。

広域災害において被災者情報を共有する仕組みの全国展開の方策の決定

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房、内閣府

#### ○[No. 3-38] デジタル技術を活用した TEC-FORCE の強化

- TEC-FORCEの被災状況調査については、現地計測や報告書作成等に係る作業が膨大で、被害の全容把握に時間を要している。
- これまで、TEC-FORCEの活動記録（リエゾン活動、被災状況調査活動等）を一元管理する活動支援アプリの開発、画像判読による被災規模自動計測ツールの開発や、アプリ等を使ったTEC-FORCE隊員の育成（研修、訓練）等を実施しており、2025年度は、三次元データを用いた簡易的な被害数量算出ツール等のTEC活動支援機能の試行運用、改善等を行う。
- これらにより、デジタル技術を活用し、活動等の効率化等を図る『iTec』を推進し、被害の全容把握の迅速化を図り、被災地域の早期復旧支援の強化を実現する。

具体的な目標：調査の安全性を確保しつつ被災状況の全容把握や情報共有の迅速化による早期復旧への寄与

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-39] デジタル技術を用いた防災気象情報の高度化等の推進

- 気象庁は、頻発する気象・地震・津波・火山災害等に適切に対処するため、デジタル庁を始めとする関係府省庁と連携し、デジタル技術等の活用による防災・減災対策の高度化等を図る必要がある。
- 交通政策審議会気象分科会において「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」として示された目標・施策の実現を目指し、近年甚大な被害を引き起こしている線状降水帯・台風や地震・津波・火山災害等に関する防災気象情報の改善に資するよう、データ収集や情報発表に不可欠な高可用性が求められる基幹的情報システムについてクラウド技術等の最新のデジタル技術を取り入れた整備・運用や数値予報モデルの高度化等による予測・解析精度の向上等を図ることで、頻発する自然災害から国民の生命・財産を守る。

具体的な目標：線状降水帯に関する防災気象情報の2021年度以降に改善を行った件数の累計（2026年度までに5件）

火山活動評価を高度化し、噴火警戒レベルの判定基準に適用した火山数（2025年度までに12火山）

緊急地震速報を大きく外すことなく、高い精度（震度の誤差が震度階級で±2階級以下）で提供した地域の割合（2026-2030年度の平均値92%※現在の科学技術で実現可能な最高水準の目標値）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：国土交通省

#### ○[No. 3-40] 消防防災分野における DX の推進

- 緊急消防援助隊のDX推進：緊急消防援助隊が災害情報を収集・分析し判断等を行えるよう、デジタル作戦卓等のDX関連資機材等を整備、指揮支援体制の強化を図る。
- 消防庁映像共有システム：大規模災害時、消防職員から現地の映像が消防庁災害対策本部内や緊急消防援助隊、内閣府新総合防災情報システムを通じ関係府省庁などに共有される。
- 消防指令システム：災害時等における更なる消防指令業務の円滑かつ効率的な実施を実現するため、新技術や耐災害性強化等の観点から消防指令システムに係る標準仕様等の更新及び同仕様に基づく消防指令システムの導入を進める。

具体的な目標：緊急消防援助隊のDX推進：2023年度からDX資機材等の活用方法を自治体と議論、2025年度に資機材等を整備。

消防庁映像共有システム：引き続き各消防本部に対し利用促進を図るとともに、大規模災害時の映像を国・自治体間で共有する。

消防指令システム：消防指令システムの更新時期等を踏まえ、2035年度をめどに全国の消防本部で標準仕様等に基づく指令システムが導入されるよう取組を進める。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-41] 災害対応機関（消防団含む）のドローン活用の推進

- ・ 消防団：大規模災害や激甚化・頻発化する風水害時において、いち早く駆けつけ、災害対応に当たる消防団の情報収集能力の向上が必要であることから、消防団のドローン整備の支援とドローン操縦講習を実施し、災害対応能力の高度化を図る。
- ・ 緊急消防援助隊：2021年夏の大雨による災害対応の教訓等を踏まえ、2022年度から地図画像作成機能を持ったドローンの仕様検討を行い、2023年度4月に配備を完了。
- ・ 消防本部等：消防本部等がドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、より高度な操縦技術を持つ人材を育成するとともに、アドバイザー派遣制度により全国の消防本部や自治体の操縦者育成を図る。
- ・ 地方公共団体防災部局：地方公共団体防災部局へのドローン整備に関する財政措置と人材育成により、大規模災害に備えた体制構築を図る。

具体的な目標：消防団：消防団のドローン整備を促進するとともに、消防団におけるドローン操作技術を持つ人材を育成する。

緊急消防援助隊：災害初期活動時における情報収集体制を強化し、より効率的かつ効果的な救助活動を可能とするため、全国での訓練等において、緊急消防援助隊に配備したハイスペックドローンを活用する。

消防本部等：消防本部等におけるドローンを整備し、操縦技術を持つ人材を育成する。

地方公共団体防災部局：災害対応ドローンの整備推進と、操縦技術を持つ人材を育成する。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-42] 放射線モニタリングプラットフォームの整備及び測定データ連携の推進

- ・ 本施策においては、2022年度行政事業レビュー（公開プロセス）の外部有識者の指摘（「クラウドの活用等のシステムの更新については国が統一的に進め、経費を削減すること。」）を踏まえ、システムのクラウド化について整備を進める。
- ・ 防災DXの推進のため、2024年度に内閣府が主管する新総合防災情報システム（SOBO-WEB）へ原子力規制庁が収集した放射線量等の測定データを自動連携するシステムを整備しデータ連携を運用中。

具体的な目標：放射線モニタリングプラットフォームの整備を2025年度中に行う。

主担当府省庁：環境省

関係府省庁：内閣府

#### ○[No. 3-43] 電子カルテ情報の標準化等

- ・ 電子カルテ導入済み医療機関の標準規格への対応が十分でないこと及び電子カルテ未導入の医科の医療機関が約半数あることから、以下の取組を行う。
  - ・ 電子カルテ導入済みの病院には、標準規格に対応する改修等について医療情報化支援基金による補助を行う。
  - ・ 電子カルテ情報共有サービスを構築し、2025年2月から一部の地域においてモデル事業を開始したところであり、2025年度中の本格稼働に必要な制度的対応として「医療法等の一部を改正する法律案」を2025年通常国会に提出した。
  - ・ 電子カルテ未導入の医療機関に対しては、標準規格に準拠したクラウドベースの標準型電子カルテを開発しており、2025年3月に一部の医科診療所において試行的実施を開始したところであり、2025年度に十数施設まで対象を拡大し、課題等を把握して改修を行う。

具体的な目標：標準型電子カルテα版の試行的実施で把握した課題等を踏まえ、2026年度以降に本格実施を目指す。

遅くとも2030年には、おおむね全ての医療機関において、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 3-44] 次の感染症危機に備えた更なるデジタル化

- ・ 電子カルテと発生届の連携について、引き続きシステム構築に向けた要件の整理等を行い、仕組みの具体化の検討を進める。
- ・ 感染症の科学的知見の創出や医薬品等の研究開発に資する臨床研究に必要な臨床情報等を収集するため、感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）事業において、2024年度臨床情報の自動抽出システムを一部の医療機関に導入した。2025年度は医療機関への導入を拡大し、検証を進める予定。
- ・ 各種手続のデジタル化について、2023年度に業務負担等に関する自治体へ調査を行い、2024年度からは自治体等へのヒアリングや具体的な手法の検討を行っており、2025年度も引き続き検討を進める。

具体的な目標：システムの構築に向けた既存システムとの連携等における課題の把握や実態調査など必要な取組を行う。

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-45] サイバーセキュリティ確保

- ・ 令和5年度補正予算における「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業」について、電子カルテを導入している病院を対象にネットワーク外部接続点の調査とオフラインバックアップ体制の整備支援を実施した。令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算においても、引き続き電子カルテ導入病院を対象に同事業を進めていく。希望する全ての病院へ調査を実施できるよう、引き続き事業を継続していく。

具体的な目標：外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備について、2025年度中に希望する全ての病院へ支援を実施する。

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-46] 医療等情報の二次利用

- ・ 我が国では、カルテ情報に関する悉皆性のあるデータベースがなく、厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係の公的データベース（公的DB）では研究利用の期待が大きい仮名化情報が利用できないことを踏まえ、関係審議会等で議論を行い、2025年通常国会に以下を盛り込んだ「医療法等の一部を改正する法律案」を提出した。  
①電子カルテ情報共有サービスで共有される情報を二次利用可能とする措置  
②公的DBの仮名化情報の利用・提供を可能とし、他の公的DBの仮名化情報や次世代医療基盤法の仮名加工医療情報との連結解析を可能とする措置
- ・ 今後、本法案が成立した際には、その円滑な施行に向け、公的DB等の情報を一元的かつ安全に解析可能なクラウド型の情報連携基盤や電子カルテ情報DB（仮称）の整備に加え、利用申請・審査窓口の一元化に関する取組を進めていく。

具体的な目標：2025年度に情報連携基盤と電子カルテ情報DB（仮称）の構築に向けた調査設計事業を行い、本法案が成立した際には、円滑な施行に向けて2026年度以降に開発を行う。

公的DBの仮名化情報の利用・提供、利用申請・審査窓口の一元化に関して専門委員会等で議論する。

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：内閣府、個人情報保護委員会、こども家庭庁

#### ○[No. 3-47] 病院の情報システムのクラウド化

- ・ 病院の情報システムについては、物価高騰や人件費の上昇が続く中で、更新や維持管理に要する費用が増加している。そのため、費用上昇の抑制やサイバーセキュリティの向上を図るとともに、生成AIなど最新技術を活用しやすくするため、現在のオンプレ型のシステムを刷新し、電子カルテ/レセコン/部門システムを一体的に、モダン技術を活用したクラウド型システムに移行していくことを目指す。

具体的な目標：まずは中小規模医療機関を想定したシステムの標準仕様を2025年度を目途に策定し、2026年度以降に民間事業者による開発着手を目指す。

2030年までのできる限り早い時期に、希望する病院が導入できる環境を整備する。

主担当府省庁：厚生労働省

○[No. 3-48] 診療報酬改定 DX

- ・共通算定モジュール（診療報酬算定と患者の窓口負担金計算を行うための全国統一の共通的な電子計算プログラム）については、2025年6月までに開発を進め、2025年7月からレセコンベンダーと連携し、試行版と連携したレセコンの品質検証等を行うモデル事業等を実施した上で、2026年6月に本格運用を開始する。
- ・共通算定モジュールの追加機能として、診療報酬点数と患者負担金の計算結果を活用し、レセプトの作成・請求ができるようにする請求支援機能を追加実装するため、2025年夏頃目途から2026年度末までを目途に設計・開発を進める。

具体的な目標：  
・2026年6月に共通算定モジュールの本格運用を開始  
・2026年度末までを目途に請求支援機能の設計・開発を進める

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：デジタル庁

○[No. 3-49] EMIS の改修等

- ・従来より大規模災害発生時において医療機関等の被害状況を把握するため、広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）を整備してきたが、これまでのEMISは、機能の改修や追加の度に大規模な要件定義・改修・保守契約を求められ、現場からの要望に柔軟に対応できないなどの課題があった。
- ・このような現状を踏まえ、一般的に使用されているクラウドサービス等を組み合わせ再構築した状態で提供できる新しいEMISサービスの本格運用を2025年度より開始したところであり、大規模災害発生時に活用されるよう、都道府県や関係団体による訓練・研修での利用を推進する。

具体的な目標：新しいEMISサービスを使用した都道府県や関係団体による訓練・研修を年間35回以上開催する（毎年度）

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：デジタル庁

○[No. 3-50] 社会保険診療報酬支払基金の改組

- ・社会保険診療報酬支払基金を、審査支払機能に加え、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組するため、2025年通常国会に以下を盛り込んだ「医療法等の一部を改正する法律案」を提出した。
  - ①法人の名称を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」へ変更し、柔軟かつ一元的な意思決定のための組織体制等の見直しを行うこと
  - ②厚生労働大臣は、国や関係主体が取り組むべき事項や同機構が作成する医療DXに係る中期計画に盛り込むべき事項等を規定する医療情報化推進方針を作成すること
  - ③同機構に対して医療情報の安全管理のために必要な措置を講じる義務や重大なサイバーセキュリティインシデントや情報漏えい等が発生した場合における厚生労働大臣への報告義務を設けること

具体的な目標：本法案が成立した際には、施行に向けて、医療情報化推進方針の策定、社会保険診療報酬支払基金における定款の変更・中期計画の策定等について、関係機関との協議を進めながら必要な検討を行う。

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：—

○[No. 3-51] オンライン診療その他の遠隔医療の推進

- ・遠隔医療のうち、オンライン診療については、社会保障審議会（医療部会）の議論を踏まえ、「オンライン診療に関する総体的な規定の創設」を内容とする「医療法等の一部を改正する法律案」を2025年2月に通常国会に提出した。
- ・また「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」や日本医学会連合が策定した「遠隔医療の研究に関する提言」も踏まえ、診療領域、患者の特性、地域の特性等の観点で、オンライン診療等の活用が期待される具体的な場面を特定した上で、オンライン診療等に関する課題の整理、エビデンスの収集や構築を行う。
- ・2025年度はオンライン診療に係る自治体等の課題について調査を行う。また、引き続き、オンライン診療等の標準的な活用方法を既存の診療ガイドライン位置付けることを目的とした臨床研究を推進する。

具体的な目標：遠隔医療設備整備事業でオンライン診療導入の補助の実施  
遠隔診療に関する診療報酬の算定

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-52] AI を活用した救急隊運用最適化

- 救急自動車による現場到着所要時間は延伸傾向にあるため、AIを活用した救急隊運用最適化による現場到着所要時間の短縮を図る研究開発を推進している。
- 2024年度までにAIを活用した救急隊運用最適化手法を完成させ、オンライン説明会を実施し、消防本部における積極的な導入を促している。
- 2025年度は、引き続き導入を促すとともに、希望する消防本部に対し技術サポートを行う。また、AIによる救急需要予想の精度向上及び重症事案への対応の迅速化を図るために、特定の時期や時間帯における突発的に救急需要が増加する要因となる、インフルエンザや熱中症等の他のデータを組み込む等、手法の高度化を目指し研究開発を実施する。

具体的な目標：消防本部におけるAIを活用した救急隊運用最適化を推進するため、2025年度中に、DXカタログによる技術の紹介、全国の消防本部への説明会の実施、展示会の出展、広報誌への掲載等を行うとともに、導入希望の消防本部からの要請に応じて、技術サポートを実施する。

AIによる救急需要予想の精度向上及び重症事案への対応の迅速化を図るために、2025年度までにインフルエンザや熱中症等の他のデータと組み込む等、手法の高度化を目指した研究開発を完了する。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-53] G-MIS の改修等

- 医療機関等情報支援システム（G-MIS）は、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、医療機関等における空き病床や医療物資の状況に係る情報を迅速に収集するべく構築された。上記の感染症有事対応に加え、医療・薬局機能情報提供制度のG-MISでの報告開始等、報告が必要な制度の窓口をG-MISに集約し、医療機関等の負担軽減を図っている。他方で、これら機能拡充に伴うアカウント管理等、システムの最適化が課題となっていたため、2024年度に次期G-MISの将来構想にかかる調査を行っており、2025年度も引き続き検討を行う。

具体的な目標：2025年度には次期G-MISを見据えた現行システムの課題整理及び次期システムの要件等の検討を行う。

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-54] 予防接種記録及び副反応疑い報告に係る匿名データベースの整備並びに予防接種記録の疫学調査等への活用の検討

- 予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究の充実を図るために、2026年度からの稼働に向けて、予防接種情報、副反応疑い報告を電子的に収集して格納する予防接種データベースの設計・開発を行っている。

具体的な目標：※施策名「予防接種事務のデジタル化」の進捗状況に合わせデータベースの構築を行う予定。

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-55] 介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供

- 介護サービスの利用者が、自身に合った適切なサービスを選択できるよう、事業者選択に当たっての支援を目的として、事業者に対して介護サービス事業所に係る情報の公表を義務付けるとともに、公表のための介護サービス情報公表システムを運用している。これまでに、利用者・家族向け情報と専門職向け情報に分けて情報公表を行うためのシステム改修等を実施。
- 引き続き、利用者が使いやすいUIへの改修の実施等、利用者である国民の利便性の向上を図るためのシステムの機能改修に取り組む。
- 事業者が都道府県に経営情報を報告するため、介護サービス情報公表システムのサブシステムとして、介護サービス事業者経営情報データベースシステムを運用。報告データを分析し、経営情報の見える化を進めており、適切な報告が行われるよう、必要なシステム改修を進める。

**具体的な目標**：・達成時期:2027年度末

計画目標:介護サービス情報公表システムにおける利用者等の適切な介護サービスの選択に資するための情報の充実・追加や、介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおける事業者からの適切な報告実施等に係る機能改修等の実施

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：一

#### ○[No. 3-56] 子育て支援施策など必要な情報をプッシュ型配信するための仕組みの構築

- 子育て世帯にとって制度を自ら調べて把握する負担が大きいという課題の解決を図るために、必要な情報を最適に届ける仕組みを構築する。
- 2024年9月より指定都市等150自治体の子育て支援制度の調査を実施し、その結果に基づき、2025年度中に「子育て支援制度レジストリ」を整備する。順次その他の自治体についても調査を進めるとともに、レジストリ情報の継続的な更新に向けて通知を発する等、自治体の協力を要請する。レジストリ情報を民間の子育てアプリと連携可能とすることにより、日常使う子育てアプリから、子育て世帯に対して、必要な情報を最適なタイミングでプッシュ型でスマートに配信するための仕組みを2025年度中に実現する。
- これにより給付の貰いそびれ等や健診の受診忘れを防止し、子育て支援制度の利用率の向上を図る。

**具体的な目標**：2025年度中に「子育て支援制度レジストリ」を整備

主担当府省庁：内閣官房

関係府省庁：こども家庭庁、デジタル庁、法務省、文部科学省、厚生労働省

#### ○[No. 3-57] 里帰りする妊産婦への支援

- 里帰りをする妊産婦について、健診情報や伴走型相談支援の情報が自治体間で十分に共有できておらず切れ目のない支援の提供に支障を来す場合があり、また、関連する事務手続が煩雑となっている。
- これらの課題の解決を図るため、里帰りに関する実態調査を行うとともに、里帰りに係る情報連携のための制度改正を行った。この実態調査の結果を踏まえ、情報連携基盤

(PMH) を活用した里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間連携システムを活用して、2025年度に希望する自治体において先行的に運用を開始するとともに実施自治体の拡大を図り、2026年度以降の全国展開を目指す。

- これにより、里帰り先自治体と住民票所在地自治体の間で母子保健情報がスムーズに共有され、切れ目のない支援を提供可能とするとともに、里帰りした場合の煩雑な手続が改善される。

**具体的な目標**：情報連携基盤 (PMH) を活用した里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間連携システムを活用して、2025年度に希望する自治体において先行的に運用を開始するとともに実施自治体の拡大を図り、2026年度以降の全国展開を目指す。

主担当府省庁：こども家庭庁

関係府省庁：内閣官房、デジタル庁

#### ○[No. 3-58] 保育業務のワンストップ実現に向けた全国基盤整備

- 保育施設等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や保育現場でのDX推進に向けた調査研究を踏まえ、2025年度までに給付・監査等の様式・通知等の見直しを進める。また、保育施設等や自治体の業務システムと連携した保育業務施設管理プラットフォームを整備することにより、データ連携に基づく新たな業務の運用を開始し、2026年度以降その全国展開を進める。

**具体的な目標**：保育施設等における給付・監査等の場面で多くの書類作成等に係る保育士等の事務負担や自治体における多くの書類管理や煩雑な審査に係る担当者の事務負担といった課題の解決を図るため、保育業務のワンストップの実現に向けた全国基盤を整備し、保育施設等・自治体の業務効率化を図る。

2025年度までに給付・監査等の様式・通知等の見直しを行う。

保育施設等や自治体の業務システムと連携した保育業務施設管理プラットフォームを整備することにより、データ連携に基づく新たな業務の運用を開始し、2026年度以降その全国展開を進める。

主担当府省庁：こども家庭庁

関係府省庁：内閣官房

### ○[No. 3-59] 保活ワンストップシステムの全国展開

- デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や保育現場でのDX推進に向けた調査研究を踏まえ、一連の「保活」がワンストップで完結できるよう、「保活」に関する様々な情報を整理し、保活情報連携基盤（2025年度中に構築予定）を構築することでシステムや行政手続間の連携を確保するとともに、入所申請のオンライン化・届出一度きり原則（ワンスオンリー）の実現に向けて、2026年度の入所申請に向けた「保活」から運用改善を開始する。

**具体的な目標：**保育所入所申請に当たり、必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の「保活」に係る保護者の負担が大きく、また入所決定通知までに多くの時間を要するため、子どもの入所や保護者の復職に向けた準備への支障となる場合もある。また、自治体においても、保育認定、点数計算、施設割振等に係る担当者の事務負担が大きくなっている。これらの課題の解決を図るために、保活ワンストップシステムの全国展開を図る。

主担当府省庁：こども家庭庁

関係府省庁：内閣官房

場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。

また、ICT導入の目的は利便性の向上のみに留まらない。子どもの生命に関わる重大事故が依然として発生する現状にあっては、テクノロジーも活用し、一層安全な保育環境を整備することが求められる。睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）や子どもの見守りに必要な機器（AI見守りカメラ）など、子どもの安全対策に資する設備等の導入を、既に実施している設備における性被害防止対策の支援とあわせ、推進する。

主担当府省庁：こども家庭庁

関係府省庁：内閣官房

### ○[No. 3-60] 保育現場におけるICT環境整備

- 保育施設等におけるICT導入状況把握とともに保育業務施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤とデータ連携が可能な保育ICTシステムの標準仕様を検討し、それらを踏まえ、段階的・計画的に整備を進める。また、ICT環境整備のロールモデルとなる事例の創出・横展開に向け、全国複数拠点において民間事業者等が自治体と連携し、①先端的な保育ICTのショーケース化②ICTに関する相談窓口・人材育成③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行うモデル的な取組（保育ICTラボ）を行う経費を支援しつつ、更なる推進策を検討する。
- 睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）や見守りに必要な機器（AI見守りカメラ）など、安全対策に資する設備等の導入を、性被害防止対策の設備等支援とあわせ、推進する。

**具体的な目標：**2025年度中に保育施設等におけるICT端末導入率100%を目指し環境整備を進める必要がある。保育施設等におけるICT導入状況を把握するとともに、段階的・計画的に整備を進める。ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出や横展開により、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現

#### ○[No. 3-61] 放課後児童クラブ DX の推進

- 2025年度中に放課後児童クラブDX推進に必要となる業務要件定義の検討やアプリケーション（ツール）の開発等を通じ、入所申請等に係る手続のオンライン化、利用調整、市町村と事業所間の情報連携、事業所と保護者間の日常的なやりとり、育成支援の記録等、市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブにおける総合的なDX推進のための実証等を実施する。

**具体的な目標：**保護者と自治体（市町村）、保護者と事業所、事業所と自治体（市町村）、三者をつなぐ業務といった様々な業務におけるDXの実証事業において、業務標準化やアプリケーションの仕様の検討等を行い、成果物を活用した好事例等の横展開等を通じて、自治体における利用調整の円滑化による待機児童対策、利用者の利便性向上、放課後児童クラブ職員の業務負担軽減等を図り、事業の安定的な運営を目指す。また、実証事業の成果を踏まえ、放課後児童クラブにおけるDXを推進する。

主担当府省庁：こども家庭庁

関係府省庁：内閣官房

#### ○[No. 3-62] こどもデータ連携の取組の推進

- 地方公共団体において福祉部局や教育部局に分散して保有しているこどもや家庭のデータを、個人情報の適正な取扱いに配慮しながら分野を越えて連携し精査を行うことで、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型、アウトリーチ型の支援につなげる取組。
- これまでの実証事業・パブリックコメント・検討会等を踏まえ、地方公共団体がこどもデータ連携に取り組むためのガイドラインを策定し公開しており、2025年度も実証事業を継続し、2025年度末までに事例集を策定する。

**具体的な目標：**こどもデータ連携の取組を広げるため、地方公共団体がこどもデータ連携に取り組むための事例集を2025年度末までに策定し公開する。

主担当府省庁：こども家庭庁

関係府省庁：デジタル庁、文部科学省

#### ○[No. 3-63] こどもや家庭に寄り添った相談業務の DX の促進

- 児童相談所においては一度簡易的に作成した記録を再度システム上に手入力する業務フローが多く、業務負担が重くなる要因の一つとなっている。また、こども家庭センターにおいては包括的な支援体制を構築するために、母子保健・児童福祉の分野横断的な相互連携が求められている。
- こども家庭福祉分野における職員の業務負担軽減や、こどもや家庭に寄り添った相談業務を進めるため、2024年度に、児童相談所やこども家庭センターにおけるデジタル技術の活用状況を把握し、デジタル技術の活用により効率化が期待される業務プロセスや自治体の取組事例を整理した。
- これらの情報の周知等を通じて、他のこども・子育て分野等のDXの取組と連動しながら、児童相談所やこども家庭センターにおける業務支援アプリの活用を含めたICT化をより一層推進する。

**具体的な目標：**デジタル技術の活用により効率化が期待される業務プロセスや自治体の取組事例をこども家庭庁のHPで周知し、児童相談所やこども家庭センターにおける相談業務のICT化を推進する。

主担当府省庁：こども家庭庁

関係府省庁：内閣官房

#### ○[No. 3-64] こども性暴力防止法関連システム

- 「こども性暴力防止法」に定められている  
① 民間教育保育等事業者の認定  
② 認定事業者等の公表  
③ 対象事業者（学校設置者等及び認定事業者等）の従事者の犯罪事実確認  
④ 対象事業者からの定期報告
- 等を行うため、法務省及びデジタル庁のシステムと連携した、こども性暴力防止法における手続を総合的・包括的に実施できるシステムを構築する（施行期限：2026年12月）。

**具体的な目標：**①本システムの運用開始初年度において、民間教育保育等事業者からの認定申請、対象事業者からの交付申請等の行政手続をオンライン化することで、人的コスト低減並びに利用者の利便性向上が期待できる。

②本システムの運用開始翌年度以降も、①の効果が継続して期待できる。

③①、②の効果のほか、犯罪事実確認後5年を経過した従事者について、再度、犯罪事実確認を実施する必要があり、それに関する行政手続をオンライン化することで、利用者の利便性向上等が期待できる。

主担当府省庁：こども家庭庁

関係府省庁：デジタル庁、法務省

#### ○[No. 3-65] 教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備①

- 官民が適切な役割分担のもと整合性を持って施策を進めていくために、教育DXの目指すべき姿とその実現に必要な施策を整理した「教育DXロードマップ（令和7年6月改定デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省）」を踏まえつつ、自治体間の安全・安心かつ円滑なデータ連携に向けて組織起点・個人起点のデータ連携の際に求められる主体・データの真正性の確保に必要な認証基盤の整備に向けて調査研究を実施し、詳細な検討を行う。

具体的な目標：認証基盤検討会の取りまとめを受けて調査研究を実施し、令和8年度に実施する技術実証に取り組むための、認証基盤に必要な技術的要件を確定する。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省

#### ○[No. 3-66] 教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備②

- 個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育データ利活用の基盤整備のため、教育データの相互互換性を確保するためのルールの更なる充実、教育データの取得などを行うツールである「MEXCBT」「EduSurvey」の整備・活用を進める。
- 教育データの利活用を実効的に広めていくため、各自治体における様々なデータ利活用の実証等を通じた事例の創出や横展開、アドバイザー派遣、データを正しく理解し活用できる力（データリテラシー）向上に向けた伴走支援など、自治体への支援を行う。
- 併せて、エビデンスに基づく効果的な対応を推進するEBPMの観点から、公教育データ・プラットフォームの充実など、教育関連データの収集・分析の充実を図る。

具体的な目標：自治体における教育データ利活用の支援

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：内閣官房、デジタル庁

#### ○[No. 3-67] 公立高校入試についての事例創出の具体化

- 公立高校入試の単願制の問題点解消に向けて、デジタル技術の活用により、高校教育の質向上にもつながるよう、生徒の希望する進学につながるメリットや現場の課題を考慮しつつ、自治体・高校関係者の意見もよく聞いた上で丁寧に検討し、希望する自治体での事例創出の具体化に取り組む。

具体的な目標：希望する自治体での事例創出の具体化に向けた検討

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 3-68] 学習者用デジタル教科書の導入

- 2021年度から実証事業として学習者用デジタル教科書の全国的な提供を開始。中央教育審議会の議論を踏まえ、当面の間は、紙の教科書との併用を前提とした上で、2024年度から全国全ての中学校等を対象に学習者用デジタル教科書を段階的に導入した。また、デジタル教科書の効果・影響に関する実証研究事業等を実施し、効果的な活用方法等の事例創出などに取り組んだ。
- 一方で、デジタル教科書を週に1回以上の頻度で活用（実践的に活用）している割合は2024年度時点で6割程度であることから、引き続き実証研究事業等を通して、活用促進を図る。
- また、今後のデジタル教科書の在り方について、中央教育審議会の下に設置されたデジタル教科書推進ワーキンググループにおいて検討が行われている。

具体的な目標：デジタル教科書を実践的に活用している学校の割合を2028年度までに100%にする。

また、今後のデジタル教科書の在り方について、デジタル教科書推進ワーキンググループにおいて引き続き検討を進め、2025年度中に取りまとめを行い、その結果を踏まえ、必要な方策を順次実施する。

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-69] 教育現場における ICT 利活用環境の強化など GIGA スクール構想の基盤整備

- ・ GIGA スクール構想によって義務教育段階の 1 人 1 台端末環境が整備され、学校における本格的な端末の活用が始まっているが、その活用状況には地域間・学校間でばらつきが見られる。また、ネットワークのつながりにくさの問題や支援人材の確保など、利活用を進めるに当たっての課題が明らかになってきている。
- ・ 個々の地方公共団体の課題に応じ、ネットワークアセスメントへの支援やアドバイザー派遣など、引き続き伴走支援の強化を図っていく。また、ロケーションフリーでの校務実施等が可能となる次世代校務DXの推進に向けた取組を行う。
- ・ 在外教育施設においても、日本国内と同等の教育環境の整備のため、2023年度から 5 年程度をかけて端末を計画的に整備・更新するとともに、ICT 支援員の配置をはじめとする伴走支援を行う。

具体的な目標：1人1台端末を授業で活用している学校の割合の向上（2024年度：小学校93.3%、中学校90.8%）

2025年度末までに、全ての学校で必要なネットワーク環境が整備されるよう措置を講ずる。（他の項目の目標としても掲載）

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-70] 学校現場における AI の取扱いに関するガイドラインの策定と生成 AI 利活用事例の創出

- ・ 文部科学省において、生成AIの普及を受けて、2024年12月に「初等中等教育段階における生成AIの利用に関するガイドライン（Ver. 2.0）」を示したところであり、このガイドラインを踏まえて、学校現場におけるパイロット的な取組や校務での利活用に関する取組を実施する。

具体的な目標：2025年度の生成AIパイロット校指定校（指定校66校）の取組事例を取りまとめ、2025年度内に公表する。

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-71] 学校における働き方改革の推進

- ・ 学校における働き方改革の推進に向けて、今度 5 年間で（2029年度までに）、教師の平均の時間外在校等時間を約 3 割縮減し、月 30 時間程度に縮減するとの目標を2024年12月に設定・公表した。さらに、「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」の取組状況を含む、教育委員会における学校の働き方改革のための進捗状況について、政策ダッシュボードを活用した可視化に取り組む。引き続き、政策ダッシュボード等も活用し、全国の校務DXの実態を把握しながら必要な施策を進める。

具体的な目標：今後 5 年間で（2029年度までに）、教師の平均の時間外在校等時間を約 3 割縮減し、月 30 時間程度に縮減

主担当府省庁：デジタル庁、文部科学省

関係府省庁：—

### ○[No. 3-72] モビリティ・ロードマップの策定及びその推進

- 自動運転の社会実装に向けて目指すべき方向性を「モビリティ・ロードマップ2025」として取りまとめるとともに、運輸安全委員会への事故調査機関の設置を想定した検討など、自動運転を巡る社会的ルールの具体化に取り組んだ。
- 今後は、ドライバー不足等により眠る潜在需要を自動運転により充足、コスト面等の課題解決による既に運行中の自動運転のエリア等を拡大、技術的課題の解決により自動運転の適用範囲を拡大といった自動運転の事業化を前倒す取組を行う地域を、先行的事業化地域として10箇所程度選定し、各府省庁の支援策を集中させるとともに、潜在的な需要の掘り起こしや、需給一体となったモビリティサービスの効率化に応える交通商社機能の普及を進め、制度整備等を含めて、政府一丸となって自動運転の社会実装に必要な施策を着実に推進していく。

具体的な目標：先行的事業化地域の指定

運輸安全委員会を想定した事故調査機関の設置に向け手続の着手

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省

関係府省庁：内閣官房、経済産業省

### ○[No. 3-74] スマート農業技術の活用による生産性の向上

- 農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するため、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」及び同法に基づく基本方針に基づき、農作業の効率化等に資するスマート農業技術等の活用と併せた生産方式の転換、スマート農業技術等の開発・普及を進めるとともに、人材育成や高度情報通信ネットワークの整備、サイバーセキュリティ対策などの分野について、関係府省庁間で連携を図りながら、着実に推進する。また、スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進する観点から、農業者や研究者等の参画の下、経営に与える効果の分析や技術の客観的な評価の検討、成功・失敗事例の情報共有が可能なプラットフォームとしてスマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）を構築する。

具体的な目標：スマート農業技術を活用した面積の割合：約20%（参考値）（2024年）→50%（2030年度）

主担当府省庁：農林水産省

関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省

### ○[No. 3-73] 自動運転の審査に必要な手続の透明性・公平性を確保するための方策の取りまとめ

- 自動運転レベル4の事業化加速に向け、道路交通法及び道路運送車両法に基づく走行に係る審査に必要な手続の透明性・公平性を確保し、自動運転事業への新規参入の促進や拡大を通じて、社会的受容性の向上を図るため、審査内容や手続等の明確化や、国土交通省及び警察庁の主導による審査の効率化・迅速化（過去の審査事例やデジタル技術の活用の徹底による審査期間の短縮）、各都道府県に設置する「レベル4モビリティ・地域コミッティ」等による伴走型の支援等の取組を、関係府省庁が連携して2024年6月に文書として取りまとめ、公表した。2025年度は、取りまとめた文書に掲げた取組を引き続き実施するとともに、当該文書について、審査事例の増加・蓄積に伴い逐次改訂を行う。

具体的な目標：自動運転事業への新規参入の促進等による各地域における自動運転事業の拡大、社会的受容性の向上や事業化促進

主担当府省庁：警察庁、国土交通省

### ○[No. 3-75] 林業におけるデジタル技術の活用の推進

- 林業の生産性を向上させるには、新技术を活用した「林業イノベーション」を推進し、林業現場へデジタル技術の導入・定着を図ることが重要である。
- そのような中、航空レーザ計測による森林資源情報の高精度化が一定程度進むなど、デジタル技術の活用基盤は着実に進展しつつある。
- 一方で、林業でのデジタル技術の活用は、一部の者や分断的な利用にとどまるため、地域一体で林業活動にデジタル技術をフル活用する「デジタル林業」の実践・定着が重要であり、2023年度より「デジタル林業戦略拠点」の構築に向けた取組を開始した。
- 今後も、航空レーザ計測による森林資源情報の整備やデジタル林業戦略拠点の構築に向けた取組など、林業の生産性向上に資するデジタル技術の利活用を推進するための環境整備を継続する。

具体的な目標：航空レーザ計測を実施した民有林面積の割合：2026年度末までに80%

デジタル林業戦略拠点構築に向けた取組を実施する都道府県数：2027年度までに47都道府県

主担当府省庁：農林水産省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-76] 水産流通適正化制度における電子化推進対策

- ・ 水産物の流通に関しては、資源管理の徹底や、IUU（違法、無報告、無規制）漁業の撲滅等の観点から、違法漁獲物の流通防止対策の必要性が高まっている。
- ・ このため、漁業者等の届出、漁獲番号等の情報の伝達及び取引記録の作成・保存等が義務付けられる特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）が2020年12月に成立し、2022年12月に施行。
- ・ 同制度の円滑な運用に向け、引き続き、関係する漁業者、漁業協同組合、流通業者等の負担軽減を図るため電子システムの整備・運用等を図る。

具体的な目標：電子署名にも対応できる汎用性の高いシステムの構築（2027年度末）

主担当府省庁：農林水産省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-77] サイバーポートによる生産性の向上

- ・ 港湾では、これまで手続の電子化等に向けた取組は進められてきたが、現在も紙、電話、メール等で行われている手続や紙の書類が残っている。
- ・ サイバーポートは、港湾を取り巻く全ての情報を電子化し、相互にデータ連携することで、世界最高水準の生産性を有する港湾を実現することを目指すプラットフォームであり、港湾物流分野は2021年度から、港湾管理分野と港湾インフラ分野は2023年度から運用を開始している。
- ・ 2025年度は、港湾物流分野では海外貨物輸送情報の可視化等、港湾管理分野ではクルーズ船予約機能の構築等、港湾インフラ分野では他システムとの連携機能高度化等の機能改善及び利用促進、データ利活用を行う。

具体的な目標：サイバーポート（港湾物流）へ接続可能な港湾関係者数（2025年度 約650者）

サイバーポート（港湾管理分野）を利用する港湾管理者数（2028年度 134者）

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-78] 「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組の深化

- ・ 2022年度までは、ターミナル荷役能力を向上させ、荷役時間を短縮すること等を目的としている「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組を進めてきているものの、コンテナターミナルにおける更なる生産性向上や労働環境改善を早期に実現する必要がある。
- ・ 2023年度からAIターミナルの取組を深化させ、「港湾技術開発制度」を創設して、現場のニーズを踏まえた効果の高い技術開発を集中的に推進しており、2025年度も引き続き取組を進めていく。これにより、港湾における更なる生産性向上や労働環境改善が図られ、我が国経済・産業の国際競争力の強化に資する。

具体的な目標：「港湾技術開発制度」における採択中の技術開発件数（2025年度9件）

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-79] 公共SaaSの整備・活用支援

- ・ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四号）の施行（2025年3月8日施行）に伴い、同法における公共情報システム整備運用者の一類型として、公共情報システムについて行政機関等の情報システム以外に民間事業者が所有し行政機関等が利用する形態を「公共SaaS」と定義したところ、利用促進につながる整備運用ガイドの提供等の支援を通じて、情報システムの所有から利用する形態へのシフトを推進する。

具体的な目標：2025年度中に、公共SaaSの整備に関する基本的なガイドを提供する。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-80] 国・地方公共団体等のガバメントクラウド移行

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四号）の施行（2025年3月8日施行）を踏まえ、各府省庁、地方公共団体、独立行政法人等、公共SaaSによるガバメントクラウドの円滑な新規利用に関する支援を実施する。また、モダン化・移行の計画の支援等を通じて、将来の円滑な利用に向けた支援を行うとともに、コスト最適化・データ活用等のガバメントクラウド移行後の運用最適化支援を実施する。その他、今後更に一層、ガバメントクラウドの利用が増加することが想定されることを踏まえ、大規模なクラウド環境の効率的な管理の仕組みを実施する。

具体的な目標：・ガバメントクラウド上での基盤経費削減額（各府省庁のシステム）

2025年度末 29.7億円

※2025年度中までに本番稼働したシステムが対象、新規システムは対象外

- クラウドサービス、利用システムごとのコストを把握できること、コストの異常値を検出できること及び請求書情報と一致していることを確認できるダッシュボードを6月までに整備する
- ガバメントクラウドの利用状況やモダナイゼーションの進捗、システムの稼働状況とパフォーマンスを把握できるダッシュボードを9月までに整備する

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-81] 情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人の情報システムの整備及び管理

##### の推進

- デジタル庁は、総務省と協力して、情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人におけるデジタル化を推進する。
- 各主務大臣は、引き続き、目標の策定又は変更（情報システムに関する変更の場合に限る。）に当たりあらかじめデジタル庁に協議するとともに、評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて情報システムに関する意見を述べる。

具体的な目標：PMO設置法人数（全86法人での設置）

※2025年4月時点で全86法人中85法人においてPMO設置済みとなっている。

独立行政法人における情報システム整備方針を踏まえた情報システムの整備及び管理の実施

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：総務省

#### ○[No. 3-82] 公共情報システム開発者向け開発環境提供

- ガバメントクラウド上で公共情報システムを開発する者がアプリケーション開発やインフラのIaCコード開発を迅速に始められるように、開発環境一式を提供するサービスを2025年中に開発し、2026年春までにリリースする。これにより、スタートアップや地場のベンダー企業の公共SaaSへの参入ハードルを下げるとともに、開発環境の提供の中で、統制をかけたリリース管理環境等を提供することで、開発物に対する定型的なセキュリティチェックやソフトウェアサプライチェーンの可視化を可能とし、ガバメントクラウド上で開発のガバナンスを強化する。また、将来的には、AIを用いた開発を可能にすることで、開発者の開発効率を大幅に向上させ、開発期間の短縮にも貢献する。

具体的な目標：2025年中に開発し、2026年春までにリリースする。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

### ○[No. 3-83] ガバメントソリューションサービス（GSS）

- ・ デジタル庁は、各府省庁の業務実施環境（PCやネットワーク環境）をゼロトラストアーキテクチャによる政府共通の標準的な環境であるGSSに統合し、行政機関における生産性とセキュリティの最適化を図る。
- ・ 各府省庁は、引き続き、ネットワーク更改等を契機に、原則、この環境への移行を進める。
- ・ GSSでは、府省間ネットワーク、ガバメントクラウド等への接続、LAN環境等について、利用省庁やユーザー数の増大や高度化するセキュリティ脅威等に適切に対応し安定的なサービス提供を行うため、各府省庁の協力を得つつ、機能強化及び運用保守体制強化を進める。
- ・ さらに、人事異動期のユーザー権限の変更や府省システムへのデータ連携の自動化等により、利用者の利便性を高める等GSS AMS（アカウント管理サービス）の機能向上等を取り組む。

具体的な目標：2025年度末までに、環境省、法務省、公正取引委員会、気象庁のGSS移行完了。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

### ○[No. 3-84] 職員 ID 基盤の実現

- ・ 現状、各府省庁の情報システムのID管理・認証機能はシステムごとに整備されているが、システム整備の効率化・迅速化や、職員の業務効率化、多様な人材への対応等を図るために、政府全体として統合化された職員ID基盤を整備する。
- ・ 2023年度に実施した概念実証の検討結果に基づき、2024年度から職員ID基盤の実現に向けたシステム整備を開始した。2026年度中に職員ID基盤の基本機能の設計・開発を完了し、デジタル庁の政府職員を対象に先行する情報システムで利用を目指す。
- ・ また、GSSにおいてユーザ情報の登録・管理の中核機能を担っているGSS AMSと職員ID基盤の効率的な連携を検討し、職員認証サービス（GIMA）からの円滑な移行に向けて取組を進める。

具体的な目標：2028年度には、職員ID基盤が39システムの認証を担うことを目指す。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

### ○[No. 3-85] 旅費関連システム及び業務の抜本的な効率化と刷新

- ・ 「旅費業務プロセスの改善方針」（2023年9月8日旅費業務効率化推進会議決定）やデジタル環境の変化を踏まえ、システムのUI/UXの大幅な改善が必要とされているところ、改正旅費法施行後のシステム安定稼働を図りつつ、生成AIやデジタルアダプションプラットフォーム等を活用し旅費業務の更なる効率化を図る。
- ・ 2028年度末までの次期システム更改に向けて、旅費業務の簡素化と負担軽減を図り、旅行者が主たる出張業務に集中できる環境の醸成を目指しているところ、民間パッケージ製品を可能な限りカスタマイズせずに導入を行うことを視野に、システムアーキテクチャ策定や業務要件の見直しを進め、次期システムのサービス・業務企画（業務要件定義）を行う。

具体的な目標：・旅費法改正施行後のシステム安定稼働を図る

- ・ UI/UX改善に向け、生成AIを活用したチャットボットやデジタルアダプションプラットフォームを2025年度中にデジタル庁内及び一部府省庁に導入
- ・ 次期システム更改に向け、2025年度中に利用各府省庁等と業務要件定義を実施

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房

### ○[No. 3-86] 公文書管理のデジタル化

- ・ 行政文書の電子的管理についての基本的な方針（平成31年総理決定）及び公文書管理委員会での議論を踏まえ、制度面においては、政令、ガイドラインを改正し、デジタル化に対応した文書管理のルールの整備・浸透を図るとともに、システム面においては、デジタル庁及び内閣府が中心となり、公文書管理に係るシステム整備を進める。
- ・ 2024年度に実施した機能検証等を踏まえ、2025年度からシステムの設計開発を行い、2026年度に新たなシステムの段階的導入が開始できるよう、引き続き、デジタル庁及び内閣府において必要な取組を進め、制度及びシステムの両面から、デジタルを活用した確実かつ効率的な公文書管理の実現を目指す。

具体的な目標：2026年度 新たに整備する行政文書の管理のための情報システムの段階的導入の開始

主担当府省庁：内閣府、デジタル庁

関係府省庁：—

- 人事管理に係る情報システムに対する投資の効率性確保

主担当府省庁：内閣官房、人事院、デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-87] 情報公開事務のデジタル化

- 総務省と各府省等との間で整理してきた標準的な事務フローも踏まえつつ、総務省のフォローのもと、関係府省において、公文書管理のデジタル化の検討の進展に対応して、業務のプロセス全体が効率化されるよう業務改革（BPR）を行いながら、可能なものから順次措置を講じていく。

具体的な目標：各府省等における情報公開法に基づく事務のデジタル化の推進

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-89] 電子調達システムの効率化及び利便性向上による利活用の推進

- 電子調達システムの効率化を推進するため、連携システムである調達ポータルの統合、GビズID対応、リモート署名対応、電子契約システムの一部機能の共通化、事業者向けポータルとの連携を行うとともに、システム更改を実施することで利用者の利便性向上を図る。
- また、電子調達システムから公共工事の案件検索も可能となるよう、公共工事の電子入札システムとの連携の可能性を2025年度末までに検討する。
- 2028年5月からガバメントクラウドでの運用開始を目指す。

具体的な目標：・利便性向上に資する利用者満足度指標の向上（2028年度目標：70%）

・ガバメントクラウドへの移行（2028年5月から運用開始）

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-88] 国家公務員の人事管理情報のデジタル化

- 国家公務員の人事管理分野は、事務手続全体の電子化や府省共通の仕組みの構築等を通じたデジタル化による業務の効率化の余地は大きい。また、職員の働き方やキャリアの希望等に配慮しつつ、組織の方向性や戦略を見据えて戦略的に人事管理を行うことが重要となっており、これらの取組の基盤として人事管理情報をシステムで管理することが有効である。
- 人事管理情報のデジタル化に関する将来設計（令和7年3月デジタル社会推進会議幹事会決定）に基づき、職員情報管理共通システムについて、要件の調整やデータ基盤に係る実証を2025年度に実施し、段階的に整備を行うとともに、勤務時間管理共通システムの設計構築を2025年度に開始し、2026年度までに基本機能を整備する。研修管理についても、実証を通じてシステムの在り方の検討を進める。

具体的な目標：・人事管理業務の効率化による事務負担の削減

・求められる人事管理の在り方の変化への対応

#### ○[No. 3-90] 公共工事電子入札システムの統合

- 現在、政府内に公共工事分野における公共調達の電子入札システムが複数存在している状況。
- 2027年度末を目標に公共工事分野における電子入札システムの整備・運用等経費の削減を図るために各省電子入札システムの更改にあわせシステム統合を行う。
- このため、デジタル庁及び関係府省（文部科学省、農林水産省、国土交通省及び防衛省）は、2023年度から統合へ向けた協議を進めており、2025年度にはシステム統合に向けた調査研究をふまえ要件定義を取り纏める。また、システム統合及び運用へ向けて体制の整備を行う。

具体的な目標：統合による整備経費及び統合完了後の運用等経費の削減※2021年度より、約6億円のコスト削減

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：文部科学省、農林水産省、国土交通省、防衛省

#### ○[No. 3-91] 会計 DX

- 各府省共通業務のデジタル化推進の一つとして、各府省の会計業務のDXを推進する。重複入力や紙の介在等の非効率な業務が残存し、会計に関するデータ利活用の妨げとなっている予算執行業務を対象として、全府省庁を対象に調査を行い、徹底的なBPRやデータの統合・利活用等について検討を進める。

具体的な目標：会計業務の効率化（具体的な目標は全省調査を踏まえ設定）

会計データの統合・利活用（同上）

主担当府省庁：内閣官房

関係府省庁：デジタル庁、財務省

#### ○[No. 3-92] 警察業務のデジタル化

- 警察共通基盤上へのシステムの共通化・集約化を進めるとともに、更なる警察業務のデジタル化を図り、国民の利便性の向上や負担軽減、事務処理の効率化・コスト削減を進める。
- 運転者管理システムは2025年1月に全都道府県警察において運用を開始した。また、遺失物管理システムは2026年度末までに全都道府県警察において運用を開始する。
- 2023年度末から警察行政手続オンライン化システムの整備を進めているところ、2025年中の運用開始を目指し引き続き推進。
- クレジットカード納付やペイジー納付等の導入に向け、警察共通基盤の活用とその具体的措置の検討を2024年度末までに行ってきましたところ、引き続き、交通反則金の納付方法の多様化に向け、具体的措置の検討と関係府省庁との調整等を進め、必要な措置を実施。

具体的な目標：警察共通基盤上で全国の都道府県警察において運用開始

・遺失物管理システム：2026年度末まで

警察行政手続オンライン化システム 2025年末までに運用開始

交通反則金の支払い方法拡大：調整等がまとまり次第、必要な措置を講ずる。

主担当府省庁：警察庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-93] 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の機能刷新

- 国の競争的研究費制度の増加に伴う全体的な利用者及び申請数の増加に加え、制度改正対応、配分機関の増加への対応等、科学技術政策への足元からの着実な支援の必要性が存在する。このような現状において、今後もシステムへの運用的、機能的要求が続くことが見込まれ、2024年度にe-Radのあるべき姿を調査により明らかにしたので、その調査結果等を踏まえ、2027年度以降の全面的な更改を行う。

具体的な目標：競争的研究費の公募・実績報告を担うe-Radの機能を強化することを通じて、効果的・効率的な競争的研究費の執行を支援するとともに、システムの安定した運用を確保する。

個別の機能強化を超えて、競争的研究費制度に係る抜本的なDXを実現すべく、ユーザーの利用動向・利用ニーズ等も踏まえた今後のe-Radのあるべき姿を予備的調査を通じて定義した上で、最新の不正アクセス対策の実装を含めた2027年度以降のシステム機能刷新を目指す。

主担当府省庁：内閣府

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-94] ハローワークシステムを活用したサービスの充実

- 前回（2019年）のシステム更改により、オンラインによる求人・求職の申込み、求職公開している求職者への求人者からの直接リクエスト等を可能とするといったサービスのオンライン化及び支援の充実を図った。
- これらの取組により、以下の目標を実現する。
- 求職・求人活動一般について、自主的な活動を希望する者が来所を要せず、オンラインサービスで自主的に行えるようにする。

- 個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、事業所の実態把握を踏まえた求人充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。
- 今後、業務のデジタル化を一層進めるため、雇用保険業務を中心に見直しを行っていくこととしており、引き続き、ハローワークサービスの充実及びハローワークシステムの改善を図る。

**具体的な目標：ハローワークシステムの機能の追加**

ハローワーク求職者マイページ利用率（2025年度）：40%

**主担当府省庁：厚生労働省**

**関係府省庁：デジタル庁**

**関係府省庁：—**

○[No. 3-96] 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）による農地情報の一元化に資する農業委員会サポートシステムの運用

- 新規参入や農地の集積・集約化を検討している農業者等が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、2015年4月から、農地情報公開システム（現：農業委員会サポートシステム）にて、農地の所在や面積等を全国一元的に提供している。
- また、2023年4月から、農業経営基盤強化促進法に基づき農業委員会が実施する農業者等の意向把握や目標地図の素案作成等を可能とする機能をシステム改修により実装し、その運用を行ってきたところ。
- 今後は、地域計画の実現及び更新に向けて、最新の情報を反映した農地情報の整備・公表がより重要となってくるため、会計検査院からの指摘も踏まえ、引き続きシステムの適切な運用を行う。

**具体的な目標：農業委員会サポートシステムにおいて農地台帳を最新の情報に更新している農業委員会の割合（100%）**

**主担当府省庁：農林水産省**

**関係府省庁：—**

○[No. 3-95] DX 推進による水産資源管理の業務の効率化

- 改正漁業法により、漁業者は大臣許可漁業だけでなく、知事許可及び漁業権漁業についても漁獲報告・操業状況報告が義務付けられ、漁業現場の報告負担が増えている現状にある。
- 現場の漁獲報告の負担を軽減するために、これら報告のデジタル化を推進する。特に操業状況については、2027年度までにAI等の技術を利用して自動的に操業状況を収集及び報告する方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を図る。
- また、2026年度までに漁獲情報のワンストップを実現するためのデータ利活用や収集体制を検討する。
- また、データ収集・管理を行う水産庁行政システムについて、2025年度までに漁船・許可情報の一元管理システムを構築するとともに、2027年度までに新たな資源評価システムを構築し、資源管理業務の効率化を図る。

**具体的な目標：AI等の技術を利用した報告方法の検討・開発、制度運用（2027年度末）**

漁獲情報のワンストップに向けたデータ利活用・収集体制の検討（2026年度末）

漁船・許可情報の一元管理システムの構築（2025年度末）

資源評価のための新たなシステムの構築（2027年度末）

**主担当府省庁：農林水産省**

○[No. 3-97] 政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施等

- 各府省庁は、標準ガイドライン等を踏まえ、利用者の満足度やニーズ等を分析しつつ、ガバメントクラウドの利用検討の義務化も踏まえたシステム構造の最適化等に取り組むとともに、情報システムライフサイクル全体の費用対効果（将来コストの抑制、行政効率化等）の可視化を徹底し、コスト削減と効果の最大化を図る。
- デジタル庁は、後年度負担の増大等によりコスト構造が不適切とならないよう、新規投資や更改を中心に予算要求・執行等の各段階においてメリハリのあるレビューを実施するとともに、デジタル庁のレビュー結果も踏まえた予算編成が行われるよう、財務省との連携を更に強化する。積算根拠及び費用対効果の妥当性が確認できない場合は、原則、予算要求を認めない。また、プロジェクト計画書等のデータを集約・利活用して、統括監理を強化する。

**具体的な目標：**重点監理対象に対する予算要求レビュー実施割合の100%を目指す。

2020年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費計約5,400億円を、2025年度までに3割削減することを目指す。

新たに整備する情報システムや一定規模の情報システムを対象に、プロジェクト計画書等に基づき、情報システム経費や費用対効果を明らかにした行政事業レビューシートを作成し公表する。

**主担当府省庁：**デジタル庁

**関係府省庁：**内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、官内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

#### ○[No. 3-99] 国税情報システムに係るプロジェクトの推進

- 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に向けて、「利用者視点」の行政サービスづくりに取り組むため、デジタル庁においてサービスデザイン体制を強化し、行政におけるサービスデザインプロセスの標準化、研修や学習機会の提供、組織文化の醸成を推進する。
- 2024年度に制作した、サービスデザインプロセスの標準、先行事例、外部委託仕様書の作成方法等を記載したガイドブックについて、各府省庁や地方自治体等の行政機関、開発事業者に展開を図る。
- 国内外の有識者やデザインコミュニティとの連携を行い、行政におけるサービスデザイン活動を国内外に発信する。

**具体的な目標：**調達仕様書やプロジェクトに対するサポート（クオリティサポートを含む）の実施が5件以上

サービスデザインに関する具体的な伴走または実践事例数が3件以上

サービスデザインに関する事業者向け勉強会の開催

実務者/有識者との意見交換会の実施（3回以上）

**主担当府省庁：**デジタル庁

**関係府省庁：**—

#### ○[No. 3-99] 国税情報システムに係るプロジェクトの推進

- 「国税総合管理システム」（KSKシステム）については、2026年度に次世代システムの導入を目指し、その開発を進めているところ。
- 次世代システムは、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、①紙からデータ、②縦割りシステムの解消、③メインフレームからの脱却をコンセプトとしており、システム改修や機器運用等の経費の低減、AI等の最新技術の導入やデータ活用を容易にすることを目指す。
- また、次世代システムへの円滑な移行に向けて、現行システムとあわせ、税制改正に対応するための開発範囲や内容の精査、テストやデータ移行など、計画的に作業を実施していく。

**具体的な目標：**次世代システムの開発（2026年度システム更改）

システム運用等経費の低減

**主担当府省庁：**財務省

**関係府省庁：**デジタル庁

#### ○[No. 3-100] 国税地方税連携の推進

- 国税・地方税当局間で情報連携の仕組みを構築し、所得税・法人税申告書・法定調書等の情報について、連携の対象となる情報の拡大を図ることで両当局間における照会・回答や閲覧事務を始めとした課税・徴収事務について一層の効率化に取り組んできたところ。
- 2026年度に予定している国税情報システム及び地方税ポータルシステムの刷新・改修や地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に係る取組の進捗状況を踏まえつつ、費用対効果を考慮した上で、2026年度から2027年度までに順次連携の対象となる情報の更なる範囲拡大及び国税・地方税当局間での照会・回答業務のデジタル化を目指す。
- これらの取組により、国税・地方税当局間における書面による照会・回答事務や対面による閲覧事務を省略化し、国税・地方税当局双方の更なる事務の効率化を図る。

**具体的な目標**：2027年度までに連携対象となる情報を拡大

国税・地方税職員の業務の効率化

主担当府省庁：財務省

関係府省庁：総務省

#### ○[No. 3-101] 海事行政 DX の推進

- アナログな行政手続と情報の個別管理により関連産業の利便性向上、業務効率化及び安全性向上が課題となっている。
- 2024年度は、旅客船等事業者情報のDB化及び情報連携環境の整備に着手するとともに、海事行政全般のBPRの検討結果等を踏まえたシステム整備に必要な要件定義等を進めた。
- 2025年度は、海事行政情報の最適な連携を実現するため、海事行政のオンライン申請から手続完了までの業務効率化に向け、行政手続のデジタル化に対応した各DBの整備及び各DB間の情報連携機能を有する基盤システムの構築を実施する。

**具体的な目標**：2026年度以降、紙管理からDB管理への移行、手続のデジタル化及び各DB間の連携機能を順次整備することにより、海事行政情報の一体化的管理を実現。これにより、利便性向上を図り、業務効率化や生産性向上に加え、航行の安全性向上を図る。

また、水産庁及び都道府県が管理する遊漁船に関する行政情報のDB化の進捗に併せて、海事関係情報と遊漁船情報のDB連携を実現する。

主担当府省庁：国土交通省

関係府省庁：農林水産省

#### ○[No. 3-102] Visit Japan Web の安定運用

- 入管・税関手続に必要な情報のワンストップでの提供を可能とすべく、2025年4月より東京国際空港、成田国際空港及び関西国際空港において、Visit Japan Webが提供する入国審査・税関申告のための2次元コードの読み取りを前提とした「共同キオスク」の運用が開始された。そのうえで、Visit Japan Webについては、デジタル技術等の活用

による出入国審査業務の更なる高度化等に対応していくとともに、安定運用を実現する。

**具体的な目標**：システムの稼働率：99.9%以上

システムの登録率：30%以上

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、国土交通省

#### ○[No. 3-103] 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化

- 地方公共団体情報システムの統一・標準化については、原則2025年度末までの移行期限に向けて標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を推進するとともに、特定移行支援システムについて、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援する。
- また、標準化・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費への対応として、地方公共団体に寄り添った支援体制を強化するとともに総合的な対策に基づき、地方公共団体や事業者と協力して取り組む。
- こうした取組により、地方公共団体の人的・財政的負担の軽減や地域の実情に応じた住民サービスの向上への注力など所期の目標の早期の実現を目指す。

**具体的な目標**：基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、原則2025年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、その環境を整備する。また、全ての特定移行支援システムについて、円滑かつ安全な移行を前提に、2030年度までに標準準拠システムへの移行を目指す。

標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了後に、2018年度比で少なくとも3割の削減を目指すこととし、国は、デジタル3原則に基づくBPR・最適化を含めた業務全体の運用費用の適正化のため、継続的・横断的な分析を行い、当該目標の実現に向けた環境を整備する。また、目標の達成に向けては、2025年度までの達成状況や実証等を踏まえるとともに、為替や物価などの外部要因も勘案し、必要に応じた見直しの検討と達成状況の段階的な検証を行う。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：総務省

#### ○[No. 3-104] 情報連携のフロントヤード・バックヤード改革

- 標準準拠システムへの移行完了後の将来像とその実現に向けた施策について検討する。
- 具体的には、窓口DXaaS・給付支援サービスなどいわゆる共通SaaSや各種情報連携基盤との連携の拡充、住民向けプッシュサービスなどの更なる利便性向上、さらに、行政分野におけるVCの発行推進による本人を介した情報の連携・活用等の標準化されたシステムを活かし、AI分析を見据えた、ワンストップ原则等の実現拡充に資するサービス創出等に向けた検討を行う。
- 足元では業務・システム横断的な住民データの編集加工やシステム間の連携にかかる機能を希望する地方公共団体に提供しながら、連携の拡充に向けて周辺システム含め国が担うべき役割の検討を進める。

**具体的な目標：**職員の事務負担を軽減しながらプッシュ型サービスを提供するための環境を整備する。2026年度までに地方公共団体10団体が自治体内情報活用サービスを先行利用する。

「本人を介した情報連携」により行政手続のデジタル完結推進などを促進するため、本人を介した情報連携を実現する「IHVモデル」の構成要素であり、また機械可読・検証可能なデータによって信頼性を向上させる、DIW・VCの利活用推進のため、2027年度を目処に国内の行政分野における初のVC利活用ユースケースを創出する。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

**具体的な目標：**2027年度からの政府共通決済基盤の国庫納付機能の提供に向けて、2025年度に必要な設計を開始するとともに、2026年度からの開発に向けて、引き続き検討を行う。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-106] 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化の推進

- 人口減少社会においても公共サービスの維持・強化を図るには、約1,800の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要。
- 令和6年度共通化の対象となる11件の業務・システムについては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という）の同意が得られた共通化推進方針に基づき、国と地方が協力して取組を推進する。制度所管府省庁は、共通化推進方針に基づく取組については、定期的に連絡協議会に対し、進捗報告を行う。
- 令和7年度以降も、新たな共通化の対象について、連絡協議会が候補選定し、効果が高く、ニーズの高いものから順次取り組み、共通化に関するノウハウを蓄積しながら取組の精度を高めていく。

**具体的な目標：**共通化の対象となる業務・システムについて、国・地方デジタル共通基盤の整備運用に関する基本方針に基づき、効果が高く、ニーズの高いものから毎年順次選定していく。

主担当府省庁：内閣官房、デジタル庁、総務省

関係府省庁：内閣府、こども家庭庁、厚生労働省、国土交通省、環境省

#### ○[No. 3-105] 行政の手続におけるキャッシュレス化の推進

- デジタル庁において政府共通決済基盤を構築し、2023年度に地方公共団体へ納付する手数料の取扱いを開始。
- 引き続き地方公共団体での利用拡大を図るとともに、各府省庁におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、2027年度からの政府共通決済基盤の国庫納付機能の提供に向け、必要な設計・開発を進める。

### ○[No. 3-107] トータルデザインで目指す姿（スマートフォンで60秒で手続が完結）

- 行政関連手続における「スマートフォンで60秒で手続が完結」「7日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」実現に向け、セキュリティや個人情報保護等にも配慮し、システム・制度・業務の三位一体で業務効率化と利用者目線での体験向上を図る。
- まず、マイナポータルから戸籍情報連携システムを介した出生届のオンライン届出の取組を踏まえ、出生・子育て分野で多くの国民が申請・届出を行う手続を1つのフォームでオンライン一括申請できる環境の整備を目指す。その際、対象手続は出生届、マイナンバーカード、児童手当、低体重児届、国民健康保険に係る手続等を検討する。また、申請負担軽減等の観点から、同じ項目を1回の入力で済む仕組みや、行政機関等の保有情報の申請画面へのプレ表示により入力不要となる機能等も検討する。

**具体的な目標：**2026年度を目途に実現を目指すマイナポータルから戸籍情報連携システムを介した出生届のオンライン届出の取組を踏まえ、出生・子育て分野の手続に向け、オンライン一括申請ができる環境の整備を目指す。その際、対象手続については、出生届に加え、マイナンバーカード発行、児童手当、低体重児届、国民健康保険に係る手続等を検討する。

**主担当府省庁：**デジタル庁

**関係府省庁：**個人情報保護委員会、こども家庭庁、総務省、法務省、厚生労働省

**具体的な目標：**国民・住民に、国・地方の行政サービスを、柔軟かつセキュア、安定的に提供可能、「国・地方のネットワーク基盤の共用化が行われ、効率性が向上」、「国・地方の職員が、セキュリティを確保しつつ、一人一台のPCで効率的に業務ができる、テレワーク等の柔軟な働き方が可能」な環境を2030年頃までに目指す。

**主担当府省庁：**デジタル庁

**関係府省庁：**総務省

### ○[No. 3-109] 給付支援サービス

- コロナ禍の特別定額給付金の事務処理において、一連のプロセスがデジタル化されていないことなどにより迅速な給付ができなかったことを踏まえ、環境整備が必要であるところ、各自治体で個別にシステムを開発することは合理的ではないことから、デジタル庁において共同利用型のウェブサービスである給付支援サービスを構築している。
- 2024年度は、東京都の018サポートにおいて当サービスを提供、マイナポータルとの連携機能を実装したほか、給付金・定額減税一体措置に関する給付において、2025年度にかけて希望する自治体に対して当サービスの提供及び不足額給付のための算定ツールを提供した。
- 2025年度は、公共サービスメッシュに関する実証検証を進めるほか、引き続きUI/UXの継続的改善を行うことで一層のサービス向上を図り、中長期的な自治体業務のデジタル化推進に寄与していく。

**具体的な目標：**利用自治体数（実証検証を踏まえて2025年度に策定予定）

給付支援サービス利用により、申請受付から給付までに要する期間が紙申請時の半分以下に短縮される環境を整備

**主担当府省庁：**デジタル庁

**関係府省庁：**—

### ○[No. 3-108] 中長期の視点で全体最適となる「国・地方を通じたデジタル基盤」としてのネットワークの実現

- 今後、国・地方の適切な役割分担の下、国が主体的に整備するネットワーク基盤の共用化、地方へのゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入、行政職員の人材育成のための環境整備に向けた調査・分析・検証等を着実に進め、「2030年頃の国・地方のネットワークの将来像」（「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会報告書」参照）の実現を目指す。
- 具体的には、「国民・住民に、国・地方の行政サービスを、柔軟かつセキュア、安定的に提供可能」、「国・地方のネットワーク基盤の共用化が行われ、効率性が向上」、「国・地方の職員が、セキュリティを確保しつつ、一人一台のPCで効率的に業務ができる、テレワーク等の柔軟な働き方が可能」とすることを目指して実施中の検証で明らかになった課題を踏まながら取組を進める。

### ○[No. 3-110] 公共調達における支援・改革とデジタルマーケットプレイス（DMP）の展開

- 2024年度に本格的に活用を開始したデジタルマーケットプレイス（DMP）※について、国・地方公共団体による調達利用の普及及び独立行政法人等外郭団体での利用の検討、更なるクラウドソフトウェア（SaaS）を提供するベンダーの公共調達参入拡大を目指す。
- (※) 優れたクラウドソフトウェア（SaaS）等を国・地方公共団体が迅速・簡易に調達する仕組み
- このほか情報システムに関する公共調達については、これまで新技術の導入や公平・適正で透明かつ迅速な調達を目指し様々な取組を進めてきた。今後、これらの効果を見極めつつ、行政全体への取組の浸透を図るとともに、新規参入者の拡大や発注者の調達能力向上等に向け、不斷の取組を進める。

具体的な目標：・2025年度内に登録ソフトウェア数500、行政ユーザー数1000を目指す。

- できるだけ早期にDMPを通じた調達を国・地方公共団体において実現する。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

### ○[No. 3-111] テレワークの推進

- テレワーク導入率も首都圏一極集中となっており、ICTの利活用の格差や働きやすさ・働く機会の格差につながるため是正が課題。
- 相談支援や周知啓発等により導入が遅れている地方へのテレワークの普及を図ることで、地方における労働力を引き出し、地域への人材の定着や地域活性化、地方創生2.0の実現に貢献する。
- セキュリティ対策の考え方や対策例を示した「テレワークセキュリティガイドライン」等を必要に応じて策定・更新するとともに、周知啓発等を実施する。
- 国家公務員については、柔軟な働き方の実現や人材の獲得等の観点から、引き続きテレワークの定着を図る。テレワークの実施に関する統一的な基準を示すガイドラインや好事例等の周知により、各府省等におけるテレワーク環境の整備やテレワークを実施しやすい雰囲気の醸成等を促す。

具体的な目標：<民間のテレワーク>2025年度には、テレワーク導入企業の割合について、南関東・近畿・東海を除く地域では、2021年度の35.4%から10ポイントの引

き上げとなる45.4%を目指す。また、南関東・近畿・東海地域においては2021年度の60.2%を維持し、これらにより全国では55.2%を目指す。また、テレワーク導入済み企業における「テレワークセキュリティガイドライン」の認知状況を50%以上にすることを目指す。

<国家公務員のテレワーク>2025年度までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備。非常時における事業継続性の確保、職員のワークライフバランスに応じた多様な働き方を推進する観点から、効果的なテレワークを推進。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：内閣官房、人事院、内閣府、デジタル庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

### ○[No. 3-112] 公共サービスメッシュの整備等（マイナンバー制度に基づく機関間の情報連携）

- マイナンバー制度に基づく機関間の情報連携については、大量の情報連携やお知らせに対応する処理能力向上、コスト効率化等を実現するため、現行の中間サーバ等に相当する共通機能の提供や情報提供ネットワークシステムの刷新を行う。
- 2025年度中に共通機能を整備し、将来的な情報提供ネットワークシステムの刷新を見据えつつ、大量の情報連携等を早期に実現するための機能を2029年度を目途に整備する。2025年度以降、連携を開始する府省庁等は原則共通機能を利用、現在連携を実施中の府省庁等はシステム更改等のタイミングでの移行を目指し検討。地方公共団体は国の取組を踏まえ検討する。

具体的な目標：2028年度までに接続するシステム数 10システム

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：個人情報保護委員会、総務省

#### ○[No. 3-113] 公共サービスメッシュの整備等（地方公共団体内の情報活用）

- 地方公共団体保有住民データの高度な活用の実現及び制度改革等に柔軟に対応できる情報システムの実現に向けて、標準準拠システムへの移行後を見据え、必要な機能及び国が担うべき役割の検討を進める。足元では、職員の事務負担を軽減しつつプッシュ型サービスを提供するための環境整備、及び活用先サービスの利用促進を実現する。具体的には、標準準拠システムのデータ要件・連携要件との整合性も確保しながら、業務・システム横断的に住民データを共通ルールで抽出・加工する機能と、給付支援サービス等のいわゆる共通SaaS及び他の連携基盤へのデータ連携機能、並びにデジタル認証アプリを通じた民間サービスへの連携機能を提供する。2025年度より順次、希望する地方公共団体が住民データを活用できる機能を提供する。

具体的な目標：職員の事務負担を軽減しながらプッシュ型サービスを提供するための環境を整備する。

2026年度までに地方公共団体10団体が自治体内情報活用サービスを先行利用する。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：総務省

#### ○[No. 3-114] 窓口DXの推進

- 住民サービスの向上と窓口業務の効率化を実現する「書かないワンストップ窓口」の横展開を推進するため、ガバメントクラウド上の「窓口DXaaS」の導入支援や「窓口BPRアドバイザー」の派遣等を通じた住民の利便性向上、窓口改革の根幹であるバックヤード改革や推進体制づくりを通じた職員の業務負担の削減を図るとともに、公共サービスメッシュとの連携やシステム標準化への対応を検討していく。

具体的な目標：2026年度までに窓口DXaaSの導入自治体数340団体、窓口BPR派遣申請自治体数546自治体を目指す。また同年度以降については公共サービスメッシュやシステム標準化など、データ利活用による窓口全体の利便性向上と業務効率化を目指す。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-115] 地方公共団体等の声を直接聞く仕組みの更なる活用

- 徹底した国民目線で行政の施策を進め国民参加型のオープンガバメントを目指すため、国民、事業者及び地方公共団体の声を集めて政策に反映する。
- 特に、国民により近い、全国の地方公共団体職員と対等に議論する場として立ち上げた「デジタル改革共創プラットフォーム」を活用。
- マイナンバーカードの普及・利活用の加速等の施策において、現場を持つ地方公共団体職員との共創を強化する。
- 並行して、デジタル庁幹部と都道府県のDX推進担当者のホットラインである「デジタル政策相談窓口」を用い継続的な連携を図る。

具体的な目標：デジタル改革共創プラットフォーム（コミュニティ）の稼働率：100%

デジタル改革共創プラットフォームの月間ユーザー数：2025年度末 15,000人

デジタル政策相談窓口会議（オンライン開催）の会議後アンケートにおける取組満足度：7割以上

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-116] レガシーシステムのモダン化の推進

- 2024年度のレガシーシステムモダン化委員会の活動を通じて、産業界のレガシーシステム残存率や、レガシーシステムのモダン化の成功要因・阻害要因、
- 企業が取るべき対策の方向性を明らかにし、モダン化を進める上では、経営層の意識変革、企業が有するIT資産の可視化、業務プロセスの見直しと標準システムへの移行、上流人材の育成・確保と技術代替が重要であると結論付けた。
- レガシーシステムのモダン化の実行性を向上させ、産業全体のモダン化を推進すべく、企業のIT資産とDX・モダン化の進行度を可視化し、企業の進行度に応じた取るべき方策やアプローチを示すガイドラインや自己診断ツールの整備を、IPAを実行主体として進める。

具体的な目標：2027年6月を目指し、企業のDX・モダン化の進行度を可視化・診断するガイドライン及びツールを整備する。

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 3-117] デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進

- デジタル庁は、登記情報システム、国税総合管理システム、社会保険オンラインシステム、ハローワークシステム等、運用等経費の大きい情報システムや、デジタル庁の技術的知見や共通基盤を生かした整備を要する等の情報システムについて、各府省と共同でプロジェクトを推進することで、レガシーな構造の刷新や情報システムの経費削減、利用者の利便性向上、行政の効率化等を勘案した費用対効果の最大化、共通機能の活用、クラウド化、UI/UXの改善などを促進する。

具体的な目標：各府省と共同でプロジェクトを推進することで、レガシーな構造の刷新や情報システムの経費削減、利用者の利便性向上、行政の効率化等を勘案した費用対効果の最大化、共通機能の活用、クラウド化、UI/UXの改善などを促進

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-118] 社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進

- 日本年金機構が公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステムは、多年にわたり運用され、制度改正があり、極めて大規模であること等から課題がある。
- 年金の記録管理システムについては、発注者主導による公平性を確保した仕組みの整備やオープンなシステムへの転換などによる課題の解消に取り組み、業務の一層の改善を図る。

具体的な目標：年金記録の管理に係るシステムのオープン化及びデータ等の完全移行を安全・確実に実施（～2030年1月）

主担当府省庁：厚生労働省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-119] 文教施設の工事契約情報等に関するプロジェクトの推進

- 文教施設工事情報調達情報公開・収集システムでは文教施設の入札・契約情報、競争参加資格者情報及び工事・設計成績情報等の様々なデータを利用者に提供しているが、2004年に構築されたものであり、セキュリティ上のリスクや利用者のUI/UXが低い等に対する対応が今後の課題である。
- そのため、引き続きウェブサイトの運用保守を行うとともに、現行システムの更改時期である2027年度の移行を目指す。また、開発経費の低減を検討し、2025年度に調査研究を実施の上、2026年度にガバメントクラウド移行する等のシステムのモダン化を図りつつ運用業務の精査等による見直しを行い、効率的な運用を図る。

具体的な目標：利用者の利便性向上（2025年度に実施する調査研究で具体的なKPIを設定予定）と運用等経費の削減（2027年度までに2023年度の運用等経費と比較して2割削減）を図る。

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：—

#### ○[No. 3-120] クラウド技術開発の推進

- 既にデジタル社会における重要な社会基盤となりつつあるクラウドサービスについて、海外に過度に依存することなく我が国が自律的にそのサービス提供能力を確保するためには、我が国に根ざしたクラウドサービス産業を育て、競争力を高めていくことが不可欠である。

具体的な目標：引き続き、国内で安定的にクラウドサービスを供給できる環境を構築するために、クラウド技術の開発の支援を行っていく。

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：内閣府

#### ○[No. 3-121] 半導体戦略の具体化

- ・ デジタル産業やその基盤となる半導体を取り巻く環境変化を踏まえ、2023年6月に取りまとめた改定版「半導体・デジタル産業戦略」に基づき、5G促進法に基づく先端半導体の国内の安定的な生産基盤の確保や、経済安全保障推進法に基づく半導体の安定供給確保に向けた取組、次世代半導体の設計・製造基盤確立に向けた取組を推進する。
- ・ また、半導体産業が必要とする人材の育成・確保の実現に向けた各地域における産学官連携の仕組み・体制の全国展開や、半導体の設計・製造を担うプロフェッショナル・グローバル人材の育成、研究開発人材の育成に資するアカデミアの中核となる拠点の形成に取り組む。
- ・ さらに、2030年度までの7年間に10兆円以上の公的支援を行うことで、10年間で50兆円を超える官民投資を促し、約160兆円の経済波及効果を実現する。

具体的な目標：2030年に、国内で半導体を生産する企業の合計売上高（半導体関連）として、15兆円超を実現し、我が国の半導体の安定的な供給を確保する。

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：文部科学省

#### ○[No. 4-1] デジタル活用支援推進事業

- ・ 内閣府の世論調査によれば、70代以上のスマートフォン等の利用率が低くなってしまっており、高齢者等がスマートフォンを使いこなせないことによって、オンライン行政手続・行政サービスといった公助から取り残される可能性がある。
- ・ このため、2021年度から、民間企業や地方公共団体等と連携し、高齢者等のデジタル活用の不安の解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行うデジタル活用支援の講習会を実施しており、2025年度も引き続き、携帯電話ショップがない地域も含め、全国における講習会の実施を強力に推進する。
- ・ 上記の取組により、高齢者等がスマートフォンを活用し、社会全体のデジタル化の恩恵を受け、生き生きとより豊かな生活を送ることができる環境を整備する。

具体的な目標：デジタル活用支援の講習会を2025年度中に全国で実施

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 4-2] デジタル推進委員の活動の促進

- ・ デジタル社会の利便性を誰もが享受できる環境を作っていくため、既に国、地方公共団体、各種団体等が行っているデジタル機器・サービスに不慣れな方等に対する事業や取組とも連携し、これらの事業や取組に携わる方を情報処理推進機構（IPA）のデジタルスキル標準等を基に、横断的にデジタル推進委員またはデジタル推進およびかけ員として任命し、幅広く国民運動として展開していく。

具体的な目標：2027年度までに、5万人の任命を目指す。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：総務省

#### ○[No. 4-3] DXにおけるプライバシー保護ガバナンスの構築に向けた取組

- ・ 社会全体のDX推進に際しては、データの利活用と個人情報保護のバランスが重要であり、デジタル庁は個人情報等の取扱いに係る適切かつ効率的なガバナンス体制の構築等に取り組む。
- ・ この一環として、2024年度に導入した新たな制度やシステムの構築の際、個人情報保護の視点を企画段階から取り入れる考え方（プライバシー・バイ・デザイン）について、専門人材の活用、有識者の知見収集、研修等を通じ職員のリテラシー向上等をより一層進め、体制・プロセスの高度化に努める。

具体的な目標：プライバシー・バイ・デザイン対応プロジェクト数：5件

　　府内ガイドラインの発出

　　研修の実施

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

○[No. 4-4] 利用者視点による品質向上に向けた情報アクセシビリティ確保のための環境整備及び行政機関への浸透（利用者視点：サービス受益者のみならず、提供者の視点も含む）

- 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に向けて、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進。
- 総務省と連携し、情報アクセシビリティ自己評価様式の普及促進に取り組む。
- WCAG 2.2等の最新の技術動向を踏まえ、適宜ウェブアクセシビリティ導入ガイドブックの改定を図る。行政機関の情報提供や手続を目的としたウェブサービス等において、デザインシステムやガイドラインの拡充を行い、関係府省庁や地方自治体への展開を推進。
- ウェブサービス等のUIを開発する際に参考すべき簡易チェックリストやユーザー評価取得のガイドライン等を拡充、改善につなげる。
- ガイドラインに基づき、AI技術を活用して、要件定義における画面設計のプロトotypingツール提供ほか、各省のサービス等を評価し、改善案を提供する。

具体的な目標：デジタル庁所管の住民向けサービス領域のサービスにおけるウェブアクセシビリティ試験の導入率100%

アクセシビリティ自己評価様式に関する標準ガイドラインの記載の更新

サービスデザインに係るガイドラインの作成

AI技術を活用した、改善案を提供する仕組みの提供

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：総務省

○[No. 4-5] アクセシブルなICT機器等の総合的な開発普及推進事業/字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進

- 障害者等の利便増進に資するICT機器等の研究開発の推進及びその普及を図る。
- 障害者等のニーズとICT機器等の開発企業等のシーズのマッチング及び障害者向けICT機器等に関するデータベースの整備及び利用促進を図る。
- 企業等が開発するICT機器等について、情報アクセシビリティ基準への対応状況を自己評価する様式の普及を推進する。
- 公的機関のウェブアクセシビリティの確保の取組を強化する。

- 放送事業者等に対し、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費や生放送番組に対する字幕付与設備の整備費の一部について助成することにより、視聴覚障害者等向けテレビジョン放送の充実を図り、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現する。

具体的な目標：研究開発助成事業の事業化率50%以上：2025年度50%

データベースを閲覧して助成事業に応募した事業者数：2026年度80%

情報アクセシビリティ自己評価様式の作成件数：2026年度100件

総務省「自治体DX・情報化推進概要」による地方公共団体のJISへの準拠率：2027年度84.5%

在京キー5局における字幕番組、解説番組、手話番組の目標：

字幕付与可能な全ての放送番組に対する字幕付与率：2027年度までに100%  
解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組に対する解説付与率：2027年度までに15%以上

手話付与時間：2027年度までに1週間当たり平均15分以上

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：デジタル庁

○[No. 4-6] 政府ウェブサイトの発信力向上及び品質向上に向けた支援

- 利用者から寄せられている政府のウェブサイトに対する使いやすさ・分かりやすさ、アクセシビリティ等の課題を改善とともに、各府省庁における政府ウェブサイトの運営等に係る業務負荷軽減のため、各府省庁からの要請に応じて、デジタル庁において、コンテンツ管理システム、ウェブサイトの品質向上に寄与する機能等の提供を始めとする必要な支援を行う。

具体的な目標：・政府共通ウェブサイトツールズの活用件数

・デジタル庁による支援件数

・政府共通CMSの活用件数

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

○[No. 4-7] デジタル行政サービスの満足度や浸透度に関する調査事業

- インクルーシブなデジタル社会の実現のためには、デジタルを活用した具体的な課題解決によって良質な体験ができるようになることで、全てのユーザーがデジタルから排除されることなく、結果として「デジタル化」が「当たり前」となっていくことが必要である。本事業は、国民におけるデジタル行政サービスに対する満足度や各サービスの浸透度を、デジタル環境整備のための重要な指標と捉え、インターネット調査等を通じて毎年調査し、公表する。

具体的な目標：最低毎年1回の調査を実施し、調査結果の分析や公表を行う。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

○[No. 4-8] インターネット上の偽・誤情報等対策の推進

- インターネット上の偽・誤情報への対応について、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会とりまとめ」を2024年9月に公表。同とりまとめを踏まえ、対策技術の開発・実証、リテラシー向上、制度的対応等の総合的な対策を進めること。
- 画像・映像に加え、音声等を対象としたAI生成コンテンツの判別や、発信された情報の信頼性を確保する技術の開発・実証等を行う。
- リテラシー向上については、偽・誤情報対策等の官民が連携した意識啓発（DIGITAL POSITIVE ACTION）の実施を通じた、ウェブCMや各地でのシンポジウムによる広報等を行う。
- また、インターネット上の違法・有害情報への対応としては、情報流通プラットフォーム対処法に基づき、プラットフォーム事業者に対する実効的な対策を推進する。

具体的な目標：・インターネット上の偽・誤情報等に対する総合的な対策の推進

・対策技術の開発・実証の支援 10件以上

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

○[No. 4-9] 情報通信技術を用いた犯罪の抑止

- 国民が安心してインターネット等の情報通信ネットワークを利用し、その上を流通する情報を活用することができるようにする観点から、フィッシングやランサムウェアによる被害の防止や事後追跡可能性の確保等に向けた官民連携、インターネット上の違法情報・有害情報対策の推進、サイバー空間の脅威への対処能力の向上及び国際連携、サイバー事案に関する警察への通報・相談の促進、サイバー事案に関する注意喚起の実施等に取り組む。
- また、引き続きサイバー事案を始めとする犯罪の取締りの推進及び技術支援・解析能力の向上に取り組む。

具体的な目標：効果的な被害防止対策の推進

社会情勢を的確に反映したインターネット上の違法情報・有害情報対策の推進

サイバー事案の被害の未然防止・拡大防止に向けた注意喚起等の実施

サイバー事案に関する警察への通報・相談の促進

サイバー事案の取締りの推進及び技術支援・解析能力の向上

主担当府省庁：警察庁

関係府省庁：内閣官房

○[No. 4-10] サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保

- デジタル改革を進めるに当たって、政府機関、独立行政法人等のサービスにおいて、国民目線に立った利便性の向上の徹底と、国民への行政サービス等を安定して安全に提供するといった観点を含めたサイバーセキュリティの確保との両立が不可欠であることから、サイバーセキュリティ戦略、国家安全保障戦略及び、今般成立したサイバー対処能力強化法等を踏まえた施策を着実に講じていくことにより、サイバーセキュリティの強化に努める。

具体的な目標：※取組概要と同一

主担当府省庁：内閣官房

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 4-11] IoT セキュリティ対策の強化

- 脆弱性を有するルータ等のIoT機器を悪用したDDoS攻撃等のサイバー攻撃が増加し通信サービスへの脅威となっている。これに対処するため、NICTにおいて、マルウェア感染機器及び脆弱性を有する機器の調査を推進するとともに、ISPやメーカ等の関係者と連携して、利用者のリスク認識の改善と自身によるIoT機器の適正な管理を促す。また、ネットワークに接続するサイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器に対してISPが実効的に対応できるよう検討を進める。あわせて、IoT機器に攻撃指令を出すC&Cサーバについて、通信事業者が実施するフロー情報分析によって検知を行うなど攻撃インフラの観測能力向上を図るとともに、観測結果を踏まえ実効的な対策ができるよう検討を進める等、総合的なIoTボットネット対策を推進する。

具体的な目標：IoTボットネットに起因する重大な通信事故を発生させない

2025年度末までに、ルータ等のIoT機器に対して、セキュリティ対策を実施している管理者の割合を40%以上にすることを目指す。

2025年度末までに、NOTICEの取組に賛同して活動するインターネットサービスプロバイダ（ISP）、メーカ等を90者以上にすることを目指す。

フロー情報分析によりC&Cサーバの検知を行う事業者数を2025年度末までに2023年度末比で2倍以上を目指す。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 4-12] 諸外国のサイバーセキュリティ政策に関わる機関との連携強化

- 諸外国のサイバーセキュリティ政策に関わる機関との連携強化
- サイバーセキュリティ分野における協力関係構築の具体化に向けて、関係府省庁がそれぞれの政策分野において、米国、EU、英国を中心とする諸外国・地域等との間で、二国間の関係強化に向けた取組を進める。
- 2024年10月にOTサイバーセキュリティ原則に関する文書、2025年2月にエッジデバイスのための緩和戦略に関する文書への共同署名を実施したところ、海外当局による同原則

の取組に関する情報の収集を実施するとともに、我が国における同原則の普及に係る取組を実施する。

具体的な目標：米国、EU、英国等のサイバーセキュリティ当局との二国間・多国間協議を通じた関係構築

主担当府省庁：内閣官房

関係府省庁：内閣府、個人情報保護委員会、デジタル庁、総務省、外務省、経済産業省

#### ○[No. 4-13] サイバーセキュリティ分野における他国への支援・協力等を通じた我が国のプレゼンスの向上

- 対象国の重要なインフラ等に依存する在留邦人の生活や日本企業の活動の安定を確保し、当該国の健全なサイバー空間の利用の進展を促すのみならず、サイバー空間全体の安全の確保と直結するため、サイバーセキュリティ分野の能力構築支援は極めて重要である。
- 2021年12月に改定した「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」に基づき、関係府省庁間及び官民による連携を緊密化し、サイバー空間における新たな脅威や各国のニーズを特定した上で、日本の強みをいかす形で支援を行う。

具体的な目標：サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針に基づいた日ASEANサイバーセキュリティ政策会議等を通じたサイバー空間における法の支配の推進

主担当府省庁：内閣官房

関係府省庁：内閣府、個人情報保護委員会、デジタル庁、総務省、外務省、経済産業省

#### ○[No. 4-14] 日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC)プロジェクト及び大洋州島嶼国におけるサイバーセキュリティ能力構築支援

- ・ 国境を越えて利用されるサイバー空間では、国際連携の推進が不可欠である。特に、地理的に重要なASEANや大洋州島嶼国については、サイバーセキュリティに関する人材不足や能力の向上が課題。そのため、我が国から能力構築支援を実施する。
- ・ 具体的には、ASEAN地域については、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC)を通じて、政府関係者や重要インフラ事業者を対象として、情報通信研究機構が開発した実践的サイバー防御演習(CYDER)も活用した演習を行うとともに、大洋州島嶼国におけるサイバーセキュリティ能力構築支援では、AJCCBCの取組で得た知見を基に、各国の状況に合わせて基礎知識の習得も含めた演習を実施していく。

具体的な目標：自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の実現のため、また世界全体のサイバーセキュリティリスクを低減させる等の観点から、以下の目標を掲げて、地理的に重要なASEANや大洋州島嶼国におけるサイバーセキュリティの向上を図る。

ASEAN向けサイバーセキュリティ演習への参加者数：2025年度に100人程度

大洋州島嶼国向けサイバーセキュリティ演習への参加国数：2025年度に10か国程度

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

具体的な目標：—

主担当府省庁：内閣官房、デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 4-16] GSOCの着実な運用・GSOCのクラウド監視機能強化

- ・ クラウド化やテレワーク等の進展に伴ってサイバー攻撃の侵入起点となりうるIT資産・サービスが急増している等、サイバーセキュリティを巡る情勢は大きく変化している。政府機関においても、この環境変化に対応したサイバーセキュリティ対策の一層の強化が喫緊の課題となっている。
- ・ クラウド監視に対応したGSOCの機能強化等の推進及びGSOCの着実な運用に資するよう、政府の共通基盤を整備・運用するデジタル庁は、必要に応じ情報をGSOCに提供し、連携する。

具体的な目標：GSOCの運用による政府横断的監視の継続的な実施

デジタル庁からGSOCへの適宜の情報提供・連携

主担当府省庁：内閣官房

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 4-15] サイバーセキュリティの確保

- ・ NISCは、情報収集・分析から、調査・評価、注意喚起の実施及び対処と、その後の再発防止等の政策立案・措置に至るまでの一連の取組を一体的に推進するための総合的な調整を担う機能としてのナショナルサートの枠組み強化に向けた取組を進めつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに関し、必要な注意喚起の実施やセキュリティ監査、再発防止等の政策立案・措置等を行うことで、政府全体のシステムのセキュリティ確保を進める。
- ・ さらに、デジタル庁等と連携を図り、利用府省庁のニーズを踏まえ情報収集対象の府省庁を拡大し、収集する情報を増やすことで、更なるサイバーセキュリティ脅威情勢分析能力の強化及び政府機関のサイバーセキュリティの強化(GSOCとの連携を含む。)を取り組む。

#### ○[No. 4-17] 通信ネットワーク観測を通じた大規模データ収集等によるセキュリティ対策への貢献

- ・ サイバー攻撃が激化する中、我が国独自のセキュリティ分析能力及び政府機関のセキュリティ対策を強化するためには、脅威情報の一次生産及び活用によるサイバーセキュリティ対応能力の向上が必要である。総務省ではNICTを通じて安全性等を検証可能なセンサーを開発、政府端末に導入し、端末情報を集約、分析するプロジェクトCYROSSを実施している。デジタル庁及びNISC等と連携を図り、2025年度中に情報収集対象の府省庁を拡大し、収集する情報量を増やすこと、更なるセキュリティ脅威情勢分析能力の強化及び政府機関のセキュリティ対策の強化(GSOCとの連携を含む。)に取り組むとともに、脆弱性等を検知する国産検知ソフトの開発や、官民で利活用可能な脅威情報のデータベース化やAI活用による更なる能力強化にも取り組む。

具体的な目標：我が国が自力で未知の脅威情報を早期に検知する能力を確保する。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：内閣官房、デジタル庁

#### ○[No. 4-18] サイバーセキュリティ対応体制の強化

- 標的型サイバー攻撃被害企業への初動対応支援等を効果的に行うため、IPAにおける経済安全保障に係る高度なインテリジェンス機能を整備する。

具体的な目標：2025年度に200件の標的型サイバー攻撃関連事案を支援することを目指す。

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：—

#### ○[No. 4-19] サイバーセキュリティ戦略に基づく施策の推進

- データ戦略を推進するに当たっては、サイバーセキュリティの確保も重要となる。
- サイバーセキュリティ戦略（2021年9月28日閣議決定）では、セキュリティ・バイ・デザインの考え方に基づき、デジタル化の進展と併せてサイバーセキュリティ確保に向かた取組を同時に推進すること（“DX with Cybersecurity”）が重要であるとしている。また、「情報の自由な流通の確保」の原則を踏まえ、安全・安心なサイバー空間の利用環境の構築に向けた取組を進めることとしている。こうした観点も踏まえつつ、新たな価値創出を支えるデータ流通等の信頼性確保に向けた基盤づくりや、DFITを促進する観点からサイバー空間におけるルール形成等を推進する。

具体的な目標：※取組概要と同一

主担当府省庁：内閣官房

関係府省庁：デジタル庁

#### ○[No. 4-20] 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の継続的な見直しと監査等の取組

- 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に関して、最新の技術・脅威動向を機動的に取り込み、政府機関等の対策基準策定のためのガイドラインの改定や監査等を実施する。

具体的な目標：政府機関等における情報セキュリティ水準の維持・向上に資するため、政府機関等の対策基準策定のためのガイドラインの改定や、監査等の取組を実施する。

主担当府省庁：内閣官房

関係府省庁：—

#### ○[No. 4-21] 政府機関等のサイバーセキュリティ確保の戦略的推進

- NISCは2024年度から政府機関等のサイバーセキュリティ確保をこれまで以上に戦略的に進めるため、PDCAサイクルによる継続的な政策改善とOODAループによる機動的なオペレーション強化を進めることとしているが、デジタル庁などの関係省庁の諸施策及び各府省庁が自主的に行うサイバーセキュリティ対策は、「セキュリティ・バイ・デザイン」や“DX with Cybersecurity”といった考え方を踏まえつつ、これらと一体的に実施する。
- なお、前者としては2024年度のレッドチームテストの実施に向けた検討を踏まえ、2025年度から同テストを実施することとし、後者としては2024年度に開始した横断的なアタックサーフェスマネジメントによる脆弱性把握やプロテクティブDNSによる情報収集、大規模データの多角的分析に加え、2025年度から新たに開始する脅威情報共有基盤を用いた情報収集を行うこととしている。

具体的な目標：「セキュリティ・バイ・デザイン」や“DX with Cybersecurity”といった考え方方が一層重要なになっていることを踏まえて、政府全体としてのサイバーセキュリティ確保を推進する。

主担当府省庁：内閣官房

関係府省庁：—

#### ○[No. 4-22] サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(ISMAP)

- ・国際規格の改訂等に伴い、ISMAP管理基準の抜本改定を実施する。
- ・求めるセキュリティ水準の合理化を図り、クラウドサービス事業者の負担を下げる方向で検討を進めているISMAP制度の見直しについて、制度が担保している信頼性・安定性を保持しつつ、取組を進めていく。

具体的な目標：「ISMAP等クラウドサービスリスト」のサービス登録数を増加させることにより、政府機関等においてISMAPが定める安全性が評価されたクラウドサービスの利用を促進し、クラウド・バイ・デフォルトの更なる推進を図る。

主担当府省庁：内閣官房、デジタル庁、総務省、経済産業省

関係府省庁：—

#### ○[No. 4-23] クラウドサービスのセキュリティの確保

- ・総務省においては、2024年4月には、2022年10月に策定・公表を行った「クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン」の内容を解説した「クラウドの設定ミス対策ガイドブック」を公表。クラウドサービスに関するインシデント事案が発生しているため、前述のガイドライン等の普及啓発を継続して行う。

具体的な目標：2025年度では、2024年度に公表を実施した「クラウドの設定ミス対策ガイドブック」等のガイドラインを広報誌やセキュリティイベントを通じて事業者や自治体等に周知・啓発を図り普及促進に努める。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 4-24] 総合的な運用監視による強靭な政府情報システムの実現

- ・2024年度に整備した総合運用・監視システム（COSMOS）により、デジタル庁が運用する政府情報システムの横断的な稼働監視を開始しデジタル庁全体のITガバナンスを向上させシステムの状況の可視化を図ったところであり、2025年度以降はシステムの稼働状況等に合わせて監視対象を拡大し、さらに分析の高度化、ログを含めた必要な情報の収集等により監視機能を段階的に強化拡充していくことで、インシデント対応能力やレジリエンスなどを強化する。

具体的な目標：総合運用監視によりデジタル庁が運用する政府情報システムのインシデント等を早期に検知し、システムの早期復旧等のレジリエンス強化を実現する。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 4-25] 生成AI等を活用したサイバーセキュリティ対策強化

- ・AIをセキュリティ対策に効果的に活用する「AI for Security」の取組として、サイバーセキュリティ情報の収集・分析や生成AI等を活用した攻撃インフラの検知の精緻化・迅速化を実施する。
- ・AIに起因するセキュリティリスクを可能な限り回避・低減する「Security for AI」の取組として、セキュリティ分野におけるAIの安全かつ効果的な開発・提供に向けたガイドラインの策定等のほか、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）と米国等の様々な専門機関との連携によるAI安全性の研究開発を実施する。

具体的な目標：【「AI for Security」の取組】

- ・2026年度末までに、サイバーセキュリティ情報の収集・分析の自動化・高度化とグローバルデータベースの構築を実施。
- ・2026年度末までに、C&Cサーバ検知・分析を高度化するLLMのシステムの構築等の実施。

【「Security for AI」の取組】

- ・2025年度末までに、生成AIとセキュリティのガイドラインの策定・公表を実施。2026年度には、2025年度に公表したガイドラインの更新等を実施。
- ・2025年度末までに、AIの安全性確保に係る共同研究事業を推進する研究拠点を北米に構築し、米国等の専門機関との共同研究を開始。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 4-26] サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(常時監視)

- 2024年度に整備した常時リスク診断・対処（CRSA）システムにより、ガバメントソリューションサービス（GSS）におけるデジタル庁の業務端末の脆弱性等を対象にリスク診断を開始したところであり、2025年度においては検知した脆弱性等のリスクに対処するとともに、GSSを利用する他の府省庁を順次リスク診断の対象とし、またガバメントクラウド上の政府情報システムをはじめとするデジタル庁が運用するGSS以外の政府情報システムも段階的にリスク診断の対象とするために必要な機能拡充の検討や調整を実施する。

具体的な目標：CRSAシステムにより政府情報システムのリスク診断を行いリスクの状態を可視化して把握したうえで、必要な対処を優先的に実施することで全体のリスクを効率的に低減する。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房

#### ○[No. 4-27] サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(利便性とサイバーセキュリティ確保の両立)

- デジタル庁はNISCと連携し「政府情報システムの管理等に係るサイバーセキュリティについての基本的な方針」に基づき政府情報システムの整備・運用を実施し、各府省庁はデジタル庁による統括・監理を通じて当該方針の実装を進める。セキュリティ・バイ・デザインを前提としたシステム構築、クラウドサービス活用、サプライチェーン対策などセキュリティ分野における標準ガイドラインの策定や改訂を推進する。また、演習を通じさらなるセキュリティ強化を図るとともにデジタル庁の専門家チームにより情報システムの検証・脆弱性診断を実施し、デジタル庁の依頼に応じ政府系機関に対する知見を有する情報処理推進機構（IPA）により必要な情報システム監査を着実に進める。

具体的な目標：サイバーセキュリティに関する国際標準の改訂等を踏まえ、セキュリティ分野におけるデジタル社会推進標準ガイドラインの改定を行う。

デジタル庁が整備・運用する政府情報システム等に対する検証・監査の実施等により、システムの安定・継続的な稼働等を確保する。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房

#### ○[No. 4-28] 産業界等と連携したセキュア・バイ・デザインの実践

- IoT製品のセキュリティ要件の適合性を評価する制度（JC-STAR）のラベルを取得していることを2025年度中に政府調達における機器等の選定基準に含めるとともに、その普及に取り組む。欧米をはじめ諸外国における同様の制度との相互運用性確保に向けた調整を進める。
- 安全なソフトウェアの開発に関する産業界向けのガイダンスを整備するとともに、サイバーアイテム事業者が顧客との関係で果たすべき責務を整理した指針に沿った取組を確認するための枠組みを整備することで、国内の安全なソフトウェアの流通を促進する。さらに、こうしたガイドラインを海外にも発信し、我が国主導で国際的な安全なソフトウェア開発に係る枠組み作りを進めていく。

具体的な目標：・IoT製品のセキュリティ要件の適合性を評価する制度（JC-STAR）のラベルを取得していることを2025年度中に政府調達の選定基準に含める。

- 2025年度中に安全なソフトウェアの開発に関する産業界向けの導入ガイドライン案を策定し、サイバーアイテム事業者が顧客との関係で果たすべき責務を整理した指針を策定する。これらの文書に沿った事業者の取組を確認するための枠組みを整備する。さらに海外当局・枠組みとの連携を通じて国際的な共同指針の策定を目指す。

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：内閣官房

#### ○[No. 4-29] 中小企業を含むサプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策強化

- ・ サプライチェーンを構成する企業について、各企業のサプライチェーンにおける重要性や影響度に応じて満たすべきサイバーセキュリティ対策水準やその対策状況を可視化する仕組みを整備する。
- ・ 中小企業と情報処理安全確保支援士（登録セキスペ<sup>®</sup>）とのマッチングを促進する（アクティビリストの整備・普及展開）。
- ・ 「監視・駆け付け・保険」など中小企業に必要なサービスをまとめた「サイバーセキュリティお助け隊サービス」制度について、関係省庁や関係団体とも連携しながら全国的な普及を一層促進するとともに、同制度創設時からのリスク環境の変化等を踏まえた認定基準の見直し等を実施する。

**具体的な目標：**・2025年度以降の実証事業等を経て、2026年度中に「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」の運用を開始する。  
・2030年度までに情報処理安全確保支援士（登録セキスペ<sup>®</sup>）の登録者数を5万人に増加させる。  
・「サイバーセキュリティお助け隊サービス」制度について、引き続き、関係省庁や関係団体とも連携しながら全国的な普及を一層促進するとともに、2026年度までに認定基準の見直しを実施し、利用実績の増加を目指す。

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：内閣官房

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 4-31] 大規模演習環境の整備によるサイバーセキュリティ人材の育成

- ・ サイバー攻撃が巧妙化・複雑化する中、我が国のセキュリティ人材は不足しており、セキュリティ人材の育成を通じた対処能力の構築・強化が急務である。総務省では、行政機関や重要インフラ事業者等における、サイバー攻撃を受けた際の基礎的な対処能力を構築するため、NICTを通じて、実践的サイバー防御演習「CYDER」を、年間100回、3,000名規模で実施しており、2025年度以降も同規模で継続する。また、被害発生前に攻撃を阻止する等、より高度な対処能力を有する人材が一層求められているところ、実環境に近い大規模な演習環境を新たに構築し、各組織の中核的な対処人材向けに、攻撃者の視座をもった防御を実践するための演習を実施する。これらの人材育成の取組を通じて、社会全体のサイバーセキュリティの確保を図る。

**具体的な目標：**集合演習の開催回数（2025年度100回）

セキュリティ人材の育成数（2025年度3,000人）

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 4-30] 産学官連携による自律的なサイバーセキュリティ対処能力の強化

- ・ 巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対して自律的な対処能力を向上させるため、総務省では2021年度から、NICTを通じて、我が国に対するサイバー攻撃情報を国内で収集・蓄積・分析・提供し、また、これらの知見を活用してサイバーセキュリティ人材を育成するための共通基盤を構築・開放する産学官連携プロジェクト「CYNEX」を実施しており、2023年10月に参画組織による産学官連携アライアンスを発足させた。2025年度も、これまで実施してきたサイバー攻撃の観測や分析、人材育成に係る取組等を継続し、我が国のサイバー攻撃に対する自律的な対処能力の一層の向上を図る。

**具体的な目標：**CYNEXが提供するサイバーセキュリティ演習基盤の利用者数（2025年度までに延べ3,000人）

2025年度末までにCYNEXの参画組織数を100組織以上にすることを目指す。

#### ○[No. 4-32] 無線 LAN セキュリティの確保

- ・ 無線LANを活用する際のセキュリティ上の不安を払拭するため、利用者・提供者双方におけるセキュリティ対策状況の実態調査を実施するとともに、実態調査の結果を踏まえ必要に応じてガイドライン等を更新し、周知啓発等を実施する。

**具体的な目標：**2027年度末までに、無線LANのセキュリティ対策に係るガイドラインの認知状況を50%以上にすることを目指す。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 4-33] 地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の向上

- ・ 国・地方公共団体等のネットワークを通じた相互接続や情報連携がますます進展する中で、地方公共団体においてもサイバーセキュリティ対策の重要性が高まっていることから、総務省は、更なる地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の向上に取り組む。

具体的な目標：全ての自治体情報セキュリティクラウドの円滑な更新を行う。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：—

#### ○[No. 5-1] 企業DX推進に資するデジタル人材育成

- ・ 生成AI時代には変化をいとわず学び続けることが必要。個人に合わせたスキルアップを継続的に行うため、スキル情報の蓄積、試験や教育コンテンツの推奨、保有スキルのデジタル証明を可能とする個人向けIDのプラットフォームを構築する。また、収集したスキル情報を労働市場で活用する仕組みを検討する。
- ・ これまでシステム開発技術者を育成してきた情報処理技術者試験は、DX推進人材の育成に向けて進化する必要がある。AI活用に不可欠なデータマネジメント、全ての人が備えるべきデジタルリテラシー等の立ち上げを念頭に試験構造を見直すとともに、デジタルスキル標準を改訂する。
- ・ 地方独自の目線で独創的なアイデアや技術を持つ若手トップデジタル人材輩出に向けて、メンターによる育成事業を各地域で実施する。

具体的な目標：2026年度末までに政府全体でデジタル推進人材を230万育成するという目標に貢献する。

メンターによる才能ある人材の発掘・育成を地方にも横展開し、育成規模を2027年には「年間で500人」へと拡大するという目標に貢献する。

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：—

#### ○[No. 5-2] 政府デジタル人材（部内育成の専門人材）の確保・育成

- ・ 各府省庁は、政府デジタル人材について、更に確保を進めるとともに、「デジタル人材確保・育成計画」において、スキル認定等に係る具体的な目標、高位のポストまでを見据えた人事ルート例等を設定し、計画的かつ適切な育成を行う。また、各府省庁の取組状況については、デジタル社会推進会議副幹事会等において引き続き共有を図る。民間のスキルを比較できるよう、資格試験等に合格し、スキル認定を受けた者への待遇の確保を進める必要がある。  
手当等を活用し、一定の給与上の評価を行う取組の拡大を図り、政府デジタル人材の育成を加速する。  
管理職向け研修等の更なる充実が必要である。  
管理職がリーダーシップを適切に発揮できる取組のほか、AIの活用、業務改革（BPR）、サービスデザインなど最新の取組に係る研修等も推進する。

具体的な目標：情報システム統一研修修了者数

主担当府省庁：内閣官房、デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 5-3] 高度デジタル人材（外部から登用する高度な専門人材）の確保・協働

- ・ 各府省庁においてはデジタル技術を用いた業務の効率化や抜本的な業務改革のため高度なITスキルとともに、サイバー攻撃の洗練化・巧妙化を踏まえサイバーセキュリティに係る高度なスキルなどを持つ専門人材の活用が引き続き課題である。デジタル庁やNISCにおいては、高度専門人材の登用を行い、各府省庁に対する支援・助言を実施する。

具体的な目標：高度専門人材の活用による業務の効率化や抜本的な業務改革、サイバーセキュリティ対策水準の向上等の推進

主担当府省庁：内閣官房、デジタル庁

関係府省庁：—

#### ○[No. 5-4] AI 関連人材の確保と教育振興等、AI 分野の国際的協調の推進

- ・ 次世代半導体やAI等の開発に係る若手研究者育成や、AIモデルの透明性・信頼性等を確保する産学官ネットワークや大学・研究機関等の緊密な連携体制の構築を支援する。AIスキル等を有する人材の確保・育成支援や個人のスキル情報の蓄積・可視化等を進める。組織内のデータ整備を担うデータマネジメント人材の育成を強化する。
- ・ 広島AIプロセスを更に前進させるためAI開発企業等の支援も得つつフレンズグループを活用し、開発途上国との連携を強化する。AIガバナンスにおけるルール形成の議論を主導する。有志国・地域と強固に連携した開発体制や大学や国立研究開発法人等が緊密に協力し、産学連携体制を強化する。AI開発者間のノウハウ共有やグローバルテックとの交流等を官民で促進し、特にグローバル・サウスとの協力モデルを打ち出す。

**具体的な目標：**AIに関する技術的知識、倫理やガバナンスに関する知識など様々な横断的知見等を有する人材の確保等を行いつつ、広く国民がAIのメリットを享受できるよう必要な知識を国民に浸透させる教育の振興に取り組む。

AIの研究開発や活用は国境を越えるものであるため、国際連携や世界と我が国の規範の相互運用性の確保が重要であり、国際協力を推進するとともに、産学官が連携して国際的な規範の策定に係る議論を主導する。

主担当府省庁：内閣府

関係府省庁：総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

#### ○[No. 5-5] 人材育成や研究開発を含めたサイバーセキュリティ供給能力の強化

- ・ 「サイバーセキュリティ産業振興戦略」(2025年3月)に基づきスタートアップ企業への支援やマッチングの場の創出、政府機関等による積極的な国産製品の活用、セキュリティサービス提供事業者の品質評価制度の構築、技術・研究開発の促進・拡充等の具体的な取組を進める。高度なサイバーセキュリティの技術・知見を有する大学生・高校生等の若年層の発掘・育成を目的とする「セキュリティ・キャンプ」につき、AI等の特定の分野において高度な知見・技能を有する者向けのサイバーセキュリティ教育プログラムを新たに設置する。修了生の活躍状況の共有、継続的な研鑽及び知見やノウハウの社会還元等を通じた人材の価値向上等を目的とした修了生コミュニティを整備する。IPA「中核人材育成プログラム」の受講者拡大に向けた模擬プラントの新たな整備や更新を進める。

**具体的な目標：**2035年度までに国内企業のサイバーセキュリティ製品・サービスに係る売上高を約3兆円超にすることを目指す。

「セキュリティ・キャンプ」について、2025年度に特定の分野に特化したサイバーセキュリティ対策の実装を担う人材の育成プログラムを新たに設置する。

2025年度にサイバーセキュリティ人材の価値向上活動等を目的とした、「セキュリティ・キャンプ」修了生を対象としたコミュニティの整備を実施する。

中核人材育成プログラムの受講者の拡大に向けて新たな模擬プラントを整備する。

主担当府省庁：経済産業省

関係府省庁：—

#### ○[No. 5-6] 数理・データサイエンス・AI 教育の推進

- ・ 「AI戦略2019」において、2025年度末までに、文理を問わず全ての大学生・高専生が初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得すること、一定規模の大学・高専生25万人が自らの専門分野への応用基礎力を習得することが目標に掲げられており、その実現に向け、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」を創設し、2021年度よりリテラシーレベル、2022年度より応用基礎レベルの認定を実施するとともに、引き続きモデルカリキュラムの継続的な見直しや教材等の作成・公開等、数理・データサイエンス・AI教育の普及・展開を推進する。
- ・ 大学院における人文・社会科学系等の分野と情報系の分野を掛け合わせた学位プログラムの構築に向けた取組を推進する（2022年度選定：6大学、2024年度選定：3大学）。

**具体的な目標：**「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」において、認定を受けた大学等における1学年当たりの育成可能規模（2025年度末までにリテラシーレベルで約50万人／年、応用基礎レベルで約25万人／年の規模の大学等が認定を受けることを目指す）

大学院における人文・社会科学系等の分野に情報系の分野を掛け合わせた学位プログラムにおいて、学位プログラムの構築数及び構築した学位プログラムを修了した学生数（各大学が当初設定した目標への達成状況）

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：—

### ○[No. 5-7] 統計エキスパート人材育成プロジェクト

- データサイエンス系学部・学科を新設する大学が急増する中、欧米や中国・韓国などに数多く存在する統計学部・学科が欠落してきた日本では、データサイエンスの中核を成す統計学の専門教員の不足が深刻な問題となっている。これに対応するため、統計数理研究所が中核となり、全国の大学等が参画するコンソーシアムを形成。コンソーシアムにおいて、全国の大学等の若手研究者を統計学の専門教員に育成し、育成された教員が全国の大学等の大学院生を、統計を駆使して学術研究や産業振興に貢献することのできる統計エキスパートに育成する。このようなコンソーシアムの取組により、デジタル人材育成の好循環システムを構築する。

具体的な目標：大学統計教員の育成（2025年度末 計38人）

　　大学院での統計エキスパートの育成（2030年度末 計500人）

　　コンソーシアムのすそ野拡大（2025年度末 30参画機関）

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：—

関係府省庁：—

### ○[No. 5-9] デジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化

- <高校>大学段階におけるデジタル等成長分野への学部転換の取組が進む中、高校段階において理系学部進学率を向上させ、デジタル等の成長分野を支える人材育成の抜本的強化を行う必要がある。このため、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などを通じてICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援する。
- <専修学校>最新の知識・技能を習得できるリカレント教育コンテンツを作成、学科のカリキュラム高度化、理系分野への転換・新設を推進し、専修学校における人材育成を図る。また、ICTを活用した理系教育プログラムを開発・実施する学校に対し、必要な環境整備の経費を支援する。

具体的な目標：<高校>採択校における情報II等の履修率の向上（目標50%以上）、採択校の大学理系学部進学率向上（約5%増）

<専修学校>専門学校が輩出するIT人材の増加（2030年度末15%以上）

主担当府省庁：文部科学省

関係府省庁：—

### ○[No. 5-8] 情報教育の強化・充実

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、「情報活用能力」の育成に向けて、情報教育の強化・充実を図る必要があることから、これまでにも、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図るために調査研究を行ってきた。
- また、情報モラル教育に関する教員（指導者）向けセミナーや児童生徒を対象としたコンテンツの充実を図っているところである。
- これらの取組を通じて、学習の基盤となる資質・能力である「情報活用能力（情報モラルを含む）」を確実に教育課程全体で育むことを推進する。

具体的な目標：情報活用能力レベル向上（小：レベル3以下の減少、中：レベル5以下の減少（※））

（※）情報活用能力を9段階に分けて、児童生徒の情報活用能力の育成状況について調べる文科省調査による。2021年度調査では、小：レベル3以下は49.9%、中：レベル5以下は57.1%）

情報モラル指導者セミナー参加者の増加（前年度比30%増）

主担当府省庁：文部科学省

### ○[No. 5-10] 都道府県と市町村が連携した推進体制の構築と地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の促進

- 全ての都道府県が市町村と連携し、その中で市町村が求めるDX支援のための人材プールを構築できるよう、総務省は、都道府県による市町村支援のためのデジタル人材の確保について地方財政措置を講じるとともに、地方公共団体が計画的にデジタル人材の確保・育成に取り組めるよう伴走支援やノウハウ・優良事例等の横展開にも取り組み、各都道府県における取組状況や課題の把握に努めつつ、取組の加速化に向けて、更なる支援の充実を図る。また、総務省は、市町村におけるCIO補佐官等の任用等や、地方公共団体におけるDX推進リーダーの育成について地方財政措置を講じるとともに、デジタル庁など関係省庁と連携し、デジタル人材の確保や専門人材の派遣などを引き続き支援していく。

**具体的な目標**：2025年度中に全ての都道府県で市町村と連携した推進体制（デジタル人材メール機能を含む）が構築できるようにする。

**主担当府省庁**：総務省

**関係府省庁**：—

**主担当府省庁**：デジタル庁

**関係府省庁**：内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、外務省、経済産業省

○[No. 5-11] 女性デジタル人材育成の推進

- ・ 女性の就労支援や女性の経済的自立、デジタル分野におけるジェンダーギャップ解消のため、就労に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援を推進している。
- ・ 2024年度までの3年間、集中的な取組を行った「女性デジタル人材育成プラン」については、主要な取組実績の把握なども行いつつ、プランの施策の在り方について、必要な見直し等を行う。
- ・ 地方公共団体が関係団体と連携して行う、女性のデジタルスキル取得・向上のための学び直し・教育訓練や就労支援等の地域の実情に応じた取組を引き続き後押しする。
- ・ 地方公共団体や企業等の優良事例をまとめた事例集について、引き続き全国各地域へ取組の横展開を図る。

**具体的な目標**：—

**主担当府省庁**：内閣府

**関係府省庁**：—

○[No. 5-12] 行政機関におけるデジタル人材育成に向けた国際協力

- ・ デジタル人材の枠組み（フレームワーク）に基づき、必要とされる人材のスキル等を明確にするだけでなく、そのためのトレーニングに関しては、諸外国の政府機関等が提供する人材育成の枠組みや研修について協力を得るとともに、我が国からも有益である分野について情報提供等を行う。また、人材交流やワークショップの共催など、短期的にも外部の知見を獲得し、国内に活用できるような取組を推進する。

**具体的な目標**：デジタル人材育成に向けた専門家会合の実施

## デジタル社会の実現に向けた重点計画

### 第3 工程表

※ 本工程表は、「第2 重点政策一覧」に記載する施策の取組スケジュールを示すものである。

**デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表**

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
1-1	AIイノベーション促進とリスク対応の両立	AI戦略本部の設置																	内閣府	—		
		AI基本計画の策定																	内閣府	—		
		ガバナンスの実現																	内閣府	—		
1-2	AIの活用環境の整備と利活用の促進	政府AI基盤（ガバメントAI（仮称））の構築																	デジタル庁	—		
		AI利活用に資する行政データの整備及び普及（政府保有データのAI活用、評価用データセット）																	デジタル庁	—		
		行政機関におけるAI利活用の促進（問合せ対応のAI活用（行政職員利用、国民利用））																	デジタル庁	—		
		AI利活用に向けたユースケースの発掘及び制度課題の把握																	デジタル庁	—		
		AIの実装及び利活用のための技術検証																	デジタル庁	—		
		「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」に基づく、政府における適切な生成AIの調達・利活用の推進																	デジタル庁	総務省、経済産業省		
		「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」に基づく、政府における生成AIのガバナンス体制の早期構築（各府省におけるCAIOの設置・充実的利活用アドバイザリーボードの設置等）																	デジタル庁	総務省、経済産業省		
		「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」に基づく、政府における生成AIのガバナンス体制の推進																	デジタル庁	総務省、経済産業省		
		「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」に基づく、政府における生成AIの利活用状況の把握と利活用事例の監視																	デジタル庁	総務省、経済産業省		
		先進的AI利活用アドバイザリーボードにおいて、ニーズを踏まえ、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」の内容改定の議論を行い、必要に応じガイドラインの改定を実施																	デジタル庁	総務省、経済産業省		
		先進的AI利活用アドバイザリーボードにおいて、ニーズを踏まえ、政府全体の効率的・効果的なAIシステムの在り方についての議論を行い、必要に応じ方向性の整理とまとめを実施																	デジタル庁	総務省、経済産業省		
		AI利活用を前提としたサービスデザインを実現するためのガイドブックの作成について、庁内AI利活用事例を中心とした討議を進め、フロントタイプの作成に取り組む																	デジタル庁	—		
1-3	AIの適正性の確保、AIに関する調査研究等	AIの適正性の確保																	内閣府	経済産業省、総務省		
		AIに関する調査研究等																	内閣府	—		

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
1-4	我が国における高度な課題解決のための言語型人工知能の実現に向けたデータ整備、評価及び研究開発	学習用言語データ整備の継続																	総務省	—		
		LLM開発者等との調整・データ提供																	総務省	—		
		能動的評価基盤の構築・運用																	総務省	—		
		AI・コミュニケーション技術の高度化を推進																	総務省	—		
1-5	民主主義的な価値に基づいた人間中心のAI原則の実践の支援	広島AIプロセス・フレンズグループ及びパートナーズコミュニティの運営																	総務省	外務省		
		広島AIプロセスのアウトリーチ																	総務省	内閣府、デジタル庁、外務省、経済産業省		
		GPAI東京専門家支援センターの立ち上げ																	総務省	—		
		GPAI東京専門家支援センターを通じたプロジェクトの実施																	総務省	—		
1-6	行政通則法的観点からのAI利活用に係る検討	行政機関におけるAI利活用の実態把握																	総務省	—		
		行政通則法的観点からのAI利活用調査研究会における検討																	総務省	—		
1-7	デジタル技術を用いたパブリックコメント業務の効率化	パブリックコメント業務におけるAIの活用に向けた方針検討、AIのプロトタイプの試作等																	総務省、デジタル庁	—		
		パブリックコメント業務におけるAIの活用等																	総務省、デジタル庁	—		
1-8	デジタル技術の活用による在留審査及び難民等認定審査の迅速・高度化並びに不法滞在者の縮減	現状分析、課題の整理・調整等及び方針策定																	出入国在留管理庁	—		
		各種施策の執行・実施等																	出入国在留管理庁	—		

2

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
1-9	労働基準監督DX	ウェブサイトの要件定義																	厚生労働省	—		
		ウェブサイトの予算要求・調達																	厚生労働省	—		
		ウェブサイトの構築																	厚生労働省	—		
		ウェブサイトの運用																	厚生労働省	—		
		AIを活用した監督指導対象事業場の選定検討																	厚生労働省	—		
1-10	脳と情報通信の融合研究による次世代ICTの開発推進	脳と情報通信の融合研究による次世代ICTの開発・実証																	総務省	—		
		脳と情報通信の融合研究による次世代ICTの成果普及・展開活動																	総務省	—		
1-11	地方創生2.0の実現	デジタル地方創生サービスカタログやモデル仕様書を使用したサービス数の拡大																	デジタル庁	内閣官房		
		デジタル公共財の共同利用・共同調達により地方創生に取組、地域でデジタル実装を主導する自治体数の拡大																	デジタル庁	内閣官房		
1-12	デジタル公共財の横展開加速	複数自治体における共同利用・共同調達の加速によるデジタル公共財の普及促進																	デジタル庁	内閣官房		
		デジタル公共財を活用したデジタル実装事業数の拡大																	デジタル庁	内閣官房		
1-13	デジタル地方創生サービスカタログの改定及び自治体の調達支援を通じた優良事例の展開	サービスカタログの公表・改定																	デジタル庁	内閣官房		
		モデル仕様書の公表・改定																	デジタル庁	内閣官房		
		地域への支援策の検討																	デジタル庁	内閣官房		
1-14	エリアデータ連携基盤の共同利用及びデータ利活用の促進	自治体との意見交換等																	デジタル庁	内閣官房		
		利用実態調査																	デジタル庁	内閣官房		
		共同利用ビジョンの策定・ガイドブックの更新																	デジタル庁	内閣官房		

3

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
1-15	地域幸福度（Well-Being）指標の更なる推進	対象自治体の拡大、活用支援	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	内閣官房		
		指標サイトの運用	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	内閣官房		
		指標の改善	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	内閣官房		
1-16	デジタルライフライン全国総合整備計画	デジタルライフライン全国総合整備計画の策定	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	—		
		アーリーハーベストプロジェクトを通じた先行地域における社会実装	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	—		
		デジタルライフライン全国総合整備計画のフォローアップ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	—		
		全国展開の促進（先行地域の横展開を含む）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	—		
1-17	web3技術の活用による地方に眠る価値のグローバリ化	web3技術の活用による地方に眠る価値のグローバリ化への引き直し	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	—		
1-18	web3の推進/web3の環境整備	web3の健全な発展を担う主体とアイデアの振野の拡大	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	—		
		相談窓口の拡大	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	—		

4

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
1-19	ドローン利活用の推進	ドローン航路の整備（河川上空30km）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	—		
		ドローン航路の整備（河川上空100km）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	—		
		ドローン航路の整備（河川上空1万km）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	—		
		ドローン航路の整備（送電線上空150km）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	—		
		ドローン航路の整備（送電線上空1万km）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	—		
		ドローン航路の整備（送電線上空4万km）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	—		
		災害時のドローン活用推進	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省、国土交通省 内閣府（防災）、総務省消防庁、警察庁、経済産業省、国土交通省、防衛省	—		
		物流等でのドローンの利活用拡大に向けた施策の検討・推進	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省、経済産業省	—		
		飛行許可・承認手続期間の短縮（システムの改修等）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		ドローンの社会実装に向けた環境整備（UTMstep2導入）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		型式認証に関する規定及びガイドラインの英語化	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		制度のさらなる運用改善の検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		説明会等の実施による型式認証の取得促進	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
1-20	デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成推進	デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		関係府省で連携した施策の推進	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
1-21	デジタル技術と郵便局を活用した地域の持続可能性の確保	実証事業の実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	総務省	—		

5

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
1-22	地域交通DXの推進	コンセプトの検討																	国土交通省	—		
		地域交通DXのベストプラクティス開発																	国土交通省	—		
		協調領域における標準仕様の策定																	国土交通省	—		
		開発成果のラッシュアップ・プロダクトレベルへの引き上げ																	国土交通省	—		
		開発成果の社会実装																	国土交通省	—		
1-23	地域交通の持続性確保のためのデータ連携・活用	先行自治体におけるモビリティデータ連携・活用基盤の構築・実装																	内閣官房	—		
1-24	スマートシティ施策の推進	2024年度スマートシティ関連事業の実施																	内閣府	総務省、経済産業省、国土交通省		
		スマートシティ・リファレンスアーキテクチャ等の改訂検討																	内閣府	総務省、経済産業省、国土交通省		
		スマートシティ・リファレンスアーキテクチャ等の改定																	内閣府	総務省、経済産業省、国土交通省		
		2025年度スマートシティ関連事業合同審査																	内閣府	総務省、経済産業省、国土交通省		
		2025年度スマートシティ関連事業の実施																	内閣府	総務省、経済産業省、国土交通省		
		2026年度スマートシティ関連事業の実施																	内閣府	総務省、経済産業省、国土交通省		
		2027年度スマートシティ関連事業の実施																	内閣府	総務省、経済産業省、国土交通省		
		2028年度スマートシティ関連事業の実施																	内閣府	総務省、経済産業省、国土交通省		

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
1-25	スマートシティ等におけるデータ連携基盤の運用に関する助言及び利活用の促進	データ連携基盤を活用したサービス実装等に向けた情報提供・伴走型支援																	内閣府	デジタル庁、総務省、経済産業省		
		「データ連携基盤に求められる互換性・安全性・プライバシーに関する事項」等を活用した、安全かつ円滑にデータ連携基盤を運用するための情報提供・助言																	内閣府	デジタル庁、総務省、経済産業省		
		データ連携基盤の都道府県を超えた共同利用の検討・サービス実装																	内閣府	デジタル庁、総務省、経済産業省		
		スマートシティで得られた知見・成果の他の地域への情報展開																	内閣府	デジタル庁、総務省、経済産業省		
1-26	観光DXの推進	先進モデルの構築等に向けた実証事業																	国土交通省	—		
		標準仕様の策定																	国土交通省	—		
		先進モデルの展開・観光地・観光産業のDX支援																	国土交通省	—		
		検討会フォローアップの着実な実施																	国土交通省	—		
1-27	デジタル実装状況の可視化による情報支援事業	事業方針の検討・策定																	内閣府、内閣官房	—		
		サイト構成の検討・設計																	内閣府、内閣官房	—		
		サイトの開発・運用																	内閣府、内閣官房	—		
		サイトコンテンツの拡充																	内閣府、内閣官房	—		
		サイト利活用促進の取組																	内閣府、内閣官房	—		

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
1-28	地域社会DX加速化パッケージ事業	地域社会DXの加速																	総務省	—		
		デジタル人材/体制の確保支援																	総務省	—		
		先進的ソリューションの実用化支援																	総務省	—		
		地域のデジタル基盤の整備支援																	総務省	—		
		地域社会DXに関する情報発信																	総務省	—		
1-29	ふるさと住民登録制度の創設	ふるさと住民登録制度の設計等の検討																	総務省	内閣官房、国土交通省、デジタル庁		
1-30	スマートアイランドの推進	新技術・デジタル技術の実証から実装までの支援																	国土交通省	—		
1-31	上下水道DXの推進	業務の共通化																	国土交通省	内閣官房		
		情報整備・管理の標準化																	国土交通省	内閣官房・経済産業省・農林水産省		
		DX技術実装（DXカタログ）																	国土交通省	内閣官房		
		現状可視化（政策ダッシュボード）																	国土交通省	内閣官房・総務省		
1-32	ETC専用化の推進	ETC専用料金所の順次拡大																	国土交通省	内閣官房		
1-33	マイナンバー制度の推進	2023年マイナンバー法改正法施行に向けた法令・関連システム等整備																	デジタル庁	—		
		2025年マイナンバー法改正に向けての各省庁への悉皆的な調査																	デジタル庁	—		
		2025年マイナンバー法改正に向けた法改正準備・国会審議																	デジタル庁	—		
		2025年マイナンバー法改正法施行に向けた法令・関連システム等整備																	デジタル庁	—		

8

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
1-34	公金受取口座の登録、利用及び預行金口座付番の推進	施行準備（政省令、システム対応等）																	デジタル庁	金融庁、財務省、総務省、農林水産省、厚生労働省		
		公金受取口座登録の推進 各相手事務での登録口座情報の利用																	デジタル庁	金融庁、財務省、総務省、農林水産省、厚生労働省		
		他金融機関も含めた金口座付番の推進 相続時・災害時口座照会の実施																	デジタル庁	金融庁、財務省、総務省、農林水産省、厚生労働省		
1-35	自動物流道路の構築	自動物流道路の構築に向けた検討																	国土交通省	内閣官房		
		実証実験に向けた検討																	国土交通省	内閣官房		
1-36	マイナンバーカードの普及及び利用の推進	マイナンバーカードの普及利活用の推進																	デジタル庁	総務省		
		マイナンバーカードの本人確認機能の利用の普及への取組																	デジタル庁	—		
1-37	マイナポータルAPI接続による健診等情報の利活用	マイナポータルAPIを通じてデータを取得している民間PHR事業者への調査																	総務省、経済産業省、厚生労働省、デジタル庁	—		
		事業者調査及び「基本的指針」の改定版を踏まえた、審査オペレーション等の運用改善																	総務省、経済産業省、厚生労働省、デジタル庁	—		
		マイナポータルAPI経由で取得したPHRデータの利活用促進におけるルールの検討																	総務省、経済産業省、厚生労働省、デジタル庁	—		
1-38	救急時における医療機関への医療情報共有	救急時における医療情報を閲覧できる仕組みの検討																	厚生労働省	—		
		設計開発																	厚生労働省	—		
		結合テスト・総合テスト																	厚生労働省	—		
		医療機関等運用テスト																	厚生労働省	—		
		システム・リリース、保守・運用等																	厚生労働省	—		
1-39	診断書等の電子的な提出	必要なシステムに係る仕様の検討及び改修等に係る調整																	厚生労働省、デジタル庁	—		
		運用開始・対象文書の拡大																	厚生労働省、デジタル庁	—		

9

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-40	予防接種事務のデジタル化	先行事業準備																	デジタル庁	—
		先行事業実施																	厚生労働省	デジタル庁
		全国実施																	厚生労働省	—
1-41	個人向け認証アプリケーション（デジタル認証アプリ）の更なる利用拡大	デジタル認証アプリサービスの更改に係る開発・設計																	デジタル庁	—
		デジタル認証アプリサービスの運用・改善																	デジタル庁	—
1-42	マイナンバーカードの円滑な取得支援	様式、手続の検討																	総務省、デジタル庁	—
		事務処理要領、関係法令等の整備																	総務省、デジタル庁	—
		自治体への周知																	総務省、デジタル庁	—
		運用開始																	総務省、デジタル庁	—
1-43	マイナポータルの利便性向上	マイナポータルの提供、機能拡大や継続的な改善																	デジタル庁	—
		マイナポータルのバックエンド機能の刷新																	デジタル庁	—
1-44	マイナポータルAPIの利用拡大	マイナポータルAPI利用拡大に向けた情報発信等																	デジタル庁	厚生労働省、経済産業省、総務省
		マイナポータルAPIで取得可能な情報の追加																	デジタル庁	厚生労働省、経済産業省、総務省
		マイナポータルAPIの改善に向けた取組等																	デジタル庁	厚生労働省、経済産業省、総務省
		API利用要件の整理等																	デジタル庁	厚生労働省、経済産業省、総務省

10

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-45	国家資格オンライン・デジタル化の拡大	システム設計・開発																	デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省、内閣官房、文部科学省、経済産業省、国土交通省	—
		各国家資格における順次オンライン・デジタル化の開始																	デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省、内閣官房、文部科学省、経済産業省、国土交通省	—
		地方分権改革に関する提案募集に基づき、都道府県の経由事務廃止を推進																	内閣官房	—
1-46	技能士資格情報、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードのオンライン・デジタル化	仕様等の検討・調達の準備（技能士資格情報）																	厚生労働省	デジタル庁
		システムの設計・開発・テスト（技能士資格情報）																	厚生労働省	デジタル庁
		マイナポータルの連携を含むテスト（技能士資格情報）																	厚生労働省	デジタル庁
		仕様等の検討・調達の準備（技能講習修了証明書）																	厚生労働省	デジタル庁
		システムの設計・開発・テスト（技能講習修了証明書）																	厚生労働省	デジタル庁
		マイナポータルの連携を含むテスト（技能講習修了証明書）																	厚生労働省	デジタル庁
		連携方法等の検討（建設キャリアアップカード）																	国土交通省	デジタル庁
		システムの設計・開発・テスト（建設キャリアアップカード）																	国土交通省	デジタル庁
1-47	出生届のオンライン化	戸籍情報連携システムを介した出生届のオンライン届出の実現に向けた対応及びPMH等を介した出生証明書の提出に向けた検討・システム改修																	デジタル庁、法務省	内閣官房、こども家庭庁、厚生労働省
1-48	就労証明書の様式統一・デジタル化	就労証明書のオンライン提出を可能に																	デジタル庁	内閣官房、こども家庭庁
		就労証明書の提出方法検討																	こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁
		保活情報連携基盤の中で機能実装																	こども家庭庁	—

11

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
1-49	在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討	電子メールの利用等による在外選挙人証の交付等の適切な運用																	総務省	外務省、デジタル庁		
		登録申請のオンライン化に係る課題・論点の整理																	総務省	外務省、デジタル庁		
		在外ネット投票の技術的検討																	総務省	外務省、デジタル庁		
1-50	引越し手続のオンライン・デジタル化の推進	サービスの評価を行い、必要な取組を実施																	デジタル庁、総務省	—		
1-51	死亡・相続手続のオンライン・デジタル化	死亡届・死亡診断書の電子的提出に関する課題整理																	デジタル庁	法務省、厚生労働省		
		死亡届・死亡診断書の電子的提出に関する実装方策検討・実施																	デジタル庁	法務省、厚生労働省		
		法定相続人の特定に係る支援策の検討・支援実施																	デジタル庁	法務省		
1-52	マイナポータルを活用した確定申告の利便性向上に向けた取組の充実	確定申告における連携機能の利用状況の把握																	財務省	—		
		利用拡大に向けた周知・広報策の検討・実施																	財務省	—		
		給与支払報告書の情報連携のための開発・テスト																	財務省	—		
		給与支払報告書の情報連携のための機能リリース																	財務省	—		
		給与所得の源泉徴収票情報及び給与支払報告書のオンライン提出の働きかけ																	財務省	総務省		
		マイナポータルを活用した確定申告の利便性向上に向けた取組																	財務省	デジタル庁		
		一時所得、雑所得に係る情報を連携するための仕組の構築																	財務省	デジタル庁		
		その他収入・所得情報、各種控除証明書など連携対象となる情報等を拡大するための検討																	財務省	デジタル庁		
		医療・介護保険等の自動入力の対象追加への検討																	財務省	厚生労働省		

12

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
1-53	地方公共団体の行政手続オンライン化の推進	処理件数の多い手続を中心に、継続的にオンライン・デジタル化を推進																	デジタル庁、総務省、厚生労働省、こども家庭庁	—		
		市民カード化の推進																	デジタル庁	—		
1-54	「市民カード化」の推進	市民カード化の推進に向けた取組																	デジタル庁	—		
		スマートフォンでのマイナ保険証の利用の環境整備																	厚生労働省	デジタル庁		
1-55	健康保険証との一体化	マイナ保険証利用促進																	厚生労働省	デジタル庁		
		情報連携基盤の機能充実と先行実施事業の参加自治体・医療機関等の拡大（医療費助成の受給者証）																	デジタル庁	厚生労働省、こども家庭庁		
1-56	医療費助成の受給者証や診察券とマイナンバーカードの一体化	2026年度以降、全国規模での導入（医療費助成の受給者証）																	デジタル庁	厚生労働省、こども家庭庁		
		診察券とマイナンバーカードの一体化に対応した医療機関の拡大																	デジタル庁	厚生労働省		
1-57	運転免許証との一体化	県警の運転者管理システムの移行																	警察庁	デジタル庁		
		一体化に必要なシステム改修																	警察庁	デジタル庁		
		下位法令の制定等																	警察庁	デジタル庁		
		運転免許証とマイナンバーカードの一体化																	警察庁	デジタル庁		
		オンライン更新時講習のモデル事業（慢長・一般運転者）																	警察庁	デジタル庁		
		全国実装に向けた改良																	警察庁	デジタル庁		
		オンライン講習の全国実装																	警察庁	デジタル庁		
		モバイル運転免許証等の在り方の検討（デジタル庁が検討・開発する方針である他の資格証等も搭載可能な汎用的なシステムの活用を前提とした運用）																	警察庁	デジタル庁		

13

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
1-58	在留カードとの一体化	政省令等の整備																	出入国在留管理庁	総務省、デジタル庁		
		システム整備																	出入国在留管理庁	総務省、デジタル庁		
		一体化（交付・運用）																	出入国在留管理庁	総務省、デジタル庁		
1-59	マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化	有識者等による検討会																	総務省	デジタル庁		
		全国的な実証事業																	総務省	—		
		実証事業を踏まえた調査研究																	総務省	—		
		オンライン資格確認等システム改修																	総務省	—		
		全国展開・機能拡充に向けた検討																	総務省	—		
		システム運用																	総務省	—		

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
1-60	母子保健分野におけるデジタル化の推進	情報連携基盤（PMH）の整備、先行実施事業																	こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁		
		PMHの機能追加（要求定義）																	こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁		
		PMHの機能追加（要件定義）																	こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁		
		PMHの機能追加（実装）																	こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁		
		PMHの機能追加（テスト）																	こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁		
		PMH導入自治体・医療機関等拡大																	こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁		
		電子母子健康手帳を原則とすることに係る課題と対応の整理																	こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁		
		電子版母子健康手帳に係るガイドライン等の発出に向けた関係者ヒアリング																	こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁		
		電子版母子健康手帳に係るガイドライン等の発出に向けたヒアリングを踏まえた内容検討																	こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁		
		電子版母子健康手帳に係るガイドライン等の発出に向けた関係者調整																	こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁		
		電子版母子健康手帳に係るガイドライン等の発出																	こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁		
		電子版母子健康手帳の普及を含めた母子保健DXの全国展開の推進																	こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁		
1-61	マイナンバーカードの介護保険証利用	システム開発（要件確認）																	厚生労働省	デジタル庁		
		システム開発（設計）																	厚生労働省	デジタル庁		
		システム開発（開発・テスト）																	厚生労働省	デジタル庁		
		先行実施																	厚生労働省	デジタル庁		
		2026年度以降、全国的な運用の順次開始																	厚生労働省	デジタル庁		

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
1-62	災害対応のデジタル化に関する実証事業	実証事業（マイナンバーカード活用・位置情報）																	デジタル庁	—		
		防災アプリ等の開発促進（マイナンバーカード等）																	デジタル庁	—		
1-63	社会教育におけるデジタル技術の活用促進	相談窓口の設置																	文部科学省	—		
		アドバイザー派遣及び情報提供等																	文部科学省	—		
		デジタル環境の整備等に関する調査																	文部科学省	—		
1-64	就労分野でのマイナンバーカード活用	マイナンバーカードの利用周知																	厚生労働省	デジタル庁		
		原則マイナンバーカードに移行																	厚生労働省	デジタル庁		
1-65	e-Govの利用促進	e-Govの追加改修の継続的実施																	デジタル庁	—		
		フロントサービスAPI基盤との連携																	デジタル庁	—		
1-66	教育分野でのマイナンバーカード活用	先進事例の大学への周知																	文部科学省	デジタル庁		
		国立大学法人の中期目標・中期計画への記載																	文部科学省	デジタル庁		
		業務実績の国立大学法人評価																	文部科学省	デジタル庁		

16

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
1-67	ODRの推進	ODR実証実験結果の共有																	法務省	—		
		ODR実証実験の課題検証																	法務省	—		
		AI倫理の課題等検証																	法務省	—		
		ODR情報の一元化（HP上）																	法務省	—		
		関係機関への周知																	法務省	—		
		チャット型ODRの導入支援																	法務省	—		
		チャット型ODRの広報																	法務省	—		
		チャット型ODR導入の検証																	法務省	—		
		改正民法施行に向けた資料等の作成																	法務省	—		
		情報基盤（HP）の拡充																	法務省	—		
1-68	民間ビジネスにおける利用の推進・電子証明書失効情報の提供に係る手数料の当面無料化	民間ビジネス利用促進に向けた取組																	デジタル庁	総務省		
		法制審議会での調査審議																	法務省	—		
1-69	遺言制度のデジタル化	民法等の改正・施行に向けた準備																	法務省	—		
		iPhone端末への電子証明書及び基本4情報等のスマホ搭載の実現																	デジタル庁	総務省		
1-70	マイナンバーカードのスマートフォン搭載	Android端末への基本4情報等のスマホ搭載の実現																	デジタル庁	総務省		

17

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-71	犯収法等における非対面本人確認方法の原則JPKI一本化及び対面本人確認方法のICチップ読み取りの義務化	非対面の本人確認についてパブリックコメントの上、改正内容決定																	デジタル庁、警察庁、総務省	金融庁
		非対面の本人確認について十分な準備期間を確保した上で施行																	デジタル庁、警察庁、総務省	金融庁
		対面の本人確認についてパブリックコメントの上、改正内容決定																	デジタル庁、警察庁、総務省	金融庁
		対面の本人確認について十分な準備期間を確保した上で施行																	デジタル庁、警察庁、総務省	金融庁
1-72	マイナンバーの在留関連手続への活用	主務省令の改正作業（例年実施）																	出入国在留管理庁	—
		システムに係る企画		■															出入国在留管理庁	—
		システム設計																	出入国在留管理庁	—
		システム開発																	出入国在留管理庁	—
1-73	在留関係手続のデジタル化	利便性向上に係るシステム開発																	出入国在留管理庁	デジタル庁
		対象手続の追加や異なる利便性向上のための検討																	出入国在留管理庁	デジタル庁
		異なる利便性向上のための対応策の整理																	出入国在留管理庁	デジタル庁
1-74	マイナンバーカードの国外継続利用	システム仕様検討（国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請）																	総務省	外務省
		システム改修（国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請）																	総務省	外務省
		運用開始（国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請）																	総務省	外務省
		システム仕様検討（国外転出者向けマイナンバーカードへの旧氏及びその振り仮名の記載）																	総務省	デジタル庁
		システム改修（国外転出者向けマイナンバーカードへの旧氏及びその振り仮名の記載）																	総務省	デジタル庁
		運用開始（国外転出者向けマイナンバーカードへの旧氏及びその振り仮名の記載）																	総務省	デジタル庁

18

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-75	次期マイナンバーカードの検討	魅力ある次期個人番号カードの導入に向けた検討																	デジタル庁	総務省
		関連システムの対応等・次期個人番号カードの導入を目指す																	デジタル庁	総務省
1-76	マイナンバーカードに係る広報の強化	マイナンバーカードに関する利便性・安全性等に関する広報																	デジタル庁	—
1-77	事業者向けポータル（仮称）の構築・運用	事業者の行政サービスの体験整理																	デジタル庁	—
		事業者向けポータルの検討・モックアップ作成																	デジタル庁	—
		事業者向けポータルの一部実証版構築																	デジタル庁	—
		事業者向けポータルの正式版構築																	デジタル庁	—
		事業者向けポータルの運用																	デジタル庁	—
1-78	事業者手続サービスの環境整備・国民向けサービス全体の最適化	事業者向けポータルを中心とした事業者向けサービスの環境整備																	デジタル庁	—
		国民向けサービス全体の最適化に向けた検討																	デジタル庁	—
1-79	法人共通認証基盤（GビズID）の利用拡大	民間サービスとの連携に関する取組																	デジタル庁	—
		商業登記電子証明書との連携に向けた開発																	デジタル庁	法務省
		接続システム増加に向けた取組																	デジタル庁	—
1-80	商業登記電子証明書の普及等	次期電子認証システムの開発																	デジタル庁	—
		リモート署名の導入に向けた開発																	デジタル庁	—
		新規号移行に向けた課題整理																	デジタル庁	—

19

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-81	デジタルインボイスの定着/企業間決済のデジタル化の推進	企業間取引の取組後押し																	デジタル庁	—
		手形・小切手フォローアップ																	デジタル庁	金融庁
		デジタルインボイスの定着																	デジタル庁	国税庁
1-82	事業者向け行政手続・補助金の電子申請対応	DXSでの各省庁の状況調査																	デジタル庁	—
		DXSを用いた各省庁の事業者向けの行政手続の電子申請化支援																	デジタル庁	—
		DXSを用いた各省庁の事業者向けの補助金の電子申請化支援																	デジタル庁	—
1-83	国際的な商流・物流に係る貿易プラットフォーム・ビジネスに関する取組	貿易手続のデジタル化に向けたアクションプラン作成																	経済産業省	—
		荷主企業・フォワーダーの貿易PFの利活用推進																	経済産業省	—
		国連CEFACTに対する貿易分野の国際標準改定の働きかけ																	経済産業省	—
		日本企業の国際標準の実装に向けたガイドラインの作成																	経済産業省	—
		ガイドラインの普及																	経済産業省	—
1-84	デジタル化による農林水産省所管の行政手続のオンライン化	農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の利用者からのニーズに応じた改修																	農林水産省	—
		農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の本格運用・利用拡大に向けた普及推進																	農林水産省	—

20

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-85	ログランツの利便性向上	パフォーマンス改善																	デジタル庁	—
		代理申請機能の開発																	デジタル庁	—
		継続的なUI/UX改善																	デジタル庁	—
		事業者の口座登録確認機能の開発																	デジタル庁	—
		補助金等の検索性向上																	デジタル庁	—
		審査業務支援機能の検討・開発																	デジタル庁	—
		外部システム連携による業務効率化の検討																	デジタル庁	—
		不正対策強化の検討																	デジタル庁	—
1-86	社会保険・税手続のオンライン・デジタル化	処理件数の多い手続を中心に、継続的にオンライン・デジタル化を推進																	デジタル庁	国税庁
		関係省庁との調整（対象手続の拡大に応じて、戦略・予算・調達等の対応）																	デジタル庁	厚生労働省
1-87	障害者手帳情報のマイナンバー連携の普及	マイナンバー連携の取組状況の情報収集・情報提供の実施																	厚生労働省	デジタル庁
1-88	行政手続のデジタル完結	申請等及びそれに基づく処分通知等のオンライン化																	デジタル庁	内閣官房、総務省、個人情報保護委員会、文部科学省、消費者庁、二十七省庁、農林水産省、外務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、人間開発室
		各府省における取組状況のフォローアップ																	デジタル庁	内閣官房、総務省、個人情報保護委員会、文部科学省、消費者庁、二十七省庁、農林水産省、外務省、外務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、人間開発室
1-89	番号利用法に基づく情報連携における利便性の向上	番号利用法に基づく情報連携の利便性向上に係る検討																	デジタル庁	—
		番号利用法に基づく情報連携の利便性向上に係る改善整備																	デジタル庁	—
		番号利用法に基づく情報連携の利便性向上に係る運用の実施																	デジタル庁	—

21

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁	
			2024年度			2025年度			2026年度			2027年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q
1-90	戸籍の記載事項への振り仮名の追加	戸籍情報システム、戸籍情報連携システム、マイナーポータル等の改修内容検討		■												法務省	—
		戸籍情報システム、戸籍情報連携システム、マイナーポータル等の改修			■	■	■									法務省	総務省
		運用内容の検討		■	■	■	■									法務省	デジタル庁
		国民に対する戸籍に記載される予定の振り仮名の通知					■									法務省	デジタル庁
		振り仮名の届出の受付						■	■	■						法務省	総務省
		届出をしなかった者に対する市町村長による振り仮名の記載								■	■					法務省	—
1-91	電子契約システム（工事・業務）のシステム効率化と利便性向上による電子契約の普及促進	システム更改に係る検討		■	■	■	■									デジタル庁	—
		システム更改に係る要件定義・概念設計・概念実証						■	■	■						デジタル庁	—
		システム更改に係る基本設計・詳細設計・製造・単体テスト								■	■	■				デジタル庁	—
		システム更改に係る結合テスト・総合テスト・受入テスト・運用テスト										■	■	■		デジタル庁	—
		次期システム移行リハーサル・リリース												■		デジタル庁	—
		次期システム運用・保守												■	■	デジタル庁	—
1-92	国税関係手続のデジタル化の推進	課題の整理、既存の運用方針の見直し等		■	■	■	■									財務省	デジタル庁
		システムの最適なUI/UXや更なる納税者利便性向上施策の検討		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	財務省	デジタル庁
		各種施策の試行の実施等			■	■	■		■	■	■	■	■	■		財務省	デジタル庁
		各種施策の本格運用、システム改修等				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	財務省	デジタル庁

22

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁	
			2024年度			2025年度			2026年度			2027年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q
1-93	出入国審査のデジタル化	渡航認証制度検討		■	■	■										出入国在留管理庁	—
		法令検討			■	■	■	■								出入国在留管理庁	—
		法規審議等				■	■	■	■	■						出入国在留管理庁	—
		政省令等の整備					■	■	■	■		■	■	■		出入国在留管理庁	—
		審査方法の検討					■	■	■	■		■	■	■		出入国在留管理庁	—
		申請プラットフォームの検討						■	■	■	■					出入国在留管理庁	—
		調査・検討支援						■	■	■	■					出入国在留管理庁	—
		要件整理														出入国在留管理庁	—
		仕様検討・評価基準の検討							■	■	■	■	■	■		出入国在留管理庁	—
		工程管理支援（システム開発）								■	■	■	■	■	■	出入国在留管理庁	—
		設計・開発									■	■	■	■	■	出入国在留管理庁	—
		関係システム改修										■	■	■	■	出入国在留管理庁	—
		捺印電子化検討					■	■	■	■						出入国在留管理庁	—
		周知・広報												■	■	■	■

23

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
1-94	特許事務システムによるプロジェクトの推進	審査システムの一部先行稼働																	経済産業省	—
		審査システムの総合テスト等																	経済産業省	—
		審査商標システムの詳細設計・製造																	経済産業省	—
		審査商標システムの総合テスト等																	経済産業省	—
1-95	刑事手続のデジタル化	システムの設計・開発等に関する調達（調達手続）																	法務省、警察庁	デジタル庁
		システムの基本設計・詳細設計																	法務省、警察庁	デジタル庁
		システムの開発・テスト																	法務省、警察庁	デジタル庁
		警察・検察・裁判所間のシステム連携テスト																	法務省、警察庁	デジタル庁
		システム稼働																	法務省、警察庁	デジタル庁
1-96	独立行政法人のDXの推進	必要なデータの整理・最適なデータ処理方法の検討等の調査研究																	総務省	—
		システム構築																	総務省	—
		システム運用																	総務省	—
		人材の育成支援																	総務省	—
1-97	民事裁判手続のデジタル化	民事訴訟におけるオンライン申立て等の本格的な利用を可能にするための環境整備																	法務省	デジタル庁
		民事執行等の民事裁判手続の期日におけるウェビ会議・電話会議の利用拡大の運用開始に向けた準備																	法務省	デジタル庁
		裁判所間のオンライン情報連携（正本等の提出省略）の運用開始に向けた準備																	法務省	デジタル庁
		民事訴訟以外の民事裁判手続におけるオンライン申立て等の本格的な利用を可能にするための環境整備																	法務省	デジタル庁

24

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
1-98	地域の公的機関におけるDXの推進支援	公的機関のDX推進に必要な体制の整備																	総務省	—
		公的機関のDX推進のための研修・個別支援の実施																	総務省	—
		公的機関のDXの取組事例のナレッジ化・情報発信																	総務省	—
		司法試験総合管理システムの設計①・開発①・検証①																	法務省	—
1-99	司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化	司法試験総合管理システムの設計②																	法務省	デジタル庁
		司法試験総合管理システムの開発②																	法務省	デジタル庁
		司法試験総合管理システムの検証②																	法務省	デジタル庁
		司法試験総合管理システムの運用・保守																	法務省	—
		司法試験等のCBTシステムの設計①・開発①・検証①																	法務省	—
		プレテストの実施																	法務省	—
		司法試験等のCBTシステムの設計②																	法務省	—
		司法試験等のCBTシステムの開発②																	法務省	—
		司法試験等のCBTシステムの検証②																	法務省	—
		司法試験等のCBTシステムの運用・保守																	法務省	—
1-100	電子植物検疫証明書の導入	ePhyto利用国との試験に向けた調整																	農林水産省	—
		ePhytoの交換を開始するための他との接続試験																	農林水産省	—
		輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）にePhyto機能を実装・運用																	農林水産省	—

25

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-101	フロントサービスAPI基盤の構築	プロトタイプの開発、実証																	デジタル庁	—
		システムの開発・テスト																	デジタル庁	—
		フロントサービスAPI基盤を活用した次期オンライン申請サービスの実証事業																	デジタル庁	—
		フロントサービスAPI基盤を活用した次期オンライン申請サービスの本格運用																	デジタル庁	—
1-102	総合的なフロントヤード改革の促進	モデル団体における実証事業構築																	総務省	—
		モデル団体における事業実施・効果検証																	総務省	—
		さらなるモデル構築																	総務省	—
		フロントヤード改革の効果指標検討																	総務省	—
		手帳書の作成、横展開																	総務省	—
1-103	国・地方共通相談チャットボットの改善	回答の充実																	総務省	デジタル庁
		対象分野の拡充																	総務省	デジタル庁
		機能の改善																	総務省	デジタル庁
1-104	中小企業支援のDX推進	データ連携基盤の構築																	経済産業省	—
		中小企業の申請データの蓄積																	経済産業省	—
		ミラサポコネクトを通じた官民連携の構想策定																	経済産業省	—
		ミラサポコネクトを通じた官民連携の推進																	経済産業省	—

26

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-105	企業のDX推進	DX認定やDX銘柄等によるDX推進																	経済産業省	—
		DX支援ガイドラインの全国的な普及と地域金融機関等の支援機関に向けた支援策も活用したDX支援のモデルケースの創出																	経済産業省、内閣官房（内閣府）	—
1-106	先端的な放射光施設における高解像度かつ大容量の研究データ創出及び研究データの活用基盤の整備	3GeV高輝度放射光施設NanoTerasuの整備・共用等																	文部科学省	—
		NanoTerasuのビームラインの増設の在り方の検討を含む戦略的かつ段階的なDX																	文部科学省	—
		SPring-8-IIのプロトタイプ製作・技術実証																	文部科学省	—
		SPring-8-IIの整備・建設																	文部科学省	—
		先端設備の共用及び整備・高度化																	文部科学省	—
1-107	マテリアルDXプラットフォーム実現のための取組	データ共用基盤の運用及び強化																	文部科学省	—
		データ駆動型研究手法の開発・検証																	文部科学省	—
		データ駆動型研究手法の活用・改良																	文部科学省	—
		データ共用利活用に係る本格運用																	文部科学省	—

27

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-108	人文学・社会科学のDX化に向けた研究開発推進事業	デジタル・ヒューマニティーズ・コンソーシアムの設置																	文部科学省	—
		デジタル・ヒューマニティーズ・コンソーシアムの運営																	文部科学省	—
		モデルガイドライン策定、ユースケース創出（領域①）																	文部科学省	—
		モデルガイドライン策定、ユースケース創出（領域②）																	文部科学省	—
		人材育成プログラムの開発に向けた調査																	文部科学省	—
		人材育成プログラムの開発・実施																	文部科学省	—
		人材育成プログラムの検証																	文部科学省	—
		「書籍」に係る指標開発に向けた調査																	文部科学省	—
		「書籍」に係る指標の分析																	文部科学省	—
		新たな指標の調査																	文部科学省	—
		新たな指標の検証・提案																	文部科学省	—
1-109	簡易な送金決済インフラの構築と国際的な実証	海外送金の実態調査・ニーズ検討																	デジタル庁	—
		プロトタイプを用いた送金実証																	デジタル庁	—
		実証事業																	デジタル庁	—
2-1 2-2 3-69	教育現場におけるICT利活用環境の強化など GIGAスクール構想の基礎整備 パブリッククラウド環境を前提とした次世代校務DX環境への移行	次世代の校務デジタル化推進実証事業の実施																	文部科学省	内閣官房
		次世代の校務デジタル化推進実証事業の成果の普及																	文部科学省	内閣官房
		事業成果等を踏まえた次世代校務DX環境の実装																	文部科学省	内閣官房

28

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
2-3 2-4	学校現場における必要なネットワーク環境の整備・確保	学校のネットワークの「当面の推奨帯域」を設定																	文部科学省	内閣官房
		全ての公立小中高を対象に速度の実測調査及び分析																	文部科学省	内閣官房
		改善に向けた取組の検討																	文部科学省	内閣官房
		改善に向けた取組の実施																	文部科学省	内閣官房
2-5	KPI・ロジックモデル構築	校務DXに関する政策ダッシュボードの開発・公開																	文部科学省	内閣官房
		校務DXに関する政策ダッシュボードのデータ更新																	文部科学省	内閣官房
2-6	研究データの活用・流通・管理を促進する次世代学術研究プラットフォーム（SINET）	欧州回線の増強に向けた本格運用																	文部科学省	—
		セキュリティ対策（自動DDoS緩和機能）テスト運用																	文部科学省	—
		セキュリティ対策（自動DDoS緩和機能）機能強化、改修																	文部科学省	—
		セキュリティ対策（自動DDoS緩和機能）本格運用																	文部科学省	—
2-7	医療分野のデジタル行政改革事項	補助事業等を活用した電子処方箋の推進																	厚生労働省	—
		電子処方箋の都道府県別の導入状況の公表																	厚生労働省	—
2-8	個人情報保護法の見直し等	見直しに向けた検討及び早期の法案提出																	個人情報保護委員会	—
		「個人情報保護政策に関する懇談会」開催																	個人情報保護委員会	—
2-9	介護分野のデジタル行政改革事項	介護テクノロジーの導入補助、定着支援まで含めた伴走支援、これに必要な人材育成																	厚生労働省	内閣官房
		生産性向上推進体制加算(2024年度介護報酬改定において新設)の取得促進																	厚生労働省	内閣官房
		政策ダッシュボードによる「見える化」への取組・都道府県へのフィードバックによる生産性向上の取組推進																	厚生労働省	内閣官房

29

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度			2025年度			2026年度			2027年度						
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
2-10	アナログ規制の横断的な見直し	デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し																デジタル庁
2-11	地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直し支援	地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに向けた継続的な支援の実施																デジタル庁
2-12	デジタル法制審査	2024年通常国会提出予定法案の審査																デジタル庁
		2024年臨時国会提出予定法案の審査																デジタル庁
		2025年通常国会提出予定法案の審査																デジタル庁
		2025年通常国会より後に提出される予定の法案の審査																デジタル庁
2-13	テクノロジーマップ等の整備	テクノロジーマップ・技術カタログの情報拡充（更新）																デジタル庁
		技術検証事業の実施																デジタル庁
		デジタル技術の実装のための情報解説・発信等の実施																デジタル庁

30

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度			2025年度			2026年度			2027年度			2028年度			
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
2-14	ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・利用促進	【公的基礎情報データベース整備改善計画】策定準備																デジタル庁
		【公的基礎情報データベース整備改善計画】計画に基づく整備及び利用促進																デジタル庁
		【商業・法人登記データベース】添付省略の拡大・公用請求対応																デジタル庁
		【商業・法人登記データベース】申請・届出時の入力簡素化・変更届出みなし等の実現																デジタル庁
		【不動産登記関係データベース】行政運営の改善のための提供・添付省略の拡大・公用請求対応を順次開始																デジタル庁
		町字提供・情報更新																デジタル庁
		町字より下位の情報整備の方針の検討																デジタル庁
		行政機関における町字情報の利用促進の方策																デジタル庁
		ベース・レジストリの利用促進																デジタル庁
		【住所・所在地関係データベース】国立印刷局での運用体制構築準備																デジタル庁
		【住所・所在地関係データベース】国立印刷局での運用																デジタル庁
		【商業・不動産関係データベース】国立印刷局での運用																デジタル庁

31

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
2-15	登記情報システムに係るプロジェクトの推進	登記情報連携の利用促進に係る各府省への働きかけ																	法務省	デジタル庁		
		登記情報連携の利用拡大に係る対象地方公共団体の選定																	法務省	デジタル庁		
		利用開始に向けた対象地方公共団体との調整																	法務省	デジタル庁		
		対象地方公共団体での利用開始																	法務省	デジタル庁		
		登記情報連携の対象地方公共団体の更なる拡大																	法務省	デジタル庁		
		公用請求の代替としての登記情報連携の活用の検討・試行実施																	法務省	デジタル庁		
		運用等経費の削減の検討																	法務省	デジタル庁		
2-16	オープンデータの推進	自治体アンケート等の課題への対応検討・反映																	デジタル庁	—		
		オープンデータ基本指針の推進																	デジタル庁	—		
2-17	法制事務デジタル化及び法令データの整備・利活用促進	法令編集・管理機能等に係る共通情報検索システムの機能向上開発事業の実施																	デジタル庁、総務省	—		
		第二期法制事務のデジタル化及び法令データの整備・利活用に関する調査・実証事業の実施																	デジタル庁、総務省	—		
		法令編集・管理機能等に係る共通情報検索システムの機能向上開発																	デジタル庁、総務省	—		
		正確かつ最新の法令データの迅速な提供、ベースレジストリの拡充、法制事務の効率化及び将来像等に関する技術検証																	デジタル庁、総務省	—		
		法制事務における生成AIの活用等に関する技術検証																	デジタル庁、総務省	—		
		上記対応事項に関する更なる機能向上事業の実施																	デジタル庁、総務省	—		
		上記対応事項に関する更なる技術検証事業の実施																	デジタル庁、総務省	—		

32

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
2-18	統計データ等の利活用推進	「e-Stat」現行システムの運用																	総務省	—		
		「e-Stat」次期システムの要件定義																	総務省	—		
		「e-Stat」次期システムの設計・開発・テスト																	総務省	—		
		「e-Stat」次期システムの運用開始																	総務省	—		
		データサイエンス・オンライン講座等の運営																	総務省	—		
		国家公務員・地方公務員への統計研修の実施																	総務省	—		
2-19	筆ボリゴンデータのオープンデータ化・高度利活用促進	筆ボリゴン管理システムの運用																	農林水産省	—		
		筆ボリゴンの更新																	農林水産省	—		
		更新した筆ボリゴンの公開																	農林水産省	—		
		筆ボリゴンの利活用促進に向けた取組																	農林水産省	—		
2-20	電子国土基本図の整備・更新・3次元化	電子国土基本図の整備・更新																	国土地理院	—		
		電子国土基本図の3次元化																	国土地理院	—		
		3次元地図データの可視化に向けた調査検討																	国土地理院	—		
		プロトタイプサイトの試行公開開始																	国土地理院	—		
		3次元地図データの可視化及び提供																	国土地理院	—		

33

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
2-21	地理空間情報に係るオープンデータの整備・利活用の促進	【国土数値情報】																	国土交通省	—		
		○整備方針検討	■																国土交通省	—		
		○データ整備・更新、運用保守	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		【不動産情報ライブラリ】																	国土交通省	—		
		○機能拡充、データ整備・更新、運用保守	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
2-22	地盤情報の公開促進	地盤情報の収集・公開	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	農林水産省		
2-23	3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進及び建築・都市のDXの推進	【3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進】																	国土交通省	—		
		○PLATEAU標準仕様の更新・普及	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		○多様な分野でのユースケースの開発・汎用化		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		○地方公共団体のデジタルスキルアップ		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		○PLATEAUコンソーシアムによる産学官連携推進	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		【建築・都市のDXの推進】																	国土交通省	—		
		○高精細なデジタルツインの一エリアでの連携・実証	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		○データ連携環境の構築に向けた取組		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		○データ連携環境による、多様な分野でのデータ連携の社会実装の促進		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		

34

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
2-24	地域経済分析システム（RESAS）等による地方版総合戦略支援事業	利活用研修の実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	内閣府、内閣官房	経済産業省		
		利活用コンテストの実施		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	内閣府、内閣官房	経済産業省		
		利活用ワークショップの開催	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	内閣府、内閣官房	経済産業省		
		利活用促進ウェブサイトの開発	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	内閣府、内閣官房	—		
		利活用促進ウェブサイトのコンテンツ拡充	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	内閣府、内閣官房	経済産業省		
2-25	政治資金収支報告書に係るデータベースの整備	収支報告書のオンライン提出が義務化される政治団体へ周知		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	総務省	—		
		データベースの要件・仕様の検討			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	総務省	—		
		ガバメントクラウド上にデータベースの構築				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	総務省	—		
		データベースの運用開始					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	総務省	—		
		データベースの構築・運用のための必要な予算を確保						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	総務省	—		
2-26	i-Constructionの推進に資する国土交通データプラットフォーム整備	国土交通データプラットフォームのカタログ機能・提供機能・検索機能の強化に向けた検討・改良		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		新たなデータ連携先との課題整理			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		新たなデータ連携先とのシステム間調整				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		新たなデータ連携に係るシステム改修					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		新たなデータ連携先との公開調整						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		
		国土交通データプラットフォームにおけるデータ連携拡大及び機能向上に向けた検討							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	—		

35

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
2-27	位置情報サービスを支えるインフラ「電子基準点」の安定運用及び「国家座標」に基づく位置情報の提供	電子基準点の耐災害性強化																	国土地理院	—		
		新たな標準基準の整備																	国土地理院	—		
		標準地殻変動補正の整備																	国土地理院	—		
		標準地殻変動補正高度化に向けた技術開発																	国土地理院	—		
		高度化手法の実装																	国土地理院	—		
		実証実験																	国土地理院	—		
2-28	政策ダッシュボード等を活用したアジャイルな政策のモニタリングと推進	デジタル庁の政策データの可視化・公開																	デジタル庁	—		
		デジタル行政改革会議の重要分野の政策データの可視化・公開																	デジタル庁	内閣官房		
		他省庁との協力による政策分析・ダッシュボード活用																	デジタル庁	—		
		各種のダッシュボードに関するガイドブック等の公開																	デジタル庁	—		
2-29	歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化	データ整備仕様の改定検討																	国土交通省	—		
		データ整備仕様の改定																	国土交通省	—		
		プロトタイプ運用実証・現地試行																	国土交通省	—		
		データ整備PF高度化の検討																	国土交通省	—		
		データ整備PF高度化																	国土交通省	—		
		運用実証・効果検証																	国土交通省	—		
		新技術等を踏まえた改善検討																	国土交通省	—		

36

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
2-30	国土交通分野のデータ整備・活用・オープンデータ化プロジェクト (Project LINKS)	行政情報の調査・データ作成検討																	国土交通省	—		
		行政情報のデータ作成実証																	国土交通省	—		
		行政情報のデータ活用実証																	国土交通省	—		
		行政情報のオープンデータ化																	国土交通省	—		
		小規模PoC展開による初期仮説検証																	国土交通省	—		
		仮説検証結果に基づき有望領域における実装レベルのPoC展開及び課題検証の実施																	国土交通省	—		
		課題検証結果に基づきデータ構造化システムの本格実装・運用及びPoCと実装のサイクルを継続展開																	国土交通省	—		
2-31	データの相互運用性の確保	行政事務標準文字の国際標準化																	デジタル庁	経済産業省		
2-32	データ標準確保のためのGIFの見直し及びGIFの実装強化に向けた取組	GIFの改善、整備の改訂方針検討・作業計画策定																	デジタル庁	—		
		データ標準の普及に関する検討																	デジタル庁	—		
		データ標準の普及活動																	デジタル庁	—		
		GIFに関するフィードバックループの確立																	デジタル庁	—		
		GIFに関するフィードバックループの運用																	デジタル庁	—		
		実装データモデルの拡充																	デジタル庁	内閣府防災、文部科学省		
		GIFの拡充・機械可読性の向上																	デジタル庁	—		

37

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
2-33	光ファイバ、ワイヤレス・IoTインフラの整備推進	光ファイバ世帯カバー率99.85%に向けた整備の推進																	総務省	—
		光ファイバ世帯カバー率99.90%に向けた整備の推進																	総務省	—
		公設光ファイバの民設移行に係るガイドラインの改定																	総務省	—
		公設光ファイバの民設移行に係る事例集の拡充																	総務省	—
		5G人口カバー率全国97%に向けた5G整備の推進																	総務省	—
		5G人口カバー率各都道府県90%程度以上に向けた5G整備の推進																	総務省	—
		5G人口カバー率各都道府県99%に向けた5G整備の推進																	総務省	—
		5G人口カバー率全国99%に向けた5G整備の推進																	総務省	—
		2027年度までに高トラヒックエリアの80%をサブ6周波数帯でカバー																	総務省	—
		2027年度末までにミリ波基地局を5万台整備																	総務省	—
		非常時における事業者間ローミングについて、導入スケジュール等を検討し、検討結果を踏まえ必要な措置																	総務省	—
		非常時における事業者間ローミングの運用開始																	総務省	—
		デジタル人材/体制の確保支援																	総務省	—
		先進的ソリューションの実用化支援																	総務省	—
		地域のデジタル基盤の整備支援																	総務省	—

38

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
2-34	電波有効利用のための高周波数帯の活用促進	関連法規の提出及び制度整備																	総務省	—
		オーケション実施方針の検討																	総務省	—
		オーケション実施																	総務省	—
		周波数の移行・再編に係る調査																	総務省	—
		周波数の移行・再編の実施																	総務省	—
		周波数の共用に係る調査																	総務省	—
		周波数の共用の実施																	総務省	—
2-35	プロードバンドに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の運用開始と安定的な運用等	交付金・負担金の運用開始に向けた措置（算定等に係る省令等の整備、周知等）																	総務省	—
		交付金・負担金の安定的な運用等（毎年度の算定・微収・交付・周知等に係る関係者との連携等）																	総務省	—
2-36	非地上系ネットワークの推進	衛星通信の技術的条件の検討																	総務省	—
		衛星通信の制度整備																	総務省	—
		HAPSの技術的条件の検討準備																	総務省	—
		HAPSの技術的条件に関する机上検討等																	総務省	—
		HAPSの技術的条件に関する実測検討等																	総務省	—
		HAPSの実証試験準備																	総務省	—
		HAPSの実証試験等																	総務省	—
		HAPSの制度整備																	総務省	—

39

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
2-37	オール光ネットワーク技術開発の促進及び普及・拡大	オール光ネットワークの試験環境構築																	総務省	—		
		オール光ネットワークの試験環境のテスト運用																	総務省	—		
		オール光ネットワークの実証基盤環境の段階的構築・運用に向けた調査																	総務省	—		
2-38	革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業	社会実装・海外展開を目指した先行的な研究開発の推進（2023年度開始）																	総務省	—		
		社会実装・海外展開を目指した先行的な研究開発の推進（2024年度開始）																	総務省	—		
		社会実装・海外展開を目指した先行的な研究開発の推進（2025年度開始）																	総務省	—		
		ステージゲート評価																	総務省	—		
		社会実装・海外展開を目指した先行的な研究開発に対する国際標準化活動支援の推進																	総務省	—		
2-39	デジタルインフラの整備推進（整備計画の策定）	デジタルインフラ整備計画の策定																	総務省	—		
		デジタルインフラ整備計画のフォローアップ																	総務省	—		
2-40	次世代の通信インフラを担う光ネットワーク技術の研究開発	研究計画の検討																	総務省	—		
		研究開発の実施																	総務省	—		
		研究成果の評価																	総務省	—		
2-41	ポスト5G情報通信システムの研究開発・推進	ポスト5G情報通信システムの研究開発・推進																	経済産業省	—		

40

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
2-42	量子暗号通信の社会実装に向けた取組強化	研究計画の検討																	総務省	—		
		研究開発・実証の実施																	総務省	—		
		研究成果の評価																	総務省	—		
		研究成果の普及促進																	総務省	—		
2-43	量子インターネットの要素技術開発	研究計画の検討																	総務省	—		
		研究開発の実施																	総務省	—		
		研究成果の評価																	総務省	—		
2-44	グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発	研究計画の検討																	総務省	—		
		研究開発の実施																	総務省	—		
		研究成果の評価																	総務省	—		
		研究成果の普及促進																	総務省	—		
2-45	AIの開発力強化と利活用促進	AI用計算資源の整備																	経済産業省	—		
		スタートアップ等による生成AIモデル開発の促進																	経済産業省	—		
		AI用計算資源の高度化に向けた研究開発																	経済産業省	—		
2-46	データセンターの分散立地/国際海底ケーブルのマルート化の推進	東京・大阪を補完・代替する第3・第4の中核拠点の整備																	総務省、経済産業省	—		
		5GやAI等の新技術による計算資源への需要増や電力使用量の増加への対応を踏まえたデータセンターの分散立地の推進																	総務省、経済産業省	—		
		我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた海底ケーブル等の整備促進																	総務省	—		

41

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
2-47	公共分野の情報システムにおけるデータ拠点の立地分散	「ワット・ビット連携官民協議会」におけるデータセンターの方針等への立地分散に向けた検討																	総務省	経済産業省		
		国等が利用するクラウドサービスにおけるデータ拠点の立地に関する方向性の検討																	総務省	経済産業省		
2-48	AIの研究開発の推進等、AI関連施設等の整備及び共用の促進、AI活用の推進	AIの研究開発の推進等																	内閣府	総務省、文部科学省、経済産業省		
		AI関連施設等の整備及び共用の促進																	内閣府	デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省		
		AI活用の推進																	内閣府	内閣官房、デジタル庁、総務省		
2-49	「富岳」をはじめとする研究開発のための計算機インフラの運用及び次世代フラッグシップシステムの開発・整備	「富岳」の運用																	文部科学省	—		
		HPCIの運営と利活用の推進																	文部科学省	—		
		新たなフラッグシップシステムの計画の具体化・準備																	文部科学省	—		
		新たなフラッグシップシステムの開発・整備																	文部科学省	—		
2-50	量子コンピュータの産業化の推進	産業技術総合研究所量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター(G-QuAT)における量子コンピュータの開発・利用・連携等に関する研究施設や評価設備、計測資源の拡充																	経済産業省	—		
		量子コンピュータの産業化に向けた各方式での量子コンピュータシステム、部素材及びミドルウェアの開発等に関する支援																	経済産業省	—		
		量子コンピュータを利用したユースケースの創出																	経済産業省	—		
		国際標準化活動やグローバル量子産業人材の育成																	経済産業省	—		
2-51	戦略的創造研究推進事業 情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）	2024年度開始事業の公募・審査・採択																	文部科学省	—		
		2024年度開始事業の実施																	文部科学省	—		
		2025年度開始事業の公募・審査・採択																	文部科学省	—		
		2025年度開始事業の実施																	文部科学省	—		

42

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-1	災害リスク情報のオープンデータ化	中小河川の洪水浸水想定区域データの追加提供																	国土交通省	—		
		提供するリスク情報のオープンデータ化の推進																	国土交通省	—		
3-2	安全なデータ連携による最適化AI技術の研究開発	安全なデータ連携による最適化AI技術に係る要素技術の研究開発を推進																	総務省	—		
		安全なデータ連携による最適化AI技術に係る要素技術の更なる研究開発と社会実証を推進																	総務省	—		
		安全なデータ連携による最適化AI技術を活用したサービスの普及促進																	総務省	—		
3-3	民間のPHR事業者団体と連携しライフログデータの標準化等を通じたPHRの利活用促進	PHRサービス事業協会と連携した業界自主ガイドラインの策定及び更新のフォロー																	経済産業省、厚生労働省、総務省	—		
		PHRを利用したユースケース創出に向けた取組																	経済産業省、厚生労働省、総務省	—		
3-4	医療高度化に資するPHRデータ流通基盤の構築	フィールド実証シナリオの策定																	総務省	—		
		フィールド実証の実施																	総務省	—		
		PHR交換規格の改良																	総務省	—		
		クリニックバスの策定・検証																	総務省	—		
		PHR流通基盤の改良																	総務省	—		
		PHR流通基盤の導入・運用マニュアルの策定																	総務省	—		
3-5	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進	オンライン申請の具体的な方法の検討																	厚生労働省・デジタル庁	—		

43

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-6	データ連携による生産・流通改革	WAGRIの活用促進																	農林水産省	—		
		WAGRIの活用促進（AI農業社会実装プロジェクト）																	農林水産省	—		
		オープンAPIの活用促進																	農林水産省	—		
		オープンAPIの活用促進（オープンAPI等を活用したサービス事業体の機能強化）																	農林水産省	—		
		ukabisの活用促進																	農林水産省	—		
		ukabisの活用促進（農業データの川下とのデータ連携実証）																	農林水産省	—		
		ukabisの活用促進（商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化）																	農林水産省	—		
		デジタル化・データ連携（システム間データ連携による受発注・トレーサビリティの実証等、業務の省力化・自動化技術の導入調査、実証）																	農林水産省	—		
		デジタル化・データ連携（他地域又は多品目のモデルとなり得る先進的な実証）																	農林水産省	—		
		デジタル化・データ連携（効果が確認されている施策の地域・品目での導入に向けた試験）																	農林水産省	—		
3-7	空き家対策のDX	市区町村における空き家対策に係る事務処理・データベースの実態調査																	国土交通省	—		
		空き家データベースシステムの検討																	国土交通省	—		
		システムの標準仕様書作成																	国土交通省	—		
		システムの設計・開発																	国土交通省	—		
		システムの移行（市区町村等の外部システムとの連携等）																	国土交通省	—		
		システム運用開始後の外部システムとの連携強化																	国土交通省	—		

44

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-8	ワラノス・エコシステム	蓄電池サプライチェーンデータ連携基盤の運用																	経済産業省	—		
		蓄電池サプライチェーンデータ連携基盤と海外のプラットフォームとの相互接続に関する検討・実証・実装																	経済産業省	—		
		他ユースケースへの拡張																	経済産業省	—		
		公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度に関する検討・運用																	経済産業省	—		
		ウラノス・エコシステム・プロジェクト制度の検討																	経済産業省	—		
		ウラノス・エコシステム・プロジェクト制度の運用																	経済産業省	—		
3-9	トラスト及びデジタル・アイデンティティ②	DIWの実装に向けたガバナンスの仕組みの整備																	デジタル庁	—		
		VCの適切な利活用に向けたガバナンスの仕組みの整備																	デジタル庁	—		
		VCの行政ユースケースの検討・創出																	デジタル庁	—		
3-10	トラスト及びデジタル・アイデンティティ③	本人確認ガイドラインの改定																	デジタル庁	—		

45

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度			
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q												
3-11	PDS・情報銀行の活用	(情報銀行) 実証準備																		総務省	経済産業省、個人情報保護委員会	
		実証期間 1 実証参加者募集等																		総務省	経済産業省、個人情報保護委員会	
		実証期間 2 実証実施																		総務省	経済産業省、個人情報保護委員会	
		実証期間 3 実証結果報告等																		総務省	経済産業省、個人情報保護委員会	
		実証結果等を踏まえた認定指針見直しや発展的転用に向けた検討																		総務省	経済産業省、個人情報保護委員会	
		実証準備																		総務省	—	
		実証期間 1 実証実施																		総務省	—	
		実証期間 2 参照文書策定等																		総務省	—	
		実証含む参照文書改定等の検討																		総務省	—	
		官民協議会の設置																		デジタル庁	総務省、経済産業省	
3-12	データ連携を促進するエコシステムの形成	各所におけるデータ連携の取組の整理																		デジタル庁	総務省、経済産業省	
		トラスト基盤の在り方等の整理																		デジタル庁	総務省、経済産業省	
		データ連携システムに係る構成要素の汎用化の推進																		デジタル庁	総務省、経済産業省	
		データ連携のユースケース創出																		デジタル庁	総務省、経済産業省	

デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-18	国際データガバナンスアドバイザリー委員会/産業データの国際的なデータガバナンス	データの国際的な共有・利活用や越境移転に伴うリスクと対応策を整理																	デジタル庁、経済産業省	—		
		JAPに向けた提案に資するプロジェクト精査																	デジタル庁、経済産業省	—		
		データガバナンスガイドラインの策定と周知																	デジタル庁、経済産業省	—		
3-19	諸外国のデジタル政策に関わる機関との連携強化	新規の協力関係構築の検討																	デジタル庁	内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、外務省、経済産業省		
		専門家会合の実施及び参加																	デジタル庁	内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、外務省、経済産業省		
3-20	他国への支援・協力等を通じた我が国のプレゼンスの向上	他国への支援・協力等の強化について検討・実施																	デジタル庁	内閣府、内閣官房（NISC）、個人情報保護委員会、経済産業省、総務省、外務省		
		国際会議の場を活用した情報発信																	デジタル庁	内閣府、内閣官房（NISC）、個人情報保護委員会、経済産業省、総務省、外務省		
3-21	民主的価値に基づく安心・安全な「メタバース」の実現	最新の状況を踏まえた「メタバースの原則」の改定																	総務省	—		
		OECD等のマルチフォーラムにおける継続的な議論への貢献																	総務省	—		
		先端技術の活用の進展を踏まえた、没入型技術のリスクを最小限におさえながらメリットを最大限に受益できる望ましい利用の在り方の検討																	総務省	—		
3-22	インターネットガバナンスにおける国際連携とマルチステークホルダー間連携の強化	国際社会におけるインターネットガバナンスに係る議論への継続的な貢献																	総務省	外務省		
		IGF見直しの議論に向けた対応																	総務省	—		
3-23	地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業	DIASの長期的・安定的な運営																	文部科学省	—		
		利用者へのヒアリング・情報収集等																	文部科学省	—		
		情報収集等を踏まえた対応策の検討と実施																	文部科学省	—		
		気候変動対策・防災等に貢献する研究開発																	文部科学省	—		

48

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-24	高度情報通信ネットワークの事故・災害対策	電気通信事故の検証・対策																	総務省	—		
		移動電源車の派遣等の促進・災害対策用移動通信機器の配備																	総務省	—		
3-25	ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業／放送ネットワークの強靭化に向けた支援事業	ケーブルテレビネットワークの光化・複線化の推進																	総務省	—		
		放送ネットワークの強靭化の推進																	総務省	—		
3-26	災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築	D24H試験運用																	厚生労働省	—		
		自動連携に向けた課題、要件の整理																	厚生労働省	—		
		各種医療・保健・福祉システムとD24Hの自動連携の準備・実施																	厚生労働省	—		
		新総合防災情報システム（SOBO-WEB）とのD24H自動連携の準備・実施																	厚生労働省	—		
		D24Hシステムの運用・保守																	厚生労働省	—		

49

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-27	防災デジタルプラットフォームを活用した防災分野全体のデータ流通促進	新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の着実な開発、整備（切替・並行運用）																	内閣府、デジタル庁	—		
		各省庁、地方公共団体、指定公共機関と防災情報関係システムとの自動連携の充実																	内閣府、デジタル庁	—		
		新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の機能充実（2024年度追加）																	内閣府、デジタル庁	—		
		新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の機能充実（2025年度追加）																	内閣府、デジタル庁	—		
		新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の機能充実（2026年度追加）																	内閣府、デジタル庁	—		
		新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の機能充実（2027年度追加）																	内閣府、デジタル庁	—		
		新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の機能充実（2028年度追加）																	内閣府、デジタル庁	—		
		データ連携基盤等との連携ルール調査																	内閣府、デジタル庁	—		
		データ連携基盤等との連携ルール整理																	内閣府、デジタル庁	—		
		データ連携基盤等との連携開発																	内閣府、デジタル庁	—		
		データ連携基盤等との連携拡張																	内閣府、デジタル庁	—		
		防災IoT運用評価（新総防接続）																	内閣府、デジタル庁	—		
		防災IoT機能拡充（リアルタイム映像配信等）																	内閣府、デジタル庁	—		
		防災IoTセンサーデータ調査																	内閣府、デジタル庁	—		
		防災IoT取り扱いデータ拡充（センサーデータ）																	内閣府、デジタル庁	—		

50

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-28	防災分野のデータ連携基盤の構築	検討・実証（新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等他システムとの連携）																	デジタル庁	—		
		検討・実証（アプリ間連携等）																	デジタル庁	—		
		制度・運用面の検討																	デジタル庁	—		
		防災分野のデータ連携に関する官民共創による検討																	デジタル庁	—		
		検討・実証成果を踏まえた社会実装・施策展開																	デジタル庁	—		
3-29	防災システムを活用した災害対応の実施体制強化	システムへの柔軟なデータ取り込み機能の実装等																	内閣府	—		
		新物資システム（B-PLo）の活用訓練の検討																	内閣府	—		
		新物資システム（B-PLo）の活用訓練の実施																	内閣府	—		
		被災地での新物資システム（B-PLo）研修の検討																	内閣府	—		
		被災地での新物資システム（B-PLo）研修の実施																	内閣府	—		
		ISUT（災害時情報集約支援チーム）の強化																	内閣府	—		
		システムを活用した実践的な机上演習の調査																	内閣府	—		
		システムを活用した実践的な机上演習の設計																	内閣府	—		
		システムを活用した実践的な机上演習の制作・実施																	内閣府	—		
		システムを活用した実践的な訓練の普及・促進																	内閣府	—		
		システムを活用した実践的な机上演習の改善																	内閣府	—		

51

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
3-30	Jアラートによる災害情報の確実な伝達の推進	新総合防災情報システムとの当面の連携方針に係る具体的な検討																	総務省	内閣府
		新総合防災情報システムとの連携実施																	総務省	内閣府
		国の関与を含めた必要な見直し内容の具体化																	総務省	—
		運用ルール等の整理																	総務省	—
		改修・運用に向けた調達																	総務省	—
		所要のシステム改修等																	総務省	—
		国によるJアラートの運用																	総務省	—
		新総合防災情報システムとの更なる連携をはじめとしたJアラートで扱う情報の充実化等に向けた検討																	総務省	内閣府
		Jアラートで扱う情報の充実化等の実現に向けた準備																	総務省	内閣府
3-31	Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施	次期Jアラートシステムの調査検討																	総務省	—
		次期Jアラートシステムの調達																	総務省	—
		次期Jアラートシステムの設計・開発																	総務省	—
		次期Jアラートシステムの運用・保守																	総務省	—
		現行Jアラートシステムの運用・保守																	総務省	—
		全国一斉情報伝達試験の実施																	総務省	—

52

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
3-32	官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発の推進	消防防災技術戦略会議（仮）の開催																	総務省	—
		消防防災技術戦略ビジョン（仮）の策定・見直し																	総務省	—
		競争的研究費の公募テーマの設定																	総務省	—
3-33	地方公共団体における防災DXサービスの導入手続の迅速化・円滑化	サービスマップ／カタログの公表・充実																	デジタル庁	—
		モデル仕様書の公表・充実																	デジタル庁	—
		DMPとの連携・活用促進																	デジタル庁	—
3-34	官民の多様な被災者支援システムの相互連携強化等	連携機能の実装状況調査分析																	内閣府	—
		相互連携の強化に向けた方式検討																	内閣府	—
		効果検証のためのツール検討																	内閣府	—
		相互連携強化のためのPoC																	内閣府	—
		広域連携も実現する新たな被災者支援DXの具体的検討・構築・実装																	内閣府	—
3-35	災害時活用も視野に入れた救急医療機関と消防機関のワンストップ連携	TYPES交付金を活用したプロトタイプの開発																	厚生労働省	内閣官房、総務省
		TYPESプロジェクトの成果を踏まえた全国統一基盤展開の検討開始																	厚生労働省	内閣官房、総務省
3-36	指定緊急避難場所及び指定避難所情報の迅速な整備・更新・公開	指定緊急避難場所及び指定避難所情報の整備・更新																	国土地理院	内閣府、消防庁
		指定緊急避難場所及び指定避難所情報のデータ公開																	国土地理院	内閣府、消防庁

53

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-37	地方公共団体の災害対応支援	災害派遣デジタル支援チーム（仮称）制度の創設検討																	デジタル庁	—		
		災害派遣デジタル支援チーム（仮称）制度の試行運用及び本運用開始に向けた検討																	デジタル庁	—		
		広域被災者データベースの先行構築																	内閣官房、デジタル庁、内閣府	—		
		上記取組を踏まえた広域災害の被災者支援DXの検討																	内閣官房、デジタル庁、内閣府	—		
		マイナンバーカード等を用いた避難者把握の仕組みの検討																	デジタル庁	—		
		検討を踏まえた取組の展開																	デジタル庁	—		
3-38	デジタル技術を活用したTEC-FORCEの強化	TEC活動支援機能の開発・試行																	国土交通省	—		
		アプリ等を使ったTEC-FORCE隊員の育成																	国土交通省	—		

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-39	デジタル技術を用いた防災気象情報の高度化等の推進	スーパーコンピュータの更新（設計）																	デジタル庁、国土交通省	—		
		スーパーコンピュータの更新（構築）																	デジタル庁、国土交通省	—		
		スーパーコンピュータの更新（試験）																	デジタル庁、国土交通省	—		
		スーパーコンピュータの更新（移行）																	デジタル庁、国土交通省	—		
		スーパーコンピュータの運用																	国土交通省	—		
		半日程度前からの線状降水帯発生予測を府県単位で実施																	国土交通省	—		
		モデル高解像度化（開発）																	国土交通省	—		
		高解像度化モデルの運用																	国土交通省	—		
		河川洪水・土砂災害関連システムの運用																	国土交通省	—		
		火山監視情報システムの運用																	国土交通省	—		
		地震活動等総合監視システム（設計・構築）																	デジタル庁、国土交通省	—		
		地震活動等総合監視システム（試験・移行）																	デジタル庁、国土交通省	—		
		地震活動等総合監視システム（機器取付調整）																	デジタル庁、国土交通省	—		
		地震活動等総合監視システムの運用																	国土交通省	—		

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
3-40	消防防災分野におけるDXの推進	緊急消防救援隊のDX推進に係る意見招請手続																	総務省	—
		緊急消防救援隊のDX推進に係る入札手続																	総務省	—
		緊急消防救援隊のDX推進に係る開札・契約手続																	総務省	—
		緊急消防救援隊のDX推進に係る設計・製造																	総務省	—
		緊急消防救援隊のDX推進に係る運用開始																	総務省	—
		消防庁映像共有システムの実証事業																	総務省	—
		消防庁映像共有システムの内閣府新総合防災情報システム(SOBO-WEB)との接続																	総務省	—
		消防庁映像共有システムの運用																	総務省	—
		消防庁映像共有システムの有効性の検証及び利用促進																	総務省	—
		標準仕様等に基づく消防指令システムの導入促進																	総務省	—

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
3-41	災害対応機関（消防団含む）のドローン活用の推進	消防本部における活用の支援を実施																	総務省	—
		消防本部ドローン活用状況等調査																	総務省	—
		消防本部のドローン技術指導アドバイザー育成研修等																	総務省	—
		消防団のドローン配備状況調査																	総務省	—
		消防団員向けのドローン講習の要望調査・調整																	総務省	—
		消防団員向けのドローン講習の実施																	総務省	—
		地方公共団体防災部局のドローン技術指導アドバイザー育成研修等																	総務省	—
		地方公共団体防災部局の配備状況調査																	総務省	—
3-42	放射線モニタリングプラットフォームの整備及び測定データ連携の推進	既存システムの改修																	環境省	—
		総合防災情報システムへデータ連携																	環境省	内閣府
		放射線モニタリングPFの検討																	環境省	—
		放射線モニタリングPFの構築																	環境省	—
		放射線モニタリングPFの運用																	環境省	—

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁	
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁	
			1Q	2Q	3Q	4Q															
3-43	電子カルテ情報の標準化等	電子カルテ情報共有サービス開発		■																厚生労働省	—
		電子カルテ情報共有サービス総合テスト、運用テスト、連携テスト			■	■	■													厚生労働省	—
		電子カルテ情報共有サービスモデル事業					■	■	■	■										厚生労働省	—
		電子カルテ情報共有サービス追加対応・仕様検討					■	■	■	■										厚生労働省	—
		電子カルテ情報共有サービス本格実施（稼働）									■	■	■	■	■	■	■	■		厚生労働省	—
		標準型電子カルテ試行版開発	■	■	■	■														厚生労働省、デジタル庁	—
		標準型電子カルテ試行実施、本格版整備・普及					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	厚生労働省、デジタル庁	—	

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁	
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁	
			1Q	2Q	3Q	4Q															
3-44	次の感染症危機に備えた更なるデジタル化	届出の効率化に向けた手法等の検討		■																厚生労働省	—
		調達仕様書の作成、入札		■	■															厚生労働省	—
		課題の整理、要件定義の策定等			■	■	■	■	■	■										厚生労働省	—
		導入に向けた実施支援等				■	■	■	■	■	■	■	■							厚生労働省	—
		システム改修等					■	■	■	■					■	■	■	■		厚生労働省	—
		要件定義の策定、システム開発	■	■	■															厚生労働省	—
		一部のFHIR対応済の医療機関へのシステム実装				■	■	■	■	■	■	■	■	■						厚生労働省	—
		運用を踏まえた必要な見直し等					■	■	■	■	■	■	■	■						厚生労働省	—
		自治体等への実態の把握、追加調査の検討		■																厚生労働省	—
		調達仕様書の作成、入札		■	■															厚生労働省	—
		実態を踏まえたニーズの把握、電磁的方法による通知の方法の調査・検討			■	■														厚生労働省	—
		調査等を踏まえた必要な措置				■	■	■	■	■	■	■	■	■						厚生労働省	—
3-45	サイバーセキュリティ確保	サイバーセキュリティ確保事業のプロジェクト計画立案・合意					■													厚生労働省	—
		医療機関へのネットワーク構成調査の実施						■	■	■	■	■	■							厚生労働省	—
		医療機関へのオフラインバックアップ支援の実施																		厚生労働省	—
3-46	医療等情報の二次利用	公的DBでの匿名化情報の利用・提供、情報連携基盤・電子カルテ情報DB（仮称）の構築、公的DBの利用申請・審査窓口の一元化						■	■	■	■	■	■	■					厚生労働省、内閣府、子ども家庭庁、個人情報委員会	—	
		情報連携基盤の構築、データの標準化・信頼性確保等の技術的論点に関する検討（技術作業班）							■	■	■	■	■	■					厚生労働省、内閣府、子ども家庭庁、個人情報委員会	—	

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-47	病院の情報システムのクラウド化	モダン技術を活用したクラウド型システムへの移行																	厚生労働省、デジタル庁	—		
3-48	診療報酬改定DX	共通算定モジュールの設計・開発、テスト																	厚生労働省	—		
		共通算定モジュールのモデル事業・モジュールの改善等																	厚生労働省	—		
		共通算定モジュールの本格運用																	厚生労働省	—		
		請求支援機能の設計・開発、テスト																	厚生労働省	—		
3-49	EMISの改修等	EMIS代替サービスの稼働に向けた準備																	厚生労働省	デジタル庁		
		EMIS代替サービスの試験運用																	厚生労働省	デジタル庁		
		EMIS代替サービスの本運用																	厚生労働省	デジタル庁		
		EMIS代替サービスの運用状況の監視																	厚生労働省	デジタル庁		
3-50	社会保険診療報酬支払基金の改組	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への改組及び医療情報化推進方針の作成																	厚生労働省	—		

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-51	オンライン診療その他の遠隔医療の推進	オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針に基づき、国民・患者向けの啓発資材の作成・周知																	厚生労働省	—		
		事例集作成																	厚生労働省	—		
		公開・周知																	厚生労働省	—		
		オンライン診療の普及が進まない原因の調査																	厚生労働省	—		
		アンケート調査結果解析																	厚生労働省	—		
		アンケート調査結果とりまとめ・報告																	厚生労働省	—		
		オンライン診療の現状のエビデンスの調査																	厚生労働省	—		
		文献検索条件設定及び集積																	厚生労働省	—		
		文献レビュー																	厚生労働省	—		
		文献レビューの結果の解説・とりまとめ																	厚生労働省	—		
		DtoDについての実態調査・課題把握																	厚生労働省	—		
		委員会開催・調査対象の選定																	厚生労働省	—		
		事例収集・調査																	厚生労働省	—		
		事例の分析・報告書作成																	厚生労働省	—		
		委員会開催・結果のとりまとめ																	厚生労働省	—		
		オンライン診療に係る自治体の課題の調査																	厚生労働省	—		
		臨床研究の推進																	厚生労働省	—		
		臨床研究のプロトコール研究																	厚生労働省	—		
		臨床研究の実施																	厚生労働省	—		
		臨床研究の結果報告																	厚生労働省	—		

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
3-52	AIを活用した救急隊運用最適化	山間地等効果シミュレーション準備		■															総務省	—
		山間地等効果シミュレーション実施		■															総務省	—
		山間地等実証実験準備			■														総務省	—
		山間地等実証実験実施				■													総務省	—
		運用最適化手法の完成					■												総務省	—
		運用最適化手法のさらなる高度化						■											総務省	—
3-53	G-MISの改修等	次期G-MISを見据えた現行システムの課題整理及び次期システムの要件等の検討		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	厚生労働省	—	
3-54	予防接種記録及び反応疑い報告に係る匿名データベースの整備並びに予防接種記録の疫学調査等への活用の検討	業務要件定義																	厚生労働省	—
		調達仕様書作成		■	■														厚生労働省	—
		意見招請			■														厚生労働省	—
		入札等				■													厚生労働省	—
		開発					■	■	■	■								厚生労働省	—	
		運用						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	厚生労働省	—	
3-55	介護サービス情報公表システムを活用した効率的な情報提供	介護サービス情報公表システムの改修内容等の検討				■		■		■		■		■		■	■	厚生労働省	—	
		介護サービス情報公表システム調達等		■	■			■	■	■		■		■		■	■	厚生労働省	—	
		介護サービス情報公表システム改修等			■		■		■		■		■		■	■	■	厚生労働省	—	
		介護サービス情報公表システム運用・保守		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	厚生労働省	—	

62

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
3-56	子育て支援施策など必要な情報をブッシュ型配信するための仕組みの構築	自治体の子育て支援制度調査		■	■	■	■	■	■	■									内閣官房	総務省
		子育て支援制度レジストリの整備、自治体への協力依頼					■		■	■	■								内閣官房	こども家庭庁、デジタル庁、法務省、文部科学省、厚生労働省
		子育て支援制度レジストリ情報の更新・改善						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	内閣官房	こども家庭庁、デジタル庁、法務省、文部科学省、厚生労働省	
		日常使う子育てアプリから必要な情報を配信																—	—	
3-57	里帰りする妊産婦への支援	情報連携基盤（PMH）を活用した自治体間連携システムの整備		■	■	■												こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁	
		希望する自治体での先行実施		■	■	■	■	■	■	■								こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁	
		実施自治体の拡大に向けた取組						■	■	■	■							こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁	
		母子保健DXの全国展開の推進							■	■	■	■	■	■	■	■	■	こども家庭庁	内閣官房、デジタル庁	
3-58	保育業務のワンストップ化実現に向けた全国基盤整備	業務フローやデータセットの標準化の検討		■	■	■												こども家庭庁	内閣官房	
		給付・監査等に係る様式・通知等の見直し			■			■	■	■	■							こども家庭庁	内閣官房	
		保育業務施設管理プラットフォームの仕様検討					■	■	■	■								こども家庭庁	内閣官房	
		保育業務施設管理プラットフォームの整備、試行運用						■	■	■	■							こども家庭庁	—	
		保育業務施設管理プラットフォームの全国展開							■	■	■	■	■	■	■	■	■	こども家庭庁	—	
3-59	保育ワンストップシステムの全国展開	保活に関わるシステムや行政手続の連携の検討		■	■	■												こども家庭庁	内閣官房	
		保活情報連携基盤の仕様検討、整備、運用			■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	こども家庭庁	内閣官房	
		システム・行政手続間のデータ連携確保					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	こども家庭庁	内閣官房	
		2026年度入所に向けた保活や入所手続から運用改善の開始						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	こども家庭庁	—	

63

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
3-60	保育現場におけるICT環境整備	保育施設等におけるICT導入状況の把握																	こども家庭庁	内閣官房
		保育現場におけるICT環境の段階的・計画的な整備																	こども家庭庁	内閣官房
		こどもの安全対策に資する設備等の導入の推進																	こども家庭庁	内閣官房
3-61	放課後児童クラブDXの推進	ICT導入や活用に関する調査																	こども家庭庁	内閣官房
		導入に係る研修を含めICT利活用の好事例の横展開																	こども家庭庁	内閣官房
		利用手続や事業運営に関するDX推進実証事業の実施																	こども家庭庁	内閣官房
		実証事業を踏まえた好事例の横展開とDX推進の検討																	こども家庭庁	内閣官房
3-62	こどもデータ連携の取組の推進	連携実証事業の実施																	こども家庭庁	デジタル庁、文部科学省
		ガイドライン策定																	こども家庭庁	デジタル庁、文部科学省
		地方公共団体における実証事業（団体公募）																	こども家庭庁	—
		地方公共団体における実証事業（実証期間）																	こども家庭庁	—
		地方公共団体における実証事業（成果とりまとめ）																	こども家庭庁	デジタル庁、文部科学省
		取組事例集の作成（事例調査）																	こども家庭庁	デジタル庁、文部科学省
		取組事例集の作成（作成と公開）																	こども家庭庁	デジタル庁、文部科学省
		地方公共団体の取組の拡大に向けた説明会等の実施																	こども家庭庁	デジタル庁、文部科学省
		こどもデータ連携を広げるための取組																	こども家庭庁	デジタル庁、文部科学省

64

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
3-63	こどもや家庭に寄り添った相談業務のDXの促進	児童相談所やこども家庭センターにおけるデジタル技術の活用状況の把握																	こども家庭庁	内閣官房
		デジタル技術の活用により効率化が期待される業務プロセスや自治体の取組事例の整理																	こども家庭庁	内閣官房
		業務支援アプリの活用を含めたICT化の推進																	こども家庭庁	内閣官房
3-64	こども性暴力防止法関連システム	情報管理に関する調査研究、有識者会議																	こども家庭庁	—
		ガイドライン等策定、及びそれに関する有識者会議																	こども家庭庁	—
		こども性暴力防止法に関する情報システムに係る要件定義に向けた調査研究業務																	こども家庭庁	法務省、デジタル庁
		こども性暴力防止法関連システム開発に向けた調達																	こども家庭庁	法務省、デジタル庁
		こども性暴力防止法関連システムの要件定義・設計・開発、保守・運用（施行期限：令和8年12月）																	こども家庭庁	法務省、デジタル庁
3-65	教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備①	教育DXロードマップの改定																	デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省	—
		改定した教育DXロードマップを踏まえた取組の推進																	デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省	—
		自治体間データ連携基盤の検討・実証																	デジタル庁	—
3-66	教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備②	自治体の教育データ利活用に関する調査研究、試行																	文部科学省	内閣官房、デジタル庁
		自治体の教育データ利活用のための伴走支援																	文部科学省	内閣官房、デジタル庁
3-67	公立高校入試についての事例創出の具体化	希望する自治体での事例創出に向けた検討																	文部科学省	デジタル庁

65

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
3-68	学習者用デジタル教科書の導入	デジタル教科書を用いた授業改善・域内展開の自治体支援																	文部科学省	—
		大規模アンケート調査による効果・影響等の分析																	文部科学省	—
		全国の中学校等へのデジタル教科書の導入																	文部科学省	—
		実践的活用に向けた研修・事例集作成等の自治体支援																	文部科学省	—
		今後のデジタル教科書の在り方の検討、必要な方策の実施																	文部科学省	—
3-70	学校現場におけるAIの取扱いに関するガイドラインの策定と生成AI利活用事例の創出	学校現場における生成AI利活用事例の創出																	文部科学省	—
		成果報告会・イベントの開催																	文部科学省	—
3-71	学校における働き方改革の推進	教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査																	文部科学省	デジタル庁
		ダッシュボードの開発・公開・運用																	デジタル庁	文部科学省
3-72	モビリティ・ロードマップの策定及びその推進	モビリティ分野におけるデータ連携や4次元時間IDを含めた空間情報基盤の整備等の取組（プロトタイプ開発等）																	デジタル庁	内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省
		モビリティ分野におけるデータ連携や4次元時間IDを含めた空間情報基盤の整備等の取組（システム実証等）																	デジタル庁	内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省
		モビリティ・ロードマップ策定																	デジタル庁	内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省
		モビリティ・ロードマップの改訂（官民連携し、必要な技術開発や整備、制度整備等の推進等）																	デジタル庁	内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省
3-73	自動運転の審査に必要な手続きの透明性・公平性を確保するための方策の取りまとめ	審査に必要な手続きの透明性・公平性を確保するための方策の検討																	国土交通省、警察庁	—
		有識者や事業者等へのヒアリング																	国土交通省、警察庁	—
		審査に必要な手続きの透明性・公平性を確保するための方策を確定																	国土交通省、警察庁	—
		取りまとめ文書に掲げる取組の実施、及び当該文書について審査事例の増加・蓄積に伴い逐次改訂																	国土交通省、警察庁	—

66

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
3-74	スマート農業技術の活用による生産性の向上	スマート農業技術活用促進法及び同法に基づく基本方針に基づく取組（スマート農業技術の開発・普及・環境整備）																	農林水産省	内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省
3-75	林業におけるデジタル技術の活用の推進	高精度な森林資源情報の整備																	農林水産省	—
		デジタル拠点モデル地域の実証（2023年採択地域）																	農林水産省	—
		デジタル拠点横展開の方策の検討																	農林水産省	—
		デジタル拠点横展開の方策の推進																	農林水産省	—
3-76	水産流通適正化制度における電子化推進対策	電子署名に対応した汎用性の高いシステムの構築																	農林水産省	—
		電子署名に対応した汎用性の高いシステムの運用																	農林水産省	—
3-77	サイバーポートによる生産性の向上	サイバーポート（港湾物流分野）の運用・利用促進・機能改善																	国土交通省	—
		商流プラットフォームとの連携																	国土交通省	—
		海外貨物輸送情報の可視化																	国土交通省	—
		サイバーポート（港湾管理分野）の運用・機能改善																	国土交通省	—
		サイバーポート（港湾管理分野）の対象港湾の拡大																	国土交通省	—
		サイバーポート（港湾インフラ分野）の運用・機能改善																	国土交通省	—
		サイバーポート（港湾インフラ分野）の対象港湾の拡大																	国土交通省	—
		3分野一体の運用を実現																	国土交通省	—
3-78	「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組の深化	「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組の構展開																	国土交通省	—

67

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-79	公共SaaSの整備・活用支援	公共SaaSの整備に関する基本的なガイドの整備																	デジタル庁	—		
		公共SaaSの整備・活用に関する支援																	デジタル庁	—		
3-80	国・地方公共団体等のガバメントクラウド移行	ガバメントクラウドアシスタンツシステムの整備・継続的改善																	デジタル庁	—		
		ガバメントクラウドアシスタンツシステムの運用																	デジタル庁	—		
		テンプレート等の整備・継続的改善																	デジタル庁	—		
		移行に向けた技術的支援（要望に応じて順次対応）																	デジタル庁	—		
3-81	情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人の情報システムの整備及び管理の推進	情報システム整備方針を踏まえた目標策定・評価の実施																	デジタル庁	総務省		
3-82	公共情報システム開発者向け開発環境提供	開発環境提供サービスの開発・提供																	デジタル庁	—		
		開発環境提供サービスの運用・追加開発																	デジタル庁	—		

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-83	ガバメントソリューションサービス（GSS）	環境省LAN統合【整備・移行】																	デジタル庁	—		
		国税庁LAN統合【整備・移行】																	デジタル庁	—		
		法務省LAN統合【整備・移行】																	デジタル庁	—		
		公正取引委員会LAN統合【整備・移行】																	デジタル庁	—		
		気象庁LAN統合【整備・移行】																	デジタル庁	—		
		原子力規制庁、経済産業省、出入国在留管理庁、財務局等のLAN統合【整備・移行】																	デジタル庁	—		
		上記以外のGSS未移行省庁のLAN統合【継続検討/今後検討開始予定】																	デジタル庁	—		
		GSSの安定的な運用・運用体制の充実化																	デジタル庁	—		
3-84	職員ID基盤の実現	GSSAMS【管理・運用】 ※GSSAMS（AccountManagementService）：GSSユーザ情報の登録、管理の中核機能を持つ。																	デジタル庁	—		
		職員ID基盤の企画（デジタル庁分）																	デジタル庁	—		
		職員ID基盤の設計（デジタル庁分）																	デジタル庁	—		
		職員ID基盤の製造（デジタル庁分）																	デジタル庁	—		
		職員ID基盤のテスト（デジタル庁分）																	デジタル庁	—		
		職員ID基盤の利用システム連携の構築・テスト（デジタル庁分）																	デジタル庁	—		
		各府省システムとの接続																	デジタル庁	—		
		各府省所管の利用システムとの接続																	デジタル庁	—		
		職員ID基盤の運用																	デジタル庁	—		

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
3-85	旅費関連システム及び業務の抜本的な効率化と刷新	業務把握																	デジタル庁	内閣官房
		プロトタイプ要件定義及び開発																	デジタル庁	内閣官房
		概念実証（PoC）																	デジタル庁	内閣官房
		概念実証（PoC）結果整理及び課題対応																	デジタル庁	内閣官房
		プロジェクト計画書策定																	デジタル庁	内閣官房
		プロトタイプ構築/業務要件整理																	デジタル庁	内閣官房
		業務要件定義最終化/プロジェクト計画書更新																	デジタル庁	内閣官房
		システム要件定義／調達・製品選定																	デジタル庁	内閣官房
		基本設計																	デジタル庁	内閣官房
		詳細設計／実装／結合テスト／総合テスト																	デジタル庁	内閣官房
		受入テスト／段階リリース／旧システム停止対応																	デジタル庁	内閣官房

70

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
3-86	公文書管理のデジタル化	公文書管理に係るシステム整備の検討																	内閣府	—
		プロトタイプ開発に係る要件確認、設計																	デジタル庁	—
		プロトタイプ開発・機能検証の実施																	デジタル庁	—
		機能検証の取りまとめ、要件定義の改善																	デジタル庁	—
		新システムの設計開発																	デジタル庁	—
		新システムの段階的導入																	デジタル庁	—
		新システム利用による確実かつ効率的な文書管理																	内閣府	—
3-87	情報公開事務のデジタル化	各府省庁におけるデジタル化の実現																	総務省	—
		総務省による各府省庁の取組のフォロー																	総務省	—

71

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
3-88	国家公務員の人事管理情報のデジタル化	人事管理業務に係るシステム化全体の将来設計の検討・決定																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—
		職員情報管理共通システム：要件定義書案の策定																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—
		職員情報管理共通システム：要件調整・実証検証に係る調達準備・調達																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—
		職員情報管理共通システム（人事業務領域）：実務担当者を交えた要件定義書案の更新																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—
		職員情報管理共通システム（データ連携基盤）：概念実証の実施																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—
		職員情報管理共通システム：要件に係る府省間調整																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—
		職員情報管理共通システム：設計・構築に係る調達準備																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—
		職員情報管理共通システム：設計・構築・検証																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—
		勤務時間管理共通システム：要件定義書案の策定																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—
		勤務時間管理共通システム：設計・構築に係る調達準備・調達																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—
		勤務時間管理共通システム：設計・初期開発・検証																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—
		勤務時間管理共通システム：先行稼働																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—
		勤務時間管理共通システム：二次開発																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—
		勤務時間管理共通システム：二次稼働																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—
		研修管理共通システム：要件定義・実証検証に係る調達準備・調達																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—
		研修管理共通システム：要件定義・実証検証																	内閣官房、デジタル庁、人事院	—

72

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表												主担当府省庁	関係府省庁				
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
3-89	電子調達システムの効率化及び利便性向上による利活用の推進	現行システムの運用																	デジタル庁	—
		次期システムへの更改にむけた要件定義																	デジタル庁	—
		統合された公共工事電子入札システムとの連携に係る検討																	デジタル庁	—
		次期システム仕様確定																	デジタル庁	—
		調達																	デジタル庁	—
		システム構築																	デジタル庁	—
		運用																	デジタル庁	—
3-90	公共工事電子入札システムの統合	基礎となるシステムのクラウド移行（構築）																	デジタル庁	文部科学省、農林水産省、国土交通省、防衛省
		基礎となるシステムのクラウド移行（開発）																	デジタル庁	文部科学省、農林水産省、国土交通省、防衛省
		基礎となるシステムのクラウド移行（評価・検証・試験）																	デジタル庁	文部科学省、農林水産省、国土交通省、防衛省
		統合に向けた調査研究																	デジタル庁	文部科学省、農林水産省、国土交通省、防衛省
		運用体制の移管調整																	デジタル庁	文部科学省、農林水産省、国土交通省、防衛省
		各省予算調整																	デジタル庁	文部科学省、農林水産省、国土交通省、防衛省
		基礎となるシステムの運用																	デジタル庁	文部科学省、農林水産省、国土交通省、防衛省
		統合化に向けたシステム改修（設計・開発）																	デジタル庁	文部科学省、農林水産省、国土交通省、防衛省
		統合化に向けたシステム改修（評価・検証）																	デジタル庁	文部科学省、農林水産省、国土交通省、防衛省
		統合化に向けたデータ移行																	デジタル庁	文部科学省、農林水産省、国土交通省、防衛省
		統合後のシステム運用																	デジタル庁	文部科学省、農林水産省、国土交通省、防衛省
		システム構成のモダル化・標準化の検討																	デジタル庁	文部科学省、農林水産省、国土交通省、防衛省

73

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-91	会計DX	国の財務会計システム等の将来像に関する調査		■															内閣官房	デジタル庁		
		経済産業省新予算管理システムを利用したPoC		■															内閣官房	デジタル庁		
		政府の予算管理共通SaaS等に関する調査			■	■													内閣官房	デジタル庁		
		利用者起点の会計業務に関する調査研究		■	■	■													内閣官房	デジタル庁		
		国の財務会計システム等の将来像の具体化の調査研究			■	■													内閣官房	デジタル庁		
		全府省庁を対象とする業務・データの標準化等に係る調査					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	内閣官房	デジタル庁、財務省			

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-92	警察業務のデジタル化	運転者管理システムの運用を全国の都道府県警察に拡大		■	■														警察庁	—		
		28道府県で移行作業		■	■														警察庁	—		
		全国で運用			■														警察庁	—		
		遺失物管理システムの運用を全国の都道府県警察に拡大		■	■	■	■	■	■	■									警察庁	—		
		都道府県警察との調整・移行準備		■															警察庁	—		
		都道府県警察との調整・移行準備		■															警察庁	—		
		6県での運用開始			■														警察庁	—		
		4県での運用開始				■													警察庁	—		
		12道県での運用開始					■	■	■	■									警察庁	—		
		5都府県での運用開始									■	■	■	■					警察庁	—		
		全国で運用													■	■	■	■	警察庁	—		
		交通反則金のクレジットカード納付やペイジー納付等の全国での導入に向けた調整等		■	■	■	■	■	■	■									警察庁	—		
		制度設計・システムの整備等									■	■	■	■	■	■	■		警察庁	—		
		警察行政手続オンライン化システムの仕様確認		■															警察庁	—		
		基本設計		■	■														警察庁	—		
		詳細設計				■													警察庁	—		
		製造・単体テスト					■	■											警察庁	—		
		結合・総合・受入テスト						■	■	■									警察庁	—		
		全国で運用									■	■	■	■	■	■	■		警察庁	—		

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
3-93	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の機能刷新	現行システムの機能強化																	内閣府	—
		次期システムに向けた予備調査																	内閣府	—
		次期システム改修に向けた調達																	内閣府	—
		次期システムの設計・構築																	内閣府	—
		次期システムの運用・支援																	内閣府	—
3-94	ハローワークシステムを活用したサービスの充実	クラウドリフト設計・開発・テスト																	厚生労働省	デジタル庁
		クラウドリフト移行																	厚生労働省	デジタル庁
		業務AP改修設計・開発・テスト																	厚生労働省	デジタル庁
		業務AP改修運用																	厚生労働省	デジタル庁
3-95	DX推進による水産資源管理の業務の効率化	AI等の技術を利用した報告方法の検討・開発、制度運用																	農林水産省	—
		漁獲情報等の利活用体制の構築を推進																	農林水産省	—
		漁船・許可情報の一元管理システムの構築																	農林水産省	—
		資源評価のための新たなシステムの構築																	農林水産省	—
3-96	農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）による農地情報の一元化に資する農業委員会サポートシステムの運用	農業委員会サポートシステムの運用																	農林水産省	—
		利用者のニーズに応じた機能改修																	農林水産省	—

76

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
3-97	政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施等	デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの改定案の検討																	デジタル庁	全府省
		デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの改定作業・公表																	デジタル庁	全府省
		統括・監理支援システムの整備																	デジタル庁	全府省
		統括・監理支援システムの運用																	デジタル庁	全府省
		政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施																	デジタル庁	全府省
		予算要求レビュー																	デジタル庁	全府省
3-98	サービスデザイン体制の強化及び行政機関へサービスデザインの浸透	サービスデザインの並び支援実施																	デジタル庁	—
		デザインプロセスガイドの提供・更新																	デジタル庁	—
		研修プログラムの提供																	デジタル庁	—
		事業者向け勉強会の実施																	デジタル庁	—
		意見交換の実施																	デジタル庁	—
3-99	国税情報システムに係るプロジェクトの推進	製造・テスト																	財務省	デジタル庁
		機器調達・設置																	財務省	デジタル庁
		職員テスト・移行（リハーサル含む）																	財務省	デジタル庁
		運用開始																	財務省	デジタル庁

77

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-100	国税地方税連携の推進	連携項目の検討		■															財務省	総務省		
		要件定義・設計			■	■													財務省	総務省		
		製造					■	■	■	■									財務省	総務省		
		運用テスト									■	■	■						財務省	総務省		
		運用開始									■	■	■	■	■	■	■		財務省	総務省		
3-101	海事行政DXの推進	旅客船データベースの整備・監査情報との連携		■	■	■													国土交通省	—		
		海事行政情報連携のニーズ把握・分析		■															国土交通省	—		
		現行システムの把握・分析		■	■														国土交通省	—		
		最適な海事行政情報の連携機能を整理		■		■													国土交通省	—		
		海事行政情報連携基盤システムの構築					■	■	■	■	■	■	■	■					国土交通省	—		
		遊漁船に関する行政情報のデータベースの整備		■	■	■	■	■	■	■									水産庁	—		
		海事関係情報と遊漁船情報のデータベース連携									■	■	■	■					国土交通省、水産庁	—		
3-102	Visit Japan Webの安定運用	VisitJapanwebの運用・保守		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	出入国在留管理庁、外務省、財務省、厚生労働省、観光庁		

78

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
3-103	地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化	地方公共団体の移行支援		■	■	■	■	■	■										デジタル庁、総務省	—		
		制度改正等が移行作業に与える影響の把握・影響把握を踏まえた必要な対応の検討		■															デジタル庁、総務省	—		
		地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定			■														デジタル庁、総務省	—		
		標準化・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費への対応(総合的な対策のとりまとめ)				■													デジタル庁、総務省	—		
		上記とりまとめた対策の実行					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁、総務省	—		
		特定移行支援システムを有する地方公共団体の移行支援									■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁、総務省	—		
3-104	情報連携のフロントヤード・バックヤード改革	施策の検討						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	—		
3-105	行政の手続におけるキャッシュレス化の推進	国庫納付機能の課題整理		■															デジタル庁	—		
		国庫納付機能の方針検討		■															デジタル庁	—		
		国庫納付機能の要件定義			■	■	■	■											デジタル庁	—		
		国庫納付機能の設計							■	■									デジタル庁	—		
		国庫納付機能の開発・テスト								■	■	■	■						デジタル庁	—		
		政府共通決済基盤の運用		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	—		
3-106	「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化の推進	共通化対象の決定		■		■	■	■											内閣官房、デジタル庁、総務省	—		
		共通化対象（2025年度決定分）に係る共通化推進方針に基づく共通化の推進（見直しが必要な場合は毎年3月に協議）				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	総務省、環境省、デジタル庁、国土交通省、内閣府、内閣官房、厚生労働省	こども家庭庁		
		共通化対象候補の選定					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	内閣官房、デジタル庁、総務省	—		
3-107	トータルデザインで目指す姿（スマートフォンで60秒で手続が完結）	出生・子育て分野の手続に関し、オンライン一括申請ができる環境の整備		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	個人情報保護委員会、こども家庭庁、総務省、法務省、厚生労働省			

79

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
3-108	中長期の視点で全体最適となる「国・地方を通じたデジタル基盤」としてのネットワークの実現	国・地方ネットワークの将来像の検討																	デジタル庁	総務省
		ネットワーク基盤の共用化及び地方のゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入等に係る検証・実証事業の検討・実施																	デジタル庁	総務省
		(上記検証・実証事業を踏まえつつ) 将来像への移行プロセス、運用管理体制、情報セキュリティポリシーガイドライン等の詳細の検討																	デジタル庁	総務省
3-109	給付支援サービス	不足額給付のための算定ツール開発																	デジタル庁	—
		不足額給付のための算定ツール運用（提供）																	デジタル庁	—
		マイナポータルとの連携開発																	デジタル庁	—
		マイナポータルとの連携運用（提供）及び継続的な改善 ※定額減税一括措置の給付等で利用																	デジタル庁	—
		代理申請対応のサービス開発																	デジタル庁	—
		代理申請対応のサービス運用（自治体への提供） ※東京都（東京都018サポート）で利用																	デジタル庁	—
3-110	公共調達における支援・改革とデジタルマーケットプレイス（DMP）の展開	実証用カタログサイトの構築・実証・運用																	デジタル庁	—
		調達手法に関する制度的な整理																	デジタル庁	—
		正式版サイトの開発等																	デジタル庁	—
		デジタルマーケットプレイス（正式版サイト）の運用																	デジタル庁	—

80

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
3-111	テレワークの推進	企業テレワーク導入率調査																	総務省	—
		企業テレワーク導入率調査結果公表																	総務省	—
		政府方針に係る連絡会議の開催																	総務省	内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
		テレワーク月間の開催																	総務省	内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
		先進事例の表彰・発信																	総務省	内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
		企業への周知・相談支援																	総務省	内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
		テレワークセキュリティ実態調査																	総務省	—
		テレワークセキュリティガイドライン見直し検討																	総務省	—
		セキュリティガイドラインの周知啓発																	総務省	—
		国家公務員テレワーク好事例・TIPs集公表・更新・周知等																	内閣官房	—
3-112	公共サービスミッシュの整備等（マイナーバージョンによる機能追加）	共通機能に係る設計・開発及び移行・運用検討																	デジタル庁	総務省、個人情報保護委員会
		共通機能に係る運用・保守及び継続的見直し																	デジタル庁	総務省、個人情報保護委員会
		大量の情報連携等を可能とする機能に係る要件定義・設計																	デジタル庁	総務省、個人情報保護委員会
3-113	公共サービスミッシュの整備等（地方公共団体内の情報連携）	実証検証・ユーザー評価																	デジタル庁	総務省
		システムの強化、先行利用																	デジタル庁	総務省
3-114	窓口DXの推進	窓口DXaaSの導入推進																	デジタル庁	—

81

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
3-115	地方公共団体等の声を直接聴く仕組みの更なる活用	共創PFのデジタル庁環境への移行準備																	デジタル庁	—
		共創PFのデジタル庁環境への移行実施																	デジタル庁	—
		共創PFの運用保守（コミュニティ運営含む）																	デジタル庁	—
		共創PF利活用促進のための勉強会等実施																	デジタル庁	—
		共創PFの適切な運用に向けた調査																	デジタル庁	—
		調査結果を受けた検討																	デジタル庁	—
		デジタル政策相談窓口におけるデジタル庁からの情報共有																	デジタル庁	—
		デジタル政策相談窓口会議（オンライン会議）の開催																	デジタル庁	—
3-116	レガシーシステムのモダン化の推進	レガシーシステム脱却・システムモダン化協議会（仮称）を通じたレガシーシステムの現状と課題の整理																	経済産業省、デジタル庁	—
		レガシーシステム脱却・システムモダン化協議会（仮称）を通じたレガシーシステムの現状と課題に対する対応策の整理																	経済産業省、デジタル庁	—
		レガシーシステムのモダン化の実行性向上させるガイドラインや自己診断ツールの整備																	経済産業省	デジタル庁
3-117	デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進	デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進																	デジタル庁	—
3-118	社会保障オンラインシステムに係るプロジェクトの推進	システムの構築																	厚生労働省	—
3-119	文教施設の工事契約情報等に関するプロジェクトの推進	現行システムのアセスメント																	文部科学省	—
		移行に向けた調査研究																	文部科学省	—
		次期システムへの移行																	文部科学省	—
		次期システムの運用																	文部科学省	—

82

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
3-120	クラウド技術開発の推進	クラウドに必要な技術開発																	経済産業省	—
3-121	半導体戦略的具体化	足下の製造基盤の確保																	経済産業省	—
		次世代技術の確立																	経済産業省	—
		将来技術の研究開発																	経済産業省	—
4-1	デジタル活用支援推進事業	高齢者等のデジタル活用の不安解消のための講習会等の開催																	総務省	デジタル庁
		デジタル活用支援推進事業の効果的な運営等に関する調査研究																	総務省	デジタル庁
4-2	デジタル推進委員の活動の促進	デジタル推進委員を国民運動として取組を全国に展開・拡大																	デジタル庁	総務省
		デジタル推進委員が教えるためのコンテンツの充実等																	デジタル庁	総務省
4-3	DXにおけるプライバシー保護ガバナンスの構築に向けた取組	プライバシー・バイ・デザインに係るプロセスの整備・運用																	デジタル庁	—
		ガイドラインの整備・発出																	デジタル庁	—
		研修の実施																	デジタル庁	—
4-4	利用者視点による品質向上に向けた情報アクセシビリティ確保のための環境整備及び行政機関への浸透（利用者視点：サービス受益者のみならず、提供者の視点も含む）	ウェブアクセシビリティアセスメントの実施																	デジタル庁	—
		サービスデザインに係るガイドラインの作成・展開																	デジタル庁	—
		ガイドラインの更新																	デジタル庁	—
		デザインシステムの更新																	デジタル庁	—

83

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
4-5	アクセシブルなICT機器等の総合的な開発普及推進事業/字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進	デジタル・ディバイド解消のための技術等研究開発推進事業、情報パリアフリー役務提供事業推進助成金の公募期間																	総務省	—
		デジタル・ディバイド解消のための技術等研究開発推進事業、情報パリアフリー役務提供事業推進助成金の採択候補選定・決定																	総務省	—
		デジタル・ディバイド解消のための技術等研究開発推進事業、情報パリアフリー役務提供事業推進助成金の交付決定																	総務省	—
		デジタル・ディバイド解消のための技術等研究開発推進事業、情報パリアフリー役務提供事業推進助成金の事業																	総務省	—
		デジタル・ディバイド解消のための技術等研究開発推進事業、情報パリアフリー役務提供事業推進助成金の中間検査																	総務省	—
		デジタル・ディバイド解消のための技術等研究開発推進事業、情報パリアフリー役務提供事業推進助成金の終了評価																	総務省	—
		デジタル・ディバイド解消のための技術等研究開発推進事業、情報パリアフリー役務提供事業推進助成金の障害開通情報データベース運用																	総務省	—
		企業の情報アクセシビリティ対応の促進の基礎調査																	総務省	デジタル庁
		企業の情報アクセシビリティ対応の促進の普及推進																	総務省	デジタル庁
		公的機関のウェブアクセシビリティの確保のJIS対応状況調査																	総務省	デジタル庁
		公的機関のウェブアクセシビリティの確保の周知啓発																	総務省	デジタル庁
		字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進																	総務省	—

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
4-6	政府ウェブサイトの効信力向上及び品質向上に向けた支援	政府ウェブサイトコミュニティ等を通じた効信力向上支援																	デジタル庁	—
		共通CMSの機能拡充																	デジタル庁	—
		共通CMSの一部省庁への横展開																	デジタル庁	—
		課題解決のための共通機能の実証																	デジタル庁	—
		ウェブサイトの品質向上のための共通機能提供																	デジタル庁	—
		ウェブサイトに係る各省庁向け支援																	デジタル庁	—
		ガイドライン等の整備																	デジタル庁	—
4-7	デジタル行政サービスの満足度や浸透度に関する調査事業	調査方法の検討・調査設計																	デジタル庁	—
		調査の実施・結果の取りまとめ・公表																	デジタル庁	—
		調査結果の分析																	デジタル庁	—
4-8	インターネット上の偽・誤情報等対策の推進	検討会における議論・検討																	総務省	—
		とりまとめの公表等																	総務省	—
		とりまとめを踏まえた総合的な対策の実施																	総務省	—
		情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用																	総務省	—

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
4-9	情報通信技術を用いた犯罪の抑止	効果的な被害防止対策の推進																	警察庁	内閣官房		
		社会情勢を的確に反映したインターネット上の違法情報・有害情報対策の推進																	警察庁	内閣官房		
		サイバー事業の被害の未然防止・拡大防止に向けた注意喚起等の実施																	警察庁	内閣官房		
		サイバー事業に関する警察への通報・相談の促進																	警察庁	内閣官房		
		サイバー事業の取締りの推進及び技術支援・解析能力の向上																	警察庁	内閣官房		
4-10	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保	サイバーセキュリティ戦略の推進																	内閣官房(NISC)	デジタル庁		
		サイバーセキュリティ2024に基づく施策の推進																	内閣官房(NISC)	デジタル庁		
		サイバーセキュリティ2025に基づく施策の推進																	内閣官房(NISC)	デジタル庁		
		サイバーセキュリティ2026に基づく施策の推進																	内閣官房(NISC)	デジタル庁		
		サイバーセキュリティ2027に基づく施策の推進																	内閣官房(NISC)	デジタル庁		
		サイバーセキュリティ2028に基づく施策の推進																	内閣官房(NISC)	デジタル庁		

86

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
4-11	IoTセキュリティ対策の強化	脆弱性を有するIoT機器調査																	総務省	—		
		マルウェアに感染したIoT機器の機器調査																	総務省	—		
		利用者への注意喚起																	総務省	—		
		情報発信																	総務省	—		
		メーカー、Sierとの連携強化																	総務省	—		
		脆弱性を有するIoT機器への実効的な対応に向けた検討																	総務省	—		
		フロー情報分析によるC&Cサーバーの検知																	総務省	—		
		検知結果の評価分析・C&Cサーバリストの生成・共有																	総務省	—		
		C&Cサーバリストを活用した対策の検討																	総務省	—		
		2026年度以降の活動方針検討																	総務省	—		
		2026年度の取組実施																	総務省	—		
		2027年度の取組実施																	総務省	—		
		2028年度の取組実施																	総務省	—		
4-12	諸外国のサイバーセキュリティ政策に関わる機関との連携強化	サイバーセキュリティ当局等との連携深化及び拡大																	内閣官房	—		
		当局間会合の開催及び多国間サイバーセキュリティ関連国際会議への参加																	内閣官房	—		
4-13	サイバーセキュリティ分野における他国への支援・協力等を通じた我が国のプレゼンスの向上	「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能労構築支援に係る基本方針」を踏まえた既存取組の推進																	内閣官房	—		
		同基本方針を踏まえた新規施策の検討																	内閣官房	—		

87

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
4-14	日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC)プロジェクト及び大洋州島嶼国におけるサイバーセキュリティ能力構築支援	AJCCBCの演習実施内容の検討																	総務省	—		
		AJCCBCの演習実施に向けた調整等																	総務省	—		
		AJCCBCの演習実施																	総務省	—		
		AJCCBCの2027年度以降の活動方針検討																	総務省	—		
		AJCCBCの2027年度以降の活動方針を踏まえた対応																	総務省	—		
		大洋州の事業内容の検討																	総務省	—		
		大洋州の事業実施に向けた調整等																	総務省	—		
		大洋州の実証事業（演習）																	総務省	—		
		大洋州の2025年度以降の活動方針検討																	総務省	—		
		大洋州の2025年度以降の活動方針を踏まえた対応																	総務省	—		
4-15	サイバーセキュリティの確保	ナショナルサートの枠組みの強化																	内閣官房(NISC)、デジタル庁	—		
4-16	GSOCの着実な運用・GSOCのクラウド監視機能強化	GSOCの着実な運用・GSOCの機能強化																	内閣官房(NISC)	デジタル庁		
		デジタル庁からGSOCへの適宜の情報提供・連携																	内閣官房(NISC)	デジタル庁		

88

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
4-17	通信ネットワーク観測を通じた大規模データ収集等によるセキュリティ対策への貢献	総務省既存端末へのCYROSS導入																	総務省	NISC、デジタル庁		
		CYROSSによる情報収集・分析・提供																	総務省	NISC、デジタル庁		
		CYROSS導入府省庁の拡大																	総務省	NISC、デジタル庁		
		GSS端末へのCYROSS導入																	総務省	NISC、デジタル庁		
		CYROSSとGSOCとの連携																	総務省	NISC、デジタル庁		
		脆弱性等を検知する国産検知ソフトの開発及び導入																	総務省	NISC、デジタル庁		
4-18	サイバーセキュリティ対応体制の強化	IPAにおける地政学情報等の分析体制の整備																	経済産業省	—		
4-19	サイバーセキュリティ戦略に基づく施策の推進	海外当局によるセキュアバイデザイン・デフォルト原則に関する情報の収集																	内閣官房(NISC)	デジタル庁		
		我が国におけるセキュアバイデザイン・デフォルト原則の普及に係る取組の実施																	内閣官房(NISC)	デジタル庁		
4-20	「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の継続的な見直しと監査等の取組	「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の次回改定に向けた見直しの方向性の検討																内閣官房(NISC)	—			
		対策基準策定ガイドラインの改定案の検討																	内閣官房(NISC)	—		
		対策基準策定ガイドラインの改定案に係る各府省庁協議																	内閣官房(NISC)	—		
		対策基準策定ガイドラインの改定																	内閣官房(NISC)	—		
		「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえた監査内容等の検討・見直し																	内閣官房(NISC)	—		
		「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」等に基づく監査等の取組																	内閣官房(NISC)	—		
4-21	政府機関等のサイバーセキュリティ確保の戦略的推進	NISCの取組と各府省庁の各種サイバーセキュリティ施策の一体的実施																	内閣官房(NISC)	—		

89

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
4-22	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保 (ISMAPP)	継続的な制度運用上の課題・改善の検討																	内閣官房(NISC)、デジタル庁、総務省、経済産業省	—
		改善項目に関する規程等の改定、周知																	内閣官房(NISC)、デジタル庁、総務省、経済産業省	—
		国際規格の改訂等に伴うISMAPP管理基準の抜本改定、周知																	内閣官房(NISC)、デジタル庁、総務省、経済産業省	—
4-23	クラウドサービスのセキュリティの確保	ガイドライン・ガイドブック案の検討・公表																	総務省	—
		ガイドラインとガイドブックの普及啓発の取組検討																	総務省	—
		ガイドラインとガイドブックの普及啓発に向けた実態調査																	総務省	—
		ガイドラインとガイドブックの普及啓発の推進																	総務省	—
4-24	総合的な運用監視による強靭な政府情報システムの実現	総合運用・監視システムの要件定義																	デジタル庁	—
		総合運用・監視システムの設計																	デジタル庁	—
		総合運用・監視システムの構築																	デジタル庁	—
		総合運用・監視システムのテスト・運用開始																	デジタル庁	—
		総合運用・監視システムの拡大（2025年度）																	デジタル庁	—
		総合運用・監視システムの拡大（2026年度）																	デジタル庁	—
		総合運用・監視システムの拡大（2027年度）																	デジタル庁	—
		総合運用・監視システムの拡大（2028年度）																	デジタル庁	—

90

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
4-25	生成AI等を活用したサイバーセキュリティ対策強化	生成AIの進展によるサイバーセキュリティへの影響に係る調査・検証																	総務省	—
		米国専門機関とのAI安全性に関する共同研究事業																	総務省	—
		AIを用いたサイバー脅威情報収集・分析の高度化																	総務省	—
		生成AI等を活用した重要インフラ分野におけるサイバーセキュリティ対策強化																	総務省	—
4-26	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(常時監視)	システムの企画（要件定義）																	デジタル庁、内閣官房(NISC)	—
		CRSAシステムの設計																	デジタル庁、内閣官房(NISC)	—
		CRSAシステムの開発・構築																	デジタル庁、内閣官房(NISC)	—
		CRSAシステムのテスト																	デジタル庁、内閣官房(NISC)	—
		CRSAシステムの運用																	デジタル庁	内閣官房(NISC)
		リスク診断対象システムの拡大（2025年度分）																	デジタル庁	内閣官房(NISC)
		リスク診断対象システムの拡大（2026年度分）																	デジタル庁	内閣官房(NISC)
		リスク診断対象システムの拡大（2027年度分）																	デジタル庁	内閣官房(NISC)
		リスク診断対象システムの拡大（2028年度分）																	デジタル庁	内閣官房(NISC)

91

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
4-27	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(利便性とサイバーセキュリティ確保の両立)	セキュリティ・バイ・デザインを前提としたシステム構築																	デジタル庁	内閣官房（NISC）
		クラウドサービス活用・サプライチェーンでのセキュリティ対応																	デジタル庁	内閣官房（NISC）
		ゼロ・トラスト・アーキテクチャへの取組																	デジタル庁	内閣官房（NISC）
		セキュリティ分野における標準ガイドラインの必要な見直し																	デジタル庁	内閣官房（NISC）
		政府情報システムに対する監査・脆弱性診断の実施																	デジタル庁	内閣官房（NISC）
4-28	産業界等と連携したセキュア・バイ・デザインの実践	IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度の整備・運用																	経済産業省	—
		安全なソフトウェア開発に関するガイドランスの整備・普及促進																	経済産業省	—
		サイバーアンフラ事業者の責務に関する枠組みの整備																	経済産業省	—
4-29	中小企業を含むサプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策強化	サイバーセキュリティお助け隊サービス制度見直し																	経済産業省	—
		サイバーセキュリティお助け隊サービス制度普及・啓発																	経済産業省	—
		地域SECURITY活動促進																	経済産業省	—
		「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」の検討・整備																	経済産業省	—

92

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				主担当府省庁	関係府省庁
			1Q	2Q	3Q	4Q														
4-30	産学官連携による自律的なサイバーセキュリティ対処能力の強化	2024年度観測分析の実施																	総務省	—
		2024年度演習基盤提供の実施																	総務省	—
		2024年度医療分野向け人材育成の実施																	総務省	—
		2025年度観測分析・演習基盤提供等の実施																	総務省	—
		2026年度観測分析・演習基盤提供等の実施																	総務省	—
		2027年度観測分析・演習基盤提供等の実施																	総務省	—
		2028年度観測分析・演習基盤提供等の実施																	総務省	—
4-31	大規模演習環境の整備によるサイバーセキュリティ人材の育成	2024年度演習の準備・実施・振り返り																	総務省	—
		2025年度演習の準備																	総務省	—
		2025年度演習の実施																	総務省	—
		2025年度演習実施状況の振返り																	総務省	—
		2026年度演習の準備・実施・振り返り																	総務省	—
		2027年度演習の準備・実施・振り返り																	総務省	—
		2028年度演習の準備・実施・振り返り																	総務省	—
4-32	無線LANセキュリティの確保	利用実態調査																	総務省	—
		ガイドライン見直し検討																	総務省	—
		普及啓発																	総務省	—

93

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
4-33	地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の向上	自治体情報セキュリティクラウドの更新																	総務省	—		
5-1	企業DX推進に資するデジタル人材育成	デジタルスキル標準の策定・見直し、デジタル人材育成プラットフォームの整備																	経済産業省	—		
		スキル情報を蓄積・可視化する仕組みによる活用																	経済産業省	—		
		情報処理技術者試験改革																	経済産業省	—		
		各地域におけるメンターによる育成事業の実施																	経済産業省	—		
5-2 5-3	政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進	政府デジタル人材育成支援策の順次実施																	デジタル庁、内閣官房	—		
		育成支援策の完全移行に向けた実施																	デジタル庁、内閣官房	—		
		育成支援策の完全移行及び実施																	デジタル庁、内閣官房	—		
		進捗フォローアップ																	デジタル庁、内閣官房	—		
5-4	A.I関連人材の確保と教育振興等、A.I分野の国際的協調の推進	A.I関連人材の確保と教育振興等																	内閣府	文部科学省、厚生労働省、経済産業省		
		A.I分野の国際的協調の推進																	内閣府	総務省、外務省、文部科学省、経済産業省		
5-5	人材育成や研究開発を含めたサイバーセキュリティ供給能力の強化	中核人材育成プログラムの受講者の拡大に向けた模擬プラントを整備・更新																	経済産業省	—		
		サイバーセキュリティ対策に関する基礎知識・スキルを習得できる環境の整備																	経済産業省	—		
		登録セキスへの活用促進																	経済産業省	—		
		登録セキスへの制度見直し																	経済産業省	—		
		サイバーセキュリティ産業の振興に向けた取組																	経済産業省	—		

94

## デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
5-6	数理・データサイエンス・AI教育の推進	数理DSAI教育プログラムの公募																	文部科学省	—		
		数理DSAI教育プログラムの認定																	文部科学省	—		
		人社系×情報系の公募																	文部科学省	—		
		人社系×情報系の選定																	文部科学省	—		
		人社系×情報系のプログラムのFU																	文部科学省	—		
5-7	統計エキスパート人材育成プロジェクト	第2期研修の実施																	文部科学省	—		
		第3期研修の実施																	文部科学省	—		
		第1期研修修了生による人材育成																	文部科学省	—		
		第2期研修修了生による人材育成																	文部科学省	—		
		第3期研修修了生による人材育成																	文部科学省	—		
5-8	情報教育の強化・充実	情報活用能力調査実施																	文部科学省	—		
		情報活用能力調査結果公表																	文部科学省	—		
		情報モラル教育のコンテンツ公開																	文部科学省	—		
		情報モラル指導者セミナー																	文部科学省	—		

95

デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																主担当府省庁	関係府省庁		
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度							
			1Q	2Q	3Q	4Q																
5-9	デジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化	更なる推進に向けた取組の検討・実施																	文部科学省	—		
		2024年度専修学校関係事業の公募（理系転換）																	文部科学省	—		
		2024年度専修学校関係事業の審査・採択（理系転換）																	文部科学省	—		
		2024年度専修学校関係事業の実施（リカレント、DX、理系転換）																	文部科学省	—		
		2025年度専修学校関係事業の実施（リカレント、理系転換）																	文部科学省	—		
		2026年度専修学校関係事業の実施（理系転換）																	文部科学省	—		
5-10	都道府県と市町村が連携した推進体制の構築と地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の促進	広域的なデジタル人材の確保に取り組む都道府県を伴走支援する																	総務省	—		
		デジタル人材の育成・確保のための地方財政措置																	総務省	—		
		全都道府県に市区町村支援の現状等に関するヒアリングを実施																	総務省	—		
		多様な好事例の横展開																	総務省	—		
		推進体制構築・充実のための支援策																	総務省	—		
5-11	女性デジタル人材育成の推進	地方公共団体が行う取組の支援																	内閣府	—		
		事例集（改訂）の公表																	内閣府	—		
		プラン全体の施策の在り方の見直し																	内閣府	—		
5-12	行政機関におけるデジタル人材育成に向けた国際協力	当該施策に対応する専門家会合の検討																	デジタル庁、内閣官房	内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、外務省、経済産業省		
		上記専門家会合の実施及び参加																	デジタル庁、内閣官房	内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、外務省、経済産業省		

## 第4 オンライン化を実施する行政手続の一覧等

### 目次

I 行政手続のデジタル化 .....	1
1. 情報システムの整備に関する基本的な考え方 .....	1
(1) 利用者中心の行政サービスの実現等 .....	1
(2) 費用対効果の精査 .....	1
(3) クラウドサービスの利用 .....	1
2. 情報システムの整備に当たり講すべき施策 .....	1
(1) 業務改革 (BPR) の実施 .....	1
(2) 情報システムの共用の推進 .....	2
(3) データの標準化・APIの整備 .....	2
(4) 情報セキュリティ対策・個人情報の適正な取扱い等 .....	2
(5) デジタルデバイドの是正 .....	2
3. II～IVに記載する対象行政手続について .....	2
3. 1 行政手続のオンライン化の原則に係る情報システム整備 (IIについて) .....	2
(1) 国の行政手続の原則オンライン化 .....	3
(2) 地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備 .....	3
3. 2 添付書類の省略に係る情報システム整備 (IIIについて) .....	3
3. 3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備 (IVについて) .....	4
※ II～IVについて .....	6
II オンライン化等を実施する行政手続等 .....	8
1. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続 .....	8
1. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答 (◎デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省) .....	9
2. 国家資格オンライン・デジタル化 (◎デジタル庁、内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省、文部科学省、こども家庭庁) .....	13
3. 恩給関係請求手続 (◎総務省) .....	19
4. 電波法、電気通信事業法及び放送法に係る申請等 (◎総務省) .....	20

5. 在留資格に関する手続 (◎法務省、デジタル庁) .....	23
6. 登録支援機関関係手続 (◎法務省) .....	24
7. 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関連手続のデジタル化 (◎法務省) .....	25
8. 在外公館等における証明申請 (◎外務省、デジタル庁、法務省) .....	26
9. 在外公館における査証申請・交付 (◎外務省、デジタル庁) .....	27
10. 旅券の発給申請等 (◎外務省、デジタル庁、法務省) .....	28
11. APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等 (◎外務省、デジタル庁) .....	29
12. 本省におけるアポスティーユ、公印確認の申請 (◎外務省) .....	30
13. 死亡等に関する事項の税務署長への通知 (◎財務省、総務省、法務省) .....	31
14. 国税関係法令に基づく処分通知等の電子交付の拡充 (◎財務省) .....	32
15. 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験関係手続 (◎文部科学省) .....	33
16. 技能検定の受検の申請及び合格通知等 (◎厚生労働省) .....	34
17. 肥料登録申請等 (◎農林水産省) .....	35
18. 農林水産省所管行政手続のオンライン化 (◎農林水産省) .....	36
19. 家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等 (◎農林水産省) .....	37
20. 撥油油販売業者の登録申請等 (◎経済産業省) .....	38
21. 経済産業省所管行政手続のオンライン化 (◎経済産業省) .....	41
22. 電気・ガス事業者による申請・届出等 (◎経済産業省) .....	42
23. 経営革新計画の承認手続 (◎経済産業省、デジタル庁) .....	45
24. 産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上 (◎経済産業省) .....	46
25. 技術検定試験受験申請 (◎国土交通省) .....	47
26. 建設関連業者の登録申請における利便性向上 (◎国土交通省) .....	49
27. 航空従事者技能証明の申請等 (◎国土交通省) .....	50
28. 航空法に基づく申請等 (◎国土交通省) .....	51
29. 自動車保有關係手続等 (◎国土交通省、デジタル庁) .....	52
30. 住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出 (◎国土交通省) .....	53
31. 宅地建物取引業免許等関係手続 (◎国土交通省) .....	54
32. 賃貸住宅管理業登録関係手続の利便性向上 (◎国土交通省) .....	56
33. 特定車両停留施設における停留許可関係手続 (◎国土交通省) .....	57
34. 汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続 (◎国土交通省) .....	58
35. PSカード申請手続 (◎国土交通省) .....	61
36. マンション管理業登録等関係手続 (◎国土交通省) .....	62
37. 環境法令に基づく各種届出等 (◎環境省) .....	63
38. 原子力規制委員会が所管する法令に基づく手続のe-Govを利用したオンライン化 (◎環境省) .....	64
39. 中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続 (◎防衛省) .....	66

40. 陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続（◎防衛省）	67
<b>2. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続</b>	<b>68</b>
41. 特定非営利活動促進法関係手続（◎内閣府）	69
42. 遺失物関係手続（◎国家公安委員会・警察庁）	72
43. 指定難病等の医療費支給認定の申請（◎厚生労働省、デジタル庁）	73
<b>III 添付書類の省略を実施する行政手続</b>	<b>74</b>
<b>1. 登記事項証明書の添付省略</b>	<b>74</b>
(1) 法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築	74
44. 法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築（◎法務省、デジタル庁）	75
(2) 登記事項証明書（商業法人）の添付を省略する手続	76
45. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省、デジタル庁）	77
46. 経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省、デジタル庁）	78
<b>2. 戸籍謄本等の添付省略</b>	<b>79</b>
47. 情報連携等の仕組みの構築（◎法務省）	80
<b>3. 住民票の写し等の添付省略</b>	<b>81</b>
48. 電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（◎総務省）	82
<b>4. その他の書類の添付省略</b>	<b>83</b>
49. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）	84
<b>IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等</b>	<b>85</b>
<b>1. オンライン化の共通基盤</b>	<b>85</b>
50. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応（◎デジタル庁）	86
51. 法人向けの行政手続のデジタル化（◎デジタル庁）	87
<b>2. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続</b>	<b>88</b>
52. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の機能強化（◎内閣府）	89
<b>3. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続</b>	<b>90</b>
53. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上（◎国家公安委員会・警察庁）	91
54. 政府調達手続の利便性の向上（◎デジタル庁）	92
55. 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省、デジタル庁）	93
56. 令和7年国勢調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）	94
57. 政治資金関係申請等の利便性向上（◎総務省）	95
58. 国税関係手続における自己情報のオンライン確認（◎財務省、デジタル庁）	96
59. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等（◎文部科学省、デジタル庁）	97
60. 「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」を利用した手続の利便性の向上（◎厚生労働省）	98
61. 労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上（◎厚生労働省）	99
62. 医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省）	100
63. 国民生活基礎調査の調査票の提出（◎厚生労働省）	101
64. 品種登録オンライン出願の利便性向上等（◎農林水産省）	102
65. 家畜人工授精所の運営状況報告手続（◎農林水産省）	103
66. 外為法に基づく許可承認等手続のオンライン利用拡大（◎経済産業省）	104
67. 経営力向上計画の認定申請の利便性向上（◎経済産業省、デジタル庁）	105
68. 中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定申請の利便性向上（◎経済産業省、デジタル庁）	106
69. 特許庁におけるオンライン発送制度の見直し（◎経済産業省、デジタル庁）	107
70. 道路占用許可申請手続の利便性向上（◎国土交通省）	108
71. 特殊車両通行手続の利便性向上（◎国土交通省）	109
72. 建築設備及び昇降機等の定期検査における報告の利便性向上（◎国土交通省）	110
73. 無人航空機関係手続（◎国土交通省）	111
74. 警察における行政手続の利便性向上（◎国家公安委員会・警察庁）	112
75. 食品衛生営業許可申請等の利便性向上（◎厚生労働省、デジタル庁）	113
<b>4. その他</b>	<b>114</b>
76. 港湾関連手続（◎国土交通省）	115
77. 国家公務員の人事管理情報のデジタル化（◎内閣官房、デジタル庁、人事院）	116
<b>V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続</b>	<b>117</b>

## 第4 オンライン化を実施する行政手続の一覧等

### I 行政手続のデジタル化

デジタル行政推進法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する（デジタルファースト）、②一度提出した情報は、二度提出することを不要とする（ワンスオンリー）及び③民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも／一か所で実現する（コネクテッド・ワンストップ）。）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化を原則とした。同法を踏まえ、以下のとおり、行政手続のデジタル化に向けた方針を示す。

各府省庁は、この方針に従って、ⅡからⅣまでに記載する対象行政手続について、必要な情報システム整備等を行い、オンライン化等を順次実施する。その他の手続についても、順次、オンライン化等の検討を行い、その内容を具体化していくこととする。

#### 1. 情報システムの整備に関する基本的な考え方

##### (1) 利用者中心の行政サービスの実現等

利用者中心の行政サービスの実現並びに行政運営の簡素化及び効率化に向け、デジタル化の前提として業務改革（BPR）や制度そのものの見直しの実施をデジタル化の前提とする。サービス設計12箇条に基づき、利用者のニーズを把握・分析した上で、利用者の多い手続など国民の利便性の向上につながる行政手続から優先的に、オンライン化、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備を行う。「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスの実現を目指す。

##### (2) 費用対効果の精査

費用の適正化と行政サービスの向上を両立させるため、国の行政機関等の情報システム整備等に要する費用とこれにより生じる効果（利用者の利便性向上、行政の効率化、情報システムの経費抑制、新たなサービスや事業機会創出による経済効果など）を勘案し、費用対効果の精査を十分に行う。

##### (3) クラウドサービスの利用

クラウド・バイ・デフォルト原則を徹底し、クラウドサービスの利用を第一候補として検討する。共通的に必要とされる機能については、機能ごとに細分化された共通部品を組み合わせる設計思想に基づき、迅速かつ柔軟な整備を推進する。

#### 2. 情報システムの整備に当たり講すべき施策

##### (1) 業務改革（BPR）の実施

###### ア. 行政サービス全体のプロセスの可視化

オンライン化自体が目的とならないように、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）に取り組むことはデジタル化の前提であるが、その際、プロセス全体を可視化する。

利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握し、行政手続の利用者と行政機関間のフロント部分のデジタル化だけでなく、行政機関内のバックオフィスを含めたプロセス全体を可視化する。

##### イ. 行政手続で必要となる添付書類の不要化等

そもそも当該行政手続で個々の情報（添付書類又は申請書等の記載事項）をなぜ求めているか精査し、添付書類の不要化及び申請書等の記載事項の最小化を図る。

##### ウ. 行政手続の利便性向上等

可視化されたプロセスを基に、例えば、利用者が申請を行う前に必要となる作業や利用者が審査結果を受領した後に必要となる作業等の各プロセスにおいて、発生している問題点を把握・分析し、行政手続の廃止、他の行政手続との統合、行政手続の利便性向上のための施策を実施する。

##### （2）情報システムの共用の推進

効率的な情報システムの整備のため、可能な限り個別に新規のオンラインシステムを整備することは避け、既存の情報システムや、政府全体で共通的に利用するクラウドサービスやデジタルインフラの活用等を実施する。

##### （3）データの標準化・APIの整備

###### ア. データの標準化

行政のみならず民間事業者等における業務の効率化やデータ活用を促進するため、標準ガイドライン群に定める政府相互運用性フレームワーク（GIF）に基づき、行政分野におけるデータの標準化に取り組み、データ連携の環境を整備する。

###### イ. 外部連携機能（API）の整備

API導入実践ガイドブック等を参照し、開発者・利用者にとって利便性の高い形でのAPIの整備及び分かりやすい形での仕様に関する情報を提供する。

##### （4）情報セキュリティ対策・個人情報の適正な取扱い等

ネットワークへのアクセス制御、通信の暗号化及び情報システムにおけるログの保全等の技術革新等に対応した情報セキュリティ対策、個人情報の適正な取扱い、業務継続の確保といった業務及び情報システムの安全性及び信頼性を確保するための措置を講ずる。

##### （5）デジタルデバイドの是正

高齢者や障害者等を含む誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように、オンライン申請等に関するアドバイザーによる支援、デジタル技術に関する特別の知識や複雑な操作を要しないシンプルな設計による情報システムの整備、ヘルプデスク等の利用者サポート機能の充実等、デジタルデバイドのは正の取組を継続的に行う。

経済的な理由等によりオンライン申請を行えない利用者が、行政機関等の窓口で職員に操作方法等の支援を受けながら、オンライン申請を行えるようにする施策や外国人利用者のためにウェブサイトにおける外国語表記や自動翻訳サービスの実装などの外国語対応等を行う。

#### 3. II～IVに記載する対象行政手続について

##### 3. 1 行政手続のオンライン化の原則に係る情報システム整備（IIについて）

IIに掲げる手続について、以下の方針に基づき、整備する。

## (1) 国の行政手続の原則オンライン化

法令に基づく国に対する申請等及び申請等に基づく処分通知等については、オンライン化することが適当でない手続又は費用対効果が見合わない手続を除き、添付書類の提出、本人確認及び手数料納付も含む手続全体をオンラインで実施できるようにすることを原則とし、速やかに実現に取り組む。

手数料納付が必要な行政手続については、行政手続のオンライン化による窓口対応や行政内部の事務処理の効率化など事務処理コストの低減を前提に、利用者がオンラインにより手続を行った場合の手数料等の減額の検討や適切な手数料等の設定を行う。

## (2) 地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備

法令等に基づいて地方公共団体等が行う行政手続についても、国の行政機関等が行う行政手続と併せてオンライン化を行うのが合理的である場合等には、国が情報システムを整備して、オンラインで利用できるようにするなど、地方公共団体等の意見を十分に聞きながら、可能な限り地方公共団体等の負担にならない仕組みを構築する。また、オンライン化の障壁となる制度についても、必要に応じて見直しを行う。

### 3. 2 添付書類の省略に係る情報システム整備（Ⅲについて）

既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関間の情報連携等によって添付書類を省略する必要がある。情報連携等による省略が困難な添付書類についても、少なくとも申請者がオンラインで提出することを可能とするなど、可能な限り一連の手続がデジタルで完結するように取り組む。

特に、以下のアからカまでの添付書類については、次のとおり取組を進める。

#### ア. 登記事項証明書

登記事項証明書（商業・法人及び不動産）の添付を求めている手続については、登記情報連携を利用した添付省略を進めており、添付省略の実現に至っていない手続については、引き続き、法務省はデジタル庁と連携して利用促進の働きかけを行い、各府省庁は添付省略の実現に向けて取り組む。また、地方公共団体による登記情報連携の利用を開始しているところ、法務省とデジタル庁は、添付省略を更に推進するための支援を行うとともに、登記情報連携の利用団体の更なる拡大を行う。さらに、地方公共団体における公用請求の代替としての登記情報連携の利用についても、利用団体の更なる拡大を行う。

加えて、デジタル庁は、法務省と連携して登記情報（商業・法人及び不動産）を、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためにデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）を踏まえて計画的に整備することとなった公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）として整備した上で、同法附帯決議に基づき、同データベースの活用範囲を拡大し、2026年3月以降に全国的に登記事項証明書（商業・法人）の添付省略を可能とする。

このほか、各府省庁は、法人番号公表サイトや商業登記電子証明書を利用して情報を確認すること、登記情報提供サービスを利用して登記情報（商業・法人及び不動産）を確認することにより、添付省略が可能である。

#### イ. 戸籍謄本等

法務省において、行政機関等が電子的に戸籍記録事項の証明情報を確認できる戸籍電子証明書を発行することで、戸籍情報を必要とする行政機関等のニーズを踏まえた戸籍情報連携の仕組みも整備し、2025年3月にはオンライン手続での利用も開始したところ。引き続き、

法務省は、デジタル庁と連携し、戸籍電子証明書の仕組みの活用等により戸籍謄本の添付省略を検討する各府省庁に対し、必要な協力をを行い、対象となる行政手続の拡大に取り組む。

#### ウ. 住民票の写し等

住民票の写し等の添付を求めている手続のうち、申請書に記載された氏名、住所、生年月日及び性別（基本4情報）を確認している場合、マイナンバーカードの券面提示、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用や、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定されている事務では、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認情報の提供を受けることで、添付書類の省略が可能である。また、住民票の写し等で申請書に記載された者が同一世帯の者であることや申請書に記載された者の続柄を確認している場合、マイナンバー法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、省略が可能である。このような方法による添付資料の省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

#### エ. 印鑑証明書

印鑑証明書（個人）は、文書の真正性等を証明することを目的として発行されているが、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用等によって本人確認を行うことで、添付書類の省略が可能である。印鑑証明書（法人）についても、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。このような方法による添付書類の省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

#### オ. 所得証明書・納税証明書等

国税関係情報（納税額、所得金額、未納の税額がないこと等）に関する証明書については、電子納税証明書としてデジタル化が実現しており、行政機関間の情報連携による添付書類の省略が可能となる手続を拡大する。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）に関する証明書については、マイナンバー法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、添付書類の省略が可能となっている。このような方法による所得証明書・納税証明書等の提出の不要化に取り組む。

#### カ. 定款等

定款、決算書又は各種資格証明書等の提出については、スキャン等によるイメージデータ等の提出を可能としている手続があるほか、ウェブサイトでの確認の方法による添付書類の省略を予定している手続があり、各府省庁は、このような方法による提出の不要化又はデジタル化に取り組む。

### 3. 3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備（IVについて）

各府省庁は、新たにオンライン化を実現する行政手続だけでなく、既にオンライン化を実現している行政手続においても、利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で、オンラインによる申請時の添付書類の省略を始め、以下のアからシまでに掲げる観点等からオンライン利用を促進する方策を検討し、利用者の利便性向上に取り組む。

このうち、IVに掲げる行政手続等について、必要な情報システムの整備等を進める。

#### ア. スマートフォン等を利用したオンライン手続における利便性向上

#### イ. 原則24時間365日対応を可能とする受付時間等の拡充

#### ウ. 行政手続におけるオンラインによる本人確認手法の見直し

## エ. 代理申請の容易化

- オ. オンライン手続時の初期設定の簡易化
- カ. Q&A 対応機能等による入力の簡易化等
- キ. 申請画面等のマルチブラウザ対応
- ク. 申請画面等の多言語化
- ケ. オンライン申請時のデータ容量の制限緩和
- コ. 標準的なデータ形式への対応やイメージデータでの提出を可能とする等の申請時に送信するデータ形式の柔軟化
- サ. オンライン手続に係る事務処理の効率化と標準処理期間の短縮
- シ. オンライン手続における手数料の減額、手続を処理する際の優先的取扱い等のオンライン手続における優遇措置

## ※II～IVについて

### 1 各項目の掲載順について

原則として、整備・改修するシステムごとに手続等の項目を立て、オンライン化等を実施する時期が決まっている項目とそれ以外の項目をそれぞれ分け、各府省庁の建制順に掲載している。

### 2 II 及びIVの小分類について

以下の整理に基づき小分類を作成し、該当する項目を掲載している。

#### II

##### 1 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

手続の主体又は受け手に「国」又は「独立行政法人等」が含まれる項目を掲載。

##### 2 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

手続の主体又は受け手が「地方公共団体」のみである項目を掲載。

##### 3 その他

上記のほか、行政機関間等において行われる手続に係る項目を掲載。

#### IV

##### 1 オンライン化の共通基盤

複数の行政機関においてオンライン化の共通基盤と位置付けられる項目を掲載。

##### 2～4

II 1～3と同様。

### 3 II 及びIIIの各項目内の対象手続一覧について

2021年度の行政手続等の棚卸調査結果（2022年7月1日公表、同年7月11日更新）等に基づき、オンライン化等を行う手続の一覧を表形式で列挙している。表の各列の項目の記載については以下のとおり。なお、一部、棚卸調査結果を修正している箇所がある。

#### (1) 手続名

手続の名称について、手続類型ごとに法律・政令・省令に分けて、それぞれ、手続の根拠法令の法令番号順、法令の条項順に記載している。ただし、関連する法令がある場合は続けて記載しているものもある。

#### (2) 根拠法令

手続が規定されている法令について記載している。なお、法令に基づかない手続には、「-」を記載している。

#### (3) 手続類型

次の手続類型のうち該当するものを記載している。

##### (ア) 申請等

申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知

##### (イ) 申請等に基づく処分通知等

申請等に基づき、処分の通知その他の法令の規定により行政機関等が行う通知

##### (ウ) 申請等に基づかない処分通知等

申請等に基づかない処分の通知その他の法令の規定により行政機関等が行う通知

(4) 手続主体、手続の受け手

手続を行う主体又は手続を受ける者を記載している。なお、独立行政法人等とは、独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人等のことをいう。また、括弧で経由先を記載しているものは、法令上、当該経由先を経由して手続を行うことが規定されていることを示す。

(5) 手続 ID

行政手続等の棚卸結果等において、各手続に付している番号を記載している。なお、棚卸結果に登載されていない手続には「-」を記載している。

4 各項目の記載内容について

IIには、オンライン化の実施内容に加えて、対象手続等について、添付書類の省略やオンライン化済み手続に係る利便性向上を実施する場合は、これらの内容についても記載している。

**II オンライン化を実施する行政手続等**

**1. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続**

1. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答 (◎デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省)

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
特別土地保有税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第588条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	10525
道府県法定外普通税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第264条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	10786
市町村法定外普通税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第674条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	10787
法定外目的税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第733条の4第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	10788
軽油引取税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第144条の11第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	108219
狩猟税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第700条の59第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等	10842
国際観光旅客税に関する調査	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第74条の5第5号	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	109108
公務所又は公私の団体に対する報告の微取	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第27条の22第3項	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	111891
公務所又は公私の団体への報告命令	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第27条の35第2項	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	111922
事件関係人又は参考人に対する報告又は資料の提出命令	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第177条第1項第1号	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	119998
公務所又は公私の団体への報告命令	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第177条第2項	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	119999
関係人又は参考人に対する報告又は資料の提出命令	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第187条第1項第1号	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	120000
公務所又は公私の団体への報告命令	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第187条第2項	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	120001
公務所又は公私の団体への報告命令	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第185条の15第3項	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	3642
要保護者等に関する資料提供等	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) 第29条	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国又は地方等	46459
報告徵求及び立入検査	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第56条の2	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	5411
有価証券届出書等の提出者等に対する報告又は資料の提出命令	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第26条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	5740
公務所又は公私の団体への報告命令	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第26条第2項	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	5741
公開買付者等に対する報告の微取及び検査	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第27条の22第1項	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	5742
意見表明報告書の提出者等に対する報告の微取及び検査	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第27条の22第2項	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	5743
公開買付者等に対する報告の微取及び検査	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第27条の22の2第2項	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	5744

大量保有報告書の提出者等に対する報告の微取及び検査	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第27条の30第1項	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	5745
大量保有報告書に係る株券等の発行者に対する報告又は資料の提出命令	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第27条の30第2項	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	5746
公務所又は公私の団体に対する報告の微取	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第27条の30第3項	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	5747
特定情報の提供等に対する報告の微取及び検査	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第27条の35第1項	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	5748
所得税等に関する質問検査権	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第74条の2第1項	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59094
法人税又は地方法人税に関する質問検査権	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第74条の2第1項	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59095
消費税に関する質問検査権	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第74条の2第1項	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59096
相続税若しくは贈与税に関する質問検査権	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第74条の3第1項	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59097
酒税に関する質問検査権	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第74条の4第1項	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59100
たばこ税に関する質問検査権	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第74条の5第1号	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59105
揮発油税又は地方揮発油税に関する質問検査権	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第74条の5第2号	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59106
石油ガス税に関する質問検査権	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第74条の5第3号	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59107
石油石炭税に関する質問検査権	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第74条の5第4号	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59108
航空機燃料税に関する質問検査権	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第74条の6第1項	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59110
電源開発促進税に関する質問検査権	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第74条の6第1項	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	59111
適格機関投資家等特例業務届出者への報告の微取及び検査	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第63条の6	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	7318
有価証券届出書等の提出者等(会社以外の発行者)に対する報告又は資料の提出命令等	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第27条	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	DP24009650
公表者等に対する報告の微取及び検査	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第27条の37第1項	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	DP24009651
犯則事件の調査に関する資料提供	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第210条第2項	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	DP24009652
検査に関する資料提供等	刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号) 第197条第2項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009653
道府県民税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第26条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009654
事業税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第72条の7第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009655
不動産取得税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第73条の8第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009656
道府県たばこ税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第74条の7第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009657
ゴルフ場利用税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第77条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009658
自動車税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第151条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009659
鉱区税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第188条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009660

市町村民税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第298条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009661
軽自動車税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第448条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009662
市町村たばこ税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第470条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009663
鉱産税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第525条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009664
入湯税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第701条の5第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009665
事業所税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第701条の35第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009666
水利地益税等に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第707条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009667
税理士調査に関する資料提供等	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号) 第56条	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	DP24009668
被保険者等に関する資料提供等	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 第89条	申請等に基づかない 処分通知等	独立行政法人等	国民等、民間事業者等	DP24009669
被保険者等に関する資料提供等	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 第100条の2第5項	申請等に基づかない 処分通知等	独立行政法人等	国民等、民間事業者等	DP24009670
国民健康保険における被保険者等に関する資料提供等	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号) 第113条の2第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009671
被保険者等に関する資料提供等	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号) 第95条	申請等に基づかない 処分通知等	独立行政法人等	国民等、民間事業者等	DP24009672
被保険者等に関する資料提供等	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号) 第108条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	独立行政法人等	国民等、民間事業者等	DP24009673
滞納処分に関する質問検査権	国税徵収法(昭和三十四年法律第百四十七号) 第141条	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	DP24009674
犯則事件の調査に関する資料提供等	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第131条第2項	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	DP24009675
介護保険の被保険者等に関する資料提供等	介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第203条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24009676
たばこ特別税に関する質問検査権	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第百三十七号) 第19条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	国	国民等、民間事業者等	DP24009677
固定資産税に関する質問検査権	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第353条第1項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国民等、民間事業者等	DP24111529
公務所又は公私の団体への報告命令	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第27条の37第2項	申請等に基づかない 処分通知等	国	民間事業者等	DP24111531

### (3) KPI

オンライン照会サービスを利用する行政機関及び金融機関において、預貯金照会・回答業務の効率化のニーズが高い分野からオンライン化を進めていく方針であるが、同サービスを利用するか否かは導入機関側での経営判断であることから、具体的な数値目標は設定しないこととする。

## (2) 取組内容

(1) に記載した 67 手続を始めとする金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、その多くは書面により行われている。2019 年 11 月に金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、金融庁）において公表した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を踏まえ、当該照会・回答事務のデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討した。

今後、デジタル化の実現に向けた課題を解消し、行政機関と金融機関が足並みを揃えながら、取組を推進していくことが重要である。行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。

また、2024 年度共通化対象の一つに「預貯金照会のオンライン化の拡大」が選定され、今後のスケジュールを記した共通化推進方針を策定した。本方針に基づき、デジタル庁と制度所管省庁が連携し、引き続き、行政機関及び金融機関におけるオンライン照会サービスの活用を推進する。

2. 国家資格オンライン・デジタル化（◎デジタル庁、内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省、文部科学省、こども家庭庁）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
衛生検査技師免許の再交付	臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号) 第6条第2項	申請等	国民等	国	109320
柔道整復師免許の申請	柔道整復師法施行規則(平成二年厚生省令第二十号) 第1条の3	申請等	国民等	国	109521
栄養士免許の申請	栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号) 第1条第1項	申請等	国民等	地方等	109682
介護支援専門員の登録申請	介護保険法(平成九年法律第二百一十三号) 第69条の2第1項	申請等	国民等	地方等	110243
情報処理安全確保支援士の登録申請	情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号) 第18条	申請等	国民等	独立行政法人等	110894
自動車整備士技能検定の申請	自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号) 第20条	申請等	国民等	国	114506
建築設備検査員資格者証交付申請	建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号) 第6条の22	申請等	国民等	国	114781
昇降機等検査員資格者証交付申請	建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号) 第6条の26	申請等	国民等	国	114784
特定建築物調査員資格者証交付申請	建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号) 第6条の17第1項	申請等	国民等	国	114794
防火設備検査員資格者証交付申請	建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号) 第6条の24	申請等	国民等	国	114799
歯科医師臨床研修修了登録証の申請	歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成十七年厚生労働省令第百三号) 第21条	申請等	国民等	国	119010
医師に係る臨床研修修了登録証の交付	医師法(昭和二十三年法律第二百一号) 第16条の6の第2項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	119013
(死体解剖資格)認定の申請	死体解剖保存法施行令(昭和二十八年政令第三百八十一号) 第1条第1項	申請等	国民等	国	119036
言語聴覚士免許の申請	言語聴覚士法施行規則(平成十年厚生省令第七十四号) 第1条の3第1項	申請等	国民等	国	119039
国家戦略特別区域限定保育士の登録申請	国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号) 第9条	申請等	国民等	地方等	119171
紛争解決手続代理業務の付記の申請	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号) 第14条の11の2	申請等	民間事業者等	独立行政法人等	120646
司法試験の手続	司法試験法施行規則(平成十七年法務省令第八十四号) 第5条第1項	申請等	国民等	国	13047
司法試験予備試験の手続	司法試験法施行規則(平成十七年法務省令第八十四号) 第5条第4項	申請等	国民等	国	13048

免許状の授与に係る申請	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号) 第5条の2第1項	申請等	国民等	地方等	14839
公認心理師の登録申請	公認心理師法施行規則(平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第三号) 第13条	申請等	国民等	独立行政法人等	217090
マンション管理士試験の受験申込	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号) 第6条	申請等	国民等	独立行政法人等	30767
二級建築士又は木造建築士の免許	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) 第4条第3項	申請等	国民等	地方等	31279
建築基準適合判定資格者 検定の受験申込	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第8条の2	申請等	国民等	国	31468
建築基準適合判定資格者の登録	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号) 第77条の58	申請等	国民等	国	31469
海技士の免許申請	船舶職員及び小型船舶操縦士法(昭和二十六年法律第百四十九号) 第4条第3項	申請等	国民等	国	32445
小型船舶操縦士の免許申請	船舶職員及び小型船舶操縦士法(昭和二十六年法律第百四十九号) 第23条の2第4項	申請等	国民等	国	32460
救命艇手試験の受験申請	救命艇手規則(昭和三十七年運輸省令第四十七号) 第5条	申請等	国民等	国	32644
衛生管理者試験の受験申請	船員法(昭和二十二年法律第二百号) 第82条の2第3項第1号	申請等	国民等	国	32649
一級建築士の免許申請	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) 第4条第1項	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	36258
一級建築士試験の受験申込	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) 第15条	申請等	国民等	独立行政法人等	36260
構造計算適合判定資格者の登録	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号) 第77条の66	申請等	国民等	国	36266
全国通訳案内士になるための登録申請	通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号) 第20条第1項	申請等	国民等	地方等	36323
衛生管理者資格の認定申請	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和三十七年運輸省令第四十三号) 第13条	申請等	国民等	国	37132
海事代理士となる登録	海事代理士法施行規則(昭和二十六年運輸省令第四十二号) 第1条の2第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	37905
救命艇手資格の認定申請	救命艇手規則(昭和三十七年運輸省令第四十七号) 第8条	申請等	国民等	国	38075
技能検定の受験の申請	職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号) 第66条第1項	申請等	国民等	民間事業者等	45540
職業訓練指導員試験受験申請書の提出	職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号) 第47条	申請等	国民等	地方等	45572
職業訓練指導員免許の申請	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号) 第28条第3項	申請等	国民等	地方等	45575
キャリアコンサルタントの登録の申請	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号) 第30条の19第1項	申請等	国民等	民間事業者等	45628
精神保健指定医の指定の申請(新規)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号) 第2条の2	申請等	国民等	国	46055
精神保健福祉士の登録申請	精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号) 第11条	申請等	国民等	独立行政法人等	46076

介護福祉士の登録申請	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第26条において準用する第10条	申請等	国民等	独立行政法人等	46102
社会福祉士の登録申請	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第10条	申請等	国民等	独立行政法人等	46246
クリーニング師試験の受験願書の提出	クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)第3条	申請等	国民等	地方等	46790
クリーニング師免許証の交付の申請	クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)第4条	申請等	国民等	地方等	46792
給水装置工事主任技術者免状の交付申請	水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)第24条第1項	申請等	国民等	国	46837
建築物環境衛生管理技術者免状の交付の申請	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)第9条第1項	申請等	国民等	国	46860
受験の申請(給水装置工事主任技術者試験)	水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)第32条第1項	申請等	国民等	独立行政法人等	46953
製菓衛生師免許の申請	製菓衛生師法施行令(昭和四十一年政令第三百八十七号)第1条	申請等	国民等	地方等	47057
建築物環境衛生管理技術者試験の受験の申請	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)第18条	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	47294
理容師免許の申請	理容師法施行規則(平成十年厚生省令第四号)第1条	申請等	国民等	国	47295
美容師免許の申請	美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号)第1条	申請等	国民等	国	47296
あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師試験の受験の手続	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第十九号)第17条	申請等	国民等	独立行政法人等	47320
あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許の申請	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第十九号)第1条の3	申請等	国民等	国	47325
医師国家試験及び医師国家試験予備試験の手続	医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)第13条	申請等	国民等	国	47342
医師免許の申請	医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十二号)第3条	申請等	国民等	国	47344
義肢装具士の免許の申請	義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第3条	申請等	国民等	国	47488
義肢装具士試験の受験の申請	義肢装具士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第二十号)第12条	申請等	国民等	独立行政法人等	47491
救急救命士試験の受験の手続	救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)第12条	申請等	国民等	独立行政法人等	47513
救急救命士免許を受けるための申請書及び添付書類の提出	救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)第1条の3	申請等	国民等	独立行政法人等	47518
言語聴覚士試験の受験の手続	言語聴覚士法施行規則(平成十年厚生省令第七十四号)第12条	申請等	国民等	独立行政法人等	47559
視能訓練士の試験の手続	視能訓練士法施行規則(昭和四十六年厚生省令第二十八号)第10条	申請等	国民等	国	47640
視能訓練士の免許の申請	視能訓練士法施行規則(昭和四十六年政令第二百四十六号)第1条	申請等	国民等	国	47642
歯科医師の免許の申請	歯科医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十三号)第3条	申請等	国民等	国	47660

歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験の手続	歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)第13条	申請等	国民等	国	47661
歯科衛生士試験の受験の手続	歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第四十六号)第13条	申請等	国民等	独立行政法人等	47678
歯科衛生士免許の申請	歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第四十六号)第1条の3	申請等	国民等	国	47681
歯科技工士の免許の申請	歯科技工士法施行令(昭和三十一年政令第二百二十八号)第1条の2	申請等	国民等	国	47689
柔道整復師試験の受験の手続	柔道整復師法施行規則(平成二年厚生省令第二十二号)第12条	申請等	国民等	独立行政法人等	47776
保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第1条の3第2項	保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第1条の3第2項	申請等	国民等	地方等	47792
診療放射線技師の試験の手続	診療放射線技師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十三号)第11条	申請等	国民等	国	47821
診療放射線技師の免許の申請	診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)第1条の2	申請等	国民等	国	47822
保健師、助産師、看護師の免許の申請	保健師、助産師、看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第1条の3第1項	申請等	国民等	国	47970
理学療法士及び作業療法士の国家試験の手続	理学療法士及び作業療法士法施行規則(昭和四十年厚生省令第四十七号)第10条	申請等	国民等	国	48034
理学療法士又は作業療法士の免許の申請	理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十七号)第1条	申請等	国民等	国	48036
臨床検査技師の国家試験の手続	臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)第6条	申請等	国民等	国	48045
臨床検査技師の免許の申請	臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第1条	申請等	国民等	国	48046
臨床工学技士の免許の申請	臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第3条	申請等	国民等	国	48065
臨床工学技士試験の受験の申請	臨床工学技士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第十九号)第12条	申請等	国民等	独立行政法人等	48069
歯科技工士試験の手続	歯科技工士法施行規則(昭和三十一年厚生省令第二十三号)第7条	申請等	国民等	独立行政法人等	48146
保健師の国家試験の手続	保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第24条	申請等	国民等	国	48171
助産師の国家試験の手続	保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第25条	申請等	国民等	国	48172
看護師の国家試験の手続	保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第26条	申請等	国民等	国	48173
保険医等の登録の申請	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第71条第1項	申請等	民間事業者等	国	48667
管理栄養士国家試験の受験申請	栄養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二号)第18条第1項	申請等	国民等	国	48810
管理栄養士免許の申請	栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号)第1条第2項	申請等	国民等	国	48820
技術審査の受験申請	調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第19条	申請等	国民等	国	48831

難病法に基づく指定医の指定の申請	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号) 第16条第1項	申請等	国民等	地方等	48948
児童福祉法に基づく指定医の指定の申請	児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号) 第7条の11第1項	申請等	国民等	地方等	48949
調理師免許の申請	調理師法施行令(昭和三十三年政令第三百三号) 第1条	申請等	国民等	地方等	49093
作業環境測定士の登録申請	作業環境測定法(昭和五十年法律第二十九号) 第9条第1項	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	49644
指定登録機関に対する労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和四十八年労働省令第三号) 第20条の3	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和四十八年労働省令第三号) 第20条の3	申請等	国民等	独立行政法人等	49737
社会保険労務士会を経由した連合会への社会保険労務士登録申請書の提出	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号) 第14条の5	申請等	国民等	独立行政法人等	50008
労働安全コンサルタント試験の受験申請	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和四十八年労働省令第三号) 第7条	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	50205
労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号) 第75条第5項	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	50222
労働安全衛生法に基づく免許証の申請手続	労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号) 第66条の3	申請等	国民等	国	50230
労働衛生コンサルタント試験の受験申請	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和四十八年労働省令第三号) 第15条	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	50237
登録販売者試験の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号) 第36条の8第1項	申請等	民間事業者等	地方等	50925
販売従事登録の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号) 第36条の8第2項	申請等	民間事業者等	地方等	51022
薬剤師国家試験の受験申請	薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号) 第10条第1項	申請等	国民等	国	51171
薬剤師免許の申請	薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号) 第7条	申請等	国民等	国	51178
受胎調節実地指導員の指定の申請	母体保護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第三十二号) 第9条	申請等	国民等	地方等	51314
保育士の登録申請	児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号) 第16条	申請等	国民等	地方等	51380
税理士試験受験願書	税理士法施行規則(昭和二十六年大蔵省令第五十五号) 第2条の4第1項	申請等	国民等	国	57215
税理士登録申請書及び資格証明書面の税理士会経由による日本税理士会連合会への提出	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号) 第21条第1項	申請等	国民等	独立行政法人等	58692
行政書士の登録	行政書士法(昭和二十六年法律第四号) 第6条の2第1項	申請等	国民等	民間事業者等	DP24009678
作業環境測定士試験の受験申請	作業環境測定法(昭和五十年法律第二十九号) 第14条	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	DP24009679
キャリアコンサルタント試験の受験申請	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号) 第30条の4	申請等	国民等	民間事業者等	DP24009680
紛争解決手続代理業務試験の受験の申込み	社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省・労働省令第一号) 第9条の5	申請等	国民等	独立行政法人等	DP24009681

製菓衛生師試験の受験の申請	製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号) 第4条	申請等	国民等	地方等	DP24009682
介護支援専門員実務研修受講試験の手続	介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第69条の2第1項	申請等	国民等	地方等	DP24009683
調理師試験の受験申請	調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号) 第3条の2	申請等	国民等	地方等	DP24009684
准看護師の試験の手続	保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号) 第27条	申請等	国民等	地方等	DP24009689
二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) 第13条	申請等	国民等	地方等	DP24009690
地域通訳案内士になるための登録申請	通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号) 第57条	申請等	国民等	地方等	DP24104272
医療法第五条の二第一項の認定を受けるための申請書及び証明書類の提出	医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号) 第1条第1項	申請等	国民等	国	P24004223
構造計算適合判定資格者検定の受験申込書の提出	建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号) 第1条の2の2	申請等	国民等	国	P24004813
理容師試験の受験願書の提出	理容師法施行規則(平成十年厚生省令第四号) 第15条第1項	申請等	国民等	国	P24011229
美容師試験の受験願書の提出	美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号) 第15条第1項	申請等	国民等	国	P24011232

## (2) 取組内容

(1) に記載した119手続については、現状、主に書面で行われているが、デジタル化が2024年8月より提供を開始した国家資格等管理者が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムを利用して、可能なものから順次オンライン化を開始する。さらに、住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバーによる情報連携等により、住民票の写しや戸籍謄本等、手続における添付書類の省略を実現する。また、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナーポータルの機能等によりマイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるようにすることで、国家資格証の提示等を求める行政・民間手続において、オンラインでの資格の確認が可能となる。

## (3) KPI

- ・国家資格等情報連携・活用システムの利用資格数
- ・国家資格等情報連携・活用システムを利用したオンライン申請件数

### 3. 恩給関係請求手続（◎総務省）

#### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
恩給の失権時給与金の請求	恩給法(大正十二年法律第四十八号) 第10条の2第2項	申請等	国民等	国	11992
扶助料請求（転給）〈普通扶助料〉	恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号) 第6条	申請等	国民等	国	11994
扶助料請求（転給）〈公務関係扶助料〉	恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号) 第6条	申請等	国民等	国	11995

#### （2）取組内容

(1)に記載した3手続については、現状、オンラインで受け付けるための情報システムはない。添付書類が不要である「恩給受給者の失権届」、「恩給受給者の住所変更届」、「恩給証書再交付の申請」については、2020年12月から電子メールでの受付を可能とした。

恩給関係請求手続のオンライン化については、恩給受給者数を踏まえ、マイナポータルの汎用電子申請サービスの活用を前提に2026年10月までに、オンライン化を目指すとともに、戸籍謄本等の添付省略の実現を図る。

#### （3）KPI

オンラインによる届出・申請の割合（2026年10月から2027年3月まで）：20%

### 4. 電波法、電気通信事業法及び放送法に係る申請等（◎総務省）

#### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
登録一般放送の業務の休廃止の届出	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第129条及び第135条	申請等	民間事業者等	国	107918
一般放送の業務の登録	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第126条第1項	申請等	民間事業者等	国	10927
登録一般放送の業務の登録事項の変更登録	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第130条第1項	申請等	民間事業者等	国	10928
一般放送の業務の開始の届出	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第133条第1項	申請等	民間事業者等	国	10930
一般放送の業務の開始届出書記載事項の変更の届出	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第133条第2項	申請等	民間事業者等	国	10931
一般放送事業者の地位の承継の届出	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第134条第2項	申請等	民間事業者等	国	10932
一般放送の業務の廃止の届出	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第135条第1項	申請等	民間事業者等	国	10933
一般放送事業者たる法人の合併以外の事由による解散の届出	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第135条第2項	申請等	民間事業者等	国	10934
一般放送事業者の事業計画書の変更届出	放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号) 第170条第1項	申請等	民間事業者等	国	10938
高周波利用設備の設置許可の申請	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) 第100条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112221
高周波利用設備の承継の届出	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) 第100条第4項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112222
高周波利用設備の廃止の届出	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) 第100条第5項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112224
高周波利用設備の許可状の訂正の申請	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) 第100条第5項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112226
高周波利用設備の許可状の再交付の申請	無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号) 第28条の2第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112227
高周波利用設備の設置許可の変更等の手続	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) 第100条第5項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112228
高周波利用設備の型式の指定の申請	電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号) 第46条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112231
高周波利用設備の型式の設計の変更の承認の申請	電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号) 第46条の3第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112233
高周波利用設備の型式の指定を受けた者の変更の届出	電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号) 第46条の3第4項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112235
高周波利用設備の型式確認の届出	電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号) 第46条の8第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	112242
電気通信事業の登録	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第9条	申請等	民間事業者等	国	11619
電気通信事業の登録の更新	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第12条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	11620
電気通信事業の変更の登録	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第13条第1項	申請等	民間事業者等	国	11621
有線電気通信設備の設置の届出	有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号) 第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	11659

有線電気通信設備の設置の変更の届出	有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号) 第3条第3項	申請等	民間事業者等	国	11661
有線電気通信設備の廃止の届出	有線電気通信法施行規則(昭和二十八年郵政省令第三十六号) 第5条	申請等	民間事業者等	国	11663
電気通信事業の変更の届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第13条第5項	申請等	民間事業者等	国	11665
電気通信事業者の地位の承継の届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第17条第2項	申請等	民間事業者等	国	11666
電気通信事業の休止又は廃止の届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第18条第1項	申請等	民間事業者等	国	11667
電気通信事業者たる法人の解散の届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第18条第2項	申請等	民間事業者等	国	11668
認定電気通信事業の開始の届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第120条第4項	申請等	民間事業者等	国	11673
営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第165条第1項	申請等	地方等	国	11685
電気通信役務・役員の変更の報告	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第166条第1項	申請等	民間事業者等	国	11687
電気通信事業の届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第16条第1項	申請等	民間事業者等	国	11719
届出電気通信事業者の氏名等の変更の届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第16条第3項	申請等	民間事業者等	国	11720
電気通信事業の変更の届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第16条第4項	申請等	民間事業者等	国	11721
電気通信番号使用計画の認定の申請	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第50条の2第2項	申請等	民間事業者等	国	12886
電気通信番号使用計画の変更認定の申請	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第50条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	12887
電気通信番号使用計画の変更の届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第50条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	12888
電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第50条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	12889
登録一般放送業務休止変更届出書	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第129条第2項	申請等	民間事業者等	国	DP24009691
登録一般放送の業務の登録事項の変更届出書	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第130条第4項	申請等	民間事業者等	国	DP24009692
一般放送の設置及び業務開始届	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第133条第1項	申請等	民間事業者等	国	DP24009693
有線設置届を要さない一般放送業務開始届	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第133条第1項	申請等	民間事業者等	国	—
小規模施設特定施設有線一般放送業務開始届	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第133条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	DP24009694
一般放送の設備設置及び業務開始届変更届	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第133条第2項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	DP24009695
一般放送の設備及び業務廃止届	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第135条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	DP24009696
再放送の役務の提供条件に関する契約約款届出書	放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号) 第164条	申請等	民間事業者等	国	DP24009697
再放送の役務の提供条件に関する契約約款変更届出書	放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号) 第164条	申請等	民間事業者等	国	DP24009698
高周波利用設備の現状を示す証明書類の申請	電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号) 第45条の3第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	DP24009699

高周波利用設備の型式の設計の変更の承認の申請	電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号) 第46条の3第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	DP24009700
電気通信主任技術者資格者証の再交付の申請	電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号) 第42条第1項	申請等	国民等	国	DP24009701
工事担任者資格者証の再交付の申請	工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号) 第40条第1項	申請等	国民等	国	DP24009702
無線従事者免許証の交付の申請	無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号) 第46条第1項	申請等	国民等	国	—
無線従事者免許証の再交付の申請	無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号) 第50条	申請等	国民等	国	DP24009703
電気通信主任技術者資格者証の交付の申請	電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号) 第39条第1項	申請等	国民等	国	P24009953
工事担任者資格者証の交付の申請	工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号) 第37条第1項	申請等	国民等	国	P24009965

## (2) 取組内容

(1) に記載した電波法（無線従事者免許証及び高周波利用設備に限る。）、電気通信事業法（電気通信資格者証、電気通信番号、電気通信事業者に限る。）及び放送法（有線一般放送に限る。）に係る56手続については、2023年度に電気通信行政情報システムの改修に着手し、手数料納付が必要な手続を除き、e-Govを窓口とするオンラインによる手続に対応したところである。今後も申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を目指しシステム改修を実施し、e-Govの機能や電子メール等を活用することでオンラインによる申請等の利用率向上を図る。

## (3) KPI

オンラインによる申請等の割合（2026年度：5%）

## 5. 在留資格に関する手続（◎法務省、デジタル庁）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
住居地以外の記載事項の変更届出	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第19条の10 第1項	申請等	国民等	国	12943
在留カードの有効期間の更新申請	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第19条の11 第1項	申請等	国民等	国	12945
紛失等による在留カードの再交付申請	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第19条の12 第1項	申請等	国民等	国	12948
汚損等による在留カードの再交付申請	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第19条の13 第1項	申請等	国民等	国	12950
永住許可の申請	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第22条第1項	申請等	国民等	国	13127
永住者の在留資格の取得許可の申請	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第22条の2 第4項	申請等	国民等	国	13129

### （2）取組内容

在留期間更新許可の申請（手続 ID : 13126）、資格外活動許可の申請（手続 ID : 12980）、再入国許可の申請（手続 ID : 13130）、在留資格認定証明書の交付申請（手続 ID : 12979）、就労資格証明書の交付申請（手続 ID : 12981）、在留資格変更許可の申請（手続 ID : 13125）及び在留資格取得許可の申請（手続 ID : 13128）の7手続については、2019年度以降、順次在留申請オンラインシステムの運用を開始し、2022年3月16日には外国人を雇用している所属機関の職員等のみならず、マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで、外国人本人が在留申請オンラインシステムを利用してオンラインによる在留手続を可能とした。さらに、オンラインによる在留手続時において、利用者がマイナポータル上の自己情報を取得・利用できる仕組みが2024年3月に運用開始した。
今後、（1）記載の6手続についても同様にオンラインによる在留手続を可能とした上、既にオンラインによる在留手続を可能としている7手続を含めて、オンラインで手数料を納付することについても必要な検討を行う。
また、オンラインによる在留手続について、申請率の向上を図るために、定期的に実施する利用者アンケートを始めとする関係者から寄せられる改善要望等を参考にするなどして、UI・UXの改善を含む利便性の向上に向けたシステムの改修や検討を進めいく。

### （3）KPI

対象となる在留資格に関する申請手続のうちオンライン申請率（2025年度：30%）
--

## 6. 登録支援機関関係手続（◎法務省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
登録支援機関の登録（更新）申請	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第19条の24 第1項	申請等	民間事業者等	国	108246
登録支援機関の登録（更新）の通知	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第19条の25 第2項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	108247
登録支援機関の登録（更新）の拒否の通知	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第19条の26 第2項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	108248

### （2）取組内容

(1) に記載した登録支援機関の登録（更新）申請及び当該申請に係る結果通知については、現状、書面のみで行われているが、電子化に向けた受入機関データベースシステムの必要な改修を行うべく、2025年度末までに、当該システムに係る利用者の利便性向上及び行政手続の効率化を検討する。 また、オンラインで手数料を納付することについても必要な検討を行う。
--

### （3）KPI

電子申請開始の翌年度の登録支援機関登録申請におけるオンライン申請の割合（35%）
--

## 7. 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関連手続のデジタル化（◎法務省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
民間紛争解決手続の業務の認証の申請	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第二百五十一号) 第8条第1項	申請等	民間事業者等	国	13014

### （2）取組内容

民間紛争解決手続の業務の認証の申請（手続 ID : 13014）等については、現状、一部書面で行われており、2024 年に手数料納付に係る定めのない変更届出書等の提出はオンライン上で可能となったが、手数料納付等を含めた申請をオンライン上で可能とするため、e-Gov の活用などにより申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を検討する。
--

### （3）KPI

2025 年度中に手数料納付等を含めた申請のオンライン化の要否について検討を行う。
---

## 8. 在外公館等における証明申請（◎外務省、デジタル庁、法務省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手續 ID
国籍証明（8号）の申請	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14254
在留証明（9号）（形式1）の申請	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14255
在留証明（9号）（形式2）の申請	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14256
身分上の事項に関する証明（10号）の申請	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14257
職業証明（11号）の申請	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14258
翻訳証明（12号）の申請	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14259
公文書上の印章（又は署名）の証明（13号イ又はロ）	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14260
一般人（在留邦人）の署名（及び押印）証明（13号ロ）（形式1）	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14261
一般人（在留邦人）の署名（及び押印）証明（13号ロ）（形式2及び3）	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14262
一般人（在留邦人）の印鑑証明（13号ロ）	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14263
自動車運転免許証抜粹証明（19号）の申請	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14272
旅券所持証明（19号）の申請	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14273
在留（転出）届出済証明（19号）の申請	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14274
犯罪経歴証明（警察証明・通常発給）の申請	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14279
犯罪経歴証明（警察証明・特別発給）の申請	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14280

### （2）取組内容

1 2025年3月24日から一部の在外公館（在シンガポール大使館、在タイ大使館、在チェンマイ総領事館、在サンフランシスコ総領事館、在ドイツ大使館、在デュッセルドルフ総領事館）にて電子化した証明書（e-証明書）の発給を開始した。（上記（1）オンライン化対象手続に掲載の手続 ID 「14255」、「14256」、「14257」、「14273」及び「14274」が対象。）e-証明書を選択した場合は、申請者は在外公館の窓口に一度も行くことなく e-証明書を受け取ることが可能となり、在留邦人の利便性の向上を図った。
更なる在留邦人の利便性向上のために、2025年度には e-証明書の発給対象公館の拡大（領事業務情報システムを導入している全ての在外公館への導入）を目指す。
2 申請の際に戸籍謄（抄）本を求めていた証明（在留証明、国籍証明及び身分上の事項に関する証明等）については、法務省が構築した戸籍情報連携システムにより、2025年3月24日から戸籍電子証明書提供用識別符号（以下「符号」）の利用が可能となつた。戸籍謄（抄）本に代わり、「符号」を提出することも可能となり、添付省略の実現とともに在留邦人の利便性の向上を図った。

### （3）KPI

オンラインによる申請の割合（2028年度：50%）
---------------------------

## 9. 在外公館における査証申請・交付（◎外務省、デジタル庁）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
在外公館における査証の発給の申請	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第4条1項13号	申請等	国民等、民間事業者等	国	14329
在外公館における査証の交付	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第4条1項13号	申請等に基づく処分通知等	国	国民等、民間事業者等	14330
IC旅券事前登録制度による旅券登録申請	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第4条1項13号	申請等	国民等	国	14331
IC旅券事前登録制度による査証免除登録証の交付	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第4条1項13号	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14332

### （2）取組内容

「在外公館における査証の発給の申請」（手続 ID : 14329）、「在外公館における査証の交付」（手続 ID : 14330）、「IC 旅券事前登録制度による旅券登録申請」（手続 ID:14331）及び「IC 旅券事前登録制度による査証免除登録証の交付」（手続 ID : 14332）の 4 手続については、2023 年度以降、順次査証手続のオンライン化の運用を開始し、査証に関するオンラインシステム（次世代査証発給システム）については現在 19 か国・地域において観光目的の短期滞在査証（一次）を対象に、IC 旅券事前登録に係るオンラインシステム（渡航認証管理システム）については 2 か国において運用を行っている。

2025 年度については、不備申請事案への連絡業務にかかる在外公館の負担を軽減するため、申請者に対してシステムから直接メール通知を行うことができるようシステムを改修することを予定しており、在外公館の業務効率化を図る。また、引き続き UI 改善等の観点からシステム改修を行うことで、申請者にとってより使いやすいシステムしていくとともに、本件システムの適用対象国・地域の拡大について検討していく。

以上により、申請者の利便性及び利用率向上、また行政事務の効率化を図る。

### （3）KPI

- ①次世代査証発給システム導入国・地域における対象査証発給数に占めるオンライン申請の割合（2025 年度：90%）
- ②インドネシア在住のインドネシア国籍者及びカタール在住のカタール国籍者のオンラインによる申請の割合（2025 年度：70%）

## 10. 旅券の発給申請等（◎外務省、デジタル庁、法務省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
一般旅券の発給の申請（外務大臣又は領事官に申請する場合）	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号) 第3条第1項	申請等	国民等	国	14207
一般旅券の発給の申請（都道府県知事に申請する場合）	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号) 第3条第1項	申請等	国民等	地方等	14243
一般旅券の紛失又は焼失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合）	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号) 第17条第1項	申請等	国民等	国	14247
一般旅券の紛失又は焼失の届出（都道府県知事に届出する場合）	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号) 第17条第1項	申請等	国民等	地方等	14248
公用旅券の紛失又は焼失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合）	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号) 第17条第5項	申請等	国民等	国	14249

### （2）取組内容

2022 年度、（1）に記載した 5 つの手続のオンライン化を実現した。

また、2024 年度に、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用することによって、国内での旅券申請に際して戸籍謄本の添付省略を実現した。また、国内でのオンライン申請において、旅券の切替申請時に加え、戸籍謄本の提出が必要となる新規発給の申請等についても、原則として申請時の出頭が不要となった。

一方、国外（在外公館で発給）では、オンライン在留届（ORR ネット）に登録してオンライン申請が可能だが、戸籍連携については、市町村窓口やマイナポータル上で取得した戸籍電子証明書提供用識別符号を申請画面上で入力するか、窓口に同符号又は戸籍謄本（紙）を提出することが必要。このため、国外の利用者、行政双方の利便性が向上のため、2026 年度まで国外でもマイナポータルを経由したオンライン申請を可能とすることを目指す。

2024 年度にオンライン申請と書面による申請との都道府県手数料の差別化を行い、従来、都道府県分の標準手数料は 2,000 円であったが、オンライン申請の場合は 1,900 円、書面による申請の場合は 2,300 円に改定した。

2022 年度に導入した旅券発給に係る手数料のクレジットカードによるオンライン納付について、2024 年度末時点で全ての都道府県で導入済み。

### （3）KPI

- オンラインによる申請の割合（2025 年度：50%、2026 年度：70%）

## 11. APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等（◎外務省、デジタル庁）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
APEC・ビジネス・トラベル・カード交付手続	アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令(平成十五年外務省令第七号) 第7条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	112600
APEC・ビジネス・トラベル・カード交付申請手続	アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令(平成十五年外務省令第七号) 第3条第1項	申請等	国民等	国	14242

### （2）取組内容

APEC・ビジネス・トラベル・カード交付申請（手続 ID : 14242）については、2024 年 4 月からオンライン申請の導入を開始。加えて、APEC・ビジネス・トラベル・カード交付（手続 ID : 112600）については、2024 年 4 月に省令改正を行い、スマートフォン等の端末上のアプリケーションでの交付を開始した。

APEC・ビジネス・トラベル・カード交付申請に係る手数料は、収入印紙の郵送による納付となっているところ、政府共通決済基盤における国庫納付機能を利用したオンライン納付を実現すべく、2025 年度からの設計に向けて検討を行う。

### （3）KPI

2025 年度中にオンライン納付にかかる設計を行う。

## 12. 本省におけるアポスティーユ、公印確認の申請（◎外務省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
本省におけるアポスティーユの申請	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14281
本省における公印確認の申請	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14282
アポスティーユの真正性確認	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) 第4条第1項第11号	申請等に基づく処分通知等	国民等、民間事業者等	国	DP24009704

### （2）取組内容

#### 1 本省におけるアポスティーユ・公印確認の申請

外務省の認証（アポスティーユ及び公印確認）を受けるため、申請者は申請書に必要事項を手書き又はタイプ打ちしたもの認証が必要な公文書とともに提出しているところ、今後はオンライン上で行えるよう、2025 年度にコンサルティング業務委託業者の意見も踏まえて「公印確認・アポスティーユ申請システム」の導入を検討する。

#### 2 アポスティーユ真正性確認システム

アポスティーユ認証は、外務省のほか、一部の都道府県公証役場で交付している。アポスティーユ認証を貼付した書類の提出先（外国関係機関）によっては、アポスティーユの真正性（交付の事実）も確認しているが、現在は提出先から在外公館を通じて発行元（外務省又は公証役場）に発行の確認を求められ、個別に対応している。今後は提出先が真正性確認をオンライン上で行えるよう、2025 年度に「アポスティーユ真正性確認システム」（e-Register）を導入することを目指す。

### （3）KPI

オンラインによる申請の割合（2030 年度 : 50%）

### 13. 死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、総務省、法務省）

#### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
相続税法第 58 条の規定による死亡等に関する事項の税務署長への通知	相続税法(昭和二十五年法律第七十三号) 第 58 条第 1 項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国	58571

#### （2）取組内容

(1) に記載した手続については、従前、市町村から税務署に書面のみで行われていたが、法務省の戸籍情報連携システムから政府共通ネットワークを介して、国税庁の国税総合管理システムにオンラインで連携する仕組みを整備することにより、2024 年度以降、市町村から税務署への死亡等に関する事項の通知を廃止し、行政事務の効率化を図った。

また、死亡等に関する事項と併せて通知されていた固定資産課税台帳の情報については、税務システム標準化の取組と並行して検討を進め、オンラインで連携する仕組みを整備し、一部の市町村でオンライン連携に対応することで、行政事務の効率化を図った。この固定資産課税台帳のオンライン連携については、オンライン連携に対応していない市町村に対し、定期的に開催される協議会などの機会を利用してシステム対応に向けた働き掛けを行い、対応する市町村の拡大を図る。

#### （3）KPI

固定資産課税台帳の情報の通知のオンライン化（2024 年度以後、順次）

### 14. 国税関係法令に基づく処分通知等の電子交付の拡充（◎財務省）

#### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

#### （2）取組内容

現状、電子交付が可能な国税関係法令に基づく処分通知等は 9 通知に留まり、行政手続のエンドツーエンドでのデジタル完結により納税者利便の向上及び行政事務の効率化を図るため、令和 6 年度税制改正において、国税関係法令に基づく処分通知等の電子交付を拡充する省令改正を実現。2024 年以降、本法令改正に関係するシステムの改修に向けた作業を進めており、2026 年 9 月からの運用開始を予定している。

#### （3）KPI

2026 年 9 月に、処分通知等の電子交付の拡充に対応したシステムの運用を開始する。

## 15. 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験関係手続（◎文部科学省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
高等学校卒業程度認定試験の受験手続	高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第7条	申請等	国民等	国	14696
高等学校卒業程度認定試験の合格証書の授与	高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第9条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14697
高等学校卒業程度認定試験の証明書の交付	高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第10条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14698
中学校卒業程度認定試験の受験手続	就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）第9条	申請等	国民等	国	14700
中学校卒業程度認定試験の証書の授与	就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）第11条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14701
中学校卒業程度認定試験の認定証明書の交付	就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）第12条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14702

### （2）取組内容

(1)に記載した6手続については、現在、出願情報・過去の合格者情報等の管理機能や採点処理機能等を備えた高等学校卒業程度認定試験システムを活用して事務処理を行いつつ、受験手続、証明書等の交付申請手続及び合格証書等の授与等について書面のみで対応している。

これについて、高等学校卒業程度認定試験システムを改修し、将来的にオンラインによる受験手続、証明書等の交付申請及び合格証書等の授与を可能とすることで、利用者の利便性を向上させるとともに行政事務を効率化することを検討する。

### （3）KPI

オンラインによる申請の割合（目標値未設定）

※オンラインによる受験手続等を実現するためには、受験料等の電子納付が可能となるようシステム改修が必要な状況である。この改修については2025年度以降に実施することを検討しているため、本件に係るKPIの設定については、オンラインによる受験手続の実現が具体化した際に設定することとする。

## 16. 技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
技能検定の合格証書の再交付の申請	職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第69条第2項	申請等	国民等	民間事業者等	45539
技能検定の受検の申請	職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第66条第1項	申請等	国民等	民間事業者等	45540
技能検定の合格証書の交付	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第49条	申請等に基づかない処分通知等	民間事業者等	国民等	45605
技能検定の試験の合格通知	職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第70条	申請等に基づかない処分通知等	民間事業者等	国民等	45606

### （2）取組内容

2025年度以降、オンラインによる技能検定の受検申請等及び合格証書等通知書の交付を可能とすることで、受検者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

### （3）KPI

オンラインによる受検申請の割合（2026年度：10%）

## 17. 肥料登録申請等（◎農林水産省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
公定規格が定められている普通肥料の登録期間の更新申請	肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号) 第12条第4項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	15700
普通肥料の農林水産大臣又は都道府県知事への登録申請	肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号) 第6条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	18680
公定規格が定められていない普通肥料の仮登録申請	肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号) 第6条第1項	申請等	民間事業者等	国	18681
肥料の仮登録の有効期間の更新申請	肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号) 第12条第4項	申請等	民間事業者等	国	18684
外国生産肥料の登録（仮登録）申請	肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号) 第33条の2第6項	申請等	民間事業者等	国	18692
外国生産肥料登録有効期間更新申請	肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号) 第33条の2第6項	申請等	民間事業者等	国	18695
外国生産肥料の登録（仮登録）の有効期間の更新申請	肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号) 第33条の2第6項	申請等	民間事業者等	国	18696

### （2）取組内容

オンライン化対象の7手続については、2023年度より、eMAFFを介した手数料の電子納付を開始し、オンライン化を達成した。KPI達成に向けた年度別の目標を順調に達成しており、引き続きKPIの達成を目指し、肥料情報システムの更なる利便性向上を図る。

### （3）KPI

オンラインによる申請の割合（2025年度：50%）

## 18. 農林水産省所管行政手続のオンライン化（◎農林水産省）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

オンライン化対象手続：農林水産省が所管する3,000を超える行政手続
法令や補助金などの行政手続をオンラインで行えるようにする農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を2022年度から本格運用し、農林水産省所管の約3,300の手続のオンライン化を行ってきた。業務効率化に一定の効果があったとの評価もある一方、申請数の少ない手続を含めてeMAFFに集約したこと、オンライン申請になじみにくい手続が依然として多いことから、システムの利便性や費用対効果に課題がある。 今後の具体的な見直しの方向性として、システムに具備する手続は総申請件数が一定程度あるものに限定し、また一つの申請システムに限定するのではなく、今後更改する次期オンライン申請システムや政府共通システム等、申請の性質により振り分け、これらの見直し・改善を通じて、運用コストを大幅に低減させ、費用対効果を高める。

### （3）KPI

システムの見直しと合わせて検討中

## 19. 家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等（◎農林水産省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
届出伝染病の届出があった旨の市町村長への通報・農林水産大臣への報告	家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第4条第4項	申請等	地方等	国又は地方等	114015
家畜の伝染性疾病判明の農林水産大臣への報告・市町村長への通報	家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第4条の2第4項	申請等	地方等	国又は地方等	114017
患畜等の届出を受けた旨の市町村長及び関係都道府県知事への通報・農林水産大臣への報告	家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第13条第4項	申請等に基づかない 処分通知等	地方等	国又は地方等	114029
飼養衛生管理基準の定期の報告	家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第12条の4第1項	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	16531

### （2）取組内容

(1)に記載した4手続は2023年度にシステム設計・開発を行い、オンライン化を達成した。KPIの達成を目指し、飼養衛生管理支援システムの現場への浸透を図っていく。
オンラインによる申請における本人確認の方法については、GビズIDを活用している。

### （3）KPI

2025年に家畜保健衛生所におけるオンライン利用率60%
------------------------------

## 20. 挥発油販売業者の登録申請等（◎経済産業省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手續 ID
登録分析機関の登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第17条の13第1項	申請等	民間事業者等	国	25827
登録分析機関の登録の更新	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第17条の16第2項	申請等	民間事業者等	国	25827
業務規程の登録の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第17条の18第1項	申請等	民間事業者等	国	25828
業務規程の変更の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第17条の18第1項	申請等	民間事業者等	国	25828
分析業務廃止(全部休止・一部休止)の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第17条の21	申請等	民間事業者等	国	25829
揮発油特定加工業者の登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第12条の3第1項	申請等	民間事業者等	国	25846
揮発油特定加工業者の変更登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第12条の6第1項	申請等	民間事業者等	国	25847
揮発油特定加工業者の登録事項の変更の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第12条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	25848
揮発油特定加工業者の地位の承継の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第12条の8	申請等	民間事業者等	国	25849
揮発油特定加工業者の廃止の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第12条の8	申請等	民間事業者等	国	25850
軽油特定加工業者の登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第12条の10第1項	申請等	民間事業者等	国	25851
軽油特定加工業者の変更登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第12条の13第1項	申請等	民間事業者等	国	25852
軽油特定加工業者の登録事項の変更の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第12条の13第3項	申請等	民間事業者等	国	25853
軽油特定加工業者の地位の承継の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第12条の15	申請等	民間事業者等	国	25854
軽油特定加工業者の廃止の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第12条の15	申請等	民間事業者等	国	25855
登録分析機関に揮発油の分析を委託した旨の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第16条の2第2項	申請等	民間事業者等	国	25858
登録分析機関に揮発油の分析の委託契約が失効した旨の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号) 第16条の2第2項	申請等	民間事業者等	国	DP24009705

揮発油試験研究計画の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第10条の3第1項	申請等	民間事業者等	国	25859
揮発油試験研究計画の変更の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第10条の5第1項	申請等	民間事業者等	国	25860
揮発油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第10条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25861
揮発油試験研究計画中間報告書の提出	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第10条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	25862
揮発油試験研究計画最終報告書の提出	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第10条の6第4項	申請等	民間事業者等	国	25863
生産（確認）揮発油品質維持計画の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第14条の2第6項	申請等	民間事業者等	国	25864
生産（確認）揮発油品質維持計画の変更の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第14条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25865
生産（確認）発揮油品質維持計画終了日の変更の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第14条の7第2項	申請等	民間事業者等	国	25866
揮発油特定加工品質確認計画の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第17条の2第4項	申請等	民間事業者等	国	25867
揮発油規格適合確認の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第17条の3第2項	申請等	民間事業者等	国	25868
揮発油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第17条の5第2項	申請等	民間事業者等	国	25869
揮発油特定加工品質確認計画の変更の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第17条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25870
揮発油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第17条の7第2項	申請等	民間事業者等	国	25871
軽油試験研究計画の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第22条の3第1項	申請等	民間事業者等	国	25872
軽油試験研究計画の変更の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第22条の5第1項	申請等	民間事業者等	国	25873

軽油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第22条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25874
軽油試験研究計画中間報告書の提出	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第22条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	25875
軽油試験研究計画最終報告書の提出	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第22条の6第4項	申請等	民間事業者等	国	25876
軽油特定加工品質確認計画の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第25条の2第4項	申請等	民間事業者等	国	25877
軽油規格適合確認の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第25条の3第2項	申請等	民間事業者等	国	25878
軽油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第25条の5第2項	申請等	民間事業者等	国	25879
軽油特定加工品質確認計画の変更の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第25条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25880
軽油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号) 第25条の7第2項	申請等	民間事業者等	国	25881

## （2）取組内容

上記（1）に記載した40手続については、現状、書面のみで行われているが、予算が確保できれば石油流通システムを整備し、オンラインによる申請等を可能とすることで、揮発油販売業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。揮発油販売業者の登録（手続ID:25841）等7手続について、2021年4月から試験的にオンラインによる申請を実施中。  
懸案であった「データ連携」については、2023年度に対応済み。

## （3）KPI

オンラインによる申請等の割合（2025年度：10%）

## 21. 経済産業省所管行政手続のオンライン化（◎経済産業省）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

経済産業省が所管する行政手続のうち、中・小規模の申請件数（年間手続件数が数千件程度まで）で、簡易な業務フローの手続等を中心に、対応可能なものについてはロードマップを活用した「G ビズフォーム」によるオンライン化を進めており、2025 年3月末時点で412 の手続について G ビズフォームによるオンライン申請が可能な状態（公開済・公開準備中の手続、公開後廃止手続も含む）とした。引き続き、大規模な申請件数のある手続にも対応できる個別システムや G ビズフォーム等でのオンライン化を進め、2025 年末までに国民・事業者等から行政機関等への申請等手続のオンライン化率 100%を目指すとともに、オンライン利用率の引上げを進める。

### （3）KPI

システムを用いた申請等手続におけるオンライン利用率（2025 年度：65%）

## 22. 電気・ガス事業者による申請・届出等（◎経済産業省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
ガス小売事業の登録の申請	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第4条第1項	申請等	民間事業者等	国	111099
ガス小売事業者の事業者情報の変更又は軽微な変更の届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第7条第4項	申請等	民間事業者等	国	111107
ガス小売事業の休止又は廃止の届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第9条第1項	申請等	民間事業者等	国	111111
ガス小売事業者たる法人の解散の届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第9条第2項	申請等	民間事業者等	国	111112
ガス小売供給計画の変更届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第19条第2項	申請等	民間事業者等	国	111120
一般ガス導管事業者の許可の申請	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第36条第1項	申請等	民間事業者等	国	111124
一般ガス導管事業者の事業開始の届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第39条第4項	申請等	民間事業者等	国	111129
一般ガス導管事業者の供給区域の変更申請	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第40条第1項	申請等	民間事業者等	国	111130
一般ガス導管事業者のガス工作物の重要な変更の届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第41条第1項	申請等	民間事業者等	国	111135
一般ガス導管事業者のガス工作物の変更の届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第41条第2項	申請等	民間事業者等	国	111136
一般ガス導管事業者の事業の譲渡等の認可の申請	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第42条第1項	申請等	民間事業者等	国	111139
一般ガス導管事業者の合併等の認可の申請	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第42条第2項	申請等	民間事業者等	国	111141
一般ガス導管事業者の合併等の認可	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第42条第2項	申請等に基づく処分通知等	民間事業者等	国	111142
一般ガス導管事業者の地位の承継の届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第43条第2項	申請等	民間事業者等	国	111143
一般ガス導管事業者の休廃止の許可の申請	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第44条第1項	申請等	民間事業者等	国	111144
一般ガス導管事業者の解散決議等の認可の申請	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第44条第2項	申請等	民間事業者等	国	111146
託送供給約款の認可申請	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第48条第1項	申請等	民間事業者等	国	111150
託送供給約款の制定不要承認申請	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第48条第1項	申請等	民間事業者等	国	111151
託送供給約款の変更認可申請	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第48条第2項	申請等	民間事業者等	国	111153
託送供給約款以外の供給条件の認可申請	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第48条第3項	申請等	民間事業者等	国	111154
託送供給約款の変更の届出（法48条5項関連）	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第48条第6項	申請等	民間事業者等	国	111158
託送供給約款の変更の届出（法48条8項関連）	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第48条第9項	申請等	民間事業者等	国	111160
承認一般ガス導管事業者の供給条件の届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第49条第1項	申請等	民間事業者等	国	111164
承認一般ガス導管事業者の供給条件の変更届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第49条第1項	申請等	民間事業者等	国	111165
最終保障供給約款の届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第51条第1項	申請等	民間事業者等	国	111170
最終保障供給約款以外の供給条件の承認の申請	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第51条第2項	申請等	民間事業者等	国	111171
一般ガス導管事業者の供給計画の変更届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第56条第2項	申請等	民間事業者等	国	111188

特定ガス導管事業に係る託送供給約款の届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第76条第1項	申請等	民間事業者等	国	111209
特定ガス導管事業に係る託送供給約款の変更届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第76条第2項	申請等	民間事業者等	国	111212
承認特定ガス導管事業者の供給条件の届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第77条第1項	申請等	民間事業者等	国	111217
承認特定ガス導管事業者の供給条件の変更届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第77条第1項	申請等	民間事業者等	国	111218
ガス受託製造約款の届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第89条第1項	申請等	民間事業者等	国	111241
ガス製造事業の製造計画の届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第93条第1項	申請等	民間事業者等	国	111251
ガス製造事業の製造計画の変更届出	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第93条第2項	申請等	民間事業者等	国	111252
旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る事業開始の届出	電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号) 附則第28条第4項	申請等	民間事業者等	国	111280
旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る指定旧供給地点小売供給約款の変更届出	電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号) 附則第28条第4項	申請等	民間事業者等	国	111287
旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る指定旧供給地点の変更の許可	電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号) 附則第29条第1項	申請等	民間事業者等	国	111290
旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る指定旧供給地点の変更の認可	電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号) 附則第29条第1項	申請等	民間事業者等	国	111294
電気事業者の定期報告(発受電月報)	電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号) 第2条	申請等	民間事業者等	国	26103
特定供給の許可	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第27条の33第1項	申請等	民間事業者等	国	26214
特定供給の許可事項変更の届出	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第27条の33第4項	申請等	民間事業者等	国	26215
特定供給の許可事項廃止の届出	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第27条の33第5項	申請等	民間事業者等	国	26216
自家用発電所運転半期報の提出	電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号) 第2条	申請等	民間事業者等	国	26231
小売電気事業の登録申請	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第2条の3	申請等	民間事業者等	国	26308
供給能力の確保に関する事項の変更の登録	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第2条の6第1項	申請等	民間事業者等	国	26309
小売電気事業者たる法人の解散の届出	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第2条の8第2項	申請等	民間事業者等	国	26313
特定送配電事業の届出	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第27条の13第1項	申請等	民間事業者等	国	26351
特定送配電事業の供給地点、電気工作物に関する事項の変更の届出	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第27条の13第7項	申請等	民間事業者等	国	26352
登録特定送配電事業者による供給能力の確保に関する事項の変更登録	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第27条の19第2項	申請等	民間事業者等	国	26355
登録特定送配電事業者による氏名、住所等の変更の届出	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第27条の19第4項	申請等	民間事業者等	国	26356
登録特定送配電事業者による小売供給の休廃止の届出	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第27条の20第1項	申請等	民間事業者等	国	26357
特定送配電事業者による事業の承継の届出	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第27条の24第2項	申請等	民間事業者等	国	26358
特定送配電事業者による事業の休廃止の届出	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第27条の25第1項	申請等	民間事業者等	国	26359
特定送配電事業者である法人の解散の届出	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第27条の25第2項	申請等	民間事業者等	国	26360
特定卸供給事業届出	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第27条の30第1項	申請等	民間事業者等	国	26363

特定卸供給事業変更届出	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第27条の30第7項	申請等	民間事業者等	国	26364
特定卸供給事業の承継、休止(廃止)、解散の届出	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第27条の32	申請等	民間事業者等	国	26365
特定計量の届出	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第103条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	DP24109781
大規模契約解約等の報告書の経済産業大臣への提出	電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号) 第2の2条第1項	申請等	民間事業者等	国	P24007571
特定送配電事業者に係る氏名等の変更に関する経済産業大臣への届出	電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号) 第45の6条第1項	申請等	民間事業者等	国	P24010745
特定卸供給事業氏名等変更届出	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第27条の30第9項	申請等	民間事業者等	国	P24010755

## (2) 取組内容

(1) に記載した手続は重点的にオンライン化を検討するものであり、電気・ガス事業オンライン申請・届出システム上に、オンラインによる申請・届出等を可能とする機能を実装する。
---

## (3) KPI

2025年度中に、(1)に記載した手続について、オンラインによる申請が可能となる仕組みを整備する。
---

## 23. 経営革新計画の承認手続（◎経済産業省、デジタル庁）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
経営革新計画の承認手続	中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) 第15条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	26559

### （2）取組内容

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の申請及び承認手続については、既に運営を開始している経営革新計画電子申請システムを活用することで申請事業者及び承認行政庁である都道府県の負担軽減に取り組んでいるところ。2025年度も引き続き、事業者及び都道府県の意見を調査し、利便性の向上を図った上で、当該システムを導入する自治体の増加及び行政事務の効率化を図る。

### （3）KPI

経営革新計画電子申請システムを導入して事務の効率化を達成した都道府県数（2025年度：15都道府県）

## 24. 産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上（◎経済産業省）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

産業保安・製品安全法令（電気、LPガス、都市ガス、火薬類、鉱山及び製品安全関係）に基づく約50の手続（手続ID: 24367等）について、2021年1月から順次、産業保安システム（保安ネット）によるオンライン届出等を開始している。今後、地方公共団体の自治事務になっている申請・届出手続を含めて、残りの約1,000の手続についても保安ネット等を通じてオンライン上で効率的に行えるようにするため、2024年4月にシステム更改に合わせてガバメントクラウドへの移行を実施した。引き続き、行政機関への申請等手続のオンライン化に必要な機能の実装・充実を図り、オンライン利用を促進する環境整備を進める。

### （3）KPI

オンライン化した手続のうち、オンライン届出等の割合（2025年度末まで：87%）

## 25. 技術検定試験受検申請（◎国土交通省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
技術検定第一次検定の受検申請	施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号) 第7条第1項	申請等	国民等	民間事業者等	29121
技術検定第二次検定の受検申請	施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号) 第8条第1項	申請等	国民等	民間事業者等	29122

### （2）取組内容

技術検定試験受検申請については、2024年度より段階的にオンライン申請を実施しているところであるが、2026年度からは原則として、手数料納付及び本人確認も含めたオンラインによる申請の実現を目指す。
また、業務の効率化のみでなく、試験種目間における実務経験の重複申請の防止等を図るため、各指定試験機関のシステムを相互に連携させる等の仕組みによって、受検者のデータの照会や突合等を可能にする機能についても、個人情報の取扱い等の課題を解決した後、実現を目指す。

### （3）KPI

オンラインによる受検申請の割合（2025年度：50%）
-----------------------------

## 26. 建設関連業者の登録申請における利便性向上（◎国土交通省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
測量業者の新規登録申請（法人）	測量法(昭和二十四年法律第八十八号) 第55条第1項	申請等	民間事業者等	国	28428
測量業者の更新登録申請	測量法(昭和二十四年法律第八十八号) 第55条第3項	申請等	民間事業者等	国	28430
測量業者の変更等の届出	測量法(昭和二十四年法律第八十八号) 第55条の7第1項	申請等	民間事業者等	国	28431
測量業者の登録簿等の閲覧	測量法(昭和二十四年法律第八十八号) 第55条の12第1項	総覧等	国		36763
建設コンサルタントの新規登録申請（法人）	建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年四月十五日建設省告示第七百七十七号) 第2条第1項	申請等	民間事業者等	国	DP24009722
建設コンサルタントの更新登録申請	建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年四月十五日建設省告示第七百七十七号) 第2条第3項	申請等	民間事業者等	国	DP24009723
建設コンサルタントの変更等の届出	建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年四月十五日建設省告示第七百七十七号) 第8条第1項及び第3項	申請等	民間事業者等	国	DP24009724
建設コンサルタントの登録簿等の閲覧	建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年四月十五日建設省告示第七百七十七号) 第16条第1項及び第2項	総覧等	国		DP24009725
地質調査業者の新規登録申請（法人）	地質調査業者登録規程(昭和五十二年四月十五日建設省告示第七百八十八号) 第2条第1項	申請等	民間事業者等	国	DP24009726
地質調査業者の更新登録申請	地質調査業者登録規程(昭和五十二年四月十五日建設省告示第七百八十八号) 第2条第3項	申請等	民間事業者等	国	DP24009727
地質調査業者の変更等の届出	地質調査業者登録規程(昭和五十二年四月十五日建設省告示第七百八十八号) 第8条第1項及び第3項	申請等	民間事業者等	国	DP24009728
地質調査業者の登録簿等の閲覧	地質調査業者登録規程(昭和五十二年四月十五日建設省告示第七百八十八号) 第15条第1項及び第2項	総覧等	国		DP24009729
補償コンサルタントの新規登録申請（法人）	補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年九月二十一日建設省告示第千三百四十一号) 第2条第1項	申請等	民間事業者等	国	DP24009730
補償コンサルタントの更新登録申請	補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年九月二十一日建設省告示第千三百四十一号) 第2条第3項	申請等	民間事業者等	国	DP24009731
補償コンサルタントの変更等の届出	補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年九月二十一日建設省告示第千三百四十一号) 第8条第1項及び第3項	申請等	民間事業者等	国	DP24009732
補償コンサルタントの登録簿等の閲覧	補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年九月二十一日建設省告示第千三百四十一号) 第14条第1項及び第2項	総覧等	国		DP24009733

### （2）取組内容

建設関連業者（測量業、建設コンサルタント、地質調査業及び補償コンサルタント）の登録申請に係る各種手続は、建設関連業者登録システムの改修と併せて、e-Gov を活用したオンライン申請環境の整備を行い、2022 年 11 月 1 日に運用開始した。

申請の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、2020 年 10 月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、省略が可能となるよう検討を行い、このうち測量業においては 2024 年 2 月 1 日から登記事項証明書の添付を省略した。

現状、登録情報の閲覧については書面による閲覧を実施しているが、更なる利便性向上を図るために、2026 年度のオンライン閲覧の実現を目指す。

### （3）KPI

測量業・建設コンサルタント・地質調査業・補償コンサルタントの 4 業種における、2026 年度中の登録情報のオンライン閲覧の実現。

## 27. 航空従事者技能証明の申請等（◎国土交通省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
航空従事者技能証明の申請	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第 22 条第 1 項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111405
技能証明の限定の変更申請	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第 29 条の 2 第 1 項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111410
航空機の操縦練習許可申請	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第 35 条第 3 項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111412
航空英語能力証明の申請	航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号) 第 63 条第 1 項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111418
計器飛行証明及び操縦教育証明の申請	航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号) 第 64 条第 1 項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111419
運航管理者技能検定の申請	航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号) 第 168 条第 1 項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111420
特定操縦技能の審査結果等の提出	航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号) 第 162 条の 15 第 2 項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111616
技能証明書等の再交付申請	航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号) 第 71 条第 1 項	申請等	国民等、民間事業者等	国	114833

### （2）取組内容

（1）に記載した 8 手続については、現状、書面で行われているが、航空機の操縦練習許可申請、特定操縦技能の審査結果等の提出を除く 6 手続については、2025 年度以降にデジタル庁が提供する e-Gov 電子申請サービス／e-Gov 審査支援サービス等を活用して手続オンライン化を実現し、航空機の操縦練習許可申請、特定操縦技能の審査結果等の提出についても、順次、オンラインによる申請等を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

### （3）KPI

オンラインによる申請の割合（2025 年度末：70%）

## 28. 航空法に基づく申請等（②国土交通省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
修理改造検査申請	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第17条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111617
型式証明申請	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第12条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111619
最低安全高度以下の区域の飛行許可の申請	航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号) 第175条	申請等	国民等、民間事業者等	国	114826
物件投下の届出	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第89条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	114827
飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の許可の申請	航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号) 第239条の2第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	114830
追加型式設計承認書申請	航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号) 第23条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	115072
飛行場以外の場所の離着陸の許可の申請	航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号) 第172条の2第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	32908
操縦練習飛行等の許可申請	航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号) 第198条の3第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	32910
耐空証明申請	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第10条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	32927
航空機の型式設計変更承認申請	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第13条第1項	申請等	民間事業者等	国	32928
航空機の追加型式設計変更承認申請	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第13条の2第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	32929
事業場の認定申請	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第20条第1項	申請等	民間事業者等	国	32930
飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の通報	航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号) 第239条の3第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	DP24100585

### （2）取組内容

(1) に記載した13手続については、現状、書面のみで行われているが、2024年10月以降、順次オンラインによる申請を可能とすることで、行政事務の効率化等を図る。
---

### （3）KPI

オンラインによる申請の割合 (2025年度: 70%)
-----------------------------

## 29. 自動車保有关係手続等（②国土交通省、デジタル庁）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
検査対象外軽自動車の届出済証の記載事項の変更届出	道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号) 第63条の5	申請等	国民等	国	35781
検査対象外軽自動車の使用の届出	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号) 第97条の3第1項	申請等	国民等	国	35788
検査対象外軽自動車の届出済証返納証明書の交付	道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号) 第63条の6第2項	申請等	国民等	国	35789

### （2）取組内容

(1) に記載した手続については、現状、書面で行われているが、自動車保有关係手続のワンストップサービスシステムの改修により、2025年度までにオンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。
--

### （3）KPI

検査対象外軽自動車手続のオンライン申請率 (オンライン申請システム運用開始から5年目: 使用の届出等 20%)
---

### 30. 住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省）

#### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号) 第4条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	30839
住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号) 第12条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	30843

#### （2）取組内容

(1) に記載した2手続については、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく新築住宅の資力確保措置に係る届出の電子化システムを整備し、2023年度よりオンラインによる届出を本格始動しているところ、オンライン申請の利用拡大を検討し、届出を行う建設業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

#### （3）KPI

オンラインによる申請等の割合 (2027年度末: 30%)
-------------------------------

### 31. 宅地建物取引業免許等関係手続（◎国土交通省）

#### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
宅地建物取引業の免許の申請	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第4条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28821
宅地建物取引業の免許の更新の申請	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第4条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28822
免許申請事項の変更の届出（1）商号変更（2）（法人の場合）役員等の氏名等、（3）（個人の場合）個人等の氏名、（4）事務所名称・所在地、（5）事務所に置かれる宅地建物取引士の氏名	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第9条	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28823
廃業等の届出（1）死亡（2）合併による法人消滅（3）破産（4）その他法人解散（5）廃業	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第11条	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28824
業務を行う場所の届出	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第50条第2項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28825
免許証の書換交付の申請	宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号) 第4条の2第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28826
免許証の再交付（亡失、滅失の場合）の申請	宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号) 第4条の3第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28827
免許証の再交付（汚損、破損の場合）の申請	宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号) 第4条の3第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28828
営業保証金供託済の届出	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第25条第4項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28829
事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第26条第2項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28830
営業保証金の不足額の供託の届出	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第28条第2項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28831
営業保証金の保管替え等の届出	宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号) 第15条の4	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28832
営業保証金の変換の届出	宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号) 第15条の4の2	申請等	民間事業者等	国又は地方等	28833
宅地建物取引士の登録の申請	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第19条第1項	申請等	国民等	地方等	28837
宅地建物取引士登録の移転の申請	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第19条の2	申請等	国民等	地方等	28838
宅地建物取引士登録の変更の申請	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第20条	申請等	国民等	地方等	28839
宅地建物取引士の死亡等の届出	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第21条	申請等	国民等	地方等	28840
宅地建物取引士の登録の消除の申請	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第22条	申請等	地方等	国民等	28841

宅地建物取引士証の交付の申請	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第22条の2 第1項	申請等	国民等	地方等	28842
宅地建物取引士証の書換え交付の申請・交付	宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号) 第14条の13 第1項	申請等	国民等	地方等	28846
宅地建物取引士証の再交付の申請・交付（亡失、滅失の場合）	宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号) 第14条の15 第1項	申請等	国民等	地方等	28847
宅地建物取引士証の再交付の申請・交付（汚損、破損の場合）	宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号) 第14条の15	申請等	国民等	地方等	28848
宅地建物取引業を営む信託会社の業務を行う場所の届出	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第77条第2項	申請等	民間事業者等	国	29091
宅地建物取引業者名簿等の閲覧	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第10条	総覧等	国又は地方等		36571
宅地建物取引業の免許の申請（都道府県知事免許の場合）	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第4条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	36634
宅地建物取引業の免許の更新の申請（都道府県知事免許の場合）	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第4条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	36635
免許申請事項の変更の届出（1）商号変更（2）（法人の場合）役員等の氏名等、（3）（個人の場合）個人等の氏名、（4）事務所名称・所在地、（5）事務所に置かれる宅地建物取引士の氏名	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第9条	申請等	民間事業者等	地方等	36636
業務を行う場所の届出	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号) 第50条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	36638

## （2）取組内容

(1) に記載した 28 手続のうち、国への申請等については 2024 年 5 月 25 日より、都道府県では 2024 年下期より順次、オンライン受付等を開始しているところである。なお、業者名簿の閲覧については、2025 年 4 月以降順次受付を開始している。引き続き、関係機関と連携し、オンライン申請を利用する申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

## （3）KPI

宅地建物取引業免許等関係のオンライン申請の割合（2028 年度末：20%）
---------------------------------------

## 32. 賃貸住宅管理業登録関係手続の利便性向上（◎国土交通省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
賃貸住宅管理業者の登録手続における登録免許税領収証書の提出	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号) 第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	DP24009711
賃貸住宅管理業者の更新手続における収入印紙の提出	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号) 第3条第2項	申請等	民間事業者等	国	DP24009712

### （2）取組内容

賃貸住宅管理業者登録申請書の提出について、登録免許税領収証書の提出については、現状、郵送のみで行われているが、既存の賃貸住宅管理業登録等電子申請システムと登録免許税領収証書等の電子化を可能とするシステムを連携してオンライン納付を可能とすることにより、利用者の利便性向上及び審査事務の効率化を検討する。 2024 年度において、オンライン納付を可能とするための賃貸住宅管理業登録等電子申請システムとの連携先について、歳入金電子納付システム（REPS）、e-Gov 電子申請システム又はその他の登録免許税領収証書等の電子化を可能とするシステムのいずれと連携することが効率的か、システム連携に必要な仕様の検討や概算費用の調査を実施した。2025 年度においては、2024 年度において検討した内容をもとに改修（システム連携）の仕様を決定し、2026 年度において、当該改修（システム連携）を実行することを検討している。
---

### （3）KPI

オンラインによる申請の割合（2026 年度：80%）
----------------------------

### 33. 特定車両停留施設における停留許可関係手続（◎国土交通省）

#### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
特定車両停留施設における停留の許可の申請	道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第48条の32	申請等	民間事業者等	国、独立行政法人等又は地方等	123401
特定車両停留施設における停留の許可の変更	道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第48条の32第3項	申請等	民間事業者等	国、独立行政法人等又は地方等	DP24009707

#### （2）取組内容

(1) 記載した2手続については、民間事業者等が特定車両停留施設に車両を停留させるために行うものであり、2023年度までにオンライン申請システムのプロトタイプの開発及びテスト運用を実施し、2024年度は実運用に向け、追加的な機能の開発および実運用体制の検討を実施した。2025年度は実運用体制を検討した結果、さらに追加的な機能の開発として、オンライン申請システムと特定車両停留施設運営の連携に資する機能の開発を実施する。

#### （3）KPI

2025年度に追加的な機能として、オンライン申請システムと特定車両停留施設運営の連携に資する機能の開発を実施する。
---

### 34. 汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続（◎国土交通省）

#### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手續 ID
不動産鑑定士の登録	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号) 第17条第1項	申請等	国民等	国	29035
不動産鑑定士の変更の登録	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号) 第18条	申請等	国民等	国	29036
不動産鑑定士の死亡等の届出	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号) 第19条	申請等	国民等	国	29037
不動産鑑定士の登録の消除	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号) 第20条	申請等	国民等	国	29038
不動産鑑定業者の登録	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号) 第22条第1項	申請等	民間事業者等	国	29039
不動産鑑定業者の更新の登録	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号) 第22条第3項	申請等	民間事業者等	国	29040
不動産鑑定業者の登録換えの登録	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号) 第26条第1項	申請等	民間事業者等	国	29041
不動産鑑定業者の変更の登録	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号) 第27条第1項	申請等	民間事業者等	国	29042
不動産鑑定業者の廃業等の届出	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号) 第29条	申請等	民間事業者等	国	29043
工事・作業許可申請	港則法(昭和二十三年法律第百七十四号) 第31条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	33520
一般貨物自動車運送事業の運行管理者の選任又は解任の届出	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号) 第18条第3項	申請等	民間事業者等	国	33749
運行管理者資格者証の交付の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号) 第19条第1項	申請等	国民等	国	33750
特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号) 第33条	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号) 第33条	申請等	民間事業者等	国	33770
特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号) 第34条	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号) 第34条	申請等	民間事業者等	国	33771
一般貨物自動車運送事業の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号) 第3条	申請等	民間事業者等	国	33802
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号) 第9条第1項	申請等	民間事業者等	国	33803
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号) 第9条第3項	申請等	民間事業者等	国	33804
一般貨物自動車運送事業の譲渡及び譲受けの認可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号) 第30条第1項	申請等	民間事業者等	国	33807
一般貨物自動車運送事業の休止及び廃止の届出	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号) 第32条	申請等	民間事業者等	国	33810

貨物軽自動車運送事業の経営の届出	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号) 第36条第1項	申請等	民間事業者等	国	33815
貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号) 第36条第1項	申請等	民間事業者等	国	33816
貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号) 第36条第3項	申請等	民間事業者等	国	33817
一般貨物自動車運送事業者等による届出	貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十一号) 第44条第1項	申請等	民間事業者等	国	33823
土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第一百三十一号) 第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	33825
土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第一百三十一号) 第3条第2項	申請等	民間事業者等	国	33826
届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定の申請	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第一百三十一号) 第3条第3項	申請等	民間事業者等	国	33827
使用廃止の届出	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第一百三十一号) 第5条	申請等	民間事業者等	国	33828
事業報告書及び事業実績報告書の提出	貨物自動車運送事業報告規則(平成二年運輸省令第三十三号) 第2条第1項	申請等	民間事業者等	国	33845
流水の占用の許可	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号) 第23条	申請等	国民等、民間事業者等	国	34977
流水の占用の登録	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号) 第23条の2	申請等	国民等、民間事業者等	国	34978
土地の占用の許可	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号) 第24条	申請等	国民等、民間事業者等	国	34979
土石等の採取の許可	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号) 第25条	申請等	国民等、民間事業者等	国	34980
工作物の新築等の許可	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号) 第26条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	国	34981
採取計画の認可	砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号) 第16条	申請等	民間事業者等	国	35467
採取計画の変更の認可等	砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号) 第20条第1項	申請等	民間事業者等	国	35468
採取計画認可の届出事項の軽微な変更の届出	砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号) 第20条第2項	申請等	民間事業者等	国	35469
採取計画認可時の届出事項の変更の届出	砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号) 第20条第3項	申請等	民間事業者等	国	35470
一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出	道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号) 第15条	申請等	民間事業者等	国	35941
測量士試験・測量士補試験の合格証書の交付	測量法施行規則(昭和二十四年建設省令第十六号) 第10条の2	申請等に基づく処分通知等	国民等	国	36219
一般貸切旅客自動車運送事業者の補助者の選任又は解任の届出	旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号) 第68条第1項第5号	申請等	民間事業者等	国	36414
周辺地域内自動車を使用する事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画の提出	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号) 第36条第1項	申請等	民間事業者等	国	36437

周辺地域内事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する定期の報告	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号) 第37条	申請等	民間事業者等	国	36438
一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出	貨物自動車運送事業報告規則(平成二年運輸省令第三十三号) 第2条の2	申請等	民間事業者等	国	33824

## (2) 取組内容

(1) に記載した手続について、e-Gov 審査支援サービス等を活用しオンライン化を図る。 そのほか、添付書類の省略等、業務改善(BPR)等を行いながら、より一層の申請者の利便性の向上や行政事務の効率化を図る。
--

## (3) KPI

(1) に記載した手続について、2025年までに順次オンライン化する。
-------------------------------------

### 35. PS カード申請手続（◎国土交通省）

#### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の届出	港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号) 第15条の7 第2項	申請等	民間事業者等	国	114949
電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の変更の届出	港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号) 第15条の7 第3項	申請等	民間事業者等	国	DP24009709
電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者の廃止の届出	港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号) 第15条の7 第3項	申請等	民間事業者等	国	DP24009710

#### （2）取組内容

(1)に記載した手続は、出入管理情報システムに使用する Port Security カード (PS カード) の新規 (変更) 登録・更新・廃止申請を指す。本手続は、書面のみで行われていたが、PS カードの電子申請システムを開発し、2021 年度に、廃止申請以外はオンラインによる申請を可能とすることで、利用者の利便性向上及び申請書のシステムへの打込作業の削減による行政事務の効率化を図った。また、申請の際に添付を求めていた証明写真について、2021 年度に、オンラインによる提出を可能にした。申請の際に添付を求めていた雇用保険の申しについては、今後オンラインによる提出を可能とすることを検討する。また、廃止申請についてもオンラインによる申請を可能とすることを検討する。請求に係る手数料については、ペイジー (ネットバンキング)、ペイジー (銀行 ATM) を活用して、既にオンライン納付を可能としている。
オンラインによる申請における本人確認の方法については、あらかじめ登録されている事業所番号を活用する。

#### （3）KPI

オンラインによる PS カード申請手続の割合 50% (2025 年度)
--------------------------------------

### 36. マンション管理業登録等関係手続（◎国土交通省）

#### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
マンション管理業の登録の申請	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号) 第45条第1項	申請等	民間事業者等	国	29095
マンション管理業の登録事項の変更の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号) 第48条第1項	申請等	民間事業者等	国	29096
マンション管理業の廃業等の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号) 第50条第1項	申請等	民間事業者等	国	29097
管理業務主任者の登録の申請	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号) 第70条第1項	申請等	国民等	国	36474
管理業務主任者証の交付の申請	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号) 第60条第1項	申請等	国民等	国	36478
管理業務主任者証の有効期間の更新の申請	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号) 第61条第1項	申請等	国民等	国	36483
管理業務主任者の登録事項の変更の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号) 第62条第1項	申請等	国民等	国	36484
管理業務主任者証の再交付の申請	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号) 第77条第1項	申請等	国民等	国	36488
管理業務主任者の死亡等の届出	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号) 第80条	申請等	国民等	国	36499

#### （2）取組内容

(1)に記載した 9 手続については、現状、書面で行われているが、e-Gov 電子申請システムとマンション管理業登録処理システムの連携等による電子申請機能の整備を検討し、オンラインによる申請等を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。
--

#### （3）KPI

(1)に記載した手続について、オンライン化を目指す。
----------------------------

### 37. 環境法令に基づく各種届出等（◎環境省）

#### (1) オンライン化対象手続

※ (2) 取組内容参照

#### (2) 取組内容

環境省が所管する国民・民間事業者から国・地方等への申請手続（862 手続）のうち、独自システムでのオンライン化を実現または予定している手続以外の手続を対象に、BPR に取り組みつつ、デジタル庁が提供する e-Gov 電子申請サービス／e-Gov 審査支援サービスや電子メール等の手段を活用して手続オンライン化を実現する。

地方公共団体を受け手とする手続に対しては、e-Gov 電子申請サービス／e-Gov 審査支援サービスが取組み中の自治体向け機能強化の進捗を踏まえ明確な費用対効果が見込めるものについては e-Gov の適用を検討する。

なお、手続件数が少ない等の理由により電子メールによるオンライン化を予定する手続については、中長期計画等の中で管理し、確実なオンライン化を推進する。

#### (3) KPI

環境省が所管する年間申請実績 1 万件未満の国民・民間事業者から国・地方等への行政申請手続（2024 年度現在 862 手続）に対し、2025 年度末までにオンラインでの受け付けが可能となる仕組みを整備する：100%

### 38. 原子力規制委員会が所管する法令に基づく手続の e-Gov を利用したオンライン化（◎環境省）

#### (1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
実用発電用原子炉施設に係る安全実績指標の報告の提出	原子力規制検査等に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第一号) 第 5 条	申請等	民間事業者等	国	123492
原子力防災要員現況届書の提出	原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号) 第 8 条第 4 項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	40999
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書の提出	原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号) 第 9 条第 5 項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	41000
核原料物質管理報告書の提出	国際規制物資の使用等に関する規則(昭和三十六年総理府令第五十号) 第 48 条第 20 項	申請等	民間事業者等	国	41161
核燃料物質管理報告書の提出	国際規制物資の使用等に関する規則(昭和三十六年総理府令第五十号) 第 48 条第 19 項	申請等	民間事業者等	国	41428
実用発電用原子炉に係る運転計画の提出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号) 第 43 条の 3 の 17	申請等	民間事業者等	国	41455
核燃料物質加工施設に係る放射線管理等報告書の提出	核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号) 第 10 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	41502
第二種廃棄物理施設に係る放射線管理等報告書の提出	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物理設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号) 第 27 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	41571
廃棄物管理施設に係る放射線管理等報告書の提出	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号) 第 40 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	41576
使用済燃料再処理施設に係る放射線管理等報告書の提出	使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号) 第 21 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	41583
使用済燃料貯蔵施設に係る放射線管理等報告書の提出	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号) 第 48 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	41590
試験研究の用に供する原子炉等に係る放射線管理等報告書の提出	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号) 第 18 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	41595
実用発電用原子炉施設に係る放射線管理等報告書の提出	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号) 第 136 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	41602
研究開発段階発電用原子炉に係る放射線管理等報告書の提出	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第百二十二号) 第 131 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	41664
原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書の提出	原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号) 第 7 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国	42641

防災訓練実施結果報告書の提出	原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号) 第13条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	42654
原子力防災資機材現況届出書の提出	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成二十四年文部科学省・経済産業省令第四号) 第5条第2号	申請等	民間事業者等	国又は地方等	42668
研究開発段階発電用原子炉に係る使用前確認申請書の提出	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第百二十二号) 第15条第1項	申請等	民間事業者等	国	DP24109029
原子力事業者防災業務計画に係る軽易な変更の場合の連絡文書の提出	-	申請等	民間事業者等	国	DP24111540
試験研究用原子炉等に係る使用前確認申請書の提出	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号) 第3の3条第1項	申請等	民間事業者等	国	P24006509
使用施設等に係る使用前確認申請書の提出	核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号) 第2条の5第1項	申請等	民間事業者等	国	P24006512
核燃料物質使用施設に係る放射線管理等報告書の提出	核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号) 第7条第1項	申請等	民間事業者等	国	P24006518
核燃料物質加工施設に係る使用前確認申請書の提出	核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号) 第3条の5第1項	申請等	民間事業者等	国	P24007638
使用済燃料再処理施設に係る使用前確認申請書の提出	使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号) 第5条第1項	申請等	民間事業者等	国	P24008348
実用発電用原子炉に係る使用前確認申請書の提出	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号) 第15条	申請等	民間事業者等	国	P24009182
廃棄物管理施設に係る使用前確認申請書の提出	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号) 第7条第1項	申請等	民間事業者等	国	P24010153
使用済燃料貯蔵施設に係る使用前確認申請書の提出	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号) 第7条第1項	申請等	民間事業者等	国	P24011541

## (2) 取組内容

(1) に記載した、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号) 又は原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づく27申請等について、2025年度中にe-Gov電子申請サービス/審査支援サービスを利用した受付を開始できるよう準備を進める。上記27申請等の整備が完了した後、順次他の申請等においても導入を進めていく。
当該27申請等のうち、処分等の通知を要するものの当該通知手続のオンライン化については、電子文書に行う電子署名の取扱に係る組織内の規程類を整備した上で、政府認証基盤(GPKI)を構成する政府共用認証局に対し官職署名符号等の発行手続を進めた後にe-Gov電子申請サービス/審査支援サービスを利用して実現する予定。

## (3) KPI

1. 2025年度中に、50手続についてオンラインによる申請が可能となる仕組みを整備する。
---

## 39. 中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続（②防衛省）

### (1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
総合評価落札方式が適用される契約に係る入札手続	予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号) 第91条第2項	申請等	国民等、民間事業者等	国	111674

### (2) 取組内容

(1)に記載した手続については、原則、オンライン化されているが、提案資料の提出等に関しては対応できていないため、2024年度中に、中央調達システムを更改し、更なるオンライン化を進めることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。
---

### (3) KPI

オンラインによる提案資料提出の割合(2025年度:100%)
--------------------------------

40. 陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続（◎防衛省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
陸海空自衛隊で実施する調達の入札に係る手続	会計法(昭和二十二年法律第三十 五号) 第 29 条の 5 第 1 項	申請等	国民等、民 間事業者等	国	DP24010201

（2）取組内容

府省共通の電子調達システム（GEPS）の適用除外としている陸海空自衛隊で実施する入札に係る業務について、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の簡素化を目的に、電子入札等を導入する。

この際、2027 年度に運用開始予定の「防衛装備品等調達システム」によるオンライン化を図る。

（3）KPI

オンラインによる入札の割合（2027 年度末：80%）

II オンライン化を実施する行政手続等

2. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

## 41. 特定非営利活動促進法関係手続（◎内閣府）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
特定非営利活動法人の設立の認証にかかる申請	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 10 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	40051
特定非営利活動法人の設立登記完了の届出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 13 条第 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	40052
特定非営利活動法人の役員の変更等の届出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 23 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	40053
特定非営利活動法人の定款変更の認証にかかる申請	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 25 条第 3 項	申請等	民間事業者等	地方等	40054
特定非営利活動法人の定款変更の届出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 25 条第 6 項	申請等	民間事業者等	地方等	40055
特定非営利活動法人の事業報告書等の提出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 29 条	申請等	民間事業者等	地方等	40056
特定非営利活動法人の解散の認定にかかる申請	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 31 条第 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	40057
特定非営利活動法人の合併の認証の申請	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 34 条第 3 項	申請等	民間事業者等	地方等	40060
特定非営利活動法人の合併登記完了の届出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 39 条第 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	40061
特定非営利活動法人の定款の変更に係る登記事項証明書の提出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 25 条第 7 項	申請等	民間事業者等	地方等	40065
特定非営利活動法人の認定に係る申請	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 44 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	40067
特定非営利活動法人が認定を受けたときの関係都道府県知事への直近の事業報告書等の提出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 49 条第 4 項	申請等	民間事業者等	地方等	40068
認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 51 条第 3 項	申請等	民間事業者等	地方等	40069
認定特定非営利活動法人が定款変更の認証を受けたときの関係都道府県知事への変更後の定款等の提出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 52 条第 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	40070
認定特定非営利活動法人が新たに事務所を設置した場合の関係都道府県知事への直近の事業報告書等の提出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 53 条第 4 項	申請等	民間事業者等	地方等	40072
認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 55 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	40073
認定特定非営利活動法人の助成の実績等を記載した書類の提出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 55 条第 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	40074
特定非営利活動法人の特例認定に係る申請	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 58 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	40075
特定非営利活動法人が特例認定を受けたときの関係都道府県知事への直近の事業報告書等の提出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 62 条	申請等	民間事業者等	地方等	40076
特例認定特定非営利活動法人が定款変更の認証を受けたときの関係都道府県知事への変更後の定款等の提出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 62 条	申請等	民間事業者等	地方等	40077
特例認定特定非営利活動法人が新たに事務所を設置した場合の関係都道府県知事への直近の事業報告書等の提出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 62 条	申請等	民間事業者等	地方等	40079

認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人が合併した場合の特定非営利活動法人の認定に係る申請	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 63 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	40081
特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人が合併した場合の特定非営利活動法人の特例認定に係る申請	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 63 条第 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	40082
認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人が合併した場合の特定非営利活動法人が認定を受けたときの関係都道府県知事への直近の事業報告書等の提出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 63 条第 5 項	申請等	民間事業者等	地方等	40083
特定非営利活動法人の設立の認証に係る縦覧	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 10 条第 2 項	縦覧等	地方等		40129
特定非営利活動法人の設立の認証の取消しに係る聴聞手続における書面の交付	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 43 条第 4 項	申請等に基づかない处分通知等	地方等	民間事業者等	40130
認定特定非営利活動法人の認定の取消しに係る聴聞の期日における審理を公開により行わない理由を記載した書面の交付	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 67 条第 4 項	申請等に基づかない处分通知等	地方等	民間事業者等	40138
特例認定特定非営利活動法人の特例認定の取消しに係る聴聞の期日における審理を公開により行わない理由を記載した書面の交付	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 67 条第 4 項	申請等に基づかない处分通知等	地方等	民間事業者等	40139
特定非営利活動法人の設立の認証にかかる通知	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 12 条第 3 項	申請等に基づく処分通知等	地方等	民間事業者等	40711
特定非営利活動法人の定款変更の認証に係る縦覧	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 25 条第 5 項	縦覧等	地方等		40713
特定非営利活動法人の定款変更の認証にかかる通知	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 25 条第 5 項	申請等に基づく処分通知等	地方等	民間事業者等	40714
特定非営利活動法人の事業報告書等の公開	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 30 条	縦覧等	地方等		40718
特定非営利活動法人の合併の認証にかかる縦覧	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 34 条第 5 項	縦覧等	地方等		40719
特定非営利活動法人の合併の認証にかかる通知	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 34 条第 5 項	申請等に基づく処分通知等	地方等	民間事業者等	40720
特定非営利活動法人の認定に係る通知	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 49 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	地方等	民間事業者等	40723
特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の通知	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 51 条第 5 項	申請等に基づく処分通知等	地方等	民間事業者等	40725
特定非営利活動法人が認定の有効期間の更新を受けたときの関係都道府県知事への書類の提出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 51 条第 5 項	申請等	民間事業者等	地方等	40726
認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の公開	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 56 条	縦覧等	地方等		40734
特定非営利活動法人の特例認定に係る通知	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 62 条	申請等に基づく処分通知等	地方等	民間事業者等	40736
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 62 条	交付等（民間手続）	民間事業者等	地方等	40744
特例認定特定非営利活動法人の助成の実績等を記載した書類の提出	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 62 条	申請等	民間事業者等	地方等	40745
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の公開	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 62 条	縦覧等	地方等		40746
認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併した場合の認定の通知	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第 63 条第 5 項	申請等に基づく処分通知等	地方等	民間事業者等	40750

特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人が合併した場合の特例認定の通知	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第63条第5項	申請等に基づく処分通知等	地方等	民間事業者等	40753
特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人が合併した場合の特例認定の所轄庁以外の関係知事への通知	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第63条第5項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	地方等	40754
認定特定非営利活動法人の認定の取消に係る通知	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第67条第4項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	民間事業者等	40756
特例認定特定非営利活動法人の特例認定の取消に係る通知	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第67条第4項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	民間事業者等	40757

## (2) 取組内容

特定非営利活動促進法では、特定非営利活動法人が所轄庁（都道府県及び政令市）に提出すべき書類等や、閲覧に備え置くべき書類等を規定している。同時に、書面提出を原則としつつ、条例で定める場合には電磁的に提出したり、電磁的に閲覧に供することを可能とする規定を設けている。

一方、これまで提出書類を電子メール等でやり取りしている特定非営利活動法人や所轄庁は極めて限定されていた。

(1)に掲げる手続において特定非営利活動法人が所轄庁に提出する書類について、NPO情報管理・公開システムを改修することで、ウェブサイトを通じてオンラインで入力し、所轄庁もオンラインで事務を行うことが可能となるシステムの運用を、2023年3月に開始した。

所轄庁及びNPO法人に対する十分な周知や、必要に応じてユーザーの利便性を図るためにシステム改良を図ることにより、所轄庁及びNPO法人の本システムへの円滑な移行を促進する。

## (3) KPI

認証、認定・特例認定 NPO 法人のオンラインシステム利用率（2026 年度：100%）

## 42. 遺失物関係手続（◎國家公安委員会・警察庁）

### (1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
特例施設占有者の物件に関する事項の届出	遺失物法(平成十八年法律第七十三号) 第17条	申請等	民間事業者等	地方等	1953
特例施設占有者の物件売却時の届出	遺失物法(平成十八年法律第七十三号) 第20条第3項	申請等	民間事業者等	地方等	1954
特例施設占有者の物件処分時の届出	遺失物法(平成十八年法律第七十三号) 第21条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	1955
遺失者からの物を遺失した旨の届出（遺失届）の受理	遺失物法施行規則(平成十九年国家公安委員会規則第六号) 第5条第1項	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	2058
施設占有者からの物件の提出の際の提出書の提出	遺失物法施行規則(平成十九年国家公安委員会規則第六号) 第26条	申請等	民間事業者等	地方等	2073

### (2) 取組内容

(1)に記載した5手続については、現状、主に書面で行われているが、多くの都道府県においてオンラインによる申請を可能とすべく、警察共通基盤上に遺失物管理システムを整備し、2023年3月から10府県警察において運用を開始（2025年3月時点で30府県警察で運用）し、その後2026年度末までに全国に拡大していく予定である。

### (3) KPI

遺失物管理システム移行済都道府県警察（2026 年度末：100%）

#### 43. 指定難病等の医療費支給認定の申請（②厚生労働省、デジタル庁）

##### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
特定医療費の支給認定の申請	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号) 第6条第1項	申請等	国民等	地方等	48980
小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第19条の3第1項	申請等	国民等	地方等	48981

##### （2）取組内容

(1) に記載した2手続については、申請時に添付を必要としている臨床調査個人票等の省略に向けて、2023年度に指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾患児童等データベースを改修し、指定医による臨床調査個人票等のオンライン登録を可能とした。また、支給認定の申請のオンライン化に向けて実施した申請のオンライン化に関する調査研究の結果を踏まえ、マイナポータルを利用したオンライン化の方法を展開していくこととしている。

引き続き、難病患者等の利便性の向上に資するオンライン化の具体的な方法を検討する。

##### （3）KPI

マイナポータルを利用する自治体の使用感等も踏まえ、課題整理を行いつつ、利便性の向上に資するオンライン化の具体的な実施方法の検討を行う。

### III 添付書類の省略を実施する行政手続

#### 1. 登記事項証明書の添付省略

##### （1）法人及び不動産の登記情報に係る 情報連携の仕組みの構築

44. 法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築（◎法務省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

（2）取組内容

登記情報システムを改修して整備された登記情報連携システムにより、2020年10月以降、国の行政機関に登記情報をオンライン（共通APIやGUI機能）で提供することが可能となっている。2023年2月からは、地方公共団体による登記情報連携の利用を開始し、2024年度には、登記情報連携の利用団体を拡大した。2025年度には、登記情報連携の利用団体を更に拡大することを予定している。

（3）KPI

-

III 添付書類の省略を実施する行政手続

1. 登記事項証明書の添付省略

（2）登記事項証明書を省略する手続

#### 45. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省、デジタル庁）

##### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
合併による営業許可・届出の承継の届出	食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号) 第69条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	46878
分割による営業許可・届出の承継の届出	食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号) 第70条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	47205

##### （2）取組内容

上記2手続について、地方公共団体における登記情報連携が可能となれば、登記情報連携システムの仕組みによるAPI等を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討する。

##### （3）KPI

-

#### 46. 経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省、デジタル庁）

##### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
経営革新等支援機関の認定申請	中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) 第31条第3項	申請等	民間事業者等	国	26557
経営革新等支援機関の更新申請	中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) 第33条	申請等	民間事業者等	国	26860

##### （2）取組内容

（1）に記載した2手続については、登記情報連携システムによる登記情報のオンライン提供対象手続が拡大され登記情報の取得が可能となった場合において、認定経営革新等支援機関電子申請システムを改修し登記事項証明書（商業法人）の添付省略の実現を図る。

##### （3）KPI

-

**47. 情報連携等の仕組みの構築（◎法務省）**

**(1) オンライン化対象手続**

※ (2) 取組内容参照

**(2) 取組内容**

2023年度末に運用を開始した戸籍情報連携システムを活用し、マイナンバー法に基づく戸籍に関する情報の連携の照会件数の増加にも対応するとともに、行政機関等が電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）を参照するために必要となる戸籍電子証明書提供用識別符号を市区町村が発行し、当該符号の提出を受けた行政機関等が当該符号に対応する戸籍電子証明書を参照することを可能とする仕組について、オンラインでの行政手続との連携や当該符号のオンライン発行を可能とする。

**(3) KPI**

-

**III 添付書類の省略を実施する行政手続**

**2. 戸籍謄本等の添付省略**

#### 48. 電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（◎総務省）

##### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
媒介等の業務の届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第73条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	112187
媒介等の業務の変更届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第73条の2第2項	申請等	民間事業者等	国	112188
媒介等の業務の承継届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第73条の2第3項	申請等	民間事業者等	国	112189
媒介等の業務の廃止届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第73条の2第4項	申請等	民間事業者等	国	112190
媒介等の業務の解散届出	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第73条の2第5項	申請等	民間事業者等	国	112191

##### （2）取組内容

媒介等の業務に係る各種届出については、2021年度までは書面のみで行われていたが、販売代理店電子届出システムの改修を行い、2022年度からオンラインによる届出を可能とすることで、販売代理店の利便性向上及び行政事務の効率化を図った。  
また、申請の際に添付を求めていた登記事項証明書（商業法人）については、2020年10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、2021年9月から添付の省略を実現した。

##### （3）KPI

オンラインによる届出の割合（2025年度末：70%）

### III 添付書類の省略を実施する行政手続

#### 3. 住民票の写し等の添付省略

49. 輸出証明書の発行申請（⑤農林水産省、厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
主務大臣が発行する輸出証明書の申請	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号) 第15条第1項	申請等	民間事業者等	国	222352
都道府県知事等が発行する輸出証明書の申請	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号) 第15条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	222354

（2）取組内容

（1）に記載した2手続について、食品衛生法に基づく営業許可証等の取得情報を、2030年度から利用者による営業許可証の添付を省略可能とするための運用方法について検討する。

（3）KPI

-

### III 添付書類の省略を実施する行政手続

#### 3. 住民票の写し等の添付省略

## 50. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応 (◎デジタル庁)

### (1) オンライン化対象手続

※ (2) 取組内容参照

### (2) 取組内容

e-Gov は、事業者等の法人（個人事業主を含む。）や団体が社会経済活動を行うための申請・届出等を中心にオンライン申請を受け付けており、利用が拡大しているところ。e-Gov の安定運用を確保しつつ、オンライン申請をはじめとした e-Gov の提供サービスの更なる利便性向上のため、ニーズに応じた機能改修を継続的に行う。

また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においても e-Gov を利用しやすくなるよう、e-Gov 電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上のために必要となる追加機能を整備する。なお、整備に当たっては、e-Gov の利用者等のニーズを踏まえた上で、様々な申請・届出等で共用可能となるよう留意する。

### (3) KPI

1. e-Gov を活用した電子申請件数 (2025 年度 : 4,294 万件)

2. e-Gov で電子申請可能な行政手続数 (2025 年度 : 4,900 件)

3. e-Gov の利用登録者数 (2025 年度 : 1,100,000 件)

## IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

### 1. オンライン化の共通基盤

## 51. 法人向けの行政手続のデジタル化（◎デジタル庁）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

- ・G ビズ ID :

事業者等が様々なサービスにログインできる認証機能である「G ビズ ID」について、原則すべての行政手続で採用するという従来方針を継続し、各省庁と連携して接続システム数の増加を図る。また、行政書士等の代理人への委任機能の拡充や認証機能の改善等を通じて、利便性向上に取り組む。

- ・J グランツ :

2025 年度以降、事業者向け補助金の電子申請への対応を原則とする方針のもと、汎用的な補助金申請システムである J グランツの利便性向上と利用拡大を推進する。これを実現するため 2025 年度中に代理申請機能の改善、事業者口座登録機能、補助金・交付金等の網羅的な検索機能を整備する。

### （3）KPI

- ・G ビズ ID : ID を取得している法人数（2030 年度：80% の法人）

- ・J グランツ : 掲載されている補助金数を 1,800 件にする（国・地方自治体含む）

## IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

### 2. 国民等、民間事業者と国等との間の手続

## 52. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の機能強化(◎内閣府)

### (1) オンライン化対象手続

※(2) 取組内容参照

### (2) 取組内容

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)は、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化するとともに、不合理な重複の排除や過度の集中を避け、研究開発管理業務の効率化を図るシステムとして運用している。今後、現行e-Radの機能を拡張やシステムの刷新により、研究開発管理の効果的・効率的な実施やEBPMを推進し、デジタル・ガバメントの一層の推進に貢献する。

### (3) KPI

- ①競争的資金制度に関する研究者（又は研究機関）からの応募申請等を含めた一連の手続に関するオンラインによる申請割合（2025年度：100%）
- ②外部システムとの連携（2025年度：3）
- ③e-Radの機能を拡張することによる、研究開発管理の効果的・効率的な実施（2025年度：新規機能の実装及び既存機能の改善：3件）

## IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

### 3. 国民等、民間事業者と地方公共団体等との間の手続

### 53. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上（◎国家公安委員会・警察庁）

#### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

#### （2）取組内容

交通事故証明書の交付（手続 ID:2665）について、損害保険会社における業務の効率化及び交通事故の当事者への迅速な保険金支払等を可能とするため、オンライン申請を実施する損害保険会社の拡大を図るとともに、損害保険会社との専用回線によるオンライン交付を可能とするシステムを整備し（2023年6月から運用開始）、申請者の利便性の向上を図った。

また、運転経歴に係る証明書の交付（手続 ID:2666）については、ウェブサイトからダウンロードが可能となっている企業一括申請に係る申請書及び委任状の様式の利用拡大を図り、一括申請を行う企業等の事務負担が軽減されるよう努める。

#### （3）KPI

交通事故証明書のオンライン交付件数（2025年度：20,000件）

### 54. 政府調達手続の利便性の向上（◎デジタル庁）

#### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

#### （2）取組内容

公共事業を除く政府調達における競争参加資格申請や入札・契約の手続（手続 ID:38967）については、既にオンライン化されているが、今後、2025年度に少額随意契約手続のシステム化対応として、オープンカウンタ方式の機能追加を行い、利用者の利便性向上を図る。また、各府省庁等に対する電子調達システムの研修等の充実化を図ることにより電子入札・契約数の向上を図る。

#### （3）KPI

利便性向上に資する利用者満足度指数の向上（2028年度目標：70%）

## 55. 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省、デジタル庁）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

無線局開設手続（手続 ID:11187）等における行政サービスの向上を図るために、システム刷新に向けた方針・スケジュール等を2020年度中に策定し、視認性の高い画面構成や入力支援機能の充実等、利用者観点でのシステム構築を2023年度に開始した。国民向けシステムの刷新を2025年1月に行い、視認性の高い画面構成の実施によるサービス向上を図った。引き続き入力支援機能の充実に向けシステム構築を実施し、2026年度以降サービスを開始する。

また、個人免許人が主に使用する「電波利用電子申請・届出システム Lite」とマイナポータルとのシングルサインオン機能について、引き続き普及啓発を図る。

### （3）KPI

個人からの申請における、無線局の免許/再免許等（手続 ID:11124）のオンライン申請の割合（2025年度：50%）

## 56. 令和7年国勢調査のオンライン回答の利便性向上（◎総務省）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

国勢調査のオンラインによる回答（手続 ID:11929）については、全ての国民が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改修を行うことにより、インターネット回答の推進を図るとともに、地方公共団体で行う調査の運用や回答の審査事務等（手続 ID: 11880）についても、令和2年国勢調査の実施結果等を踏まえた見直しにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

### （3）KPI

オンライン回答率（2025年：40.0%以上）

地方公共団体のシステム評価（2025年：70.0%以上高評価）

## 57. 政治資金関係申請等の利便性向上（◎総務省）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

政治資金団体の届出（手続 ID:8946）等の手続は、既にオンラインによる申請を可能としているため、引き続き、政治資金関係申請・届出オンラインシステムの利用の周知徹底を行う。

また、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 64 号）及び政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 号）が 2024 年 6 月及び 12 月に議員立法により成立し、政党本部、政治資金団体又は国会議員関係政治団体に係る収支報告書等について、オンラインによる提出が義務付けられた（手続 ID:9724 等）。当該法改正に伴う様式改正等に対応したシステム改修を行うとともに、UI・UX の改善も含め、政治団体の利用者の利便性向上等を行う。

### （3）KPI

上記法改正により義務化された政党本部、政治資金団体又は国会議員関係政治団体に係る収支報告書等のオンライン提出の割合（2028 年 4 月 1 日まで：100%）

## 58. 国税関係手続における自己情報のオンライン確認（◎財務省、デジタル庁）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

国税電子申告・納税システム（e-Tax）では、2023 年 1 月から納税者が自己情報をオンラインで確認できるようマイページ機能を提供し、当該ページから一部の手続（所得税の青色申告承認申請等の 4 手続）についてシームレスに申請・届出ができる仕組みを実現した。

2025 年 5 月には、税務代理人が関与先のマイページ情報を参照可能とする利便性の向上を図った。

現在開発中の新たな基幹システムの本格導入以降、既存機能との整合性や機能拡充の必要性に留意しつつ、次のとおり、マイページ機能の充実を目指す。

- ・納税者の特例適用状況など一部の情報に限られている表示項目を拡充するよう検討する。
- ・併せて、例えば書面による提出が多い個人事業者の開業関係手続を対象とするなど、現状一部の手続に限られているマイページからの申請・届出の対象手続を拡充するよう検討する。

### （3）KPI

現在開発中の新たな基幹システムの本格導入以降、納税者の特例適用状況など一部の情報に限られている表示項目を拡充できるよう、実現に向けて検討を行う。併せて、マイページからの申請・届出の対象手続を拡充できるよう、実現に向けて検討を行う。

## 59. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等（④文部科学省、デジタル庁）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

就学支援金受給資格認定の申請（手続 ID:14929）、保護者等収入状況の届出（手続 ID:14935）、授業料減免の届出（手続 ID:14941）について、2019年4月から、スマートフォンによるものを含めオンラインによる申請等を実施しており、本人確認の方法についてはID・パスワード方式による本人確認を実施し、また、就学支援金の支給額の早期確定・支給及び都道府県や学校の事務負担軽減を推進するため、マイナポータルと連携した保護者等の所得情報の確認を実施しているところ。引き続き、申請者等の意見を踏まえた改善等を行うことで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

### （3）KPI

オンラインによる申請の割合（2027年度末：80%）

## 60. 「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」を利用した手続の利便性の向上（④厚生労働省）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

「帰国者・接触者外来等の受診者数の報告」及び「感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の報告」について、当初、都道府県が管下の医療機関から電話やFAX等で収集した情報をエクセル帳票に取りまとめ、国にメール送信することによって行われていたが、2020年度5月に、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）を整備し、同システム上での報告を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図った。2020年度中にインターフェースやデータ可視化、他の情報システムとの連携等、G-MISの改修を行い、医療機関や地方公共団体等における更なる利便性向上を検討し、ワクチン接種記録システム（VRS）とのID連携を可能とした。

今後も、引き続き、医療機関を対象とした調査を行うプラットフォームとして、様々な調査が同一システムで実施できるよう、利便性向上のための改修を行う。さらに、収集した情報を、地方公共団体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用する。

### （3）KPI

G-MIS 上での既存調査・報告の実施件数（2025年度：8件）

## 61. 労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上（◎厚生労働省）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

#### ①労働基準法の関連手続について

2024年度においては、既存の労働条件ポータルサイト（確かめよう労働条件）について、e-GovとのAPI連携により当該ポータルサイトから電子申請ができるよう改修を行った。

2025年度においては、労働条件ポータルサイト（確かめよう労働条件）について、電子申請対象手続に建設の事業、自動車運転者及び医師に係る時間外労働・休日労働に関する協定届（手続ID：49798）を追加する改修を予定している。

#### ②労働安全衛生法の関連手続について

労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）（手続ID:50263）等の電子申請について、電子署名不要設定（2021年度実施済）、届出・申請等帳票印刷に係る入力支援システムの改修（当該システムから直接電子申請できるようにする改修（2023年度実施済））等を実施した。

また、2025年1月1日より、労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）（手続ID:50263）等の手続について、原則電子申請を義務付け、届出・申請等帳票印刷に係る入力支援システムを改修し、プルダウンメニュー等の入力支援機能を強化するとともに、労働者死傷病報告（休業4日未満）（手続ID:50262）についても、帳票入力支援システムから直接、届出が提出できるようにした。

③未払賃金立替払制度に基づく調査の結果、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、支払事務を行う労働者健康安全機構とシステムを通じて情報連携できるよう、システム改修を実施し、利便性向上に努める（2025年度後半予定）。

### （3）KPI

①オンラインによる申請等の割合：50%（2026年度末）、②20%（2026年度末）

③システム改修が未実施であるため、KPIは未設定としている。

## 62. 医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

医薬品等製造業等の許可申請等の36手続（※）について、医薬品医療機器申請・審査システム及び申請電子データシステムの改修を行い、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るために、2022年度からオンラインによる手続を可能としている。

一方、当該手続に係る国手数料等については、収入印紙で納付されている現状であり、国手数料等をオンラインで納付できるよう、2025年度中にシステム改修を行い、2026年度からの運用を目指す。

また、今後、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の改正の施行に向けて、新制度の運用に必要なシステム改修を2026年度以降に実施することを検討する。

#### ※対象となる手続ID

50769, 50773, 50771, 120581, 120582, 50350, 50351, 50355, 120588, 120589, 50797, 50371, 51038, 50783, 50784, 50393, 50394, 50386, 50390, 50387, 50770, 50774, 50772, 50636, 50637, 50639, 50649, 109651, 50650, 50378, 50380, 50379, 50551, 50558, 50557, 50556

### （3）KPI

オンラインによる申請の割合（2025年度：40%）

### 63. 国民生活基礎調査の調査票の提出（◎厚生労働省）

#### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

#### （2）取組内容

国民生活基礎調査のオンラインによる回答（手続 ID:120776）については、調査の実施結果等を踏まえ、電子調査票や調査用品を改善すること及びコールセンターにおける照会対応を充実させることで、調査対象者がインターネット回答しやすい環境を整えることにより、オンライン回答を推進するとともに、保健所及び福祉事務所の職員が調査世帯のインターネット回答状況を把握する際に使用するツールの改善や、調査員が直接回答状況を把握できる仕組みを導入することにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化、自治体の負担軽減を図る。

#### （3）KPI

オンライン回答率（2025 年：37.1%（前々回調査）以上）

### 64. 品種登録オンライン出願の利便性向上等（◎農林水産省）

#### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

#### （2）取組内容

植物品種保護制度の国際条約である UPOV 条約の加盟国においては、複数国同時出願に向けて、UPOV 事務局が提供する電子申請システムである UPOV-PRISMA と自国のシステムとの連携を進めている。

我が国においては、2025 年度に、植物品種保護制度の国際条約である UPOV 条約の加盟国から審査協力の依頼があった場合に、UPOV 事務局指定の様式に対象の品種の審査結果を英語で出力する機能を開発する。

また、2025 年度までに、品種登録簿や各種申請の電子化を完成させることで、品種登録簿の安全な管理と申請者の利便性の向上を図る。

#### （3）KPI

品種登録出願数に占めるオンライン出願数の割合 2026 年度：70%

## 65. 家畜人工授精所の運営状況報告手続（◎農林水産省）

### （1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続 ID
家畜人工授精所の運営状況の報告	家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第34条第3項	申請等	民間事業者等	地方等	124168

### （2）取組内容

家畜改良増殖法第34条第3項に基づく家畜人工授精所の運営状況報告の手続（手続 ID : 124168）については、2021年度分から、精液等情報システムを用いたオンラインによる報告を可能とすることで、申請者等の利便性向上を図る。
オンラインによる申請における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施しているが、今後、G ビズ ID の活用を図る。

### （3）KPI

オンラインによる報告の割合（2025年度：60%）
---------------------------

## 66. 外為法に基づく許可承認等手続のオンライン利用拡大（◎経済産業省）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく規制対象貨物の輸出許可の申請（手續 ID: 22718）等の手續については、既にオンライン化されているが、手續関係者における業務の効率化及び入力誤り等の未然防止を図るため、2025年にかけて申請者 UI 改善などの技術的対策や制度自体の見直しを実施するとともに、申請者に対して丁寧に周知広報していくことでオンライン利用の拡大に向けた検討を実施する。
---

### （3）KPI

オンラインによる申請の割合（2026年度：100%）
※抜本的に UI 改善を行う第7次 NACCS 更改が2025年度10月に予定されているため。なお、KPI達成に向け、国際条約に基づく事務手続については国際条約等との整合性を取る必要性があるため、有志国との連携・調整も含めて検討する。

## 67. 経営力向上計画の認定申請の利便性向上（◎経済産業省、デジタル庁）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

経営力向上計画の認定申請手続については、2020年度からオンラインによる申請を可能とした。今後も、事業者・行政双方の生産性を向上させるとともに、申請情報を利活用可能なデータとして蓄積し、行政サービスの見える化や政策の効果検証・立案へとつなげるため、以下の取組を実施する。

#### ・経営力向上計画申請プラットフォーム

経営力向上計画の認定申請手続については、現状、経営力向上計画申請プラットフォームを整備し、オンラインによる申請が可能となっている。今後は、エラーチェックや自動計算機能などの申請サポート機能による中小企業者等の申請作業負担の軽減、エラーの軽減による経済産業局等の審査の効率化・迅速化、及び審査状況の見える化といったオンライン申請のメリットを一層広く行き渡らせ、中小企業者等へのオンライン申請の普及促進を図る。また、2025年度中に蓄積した申請情報を活用して、政策の効果検証等を行い、今後の政策立案につなげる。

### （3）KPI

オンラインによる経済産業省単管申請の割合（2025年度：100%）

ただし、所管府省庁との調整等が必要な申請は除く。

## 68. 中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定申請の利便性向上（◎経済産業省、デジタル庁）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）に基づく特定中小企業者の認定申請手続については、一部の地方等において2023年4月から国が構築した中小企業者認定・融資電子申請システム（SNポータル）によるオンライン申請の受付を開始した。2023年度以降は、手続の受け手となる地方等に当該システムの活用を促進するための説明会の開催を実施するほか、システム利用者の意見を反映するためのシステム改修を実施し利便性の向上を図る。

### （3）KPI

特定中小企業者の認定申請に係るオンライン申請を希望する自治体の導入割合（2026年度：100%）

## 69.特許庁におけるオンライン発送制度の見直し（②経済産業省、デジタル庁）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

特許庁では、特許庁からの通知等の発送書類について、従来よりオンライン発送を実施しているが、現在の運用では、出願人等がインターネット出願ソフト（以下「出願ソフト」という。）上で受け取らないと、送達の効力が発生しない。また、オンライン発送書類を一定期間受け取らない出願人等に対しては、送達の効力発生のため紙媒体で発送しているが、リモートワークのため紙発送を受け取れない場合も生じている。

このため、出願ソフトを用いて受取可能となった日から一定期間を経過した時に効力を発生させる「オンライン発送制度の見直し」を行うとともに、出願ソフトを始めとする所要のシステム改造を実施することにより、オンライン発送の効力発生時期に関する不安定さを解消し、書面による発送のコスト削減や簡易・迅速な手続の実現を通じたユーザーの利便性向上を図ることを目的とする。

### （3）KPI

オンライン発送制度の見直しを実施することにより、発送の効力発生時期に関する不安定さの解消やユーザーの利便性向上を、2026年度に実現する。

## 70.道路占用許可申請手続の利便性向上（③国土交通省）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

道路の占用許可（企業占用）（手続 ID:33952）については既にオンライン化されているが、2025年度も引き続き、一部の地域において道路の地下埋設占用物件の位置情報を三次元化すること等により、工事の際の事業者間の調整の円滑化など申請者の負担軽減を可能とするための方策を検討し、更なる利便性の向上等を図る。

### （3）KPI

-

## 71. 特殊車両通行手続の利便性向上（◎国土交通省）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

特殊車両通行許可申請（手続 ID:33956）については、既にオンライン化されているが、オンラインで即時に通行可能な経路を回答する特殊車両の新たな通行制度を 2022 年 4 月から運用開始したところであり、引き続き対象となる道路に係る情報の電子データ化等を進め、制度の利用拡大を推進する。

### （3）KPI

道路情報の電子化（2023 年度～2026 年度：約 5 万 km 収録）

## 72. 建築設備及び昇降機等の定期検査における報告の利便性向上（◎国土交通省）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

建築設備及び昇降機等の定期検査の報告（手続 ID: 31204、31262）については、2020 年度に電子メールを活用したオンラインによる報告が可能となるよう措置した。

また、2023 年 9 月に、特定行政庁等において報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、国土交通省 HP で公開した。

今後は、独自システムによるオンライン報告の対応が難しい特定行政庁における定期報告のオンライン化を促進するため、2025 年 4 月に供用開始した建築確認に係る電子システムにおいて、定期報告にも対応できるよう機能の追加を検討する。

### （3）KPI

建築設備及び昇降機等の定期検査における結果報告のオンライン利用率（2025 年度：40%）

### 73. 無人航空機関係手続（◎国土交通省）

#### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

#### （2）取組内容

無人航空機の登録等、航空法に基づく無人航空機関係の手続については、ドローン情報基盤システムにより、本人確認や手数料納付を含め、オンライン化がなされている。

無人航空機の飛行の安全性向上及びシステムの利便性向上を図るため、ドローン情報基盤システムについて、無人航空機運航者が登録した飛行計画等を踏まえたリスク判定を行い注意喚起を行う機能の追加等を2023年度に実施した。

また、2024年度には、ドローンの飛行許可・承認手続の1日化を可能とするシステム改修を実施し、期間短縮に寄与した。

引き続き2025年度も利用者視点に立ったシステム改修を実施する。

手続ID=32911（無人航空機の飛行の許可・承認の申請）

#### （3）KPI

オンラインによる申請の割合（2025年度：90%）

### 74. 警察における行政手続の利便性向上（◎国家公安委員会・警察庁）

#### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

#### （2）取組内容

警察における行政手続のオンライン化は、これまで各都道府県警察において取り組んできたが、警察庁では、定型的な道路使用許可の申請（手続ID：2850）等を始めとする一部の手続について、メールによる簡易な方法で申請等の手続ができるよう、試行的なウェブサイトとして「警察行政手続サイト」を構築しており、2021年6月から運用を開始した。さらに、2022年1月、2023年1月及び2024年1月にも対象手続を追加し、現在は24手続が対象となっている。

また、警察庁では、政府全体で利用する情報システム、基盤、機能等の実装状況を踏まえつつ、今後より多くの手続を対象とし、より利便性高く手続を行うことができるよう、添付書類の合理化等の手続自体の見直しも含めた検討を行い、2025年中の運用開始を目指して警察行政手続オンライン化システムの構築を進めている。

#### （3）KPI

性質上オンライン化できない手続以外の手続のオンライン化率（現在構築中の警察行政手続オンライン化システムの運用開始から5年後の年度末まで：100%）

75. 食品衛生営業許可申請等の利便性向上（◎厚生労働省、デジタル庁）

（1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

（2）取組内容

営業許可の申請について、地方公共団体における行政手続（申請）の手数料納付のオンライン化は「規制改革実施計画」に基づいた全体的な推進状況を踏まえつつ、オンライン納付を可能とすることを検討する。

（3）KPI

オンラインによる申請等の割合（2029年：80%）

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

4. その他

## 76. 港湾行政手続（港湾関係手続）の電子化（◎国土交通省）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

港湾管理者は、船舶の入出港に係る手続や港湾施設の使用申請等、多様な行政手続を取り扱っている。これらの手続のうち、入出港手続（手続 ID:32851）・係留施設使用許可申請（手続 ID:32852）等の一部の手続については、1999 年より港湾 EDI システム（2008 年に NACCS に統合）によりオンラインでの受付が可能となり、その他の港湾関係手続（手続 ID : 32837, 32841, 32842, 32843, 111430）は、2024 年 2 月から運用開始した「サイバーポート（港湾管理分野（手続））」によってオンラインでの申請・許可を可能にしている。

2025 年度は 2024 年度に引き続き、システム利用者の意見等を踏まえた機能改善を行うことで、利用者の拡大を進め、申請者・港湾管理者双方の業務効率化を図るとともに、港湾施設の利用状況を一元管理することで、当該施設の効率的なアセットマネジメントに寄与する。

また、サイバーポート（手続）の新たな機能として、クルーズ振興を目的にクルーズ船舶の予約・調整機能の追加、災害発生時等における支援船等のバース調整に係る管理代行の支援機能の構築を目指している。

### （3）KPI

サイバーポート（港湾管理分野（手続））を導入する港湾管理者の割合（2028 年度：50%）

## 77. 国家公務員の人事管理情報のデジタル化（◎内閣官房、デジタル庁、人事院）

### （1）オンライン化対象手続

※（2）取組内容参照

### （2）取組内容

国家公務員の人事管理に係る共通システムとしては、人事・給与関係業務情報システムを統一的に利用する仕組みがあるが、同システムは主に人事記録の作成・保管や給与業務を中心とした機能となっており、人事管理に係る幅広い事務手続を電子化して人事管理情報をシステムで蓄積・管理するとともに、各府省等が共通して利用する機能を府省等共通の仕組みとして展開していくことが求められている。

このため、「人事管理情報のデジタル化に関する将来設計」（2025 年 3 月 25 日デジタル社会推進会議幹事会決定）に基づき、各府省の人事管理業務を支援する共通システム群（人事管理支援共通プラットフォーム）の実現へ向けた取組を推進する。

- ・職員の基本情報を蓄積・管理する職員情報管理共通システムについては、要件の調整やデータ連携・利活用基盤に係る概念実証を 2025 年度に実施したうえで、その整備を段階的に推進する。
- ・勤務時間管理共通システムについては、設計構築を 2025 年度から開始し、2026 年度までに基本的な機能を整備する。
- ・研修管理については、2025 年度から実施する概念実証を通じて、システムの在り方の検討を進める。

### （3）KPI

1. 勤務時間管理：職員の勤務時間のデジタル化率、職員一人当たりの運用等経費

2. 職員情報管理：2025 年度に要件の調整や概念実証等を実施予定であり、その内容を踏まえて 2025 年度中に設定予定

## V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

デジタル庁及び総務省は、次に掲げる手続について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省庁と連携しガイドラインの作成等により支援する。

a)処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 4) 地方税申告手続（eLTAX）
- 5) 自動車税環境性能割の申告納付
- 6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 水道使用開始届等
- 9) 港湾関係手続
- 10) 道路占用許可申請等
- 11) 道路使用許可の申請
- 12) 駐車の許可の申請
- 13) 建築確認
- 14) 粗大ごみ収集の申込
- 15) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 16) 職員採用試験申込
- 17) 入札参加資格審査申請等
- 18) 入札
- 19) 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
- 20) 消防法令における申請・届出等

b)住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

- ア.子育て関係
- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
  - 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
  - 3) 氏名変更／住所変更等の届出
  - 4) 受給事由消滅の届出
  - 5) 未支払の児童手当等の請求
  - 6) 児童手当等に係る寄附の申出
  - 7) 児童手当に係る寄附変更等の申出
  - 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出

- 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 10) 児童手当等の現況届
- 11) 支給認定の申請
- 12) 保育施設等の利用申込
- 13) 保育施設等の現況届
- 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 15) 妊娠の届出

### イ.介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

### ウ.被災者支援関係

- 1) 罹災証明書の発行申請
- 2) 応急仮設住宅の入居申請
- 3) 応急修理の実施申請
- 4) 障害物除去の実施申請
- 5) 災害弔慰金の支給申請
- 6) 災害障害見舞金の支給申請
- 7) 災害援護資金の貸付申請
- 8) 被災者生活再建支援金の支給申請

### エ.転出・転入手続関係

- 1) 転出届
- 2) 転入予定市区町村への来庁予定の連絡

## 第5 データ利活用制度の在り方に関する基本方針

### 目次

#### 1. データ利活用を巡る現状

- (1) 人口減少をデータ・AIの社会実装によって克服し豊かな社会を実現する
- (2) データ利活用の現状
- (3) 目指すべき将来像

#### 2. 検討に当たっての基本的な視点

- (1) データ利活用による新たな価値の創造
- (2) AIで強化される(AI-Powered)社会の実現とリスクへの対応
- (3) 透明性・信頼性の確保

#### 3. データ利活用のための環境整備及び当面の分野横断的な改革事項

- (1) 基本的な考え方
- (2) データ連携の基盤整備及びデータ標準化の推進
- (3) データ収集、データ保有者によるデータ提供インセンティブの確保
- (4) 信頼性の高いデジタル空間の構築
- (5) 官民におけるユースケース創出のための取組

#### 4. 行政保有データの利活用

- (1) AI-Ready社会に求められる政府内におけるデータ利活用の推進
- (2) 分野間におけるデータ連携の推進、識別子
- (3) 災害時等の事業者から行政へのデータ提供

**5. 先行個別分野の改革事項（重点領域におけるデータスペースの整備等）**

- (1) 医療分野
- (2) 金融分野
- (3) 教育分野
- (4) モビリティ分野
- (5) 産業分野

**6. デジタル公共財の整備**

- (1) データ産業の特徴（規模の経済、ネットワーク効果、参入障壁）
- (2) デジタル公共財を整備する必要性

**7. 官民の体制整備（国、官民協議体）**

- (1) データ戦略の司令塔機能強化
- (2) 各府省庁における対応

**8. 当面の対応**

## 第5 データ利活用制度の在り方に関する基本方針

### 1. データ利活用を巡る現状

#### (1) 人口減少をデータ・AIの社会実装により克服し豊かな社会を実現する

○データは、例えば、医療分野では、医療データの活用が進むイスラエルにおいて、新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種と効果検証に大きく貢献したり、物流分野ではリアルタイムの需要データを複数の物流事業者で共有し最適な生産・配送の実現が可能となったことに見られるように、事業の生産性向上や新たな価値創出を支える鍵である。同様に、行政分野でもオーストラリアでは政府の「標準企業報告データ連携基盤」<sup>1</sup>により、企業は税務、統計、規制当局への報告を標準化された電子形式で一括して提出できるようになり、報告に要する時間とコストが大幅に削減（約130億円/年相当）された。行政機関側でも、報告データの品質向上や処理業務の効率化が実現されている。近年では、AI技術の著しい発達、生成AIの登場とも相まって、データの利活用は、ロボット技術と融合し、サイバー空間にとどまらずフィジカル空間にも活用領域が急速に拡大するなどその可能性を拡大している。

○総人口の減少、そして、それを上回るスピードで生産年齢人口の減少<sup>2</sup>に直面する我が国においては、限られた人材で社会や経済の活力を維持し、持続可能な成長を実現していくためには、データの活用及びそれにより可能となるAIの社会実装こそが、生産性上昇、賃金引上げとともに、生活の質向上や地域の変革をもたらし、豊かで安心できる社会を支える基盤となる。

#### (2) データ利活用の現状

○データは、長年、「現代の石油」に例えられ利活用の必要性が主張されてきた。他方で、現実には、我が国におけるデータ利活用を通じた価値の創出は、行政データを含め、国際的な指標に照らしても依然として立ち遅れている<sup>3</sup>。この背景には、我が国特有のビジネス慣行や制度的枠組みが複雑に絡み合っている。

○すなわち、企業や行政の現場では、依然としてアナログな業務が根強く残り、また、情報システムが導入されていても、旧来の「技術的負債」によって効率的に最新のデジタルツールを十分に利用できないこともある。業務がデジタル化されている場合においては、そのデータが部門毎の業務の効率化等に利用されるにとどまり、他部門や他者との共有、他部門・他者からの共有による利活用、連携による価値創出は一般的ではない。

<sup>1</sup> Standard Business Reporting (SBR)：オーストラリア政府が構築した「企業報告標準化・データ連携システム」。企業が税務、統計、規制当局向けに提出する情報を、会計・給与ソフトなどから自動的に共通フォーマットで電子提出できるようにするもので、官民間のデータ連携を通じて、業務の効率化と報告負担の軽減を実現している。同政府は導入から6年間で約8億豪ドルのコスト削減効果を見込んでいる。

<sup>2</sup> 我が国では、総人口が2008年をピークに減少局面に入り、2024年11月時点での生産年齢人口（15～64歳）は7,374万人と、ピーク時から約1,340万人減少している。今後も減少傾向は続く見込みであり、2050年には5,540万人程度まで落ち込むと予測されている。

<sup>3</sup> 例えば、スイスの国際経営開発研究所（IMD）が毎年発表する「国際デジタル競争力ランキング」において、日本は主要国と比較して継続的に低位にとどまっており、特に「将来への備え（future readiness）」の分野において、ビジネスの俊敏性やデータの統合・活用力に課題があると評価されている。

○このような事情で構築されてきた法制度や運用ルールもまた、社会全体でのデータ利活用を前提にするものではない。例えば、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）における第三者提供規制は、個人の権利利益の保護という観点で重要である一方、EU 法よりも柔軟性に乏しい側面もありデータ連携を困難にするとの指摘もある。また、異なる主体間でのデータ連携を可能とするためにはデータ項目・様式の標準化やデータ連携基盤が必要となるが、その際の営業秘密など知的財産の保護制度との両立を可能とするデータ利活用制度・基盤が未整備であることも、データ連携を通じたデータ利活用の広がりを制約している。情報システムもまた、行政や事業者ごとに個別最適化された設計が一般的であり、異なる主体間でのデータ連携が前提となっておらず、データの利活用を困難なものとしている。

○このようなデータ利活用を巡る課題が制度、システム、業務運用、さらには組織間の関係性といった複数のレイヤーにまたがり、相互に連鎖的な制約を及ぼしているという現実を踏まえ、今後、個別の制度改正やシステム改修にとどまらず、データを社会の共通資源として位置づけ、諸外国の状況等を踏まえ、制度・システム・運用の全体を再設計していく<sup>4</sup>。

	<u>データの保護</u>	<u>データ利活用</u> (個人起点(一次利用)、社会起点(二次利用))			
EU	<b>GDPR</b> (2016)	<b>データ法 (2023)</b> 民間の非個人データ (IoT 等) の共有促進	<b>データガバナンス法 (2021)</b> オープンデータ以外の政府のデータ共有促進	<b>オープンデータ指令 (2019)</b> 公共部門のデータ共有・再利用促進	データの利活用に対するプロアクティブな制度化アプローチ
		<b>データスペース構想 (2020)</b> ヘルスケア、産業・製造等。14 の分野で広域のデータ連携を検討中	<b>EHDS法 (医療・2025)</b> ヘルスデータ基盤の構築 ヘルスデータ(匿名化情報) 第三者提供に同意不要 ・医療機関からのデータ提出義務	<b>PSD3 (金融決済・検討中)</b> 金融データアクセスの枠組と連携した PSD2 の改正	
日本	<b>個人情報保護法</b>				
米国	連邦 <b>HIPAA法 (連邦法・医療・1996)</b> <b>GLBA法 (連邦法・金融・1999)</b>	民間企業 (大規模デジタルプラットフォーム) 内 での自成的なデータ連携・利活用			データの独占に対するリアクティブな規制アプローチ
	各州 <b>CCPA(カリフォルニア) 等 (一般法・特別法)</b>				

<sup>4</sup> EU など諸外国では、個人情報等の保護とデータの社会的利活用を両立させ公共サービスの高度化や経済成長、国民生活の利便性向上につなげるための制度整備が進められている事例がある。例えば、欧州連合 (EU) では、個人情報保護を目的とした一般データ保護規則 (GDPR) を基盤としつつ、公共部門におけるデータの二次利用や、民間企業間のデータ共有を可能とするため法制度の構築を進めている。具体的には、2022 年に施行されたデータガバナンス法 (Data Governance Act) や、2025 年施行予定のデータ法 (Data Act) により、信頼性あるデータ仲介や分野横断的なデータアクセスの仕組みが制度化されつつある。加えて、2021 年に策定された欧州データ戦略 (European Strategy for Data) に基づき、産業、ヘルスケア、モビリティ、金融などの重要分野ごとに、複数主体が分散的にデータを共有・連携できる「共通欧州データスペース (Common European Data Spaces)」の整備が進められており、社会全体で信頼性あるデータを連携し、利活用するための基盤の構築が本格化している。英国においても、行政データの相互連携を通じた公共サービスの効率化や、データを活用したイノベーションの創出が進められており、2024 年 10 月にはデータ (利用とアクセス) 法案 (Data (Use and Access) Bill) が議会に提出された。同法案では、行政データに限定せず、広く社会に存在する多様なデータの安全かつ効果的な利活用を可能とする法的枠組みの整備が進められている。なお、米国では、EU や英国のような制度的な統一データスペースの構築は行われていないものの、大手プラットフォーマーなど企業主導でユーザーデータの収集・蓄積とそれを基盤とした AI 開発やビジネス展開が加速している。連邦取引委員会 (FTC) は、こうした状況における競争の歪みやプライバシー侵害への懸念に対して、市場原理を基本としながらも、問題発生時には個別に規制措置を講ずるリアクティブな対応を取っている。

### (3) 目指すべき将来像

- 今後、人口減少の下、持続可能な日本社会と経済成長を両立させていくため、データやAIの利活用を全面的に社会実装することによって、限られた人的資源を補完する効率化を進めるとともに、それに限らず、新たな価値の創出、知の創造につなげることで、一人一人の生活の質を向上させ、個人の幸福・自由、Well-Beingを達成するデータ駆動社会を実現する。
- このため、データの性質等も踏まえつつ、データ連携によって新たな価値の創出につながるユースケースが想定される場合には、可能な限り、データを個別組織の「内部資産」にとどめず、事業者など関係主体間で、あるいは、社会全体で共有・活用される資源として、信頼性と安全性を確保しながら、異分野間を含む異なる関係主体間のデータ連携・利活用を実現するための制度面、システム面を含む基盤を整備する。特に、ヘルスケア、金融、教育、モビリティなどの公共性が高い重要分野においては、関係主体間の信頼に基づくデータ連携と相互運用性を確保することで、事業者・個人、地方公共団体が円滑にデータを入手し新たな価値を創出する仕組みをスピード感を持って構築する。行政が保有するデータ（以下「行政データ」という。）についても、中長期的に営利・非営利の民間セクターの協力・関与の局面がますます増加することが予測されることを踏まえ、行政データのオープンデータ化を進めるほか、関係する民間事業者等と必要かつ適切な範囲で共有したり、また、民間事業者間のデータ連携を含むデータ共有を可能とするための環境整備を行うことで行政サービスの持続性を確保する。
- 質の高いデータによってAIの性能が向上し、高性能のAIがより多く使用されることで、更に性能が向上するという、データとAIの好循環を確立する。このため、データ連携・利活用に加えて、具体的なユースケースを踏まえ、質の高いデータ収集を進める。特に、自動運転、農機、ドローン、人工衛星などAI×ロボットによって、産業の省人化が期待される分野のユースケースについて、質の高いAIの開発や社会実装を進めるため、質の高い実社会のデータの蓄積を進める。

## 2. 検討に当たっての基本的な視点

### (1) データ利活用による新たな価値の創造

- データは、個人データであれ非個人データであれ、単体ではその価値は限定的であっても、他のデータとの組み合わせや蓄積、繰り返し活用によって、その価値を高め、新たな価値や知の創造につながるという特性を持つ。一方で、それ自体には専有性がなく、所有権の対象にもならないため、他者に知られず自社のみが保有することで自社の競争優位性を確保できる場合も多く、また、その範囲は必ずしも明確ではない。

- この結果、データが広く社会や特定の業界で中小企業を含め共有され利用を円滑化することで社会全体の厚生が増大したり、又は、特定の業界の効率性が改善される可能性が

---

行政データの利活用についても制度整備が進んでおり、米国では2019年のエビデンス法（Evidence Act）により、各州府に評価計画の策定や分析体制の整備が義務付けられ、政策形成におけるエビデンス活用が制度化された。また、大学等との人材交流を可能とする政府間人事交流法（IPA）を通じて、専門人材の柔軟な登用が行われている。英国では、デジタル経済法（Digital Economy Act）に基づき、仮名化を施した行政データを安全な分析環境（TRE）の下で研究目的に提供する仕組みが確立されている。共通ID制度を持たない中で、統計局（ONS）が仮名化IDを生成・管理することで、個人情報を保護しながら複数データのリンクを可能にしており、統合データサービス（IDS）による政策評価向けのデータ基盤構築も進められている。

あるにも関わらず、市場原理にのみ依存する場合は、その達成は困難となり、データは未活用のまま死蔵される可能性がある。このため、事業者における競争と協調のバランスに配慮しつつ、法制度を含むデータ利活用環境を整備する。これによって、データの生成や保有主体の正当な利益にも配慮しつつ、広く個人や研究者、中小事業者など多様な利用者が、組織の壁を越え、業界の障壁を克服し、容易にアクセス可能なデータを拡大し、国境を越えた利活用を可能とする。

## (2) AI で強化される (AI-Powered) 社会の実現とリスクへの対応

○データと AI の好循環を確立することで、社会経済の変革を起動し AI で強化される (AI-Powered) 社会を実現するため、データ利活用と AI 実装を一体的に進める。とりわけ、AI がハルシネーションやバイアスができるだけ抑制し、精度を向上させるためには、質の高いデータが大量に必要となることを踏まえ、AI 開発のための具体的なユースケースを想定したデータの収集・蓄積を含め、データ政策を推進していく。

○加えて、AI のイノベーション促進とリスク対応の両立の観点から、AI 法<sup>5</sup>に基づき、政府の司令塔機能を強化するとともに、研究開発の推進や利活用、計算資源・情報通信基盤のインフラの高度化を進め、AI の研究開発・活用等を促進する。

○なお、いかに良質なデータによって学習された AI であったとしてもハルシネーションや物理的誤作動等のリスクがゼロになることはなく、セキュリティ面等への新たな配慮も必要となることに留意する。AI 活用に伴って新たに顕在化するリスクにも、適切に向き合い、技術的なリスク管理手法（レッドチーミング<sup>6</sup>等）の活用や必要な場合の人の介入などを通じて、必要な対処を行うことで社会の信頼性を確保する。

## (3) 透明性・信頼性の確保

○データにはプライバシーや知的財産に関わる情報が含まれることも多い。その使い方によれば、個人であれ事業者であれデータのライフサイクルにおいて、プライバシーの侵害や個人の差別など関係者への悪影響が生じる。データの利活用を社会に広く定着させ、その恩恵を持続的に最大限に引き出す観点から、全ての当事者、すなわち、個人などのデータの生成者（データの生成の原因となる活動を行う者）、データ保有者、データ仲介者（多数のデータ保有者からデータの提供を受け、自らは利用せず、一定の集積・加工等を行ったデータを他者に提供する者）、データ利用者などの信頼と納得を確保するため、データの収集・利活用のプロセスの透明性を確保するとともに、そのようなプロセスに関与する関係当事者に対する信頼性を確立するため、データのライフサイクルにわたって、個人情報が取り扱われる場合における当該情報の内容やコスト等も勘案した適切な範囲での本人の関与を含め、関係当事者において適切にデータが取り扱われるための取組を進める。

○特に、データ利活用と個人情報の適切な保護は不可分一体の関係にあり、一般法とし

<sup>5</sup> 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）。

<sup>6</sup> AI の出力に関する潜在的リスク（誤情報、有害表現、バイアスの強化など）を検出するため、開発者とは異なる立場の専門家等が、あえて悪用や誤用のシナリオを想定して AI を意図的に試験・分析する手法。特に大規模言語モデルにおいては、現実に近い脅威シナリオを通じて、ハルシネーションや意図しない応答の発生可能性を検証し、リスク低減措置の有効性を評価する技術的評価手段。

て個人の権利利益の最低限の保護を分野横断的に担う個人情報保護法を土台とした上でデータ利活用が行われることから、同法についても技術的、社会的環境の変化に即して必要となるアップデートを行う。加えて、データの性質等によって生じ得るリスクに応じ、個人情報保護法上の規律の遵守にとどまらず、費用対効果も適切に勘案しつつ、プライバシー影響評価（PIA）などの手法により一層の透明性・信頼性確保のための取組を推進する。その際、事業者においては、これらの取組を適切に行うこと、特に、個人のプライバシーに対するリスクと便益について、簡潔で分かりやすい説明を個人に行うことが必要な「投資」であり、それによって、消費者の多様な選択肢が確保されるものであることに留意する。

○なお、その際、個人の幸福・自由を実現する上では、それぞれの個人がその積極的な意思に基づき自己のデータを利用したり提供することが可能な制度環境と、事業者等が個人の権利利益を侵害しない範囲内で、個人の同意を必ずしも前提とせず個人データを活用して個人に直接の便益を生じることが可能な制度環境は相互に矛盾するものではなく両立し得るものであり、むしろ、これらを両立させる観点から、信頼性の高いデジタル空間を構築するための制度整備が必要となることに留意する。

○データ利活用における安全保障の観点にも十分留意し、外部主体への機微情報の流出といった懸念に適切に対応する。

### 3. データ利活用のための環境整備及び当面の分野横断的な改革事項

#### (1) 基本的な考え方

- データ連携・利活用のマルチレイヤー構造<sup>7</sup>等を踏まえ、次の3つの観点から、必要な取組を進める<sup>8</sup>。
- A 「データが円滑に連携・利活用されるよう、「形」や「道」を整備する」  
(データ連携・利活用の基盤整備、標準化の推進等)
  - B 「データの連携・利活用が促されるよう、「勾配」(インセンティブ)をつける」  
(データ収集、データ保有者によるデータ提供インセンティブの確保)
  - C 「安心してデータ利活用するため、「場」をつくる」  
(データガバナンスの強化)

#### (2) データ連携の基盤整備及びデータ標準化の推進

- データの標準化・構造化を推進し、組織や分野を越えた迅速かつ低コストなデータ連携を実現する。データ連携基盤やそれを支える、データ連携に係る当事者の実在性確認やデータの真正性確認を行うためのトラスト基盤の整備を進める。

<sup>7</sup> マルチレイヤー構造の中身について、例えば、アプリケーションサービス、データ連携、トラストサービスとする考え方もある。

<sup>8</sup> 内閣官房の「データ利活用制度・システム検討会」においては、Aについて、データ連携・利活用の基盤整備や標準化に関する国主導での取組の必要性が、Bについては、各主体で死蔵されたり、囲い込まれているデータの提供・活用に向けたインセンティブ確保の必要性が示されたほか、Cについては、リスクに応じたガバナンスの確保の在り方等が課題として示された。

## ①トラスト基盤の整備

○データ主体の真正性・実在性の証明に関する「公的個人認証」や「G ビズ ID」のほか、データの非改ざん性等の検証に関する電子署名やタイムスタンプ、e シール等の整備をこれまで進めてきた。当面、2026 年夏までに、データ連携で必要となるトラストについて体系的に考え方・在り方を整理したフレームワークとしてトラスト基盤を整備する。具体的には、データの連携と利活用において求められるトラストについて、実ニーズに即して整理<sup>9</sup>し、当該整理に従って、トラストを確保するための手法の体系化を図る。これら手法を制度・技術・運用の各面から分析して、確保されるトラストのレベルを評価するとともに、適切に選択して組み合わせるための考え方を提示する。

○あわせて、デジタルアイデンティティウォレット (DIW)<sup>10</sup>やヴェリファイアブルクレデンシャル (VC)<sup>11</sup>、秘密計算、ゼロ知識証明等の先端的なプライバシー強化技術 (PETs) 等のトラストに関する新たな技術についても、重要なものが生み出される都度、活用の在り方を検討し、トラストの体系的な整理に柔軟に取り入れる等トラスト基盤をアジャイルに更新していく。個々のトラストを確保する手法についても必要に応じて拡充や改善等を行う。例えば、事業者の真正性・実在性の関係で、公的な法人認証が必要となるケースに対応するために、G ビズ ID の認証機能の活用を候補の 1 つとして検討する。

○国際的なデータ連携において求められるトラストについては、様々な政府間対話の機会を捉えて国際的にも通用するものにすることで、国際的なデータ連携・利活用を促進する。また、この観点から、政府におけるトラストや国際標準等の専門人材の確保・育成を進める。

## ②データ連携基盤の整備

○今後、一定の公共性が認められる分野については、分野横断で活用可能なデータ連携のための共通基盤、例えば、ID、認証、トラスト、コネクター、トランザクション管理、セキュリティに関する基本的な考慮要素などについて、社会全体の負担やコストの低減やユーザーの利便性に資するものとして、「デジタル公共インフラ」としての整備を進めることが考えられる。また、個々の分野ごとに必要となる共通基盤は、分野によって状況が様々であることを踏まえ、実際のユースケースやその公益性等に応じて、各分野の主体が円滑に活用できる仕組みの整備の推進を検討する。

○官民におけるデータ連携に必要な機能をモジュール化していくことも重要となる。その際、上記①で例示した認証等の要素ごとの機能を汎用的な部品として開発・提供し、これらを用途に応じて組み合わせて活用可能なものとしていくことが必要である。これにより、各ユースケースにおいて毎回それぞれにゼロからシステム開発を行う「一品もの」の状態を脱却し、再利用可能で拡張可能性を持つ共通基盤として効率的なデータ連携環境整備を推進する。

<sup>9</sup> 例えば、「ウラノス・エコシステムの拡大及び相互運用性確保に向けたトラスト研究会報告書」においては、トラストを確保すべきデータ連携に伴う主要なリスクとして、事業者（主体の真正性・実在性）に関するリスク、データそのものに関するリスク、連携基盤等に関するリスクの 3 つを挙げている。[20250328006-1.pdf](#)

<sup>10</sup> 個人・法人が自身の属性や資格情報等を、自ら保存・管理し提示できる仕組み及びアプリ。

<sup>11</sup> デジタル署名による真正性確保・改ざん防止等の機能を実現することができる、「人、法人、モノ等」の属性情報に関する汎用的で機械可読なデータ形式・データ流通形態。

### ③データの標準化

○官民におけるデータの連携・活用に当たって、現状では、主体、アプリごとに異なる形式・項目でデータが管理され、異なる主体間でデータを共有・結合することが困難となっている実態に鑑み、デジタル庁や各府省庁で策定するデータ標準等の進捗状況を踏まえ、具体的なユースケースに即して、円滑なデータ標準化に資する取組を加速する。あわせて、AI×ロボティクスにおいて複数のAI機器が協働するような場面では、人の介入・サポートを前提とせず、機械的な処理を行いやすいような標準的なプロトコルや連携枠組みも併せて整備することが必要となり得ることに留意する。

○公共性の高い分野については、各分野において具備すべきデータセットの定義やID（主体を表す識別子）等の基本事項を標準化し、どのデータセットでも統一的に扱えることが効率的であり、また、機械判読に適したデータ様式が求められることを踏まえ、当面、モビリティ、農業、公共事業といった分野について標準化を求める指摘があることに留意しつつ、2025年度に、制度面を含めた対応を具体的に検討する。その際、一部分野においては、ベンダーにより規格がデファクト化され、ベンダーロックイン<sup>12</sup>が起こることで、顧客の対応が困難となるとの指摘があることについても、具体的な対応を2025年度に検討する。

○なお、グローバルなサプライチェーンやデータエコシステムの中で、我が国で生成され保有されているデータが、適切なデータガバナンスの下、グローバルにも円滑に活用されることは、我が国企業の国際競争力向上にも資することを踏まえ、データ標準化の推進にあたっては、国内標準の整備にとどまらず、国際的にも通用するよう十分配慮する。必要に応じて国際標準化団体への提案や他国との相互承認の枠組みを推進する。

### (3) データ収集、データ保有者によるデータ提供インセンティブの確保

○我が国では、データ保有者にとって、保有データを外部に提供することは制度上も事業慣行上もインセンティブが乏しく、むしろ、プライバシー関連情報や知的財産の漏えいにつながるリスクがデータ保有者に強く意識される傾向があることを踏まえ、ユースケースに応じデータの集積によって期待できる価値の公共性の程度、省人化もつながるAIの開発ニーズ等も勘案しつつ、データの生成・提供等に関する義務的アプローチ、カーボンニュートラルやマネーロンダリングなど海外法制への対応支援アプローチ、補助金交付等の条件として一定の規格によるデータ提出を求めるアプローチ、重複投資を回避するためのデジタル公共財としての整備、又は必要に応じた対価還元のアプローチなど様々な選択肢から場面に応じて適切に取捨選択の上、データ保有者に対して、データ提供に対するインセンティブを総合的に確保していく。

○この一環として、公共性が高く社会経済的に重要な分野については、政府が主導して、標準化・構造化や高品質なオープンデータの整備をデジタル公共財として着実に進める。官民に蓄積された多様なデータセットを発掘・整備し、データの性質等に応じて、誰もが活用できる形で公開したり、一定の要件を満たす者の利用を可能にすることにより、AIの土壤をも豊かに育成していく。特に、電力・通信などデジタルインフラの基盤、水

<sup>12</sup> ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のシステムベンダーを利用し続けなくてはならない状態。

道・ガス等の生活インフラ、国土保全・災害対応に資する土地・建物、加えて、農業、公共事業、モビリティ等について、行政によるAI分析も想定したデータ収集の必要性やデータ収集手段としての人工衛星、ドローン、あるいは、音響などの最新技術の活用を指摘する声があることを踏まえて、今後、具体的ユースケースを特定し、制度面を含めて、具体的検討を進める。

○データについては、ネットワーク効果等により、市場ごとに一定のデータ保有者の独寡占等による市場の歪みが生じるおそれがある。特に中小企業については、交渉力の格差等からデータへのアクセスが不当に制限される可能性があるため、EUにおいては、データ法において一方当事者に一方的に有利なデータ契約条項は無効とされていることを踏まえ、競争政策や消費者政策的な観点を含め、制度の在り方を2025年度に検討する。

○データ利活用を加速するに当たっては具体的なユースケースを通じて現実に社会的価値を不斷に創出する必要がある。個々の取組によって有効性が確認された場合には、例えば地方創生交付金等を引き続き活用することなどを通じ、データ連携のメリットを社会全体として共有できる取組を進める。

#### (4) 信頼性の高いデジタル空間の構築

##### ①社会全体でのデータガバナンスの確保

○事業者等においては、その取り扱うデータの価値が最大化されるため、データを適切に利活用する取組や法令遵守はもちろんのこと、プライバシーなど個人の権利利益や自他の知的財産を尊重する取組、データセキュリティのための防護策を講じるなどの取組を総合的に行うデータガバナンス<sup>13</sup>を確保する必要がある。これは、個人を始めとする関係者の信頼を確保し、持続的に円滑なデータ利活用を社会的に確立するために必須の課題であり、全てのデータ保有者、仲介者又は利用者（以下「データ関係主体」という。）におけるデータガバナンスを確保することによって、データの価値を最大化しつつ、リスクを社会的に受容可能な程度にとどめることができる。

○また、データ連携が拡大し、さらに、多数のAIが協働することも考えられる中、社会全体においても、データの価値を最大化しつつ、リスクを低減していくためには、各データ関係主体におけるデータガバナンスの取組に加え、データのライフサイクルにおいてデータがクラウド事業者による場合などデータ関係主体の制御を離れてアクセスされる可能性があることも想定し、データの性質等に応じて必要な場合には、秘密計算<sup>14</sup>その他のプライバシー強化技術（PETs）などの技術的手法によって、適切なデータ関係主体によって防護されることが有用であり、制度面を含めて対応を検討する。その際、PETs技術の発展に応じて、アジャイルな対応が必要となることに留意する。

<sup>13</sup> 文脈によっても多義的であり、例えば、経営者によるガバナンスや、それをコーポレートガバナンスとして推進する施策を指すこともある。企業等の個々の主体データに係る各種取組を統合的にバランスよく進めるためには、データを使いこなす能力を高める取組、データに係るリスクに対応するための取組（法令遵守のための業務プロセス構築、データセキュリティのためのデータ防護策等）を適切に組み合わせることで効率よく目的を達成する必要があり、経営者が経営問題として取り組むことが不可欠となるため、データガバナンスとして一連の取組を促すもの。

<sup>14</sup> データの処理中においても暗号化・秘匿化を行うことが可能なTEE（Trusted Execution Environment）など復号鍵がチップ内にのみ存在するハードウェア型の秘密計算が世界的にAI処理にも活用され始めている。

加えて、AI に関わるガバナンスについては総合科学技術・イノベーション会議、統合イノベーション戦略推進会議、AI 戰略会議などと連携をしながら推進する。

○このようなデータガバナンスの取組においては、データの性質や利用目的に応じたリスクベースの対応を基本とすることに留意する。一律な規制によってデータ利活用を萎縮させるのではなく、リスクの大きさに応じた制度・技術・運用の柔軟な措置を講ずることにより、安全性と利便性のバランスを確保しつつ、データ駆動型社会の持続的発展を支えていく。また、その際、データ関係主体の内部においても様々な関係者が存在し、例えば、現場、リスク管理部門又はマネジメント層などそれぞれがデータによる価値創造とリスクの関係について共通の正確な理解を持つことで、リスクに対する過剰反応でデータ活用を過少としたり、逆に、リスクを正確に共有しないといった事象が発生しないことが必要であることに留意して、取組を進める。

## ②データセキュリティの確保

○データの窃取や改ざん等を防止し、データセキュリティを確保するため、データそれ自身を防護する制度・技術・運用での取組を、データ利活用のライフサイクルの各段階<sup>15</sup>において、ユースケースごとに変化するリスクに照らして合理的・適切に組み合わせながら推進する。当該取組の推進に際しては、いわゆるデータローカライゼーションの問題の解決に資するものであることも鑑みつつ、国際的にも通用するものとするべく、DFFT<sup>16</sup>推進のため、OECD<sup>17</sup>内に設立された IAP<sup>18</sup>と連携するとともに、我が国の優れた技術等がデータセキュリティの確保に貢献できるように取り組む。また、外国政府によるデータ保有者やデータ連携プラットフォームに対する外国法令に基づくアクセスについても、制度・技術・運用をどう組み合わせて対応するかを 2025 年度に検討する。

## ③データ連携プラットフォームの整備

○複数のデータ関係主体の間でのデータ連携に当たっては、多数のデータ提供者から提供されたデータを集積し、必要な加工を行った上で、他の主体に再提供する「データ連携プラットフォーム」機能の必要性・重要性が増大している。プライバシーや知的財産が含まれるデータについて、中小企業を含むデータ関係主体が個別に必要な加工等を行うことは現実的ではない中で、不当な漏えいを防止し、安心してデータ連携を進めるために有用となる可能性がある。信頼できるデータ連携プラットフォームの機能整備に向けて、法的な規律の整備を含め、必要な検討を 2025 年度に行う。

## ④データ利活用の前提としての個人情報の適正な取扱いの確保

○データの利活用は、当該データに含まれる個人情報の適正な取扱いを確保することで、個人の権利利益の保護を図りつつ行う必要がある。個人情報については、我が国では、個人情報保護法が、いわゆる「一般法」として、その適正な取扱いを通じ、個人の権利利益の保護を図ってきたが、その在り方については、情報通信技術の急速な

<sup>15</sup> 例えば、生成・取得、加工・利用、移転・提供、保管、廃棄。ユースケースによってライフサイクルも変わる。

<sup>16</sup> Data Free Flow With Trust の略称。信頼を確保しつつ、国境を越えた自由なデータ流通を促進するという概念。

<sup>17</sup> Organisation for Economic Co-operation and Development (経済協力開発機構) の略称。

<sup>18</sup> Institutional Arrangement for Partnership の略称。

進展や国際的動向、高度化・複雑化し国境をまたぐことも多いデータ利活用の実態等に応じ、不斷に見直す必要がある。

○例えば、現行法では、個人情報取扱事業者のガバナンスと本人関与による自主的な規律が重視されているが、技術進展等により生まれる従来の想定にない新たな取扱いは、個人の権利利益に対する侵害となる場合だけでなく、それに必ずしも影響しない場合等があり得る。AIの活用が急速に社会全体に広がる現状を踏まえ、AI開発を含めた統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場面などのように、個人の権利利益に対する直接の影響が想定されないと評価される場合については、そのリスクに応じ、同意にとらわれない本人関与の在り方と必要なガバナンスの在り方について具体的検討を進める。

○あわせて、データ処理が高度化・複雑化することでその実態が本人からも見えにくくなること等を踏まえ、個人が安心してデータを提供できる制度とその運用に対する「信頼」が醸成されるよう、個人情報保護法の確実な遵守を担保するため、適切な事後的規律を上記見直しと一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、個人の信頼を確保するとともに実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形<sup>19</sup>での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。

○時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動向等について今後とも的確に把握していくため、個人情報保護委員会において、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、「個人情報保護政策に関する懇談会」を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行う。

○各府省庁は、その所管分野において、社会的課題の解決や行政事務の効率化等の観点から、個人情報を含めた多様なデータの利活用に関する政策を企画立案・実施する際には、「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則」(2022年5月25日個人情報保護委員会。以下「基本原則」という。)を引き続き踏まえるとともに、個人情報保護委員会においては、新たに作成した基本原則を解説したガイドラインも活用し、各府省庁に適切な助言を行うことにより、各府省庁との連携を強化する。

## ⑤AI活用によるリスクへの事前対応

○AI活用に伴って新たに顕在化するリスクにも、適切に向き合い、必要な対処を行うことを検討する。高度なデータ解析や意思決定にAIを活用する中で、誤情報の拡散、アルゴ

<sup>19</sup> 2025年1月22日に個人情報保護委員会が決定した『「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について』において、一般法としての個人情報保護法の基本的な在り方の観点から検討すべき制度的な論点として、「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」、「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」及び「個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方」の各項目が整理されている。

リズムによる偏った判断や差別的取り扱い、プライバシー侵害、知的財産の侵害といった課題が生じるリスクがあることを踏まえ、多層的で実効性あるガバナンス体制の整備や多様なリスク管理手法等の検討を進める。その際は、AI 法の理念等を踏まえ、また、データガバナンスとの整合性を確保しつつ、データの取得・加工段階（データレイヤー）、AI の学習・推論段階（アルゴリズムレイヤー）、AI の出力が社会に影響を及ぼす段階（アウトカムレイヤー）ごとに検討を推進し<sup>20</sup>、リスクを理由に AI 活用を萎縮させるのではなく、適切なガバナンスを前提として、AI の潜在力を最大限引き出していく。

## （5）官民におけるユースケース創出のための取組

○ユースケースの円滑な創出に向け、好事例の共有、知見の提供、案件の掘り起こし等は有効であり、官民協議会を設立するとともに、そうした中間組織・支援組織の在り方や行政機関の関与の在り方等について検討する。

# 4. 行政保有データの利活用

## （1）AI-Ready 社会に求められる政府内におけるデータ利活用の推進

### ①政府内におけるデータ利活用の分野横断的な統括機能の整備

○生産年齢人口の急速な減少その他の要因によって必要な人員の確保が困難となりつつある国、独立行政法人や地方公共団体（以下「国等」という。）が行う行政事務においても、AI 技術の急速な進展を踏まえ、業務の効率化や政策立案の高度化を図る必要がある。また、民間企業を始め幅広い主体が AI 利活用を急速に拡大しつつあり、AI の精度を左右する行政データの品質は社会全般の活動にも影響を与えること必至である。

○このため、政策立案を含め日常の行政事務の各場面で AI ・データの利活用<sup>21</sup>を幅広く進めるとともに、国等が保有する行政データ<sup>22</sup>の品質向上に取り組むこととし、各府省庁におけるこれらの取組を支援するため、政府内における行政データを含むデータ利活用の分野横断的な統括機能を整備する。なお、AI ・データ利活用は不可避なものであると考えられることから、悉皆<sup>23</sup>での取組を強制的に進めるというやり方ではなく、現場において急速に進む利活用の実態を把握し、具体的なユースケースから得られた横断的な課題の解消や技術的な支援を行うことなどによって、AI ・データの利活用に係る各府省庁の取組を加速・底上げすることが行政データを含むデータ利活用の分野横断的な統括

<sup>20</sup> 例えば、データレイヤーではデータの正確性・偏りの抑制、アルゴリズムレイヤーでは AI の説明可能性や公平性の確保、アウトカムレイヤーでは不当な差別につながらないような誤用防止策や人が関与すべき範囲の明確化等が論点となる。

<sup>21</sup> 行政における AI ・データの利活用シーンとしては次のようなものが想定される。探索的なデータ分析・可視化（データの全体像を俯瞰しパターンや傾向を直感的に把握等）、将来予測・シミュレーション、データによる分類（例：危険度や優先度等）、配分・スケジュールの最適化、自然言語処理による業務効率化（要約・自動応答・検索性向上等）、所管分野におけるデータの利活用促進（標準規格等の策定、データプラットフォームの構築協力等）等。

<sup>22</sup> 行政データはその性質等に応じて、公的統計や法令のように行政だけでなく幅広い主体による利活用が前提とされているものや、行政内部における意思決定や業務遂行といった行政自らによる利活用が主目的とされるものなどがあり、用途や性質等に応じて取組の優先順位や対応方針を整理する必要があることに留意する。

<sup>23</sup> 各府省庁の AI ・データ利活用環境は、既存データの整備状況や利用目的・必要性・緊急性等によって大きく異なることから、全府省一律・悉皆<sup>しつかい</sup>で進めることにはなじまず、各府省庁の現場で創出される具体的な取組を支援しつつ、その過程で直面した具体的な課題を丁寧に解決していくことが重要である。

機能に求められることに留意する<sup>24</sup>。

## ②政府内における共通ルールの策定等

○各府省庁における利活用やデータ整備の支援を目的とする統括機能について、それを構成する3つの機能（A 政府全体の戦略策定機能、B データ整備支援機能、C 共通サービス・ツール提供機能）について、将来的には各府省庁においても個々に原局のデータ利活用を支える機能を持つことを視野に、まずは、オープンデータに関するものを中心に行政府全体の共通ルール等の策定を進める。

○まず、政府全体の戦略策定機能については、関係制度官庁との調整・連携を行い、行政データを含むデータ利活用の推進に必要となる政府共通ルールの策定や横断的な課題の解決等を行うことが中核となることを踏まえ、当面、AI利活用の進展を見据え、機械可読性のほか、正確性や完全性等を確保するため、各データ保有主体がデータ品質を高めるための取組を進める際に目安とできる具体的な基準<sup>25</sup>を定めるとともに、技術動向や各府省庁の取組状況を踏まえ当該基準の周知・徹底や継続的な改定を行う。また、各府省庁におけるユースケースの継続的な把握に努め、個人情報保護委員会の取組<sup>26</sup>とともに連携しつつ、利活用に資する具体的な法令の解釈の実例等を蓄積・共有するとともに、データ利活用制度・システム検討会における議論等も踏まえ、利活用に関する法的または技術的なボトルネックを具体的に特定し、関係制度官庁とその解決に向けた調整を行う。なお、「公的基礎情報データベース整備改善計画」に留意のうえ、ベース・レジストリの取組との整合性を確保する。

○各府省庁における品質が確保されたデータ整備に向け、必要なリソースの確保やデータ整備に必要となる標準規格・利用規約の策定支援等を行うため、当面、内閣官房行政改革推進本部事務局等の関係省庁が連携して、データ取得のための経由調査その他の調査等の効率化を進める。あわせて、内閣府とデジタル庁が整備する「ジャパンダッシュボード」において、我が国的主要な政策に関するデータを格納・公開していくこととし、各府省庁に加え、地方公共団体や民間企業等が必要なデータをダウンロードして、分析等に利用できる状態を実現する。

○デジタル庁の内部開発により政府におけるAI基盤を構築することとしていることを踏まえ、各府省庁がAI・データ利活用を行う場合には、個別開発・調達による重複投資を

---

<sup>24</sup> なお、内閣官房デジタル行政改革会議事務局とデジタル庁は、各府省庁における「政策ダッシュボード」の導入・活用を支援することにより、具体的なユースケースで利活用のメリットを示しつつ、利用可能なデータ整備の必要性などの横断的な課題を見いだしてきた。この一連の取組から得られた教訓を今後のデータ利活用統括機能の運用を考える上で参考にするとともに、デジタル庁を強化し各府省庁における先行的な取組を支援する機能として引き続き活用する。

<sup>25</sup> データ整備に当たっては、セル結合の回避やメタデータの付与のように、求められる対応はデータの内容によって異なる場合があるが、それぞれ取組の難易度が異なることを踏まえ、難易度別の基準設定などにより段階的な対応を可能とするなど現場の負担にも配慮する。

<sup>26</sup> 各府省庁による基本原則に沿った政策立案をより一層後押ししていくため、具体的な事例も交えて基本原則を解説したガイドラインの作成等。

避ける観点から同基盤の活用を推奨する。

### ③データ人材の育成

○各府省庁においてユースケースを創出し、その実効性を高めていくために不可欠となるデータ分析に長けた人材の確保・育成を進める。人材育成には、研修機会の提供だけでは十分ではなく、実際のデータ分析業務を通じて実践力を養う機会を増やし、その実践を支えるデータ分析環境やツールの整備も併せて進めていくことが重要であることを踏まえ、デジタル庁に、官民の専門性の高いデータ人材を効果的に配置することで各府省庁におけるデータ利活用の実践を支援するとともに、それらの取組を通じて、米国等の先進事例に見られるような、アカデミアや民間シンクタンク等の外部人材が行政内部で分析や企画立案に関与する実例を創出する。

### ④地方公共団体における取組の推進

○地方公共団体におけるデータ利活用の取組について、デジタル庁は、地方公共団体内における住民データの利活用に係る公共サービスメッシュの導入を進めている。公共サービスメッシュのパイロット的な利用を通じて、実際の業務利用に当たっての課題<sup>27</sup>を丁寧に把握し、制度・技術の両面からの改善を進める。

## (2) 分野間におけるデータ連携の推進、識別子

○分野横断的なデータ連携・解析を可能とすることによって、個別のデータでは把握が難しかった課題や構造を明らかにすることが可能となり、データ利活用の質を一層高めることが期待される。例えば、英国では、仮名化された共通識別子を用いて行政記録情報や公的統計データを連携させ、公益性の高い研究等に活用する制度が整備されており、我が国における検討に当たっても参考となると考えられる。このため、プライバシーを保護しつつ分野間のデータ連携・解析を進めるための枠組みの構築を目指し、関係府省庁の協力も得ながら、仮名化の手法、連携用の識別子の在り方、利活用環境の整備、利活用主体の資格に関する枠組みなど、諸外国の先進的な取組等について調査研究を行い、その結果を踏まえた所要の措置を講ずる。

## (3) 災害時等の事業者から行政へのデータ提供

○大規模災害など緊急時において、人流データなど事業者が保有するデータを行政が活用することで迅速かつ適切な避難や効率的な復興につなげることができる可能性がある<sup>28</sup>が、現時点では、こうしたデータ提供は各企業の自主判断や善意に依存しており、包括的な提供ルールが整備されていないことを踏まえ、迅速かつ的確に取得・活用できる体制を整備する。

○このため、まず、事業者が任意で行政にデータ提供を円滑に行うための法的枠組みを整備する。具体的には、災害対応など公益目的での企業から行政へのデータ提供について、個人情報保護法その他の法律における規律との関係を明確にする根拠規定を設けるとともに、提供可能なデータ種別や利用範囲について、関係省庁の主導の下、平時から合

<sup>27</sup> 例：システムからデータを取り出す際に追加作業が発生し得る等。

<sup>28</sup> 近年の自然災害やパンデミック対応において、民間企業の持つ位置情報、設備稼働状況、物流情報、SNS投稿情報等が、災害対応や被害軽減に有用であることが確認されている。

意形成を図る。あわせて、一定の緊急事態において、民間事業者に対するデータ提供義務を法定する仕組みを整備することを検討する。なお、事業者が保有するデータに含まれる個人のプライバシーに係る情報や知的財産等に配慮する観点から、謙抑的な対応が必要であることに留意しつつ、検討を進める。

## 5. 先行個別分野の改革事項（重点領域におけるデータスペースの整備等）

### （1）医療分野

#### （医療データ利活用の現状）

○医療データの利活用は、国民一人一人の誕生から現在までの生涯にわたる情報を自分自身で一元的に把握し活用することを通じた健康増進、過去の診療情報等の医療機関等の間での適切な共有を通じ患者本人が受けられる治療やケアの質の向上や医療受診時の負担の軽減といった一次利用の面から、また、医学研究・創薬・医療機器の開発等を通じた医療水準の向上、医療資源の最適配分や社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）といった二次利用の面からも極めて重要である。

○こうした取組を進めるため、厚生労働省等において「医療 DX の推進に関する工程表」（2023 年 6 月 2 日 医療 DX 推進本部決定）に基づき、全国的なプラットフォーム（システム）の構築、これと併せて医療機関等の医療情報の電子化などの取組が進められ<sup>29</sup>、一次利用の円滑化に貢献している。また、医療データの二次利用<sup>30</sup>についても、厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（公的 DB）の利活用が進められており、NDB（National Database of Health Insurance Claims）<sup>31</sup>のリモートアクセスによる解析環境の整備やこの環境で解析できるデータの拡大、併せてデータの提供に係る審査期間の短期化やデータの不適切利用に係る監視機能等の実装を進めるなど、レセプト情報等の匿名化情報による第三者提供による利活用が進められてきた<sup>32</sup>。

○また、内閣府においては、各医療機関が保有する患者ごとの電子カルテなど公的 DB 以外の医療データを含めた利活用について、個人情報保護法の特別法である次世代医療基盤法<sup>33</sup>が 2017 年に制定され、国の認定を受けた認定作成事業者が医療機関等との相対の

<sup>29</sup> 具体的には、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスなどの医療情報基盤を含めた「全国医療情報プラットフォーム」の構築、これと併せて、電子カルテ情報の標準化、医療機関における標準化された電子カルテの導入等の取組が進められている。

<sup>30</sup> 2023 年度の「規制改革実施計画」（2023 年 6 月 16 日閣議決定）では、医療等データとして「電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータ」としており、ここでは同じ趣旨で「医療データ」の表記としている。また、同計画では、一次利用とは「医療等データを当該医療等データに関連する自然人の治療及びケア等のために利用すること」、二次利用とは「医療等データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用すること」としている。

<sup>31</sup> 厚生労働大臣が、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づき、レセプト情報（診療報酬明細書）等を収集し、個人の特定ができない形でデータベース化したもの。

<sup>32</sup> さらに、第 217 回国会に提出中の法案では、公的 DB（NDB、介護 DB 等）の仮名化情報の利活用や、公的 DB に次世代医療基盤法の DB を含めた計 12DB 各間の仮名化情報の連結解析の可能化など、より利活用しやすい環境を整える内容が盛り込まれている。

<sup>33</sup> 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）

任意の契約ベースで、医療データの収集、加工、研究機関等への提供を行い、研究開発を行うことができる仕組みが設けられた。2024年4月からは新たに仮名加工医療情報の作成・提供を可能とする仕組みが始まるなどの充実が図られ、現在、約500万人分の医療データが活用されている。

#### (医療データの利活用に関する今後の対応)

○これまでの進捗を踏まえ、医療データの二次利用を制度的に更に円滑化するため、次の対応を行う<sup>34</sup>。なお、医療データの一次利用を含めた更なる円滑化については、別途個人情報保護法において具体的な検討が進められている<sup>35</sup>ことに留意する。

①2025年3月に発効したEUのEHDS (European Health Data Space) 規則において、医療機関、製薬会社等の医療データ保有者は、その保有するデータについて、研究者等の医療データ利用者へ共有することが義務付けられており<sup>36</sup>、必要な情報連携基盤等が構築されることとなっていることも参考としつつ、我が国における医療データの利活用(一次利用及び二次利用)に関する基本理念や包括的・体系的な制度枠組みとそれと整合的な情報連携基盤の在り方を含む全体像(グランドデザイン)を明らかにする。

②制度枠組みの対象とする医療データの具体的内容について、医学研究、創薬、医療資源の最適配分といった具体的なニーズを踏まえ、その具体的範囲を検討する。その際、電子カルテについては3文書6情報<sup>37</sup>の標準化が既に進められているが、これ以外のデータ項目の利活用ニーズを踏まえ様々な形態の二次利用を可能とする医療データの更なる充実を図る<sup>38</sup>とともに、利活用の効率化やより質の高いデータの収集が可能となるよう、データの適切な収集方法<sup>39</sup>、内容・形式の標準化や各種医療データを横断的に解析可能とする患者の識別子についても併せて検討する。なお、電子カルテに含まれる医療データのうち、構造化されていないものについても、AIを活用し構造化することで、従前より低コストで効率的に利活用することが可能になりつつあることに留意する。

③医療機関、学会、独立行政法人等の様々な主体が保有する医療データについて、一定の強制力や強いインセンティブを持って収集し、利活用できる仕組みの在り方、そのデータを研究者や製薬会社等が円滑に利活用するための公的な情報連携基盤の在り方を検討する。その際、現状の次世代医療基盤法では、医療データの提供を行う協力医療情報取扱事業者が約150にとどまるといった状況がある中で、医療データの提供が任意か

<sup>34</sup> 詳細については、例えば、医学系倫理指針におけるデータの取扱いを含め、2023年度の規制改革実施計画やその後の規制改革推進会議での議論等を踏まえるものとする。

<sup>35</sup> 脚注19のとおり、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しにおいては「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」が制度的な論点の項目として挙げられ、このうち同意規制の在り方としては「取得の状況から見て本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方」、「生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方」等について検討が進められている。

<sup>36</sup> EHDSでは知的財産権や営業秘密の保護を前提。

<sup>37</sup> 厚生労働省が電子カルテ情報の標準化に向けて定めた優先的な標準化対象であり、「3文書」は診療情報提供書、退院時サマリー、および健診結果報告書を指し、「6情報」は傷病名、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、検査、感染症、処方を指す。

<sup>38</sup> 一次利用で収集する電子カルテのデータの充実による二次利用の充実を含む。

<sup>39</sup> 例えば、我が国では3文書6情報をプッシュ型(医療機関による登録)で収集する電子カルテ情報共有サービスの構築が進められているが、EHDSではプル型(医療機関が保有するデータを参照可能)での収集も想定されている等の違いがあり、こうした諸外国の取組の進捗等にも留意する。

つインセンティブが乏しい等の指摘があることや円滑な医療データの収集に当たっては、医療機関等のデータ保有者のインセンティブの確保もまた重要であることに留意する。また、公的DB以外の学会のデータベース等を含めて識別子による連結解析ができるような制度設計を可能とする必要があることに留意する。

- ④医療データに関する個人のプライバシーその他権利利益を適切に保護しつつ、研究者等が円滑に利活用できるようにするため、仮名化情報の利活用に対する適切な監督やガバナンスの確保を前提とした患者本人の適切な関与の在り方（同意の要・不要、患者本人の同意に依存しない在り方を含む。）等を検討する。
- ⑤これらを実現するため、個人の権利・利益の保護と医療データの利活用の両立に向けた特別法の制定を含め、実効的な措置を検討する。なお、検討に当たっては、医療現場の負担軽減や関係機関への支援の方策、医療データを利活用する人材育成策について併せて検討するとともに、次世代医療基盤法の在り方等既存の制度との関係についても所要の検討を行う。

#### （検討体制・スケジュール）

- 上記①～⑤の各事項について、省庁横断的に総合的な健康・医療戦略の推進を図ることを所掌事務とする内閣府（健康・医療戦略推進事務局）が関係省庁を含めた検討を取りまとめる。また、検討に当たっては、一次利用にも利用する医療情報基盤を含め、医療政策全体との整合性を図る観点から、医療行政を所管する厚生労働省が主体的に関与し、デジタル庁とともに検討を行う。また、個人情報保護法との整合性を図る観点から、個人情報保護委員会事務局の協力を得る。検討の結果、立法措置が必要となる場合には、厚生労働省及びデジタル庁等の関係省庁は、その検討内容に責任を持って対応する。
- 2025年末を目途に、対象とする医療データの範囲、情報連携基盤の在り方等について、中間的に取りまとめを行った上で、2026年夏を目途に議論の整理を行う。当該整理に当たっては、遅くとも2030年までにおおむね全ての医療機関において必要な患者情報を共有することを目指し、標準化された電子カルテの普及に取り組むなど関連する措置等の状況も踏まえつつ、具体的な措置内容及び関係府省の役割分担を具体化する。その際に必要とされた措置内容が法改正を要する場合には、2027年通常国会への法案の提出を目指す。

## （2）金融分野

#### （金融データ利活用の現状）

- 「資産運用立国」の柱の一つである家計の安定的な資産形成を実現する上では、個人が自身のライフプランを検討し、また、アドバイスを受けられるための環境を整えることが有用である。このため、個人が自らの金融資産の状況や、日々の収入・支出といったキャッシュフロー等の金融データを、それぞれの金融データの性質等を踏まえて、一覧性をもって把握できることが望ましい。

- ただし、現状では、個人の金融資産やキャッシュフロー等の状況に関する情報は、様々な事業者等がそれぞれの事情に応じた形で提供されており、これらの金融データを一覧

性をもって把握できるための仕組みが整っていない。

○金融分野のデータをサードパーティ経由で利活用する方法（金融事業者から顧客が直接データの提供を受けるのではなく電子決済等代行業者等の第三者を経て利活用する方法）は、2017年の銀行法等の改正により、大きく進展した。データ連携の方法は必ずしもAPIに限られるものではないが、銀行分野では、金融機関と外部のフィンテック企業との間でAPIによるデータ連携が進み、顧客が家計簿アプリ等を利用して口座残高や入出金明細の取得が可能となるなど、データ利活用が実現している。しかし、APIによるデータ連携は主として銀行分野に限られ、クレジットカード、電子マネー、証券及び保険といった他の金融分野でのデータ連携は限定的である。

○特にクレジットカード分野では、政府は「未来投資戦略2017」（2017年6月9日閣議決定）において、API連携の促進やデータフォーマット統一などの環境整備を基本方針に掲げ、ガイドラインや電文標準仕様等が策定され、大手事業者を中心にAPIによるデータ連携が進んでいる一方で、API連携を行っていない事業者も存在している。

#### （今後の取組）

○金融庁は、家計の収支管理やライフプランの設計・点検を容易に行えるよう、このために必要な金融情報の「見える化」に向けて、金融経済教育推進機構（J-FLEC）を中心に関係省庁・関係金融団体等から構成される会議体を設置し、2025年度中に議論を開始する。その際、家計の収支管理やライフプランの設計・点検を容易に行える観点からデータ連携の利用の目的や連携対象データの範囲、データの標準規格等を論点に盛り込むことに留意する。

○経済産業省は、クレジットカード分野について、これまでのガイドラインに基づく自主的取組や検討会の設置による業界間の協議の促進を行ってきたが、API連携を行っていない事業者が存在する現状を踏まえ、API接続を用いた電子的なデータ連携の実現に向けた課題等について多角的な議論を改めて行い、API導入の努力義務等法的措置を含めた制度的対応の要否などを検討し、2025年度中にそれら課題への対応の方向性や工程をとりまとめる。

○内閣官房は、上記の議論の結果について適切にフォローアップするとともに、デジタル庁と連携し、適切な対応を行う。

### （3）教育分野

#### （現状）

○現在、多くの学校現場においては、データのやり取りが紙中心で行われており、教師、保護者、こどもたちそれぞれにとって負担となっている。このような方法のやり取りは、相手先や内容の真正性の確保を前提として、オンラインで行うことによって、負担の軽減や質の高い教育の実現が期待される。また、こどもに関する各種データを取り扱う際には、こどもの発達段階や教育データの種類によっては本人が個人情報の提供等に関する判断能力を十分に有していない場合があることを踏まえ、教育委員会や学校等における

る個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護が特に求められることにも十分留意する必要がある。

#### (今後の取組)

○教育データのやり取りを、オンラインで、相手を間違えることなく、本人の意思を踏まえて安全に行うことができるよう、送信・受信を行う主体の本人確認と、送受信されるデータの真正性を担保する電子的な認証基盤について、全国の学校や行政機関が活用できるように取り組む。具体的には、教育分野の認証基盤について、G ビズ ID や JPKI（公的個人認証サービス）等の既存基盤の活用を前提に、工程表の策定、全国的な社会実装方針の提示等を含め検討を進める。

○このため、2025 年度には、デジタル庁において、文部科学省の協力の下、必要な工程や準備の詳細を精査するための調査研究を実施し、その結果を踏まえ、2026 年度には技術実証を実施する。また、文部科学省においては、並行して、自治体を越えたデータ連携に向けて、データの取扱いの整理や標準化、実証済みの標準規格の社会実装を継続的に推進する。

○なお、デジタル庁が実施する調査研究においては、認証基盤の適切な運用の下、やり取りされるデータの取扱いや標準化について、教育委員会関係者等から、全自治体に共通するものに関しては国主導でのルール整備が期待されていること等を踏まえ、各学校や教育委員会に共通する制度面での課題やニーズについても把握・整理を行う。文部科学省においては、デジタル庁における調査研究の状況等を踏まえ、2025 年度中に制度面での課題等に関する検討に着手し、2026 年度中目途に必要な対応を行う。

### (4) モビリティ分野

#### (現状)

○これまで、MaaS アプリや配車アプリの開発、交通キャッシュレスの導入、データ活用などを推進してきた。今後、交通サービスの利便性向上や産業構造の強靭化、地域におけるデータ活用の推進などの観点から、これらの取組の連携を一層深める必要がある。

○EU では、マルチモーダルモビリティの実現に向けた取組が進展しており、改正インテリジェント交通システム（ITS）指令（Directive (EU) 2023/2661）においては、公共交通機関、相乗り、自転車サービス等を統合した旅程検索・予約・発券サービス（いわゆる MaaS）の普及を制度面から後押しする枠組みが整備された。また、同指令およびデータ法（Data Act）により、車載データや道路インフラ情報などの標準化および機械可読形式での提供が義務付けられ、利用者主体によるデータ管理権（データポータビリティ）も制度化されつつある。これにより、ユーザーデータを第三者のモビリティサービス事業者が活用可能とする B2B API 市場の形成が進み、MaaS を起点とした新たなモビリティ産業の構造変革が促進されている。

#### (今後の取組)

○地域交通の持続可能性、利便性、生産性向上を実現する产学研官の連携による自律的なデジタル技術活用を推進するため、デジタル活用を「サービス」「データ」「マネジメント」「ビジネスプロセス」の 4 つの観点から一体的・多面的に進める地域交通 DX の取組を

推進する。2025年度は、MaaS、データ活用、業務プロセス改革等の多様なテーマでのベストプラクティス創出のほか、モビリティデータの出力仕様やデジタルチケッティング・配車アプリなど顧客接点におけるシステム間連携インターフェース、バスの業務モデルとシステム構成等を交通サービスにおける協調領域として定めた上での標準化を進める。2026年度以降は、これらの取組により開発されたサービスや標準仕様の成果の質を引き上げ、社会実装を進める。また、利用者のニーズや、それに基づき移動手段の在り方が多様化する中、「交通空白」<sup>40</sup>の解消や地域交通の再構築に向けては、地域の交通データを用いて地域交通の課題や満たされない移動需要を可視化し、施策の解像度を高め、限られたリソースを効果的・効率的に活用する観点が重要となることを踏まえ、新しい地方経済・生活環境創生交付金 TYPES や「「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」等を活用し、バス・タクシー等の運行・利用情報や人流データ等を収集・分析、地域交通の課題等を可視化するための広域でのモビリティデータ連携・活用基盤の構築・実装を進める（TYPES では2025年度に先行自治体を選定）。

## （5）産業分野

### （現状）

○EUにおける環境規制<sup>41</sup>の導入によって、最終製品メーカーがEUに輸出をする際には、サプライチェーンを通じて、部素材メーカー等からカーボンフットプリントや有害な化学物質の含有情報等を収集し、集計する必要が生じている。また、<sup>きょうじん</sup>外国の法規制による場合以外であっても、天災や安全保障環境等の変化に応じて、強靭なサプライチェーンを構築する観点から、事業者がサプライチェーンを通じてデータを連携・共有することで、デジタルによる新たな価値創造が可能となる。

### （今後の取組）

○我が国においても、ウラノス・エコシステムの取組等により、蓄電池のライフサイクルにおけるカーボンフットプリント算出に向けたシステムの運用、自動車1台分のライフサイクル全体でのCO<sub>2</sub>排出量可視化、製品含有化学物質情報管理のためのシステムの検討や開発、電池パスポートの実現に向けたシステムや活用方法の検討が進んでいるほか、電力データのエネルギー分野以外のサービスへの活用が進むなど、特定の目的を共有する関係者間での信頼に基づいたデータ連携事例が生まれつつある。今後、優良事例の認定や標準的な技術仕様等により、産業データ連携のユースケース創出を進めていくとともに、こうした事例が自発的に多数生み出されていくエコシステムを形成していく。

## 6. デジタル公共財の整備

### （1）データ産業の特徴（規模の経済、ネットワーク効果、参入障壁）

○一定の種類のデータ収集を事業基盤とする産業は、他の産業とは異なり、規模の経済<sup>42</sup>、

<sup>40</sup> 地域交通に係る課題を抱えており、市町村や地域住民等がその解消に向けて何らかの対応が必要と認識しているもの。（<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001892135.pdf>）

<sup>41</sup> 欧州電池規則、REACH 規則等が挙げられる。

<sup>42</sup> データは一度整備されれば繰り返し活用が可能であり、限界費用が極めて小さい。このため、データの量が増えるほど価値が高まりやすく、特にAIとの連携において規模の経済が顕著に働く。

ネットワーク効果<sup>43</sup>、参入障壁の高さ<sup>44</sup>等の面で構造的特性を有しているため、データの収集やその活用に一定の競争が存在するものの、後発参入者は、国や自治体を含め、新たに同様のデータ収集等を行うことは相当の困難がある。特に、広く社会的課題の解決に資するデータは、いわゆるデジタル公共財<sup>45</sup>の一類型と捉えられるものであるが、事業者が保有するものについては、広く一般の事業者や地方公共団体の利用を促すことが政策的には望ましい場合であっても、市場原理のみでは、適正な価格設定を通じた最適な需要を達成しがたい可能性がある。今後、政府において、こうしたデジタル公共財を一般の利用に供するための各種の可能性を検討する。

## (2) デジタル公共財を整備する必要性

○官民を通じた幅広い分野でのデータ利活用を推進し、イノベーションにつなげていく上で、3（2）②に記載の「デジタル公共インフラ」としてのデータ連携基盤の整備に加え、汎用性が特に高いデータ、例えば、地方創生に、あるいは、中小企業・スタートアップ等のイノベーション誘発のために有用なデータなども存在する。多くの地方公共団体、個人又は事業者に共通して有用な有償又は無償のデータについては、行政データのオープンデータ化といった形で「デジタル公共財」としての公的な整備を進めていくことが課題である<sup>46</sup>。

○現在、こうしたデータに関しては、各自治体等による個別の取組も進められているが、今後、より効率的かつ効果的なデータ利用を実現するために、各自治体等が個別に対応することが最適とは限らない。このため、望ましいデータの共同利用の方法を含め、デジタル公共財としての在り方について2025年度に具体的に検討する。

○検討に当たっては、多くの自治体、個人、事業者にとって共通のニーズがあるものを対象とすることが望ましいが、現状のデータ提供・利用に関する民間ビジネスやその競争

---

<sup>43</sup> 検索・地図・SNS・マーケットプレイス等のプラットフォーム型サービスにおいては、利用者が利用者を呼び込むネットワーク効果が強く作用し、一度大きなシェアを獲得した一部事業者に市場が集中する傾向がある。

<sup>44</sup> 継続的なデータ収集・処理には、データ取得装置、AI学習基盤、データセンターなどに多額の投資が必要となり、参入障壁が高い。結果として、先行事業者の優位が固定化されやすく、後発事業者による市場参入や競争が制限される可能性がある。

<sup>45</sup> このような課題認識は国際的にも共有され始めており、国連では、オープンソースソフトウェア、研究データ、オープンデータ、オープンAIシステム、オープンコンテンツコレクションといったオープンかつ信頼性のあるデジタルインフラを「デジタル公共財（Digital Public Goods）」として整備・提供する重要性が強調されている。特に、オープン性、スケーラビリティ、包摂性、説明可能性などを備えた共通インフラとして、国内外を問わず広くアクセス可能な基盤を整備することが、持続可能で信頼性あるデジタル社会の前提とされている。

<sup>46</sup> 「デジタル公共インフラ」は、社会全体がデジタルサービスを安全かつ効率的に活用するための共通基盤を指し、電子認証やガバメントクラウドなど、行政や民間のサービスを支える仕組みを指す。制度・運用上でアクセス制限が課され、排除性が成立するものが多い。「デジタル公共財」とは、誰でも自由に使え、利用しても減ることがなく、複製や共有が容易なソフトウェアやデータなどを指し、オープンソースソフトや公共統計データなどを指す。

環境への不当な影響を及ぼさないように検討する必要があることに留意する。

## 7. 官民の体制整備（国、官民協議体）

### （1）データ戦略の司令塔機能強化

○データを連携・利活用を促進していく上で、情報システムに関する資金や時間等のコストを低減することは重要である。そのためには、「作るより使う」をキーワードに、疎結合のアーキテクチャが求められることから、各府省庁の独自の取組に対して、一定のガバナンスを効かせる必要がある。また、データを連携・利活用するためのノウハウの提供等も必要になる。

○本基本方針で掲げた事項を実現するためには、政府部内におけるデータ戦略の司令塔機能が必要であり、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局が担っている業務を含め、デジタル庁において、各府省庁におけるデータ利活用の取組状況を把握・評価し、必要に応じて他分野での取組を横展開し、個人の権利利益の保護と社会全体の利益のバランスの確保など全体最適の観点から必要な調整・指導を行う。こうした点を含め、社会全体のデジタル化に資する取組に対応するため、デジタル庁の体制面での充実を引き続き継続する。

○その上で、特に、各府省庁によるデータ連携基盤等のデータ連携に係る取組については、基本的にデジタル庁が関与、助言等を行っていくため、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）や独立行政法人国立印刷局などの関係機関との連携を更に強化する。

### （2）各府省庁における対応

○本基本方針を踏まえ、更なるデータ利活用に向けた取組を政府全体として進めていくためには、各府省庁における体制の強化にも取り組む必要がある。各府省庁においては、2024年度からの5年間がDX等を推進するための「集中取組期間」であることも踏まえ、主体的に所掌分野に係るデータ利活用の取組を強力に推進していくため体制を強化する。また、デジタル庁から各府省庁への支援も強化する。

## 8. 当面の対応

○本基本方針の取組を具体化するため、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の抜本的な改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会に法案を提出することを目指す。その際、個人情報保護法は、データ利活用の推進を下支えする礎となる規律であり、データ利活用全体や個別分野における制度整備と同時並行でアップデートを行う必要があることに留意する。

○本方針の内容が着実に実現されるよう、デジタル行財政改革会議等においてフォローアップを実施する。